○原子力規制委員会規則第十二号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則を次のように定める。

令和二年三月十七日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条　次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）　別表第一

二　核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）　別表第二

三　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府令第一号）　別表第三

四　国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）　別表第四

五　核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）　別表第五

六　核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）　別表第六

七　使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）　別表第七

八　核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号）　別表第八

九　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）

別表第九

十　船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）　別表第十

十一　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）　別表第十一

十二　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）　別表第十二

十三　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）　別表第十三

十四　使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）　別表第十四

十五　試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則（平成十七年文部科学省令第四十九号）　別表第十五

十六　製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度に

ついての確認等に関する規則（平成十七年経済産業省令第百十二号）　別表第十六

十七　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）　別表第十七

十八　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省経済産業省令第二号）　別表第十八

十九　使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十四号）　別表第十九

第二条　研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号）第三条の二中「第百十一条第一項第六号」を「第百十条の二第十一号」に改める。

第三条　第一条各号に定める表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及

び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。

三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

四　標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であって、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

五　標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の二十四に規定する指定検査機関等を指定する省令等の廃止）

第二条　次に掲げる規則は、廃止する。

一　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第六十一条の二十四に規定する指定検査機関等を指定する省令（平成十三年経済産業省令第百二十四号）

二　研究開発段階発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十一号）

（経過措置）

第三条　この規則の施行の際現に設置されている試験研究用等原子炉施設（旧法第四十三条の三の二第二項の廃止措置計画の認可を受けているもの及び旧法第二十九条の施設定期検査（以下この条において単に「施設定期検査」という。）を受けたことがないものを除く。）であって、旧法第二十八条第一項の規定による使用前検査（原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十六号。附則第十三条において「平成二十五年整備等規則」という。）第十

三条の規定により改正された試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十一号）の規定に係るものに限る。）に合格しているもの（第三項において「新規制基準適合試験研究用等原子炉施設」という。）について、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、直近の施設定期検査が終了した日以降十二月を超えない時期（施行日の前日において施設定期検査を受けている場合にあっては、施行日から十二月を超えない時期）に行うものとする。

2　この規則の施行の際現に設置されている試験研究用等原子炉施設であって、旧法第四十三条の三の二第二項の廃止措置計画の認可を受けているものについて、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、施行日から十二月を超えない時期に行うものとする。

3　施行日の前日において施設定期検査を受けている試験研究用等原子炉施設（新規制基準適合試験研究用等原子炉施設を除く。）については、この規則の施行後最初に行うべき新法第二十九条第一項の検査は、施行後直ちに行うものとする。

第四条　施行日の前日において旧法第十六条の五、第四十六条の二の三又は第五十一条の十の施設定期検査

を受けている加工施設、再処理施設又は廃棄物管理施設について、この規則の施行後最初に行うべき新法第十六条の五第一項、第四十六条の二の二第一項又は第五十一条の十第一項の検査は、施行後直ちに行うものとする。

第五条　この規則の施行の際現に設置されている発電用原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。第八条第四項において「令」という。）第一条に規定する研究開発段階発電用原子炉（以下単に「研究開発段階発電用原子炉」という。）に係るものに限る。）であって、旧法第四十三条の三の三十四第二項の廃止措置計画の認可を受けているものについて、この規則の施行後最初に行うべき新法第四十三条の三の十六第一項の検査は、直近の施設定期検査（旧法第四十三条の三の十五の施設定期検査をいう。）が終了した日以降十三月を超えない時期に行うものとする。

第六条　施行日から令和二年四月三十日までの間に新法第二十九条第一項の検査を開始しようとする者に係る新試験炉規則第三条の十二第二項の規定の適用については、同項中「検査開始予定日の一月前まで（第三条の九第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一

定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）」とあるのは、「この規則の施行の日まで」とする。

2　附則第三条第三項又は第四条の規定に基づき施行後直ちに行う検査については、新試験炉規則第三条の十二第二項の規定（同条第一項に規定するときに係るものに限る。）、新加工規則第三条の十三第二項の規定（同条第一項に規定するときに係るものに限る。）、新再処理規則第七条の十二の二第二項の規定（同条第一項に規定するときに係るものに限る。）又は新廃棄物管理規則第十六条第二項の規定（同条第一項に規定するときに係るものに限る。）は、適用しない。

第七条　施行日前に旧法第二十一条、第三十四条、第四十三条の三の二十一、第四十七条、第五十一条の十五又は第五十六条の二の規定により記録した旧加工規則第七条第一項、旧試験炉規則第六条第一項、旧研開炉規則第六十二条第一項、旧再処理規則第八条第一項、旧二種埋設規則第十三条第一項、旧廃棄物管理規則第二十六条第一項又は旧核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表の上欄に掲げる事項の保存については、なお従前の例による。この場合において、旧加工規則第七条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは「この規則の施

行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間」と、旧試験炉規則第六条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ及びハ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同表第十一号中「次の改定の後三年間」とあるのは「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号）第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録の作成後三年が経過するまでの期間」と、旧研開炉規則第六十二条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、旧再処理規則第八条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間」と、旧廃棄物管理規則第二十六条第一項の表第一号イ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最

初の使用前確認」と、同号ロ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と、同号ハ中「検査終了後五年が経過するまでの期間」とあるのは「同一事項に関するこの規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間」と、旧核燃料物質使用規則第二条の十一第一項の表第一号及び第三号ハ中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同表第七号中「次の改定の後三年間」とあるのは「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号）第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録の作成後三年が経過するまでの期間」と読み替えるものとする。

第八条　この規則の施行の際現に加工施設若しくは使用済燃料貯蔵施設の設置の工事に着手している者又は旧法第二十二条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の三の二十四第一項（研究開発段階発電用原子炉に係るものに限る。）、第五十条第一項、第五十一条の十八第一項若しくは第五十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、令和二年九月三十日までに新法第二十二条第一項、第三十七条第一項、第四十三条の三の二十四第一項、第四十三条の二十第一項、第五十条第一項、第五十一条の十八第一

項又は第五十七条第一項に規定する保安規定の認可又は変更の認可を申請しなければならない。

2　前項の規定による保安規定の認可又は変更の認可を申請した者が講ずる保安のために必要な措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあった日までの間は、新加工規則第七条の二の二から第七条の八まで、新試験炉規則第六条の三から第十四条の二まで、新研開炉規則第六十四条から第八十五条まで、新貯蔵規則第二十八条から第三十五条の二まで、新再処理規則第八条の三から第十六条まで、新二種埋設規則第十三条の三から第十九条の二まで、新廃棄物管理規則第二十六条の三から第三十三条の二まで又は新核燃料物質使用規則第二条の十一の三から第二条の十一の十二までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　第一項又は原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う実用発電用原子炉に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第三号）附則第六条第一項の規定による保安規定の認可又は変更の認可を申請した者が講ずる工場又は事業所の外における核燃料物質等の廃棄及び運搬に係る保安のために必要な措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあった日までの間

は、新外廃棄規則第二条第一項第二号及び第四号並びに第三条第一項第九号並びに新外運搬規則第十七条の二及び第十九条第一項第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　この規則の施行の際現に旧法第五十二条第一項の許可を受けている者（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。）が講ずる核燃料物質の使用等並びに工場又は事業所の外における核燃料物質等の廃棄及び運搬に係る保安のために必要な措置については、令和二年九月三十日までの間は、新核燃料物質使用規則第二条の十一の三から第二条の十一の十二まで並びに新外廃棄規則第二条第一項第二号及び第四号並びに第三条第一項第九号並びに新外運搬規則第十七条の二及び第十九条第一項第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5　新法第五十九条第一項の規定により原子力事業者等から運搬を委託された者が講ずる工場又は事業所の外における核燃料物質等の運搬に係る保安のために必要な措置については、令和二年九月三十日までの間は、新外運搬規則第十七条の二及び第十九条第一項第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6　前三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における新外廃棄規則第五条及び新外運搬規則第二十条の規定の適用については、新外廃棄規則第五条中「第二条第一項第三号から第八号まで及び第

二項」とあるのは「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和　年原子力規制委員会規則第　号）による改正前の第二条第一項第三号から第七号まで及び第二項」と、新外運搬規則第二十条中「第十七条の二」とあるのは「第十七条」とする。

第九条　この規則の施行の際現に旧外運搬規則第二十一条第一項又は第二十三条第二項の規定によりされている申請は、それぞれ新外運搬規則第二十一条第一項又は第二十三条第二項の規定による申請とみなす。

第十条　施行日前に旧加工規則第七条の八の二第一項第一号、旧再処理規則第十六条の二第一項第一号又は旧廃棄物管理規則第三十三条の二第二項第一号の規定により行われた評価はそれぞれ新加工規則第七条の四の二第一項、新再処理規則第十一条の二第一項又は新廃棄物管理規則第二十九条の二第一項の規定により行われた評価と、旧加工規則第七条の八の二第一項第二号、旧再処理規則第十六条の二第一項第二号又は旧廃棄物管理規則第三十三条の二第二項第二号の規定により策定された計画はそれぞれ新加工規則第七条の四の二第一項、新再処理規則第十一条の二第一項又は新廃棄物管理規則第二十九条の二第一項の規定

により策定された方針と、旧加工規則第七条の八の二第二項の規定により行われた再評価及び当該再評価に基づき策定された計画はそれぞれ新加工規則第七条の四の二第二項の規定により行われた再評価及び当該再評価に基づき策定された方針と、旧試験炉規則第十四条の二第三項の規定により行われた評価及び当該評価に基づき策定された計画はそれぞれ新試験炉規則第九条の二第二項の規定により行われた再評価及び当該再評価に基づき策定された方針とみなす。

第十一条　この規則の施行の際現に旧法第二十二条の八第二項、第四十三条の三の二第二項、第四十三条の三の三十四第二項（研究開発段階発電用原子炉に係るものに限る。）、第五十条の五第二項又は第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けている者は、令和二年九月三十日までに新法第二十二条の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の三の三十四第三項、第五十条の五第三項又は第五十七条の五第三項において読み替えて準用する新法第十二条の六第三項に規定する廃止措置計画の変更の認可（新加工規則第九条の五第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第六号及び第九号、新試験炉規則第十六条の六第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第五号及び第八号、新研開炉規則第百十一条第一項第十二号及び第二項第九号、新再処理規則第十九条の五第一項第十一号及び第二項第

九号又は新核燃料物質使用規則第六条の三第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第五号及び第八号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

2　前項の規定による廃止措置計画の変更の認可を申請した者に係る廃止措置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあった日までの間は、新加工規則第九条の五第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第六号及び第九号、新試験炉規則第十六条の六第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第五号及び第八号、新研開炉規則第百十一条第一項第十二号及び第二項第九号、新再処理規則第十九条の五第一項第十一号及び第二項第九号又は新核燃料物質使用規則第六条の三第一項第五号、第六号及び第十一号並びに第二項第五号及び第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十二条　原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第四号）附則第十二条第二項中「新研開炉規則第七十八条から第八十一条まで、第八十七条第一項第二十号から第二十三号まで、同条第三項第十七号から第二十号まで」を「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（

令和　年原子力規制委員会規則第　号）による改正後の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第七十八条、第八十七条第一項第十六号及び第三項第十六号」に改める。

第十三条　平成二十五年整備等規則の一部を次のように改める。

附則第二条第二項中「新試験炉規則第十五条第一項第十五号」を「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和　年原子力規制委員会規則第　号）による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十条並びに第十五条第一項第十五号及び第二項第十五号」に改める。

附則第四条第二項中「新核燃料物質使用規則第二条の十二第一項第十一号」を「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和　年原子力規制委員会規則第　号）による改正後の核燃料物質の使用等に関する規則第二条の十一の八並びに第二条の十二第一項第十三号及び第二項第十五号」に改める。

附則第七条第二項中「新加工事業規則第七条の四の四、第七条の四の五、第八条第一項第十七号及び第十八号、同条第二項第十九号及び第二十号」を「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和　年原子力規制委員会規則第　号）による改正後の核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の四の三、第八条第一項第十四号及び第二項第十六号」に改める。

附則第八条中「最初に行う施設定期検査の次の施設定期検査」を「最初に行う定期事業者検査の次の定期事業者検査」に改める。

附則第十一条第二項中「新再処理事業規則第十二条の四、第十二条の五、第十七条第一項第二十号及び第二十一号、同条第二項第二十一号及び第二十二号」を「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和　年原子力規制委員会規則第　号）による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十二条、第十七条第一項第十五号

及び第二項第十七号」に改める。

第十四条　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十九年原子力規制委員会規則第五号。次項において「平成二十九年改正規則」という。）附則第二条第三項及び第四項並びに第三条を削る。

２　平成二十九年改正規則附則第二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされていた発電用原子炉施設に係る附則第十一条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「新研開炉規則第百十一条第一項第十二号及び第二項第九号」とあるのは、「新研開炉規則第百十一条第一項第六号、第七号及び第十二号並びに第二項第六号及び第九号」とする。

第十五条　試験研究用等原子炉施設等に対する妨害破壊行為等への対策の強化等のための試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（平成三十一年原子力規制委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の表中「第二条の十一の十第二項第一号」を「第二条の十一の十三第二項第一号」に改める。

附則第三条第一項の表中「第二条の十一の十第二項第十七号ホ」を「第二条の十一の十三第二項第十七号ホ」に改め、同条第二項の表中「第二条の十一の十第二項第十八号」を「第二条の十一の十三第二項第十八号」に改める。

附則第四条の表中「第二条の十一の十第二項第二十三号」を「第二条の十一の十三第二項第二十三号」に改める。

（定義）

第十六条　この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　旧法　原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。

二　新法　原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律をいう。

三　旧試験炉規則　この規則による改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則をいう。

四　新試験炉規則　この規則による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則をいう。

五　旧核燃料物質使用規則　この規則による改正前の核燃料物質の使用等に関する規則をいう。

六　新核燃料物質使用規則　この規則による改正後の核燃料物質の使用等に関する規則をいう。

七　旧加工規則　この規則による改正前の核燃料物質の加工の事業に関する規則をいう。

八　新加工規則　この規則による改正後の核燃料物質の加工の事業に関する規則をいう。

九　旧再処理規則　この規則による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則をいう。

十　新再処理規則　この規則による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則をいう。

十一　新外廃棄規則　この規則による改正後の核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則をいう。

十二　旧外運搬規則　この規則による改正前の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する

規則をいう。

十三　新外運搬規則　この規則による改正後の核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則をいう。

十四　旧二種埋設規則　この規則による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則をいう。

十五　新二種埋設規則　この規則による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則をいう。

十六　旧廃棄物管理規則　この規則による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則をいう。

十七　新廃棄物管理規則　この規則による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則をいう。

十八　旧研開炉規則　この規則による改正前の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則をいう。

一九　新研開炉規則　この規則による改正後の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則をいう。

二十　新貯蔵規則　この規則による改正後の使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則をいう。

二十一　施行日　この規則の施行の日をいう。

別表第一　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義） 第一条の二　［略］ ２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～七　略］ 八　「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。 九　「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。 十　「廃止措置対象施設」とは、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる試験研究用等原子炉施設をいう。 十一　「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、試験研究用等原子炉施設の設計において発生を想定しているものをいう。 イ　自然現象 ロ　試験研究用等原子炉施設を設置する工場若しくは事業所（原子力船を含む。）内又はその周辺における試験研究用等原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。） ハ　試験研究用等原子炉施設内における火災、溢水その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象	（定義） 第一条の二　［同上］ ２　［同上］ ［一～七　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］

十二　「多量の放射性物質等を放出する事故」とは、発生頻度が設計基準事故（試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号。次条第一項第二号ロ及び第十一条第三号において「設置許可基準規則」という。）第二条第二項第十六号に規定する設計基準事故をいう。）より低い事故であつて、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものをいう。	［号を加える。］
（試験研究用等原子炉の設置の許可の申請） 第一条の三　法第二十三条第二項の試験研究用等原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。	（試験研究用等原子炉の設置の許可の申請） 第一条の三　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。	二　［同上］
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　試験研究用等原子炉施設の一般構造	ロ　［同上］
(1)　［略］	(1)　［同上］
(2)　耐津波構造（設置許可基準規則第五条に規定する津波に対して試験研究用等原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）	(2)　耐津波構造（試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号。次項第十号において「設置許可基準規則」という。）第五条に規定する津波に対して試験研究用等原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）
(3)　［略］	(3)　［同上］
ハ　原子炉本体の構造及び設備	ハ　［同上］
(1)　試験研究用等原子炉の炉心（第六条第一項及び第十一条において単に「炉心」という。）	(1)　試験研究用等原子炉の炉心（以下「炉心」という。）
(i)　［略］	(i)　［同上］
(ii)　燃料体の最高燃焼度及び最大挿入量	(ii)　燃料体の最大挿入量
(iii)・(iv)　［略］	(iii)・(iv)　同上］

(2) 燃料体 [(i)～(iv) 略] [削る。]	(2) [同上] [(i)～(iv) 同上] (v) 最高燃焼度 [(3)～(6) 同上] [ニ～ヌ 同上] [三～五 同上] [号を加える。]
[(3)～(6) 略] [ニ～ヌ 略] [三～五 略] 六 法第二十三条第二項第九号の試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。	
2 前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第十二条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、第六号及び第七号の書類は、附帯陸上施設に係るものに限るものとする。	2 [同上]
[一～九 略] 十 試験研究用等原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される試験研究用等原子炉の事故（多量の放射性物質等を放出する事故を含む。第二条第二項第十号において同じ。）の種類、程度、影響等に関する説明書	[一～九 同上] 十 試験研究用等原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される試験研究用等原子炉の事故（発生頻度が設計基準事故（設置許可基準規則第二条第二項第十六号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ。）より低い事故であつて、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものを含む。第二条第二項第十号において同じ。）の種類、程度、影響等に関する説明書 [号を加える。]
十一 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書 十二 [略] 十三 [略]	十一 [同上] 十二 [同上]
3 [略]	3 [同上]
4 法第二十三条第一項の許可を受けようとする者が法人である場	4 法第二十三条第一項の許可を受けようとする者が法人である場

合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（変更の許可の申請）

第二条　令第十四条第三号の変更の内容については、法第二十三条第二項第三号の試験研究用等原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては連続最大熱出力（連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力及び連続最大熱出力）を記載し、同項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第一条の三第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第二十三条第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつてはその売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第九号の試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の三第一項第六号に規定する事項を記載すること。

二　［略］

2　法第二十三条第二項第二号から第五号まで又は第九号に掲げる事項の変更に係る令第十四条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、第六号及び第七号の書類は、附帯陸上施設に係るものに限る。）を添付しなければならない。

［一～十　略］

十一　変更後における試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

3　［略］

合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十二号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（変更の許可の申請）

第二条　［同上］

一　令第十四条第三号の変更の内容については、法第二十三条第二項第三号の試験研究用等原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力（連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力及び連続最大熱出力）を記載し、同項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、第一条の三第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第二十三条第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

二　［同上］

2　法第二十三条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の変更に係る令第十四条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類（試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、第六号及び第七号の書類は、附帯陸上施設に係るものに限る。）を添付しなければならない。

［一～十　同上］

［号を加える。］

3　［同上］

（設計及び工事の計画の認可を要しない工事等）

第二条の二　法第二十七条第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、変更の工事であつて、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事とする。

2　法第二十七条第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項又は第二項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施設の保全上支障のない変更とする。

3　法第二十七条第五項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

（設計及び工事の計画の認可の申請）

第三条　法第二十七条第一項の規定により、試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　工事工程表

五　設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［条を加える。］

（設計及び工事の方法の認可の申請）

第三条　法第二十七条第一項の規定により、試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法（第三条の七に規定する試験研究用等原子炉施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　同上］

［号を加える。］

四　設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）に関する次の事項

イ　品質保証の実施に係る組織

ロ　保安活動の計画

ハ　保安活動の実施

ニ　保安活動の評価

ホ　保安活動の改善

六　［略］

2　前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第二十八条の二の技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3　設計及び工事の計画の全部につき一時に法第二十七条第一項の規定による認可を申請することができないときは、分割して認可を申請することができる。この場合において、申請書に当該申請に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

4　［略］

（変更の認可の申請）

第三条の二　法第二十七条第二項の規定により、認可を受けた試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～三　［略］

四　変更に係る前条第一項第四号の工事工程表

五　変更に係る前条第一項第五号の設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

六　［略］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

五　［同上］

2　前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第二十七条第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3　設計及び工事の方法の全部につき一時に法第二十七条第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。

4　［同上］

（変更の認可の申請）

第三条の二　法第二十七条第二項の規定により、認可を受けた試験研究用等原子炉施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～三　同上

［号を加える。］

四　変更に係る前条第一項第四号の設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項

五　［同上］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

一　変更に係る設計及び工事の計画が法第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類 二　変更に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類	一　変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類 二　変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第二十七条第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類
［号を削る。］	［号を加える。］
3　［略］	3　［同上］
（設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出） 第三条の二の二　法第二十七条第五項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　変更に係る試験研究用等原子炉施設の概要 三　法第二十七条第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号 四　変更の内容 五　変更の理由 2　前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。	（設計及び工事の方法に係る軽微な変更） 第三条の二の二　法第二十七条第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施設の保全上支障のない変更とする。 2　前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
（使用前事業者検査の実施） 第三条の二の三　使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。 一　構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法 二　機能及び性能を確認するために十分な方法 三　その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法	［条を加える。］

2　使用前事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（使用前事業者検査の記録）

第三条の二の四　使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日
二　検査の対象
三　検査の方法
四　検査の結果
五　検査を行つた者の氏名
六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
七　検査の実施に係る組織
八　検査の実施に係る工程管理
九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
十　検査記録の管理に関する事項
十一　検査に係る教育訓練に関する事項

2　使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る試験研究用等原子炉施設の存続する期間保存するものとする。

［条を加える。］

（溶接に係る使用前事業者検査を行つた旨の表示）

第三条の二の五　試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（令和　年原子力規制委員会規則第　号）第十二条第一項に規定する容器等（以下この条において単に「容器等」という。）であつて、同項第二号に規定する主要な耐圧部の溶接部を有するものを設置する試験研究用等原子炉設置者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等に使用前事業者検査を行つたことを示す記号その他表示を付するものとする。

［条を加える。］

（使用前確認の申請）

第三条の三　法第二十八条第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

二　試験研究用等原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称）

［号を削る。］

三　申請に係る試験研究用等原子炉施設の概要

四　法第二十七条第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

五　使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所

六　申請に係る試験研究用等原子炉施設の使用の開始の予定時期

七　法第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによる熱出力（使用しようとする熱出力がこれらの熱出力未満であるときは、その使用しようとする最大の熱出力。次号において「最大使用熱出力」という。）

八　［略］

九　［略］

十　原子炉本体を試験のために使用するとき又は試験研究用等原子炉施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　工事の工程

（使用前検査の申請）

第三条の三　法第二十八条第一項の検査（以下「使用前検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［同上］

二　試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所（試験研究用等原子炉施設の変更の場合にあつては、当該変更に係る工場又は事業所）の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称）

三　工事工程表

［号を加える。］

［号を加える。］

四　検査を受けようとする事項、期日及び場所

［号を加える。］

五　法第二十三条第一項又は法第二十六条第一項の設置又は変更の許可の申請書及びこれらの許可の際に付された条件を記載した書類（以下この条において「申請書等」という。）に記載した熱出力（使用しようとする熱出力が申請書等に記載した熱出力未満であるときは、その使用しようとする最大の熱出力。以下「最大使用熱出力」という。）

六　［同上］

七　［同上］

［号を加える。］

［項を加える。］

二　前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）

三　第九条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器

四　前項第十号の特別の理由があるときにあつては、その理由を記載した書類

3　第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4　第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

（使用前確認を要しない場合）

第三条の四　法第二十八条第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一　原子炉本体を試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二　前号に規定する場合以外の試験研究用等原子炉施設を試験のために使用する場合

三　試験研究用等原子炉施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四　試験研究用等原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五　試験研究用等原子炉施設の変更の工事であつて、第三条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合

2　前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

3　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（使用前検査の実施）

第三条の四　使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一　燃料体、制御材、減速材、反射材、放射線遮蔽材又は特に気密若しくは水密を要する材料若しくは部品に関する事項　質量分析試験、化学分析試験若しくは分光分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

二　原子炉本体又は原子炉冷却系統施設の組立てに関する事項　それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき又は洗浄試験を行うとき。

三　核燃料物質の取扱施設若しくは貯蔵施設又は放射性廃棄物の廃棄施設の組立てに関する事項　それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき。

四　計測制御系統施設、放射線管理施設、原子炉格納施設又はその他の試験研究用等原子炉の附属施設の組立てに関する事項　それぞれの施設が完成したとき。

五　試験研究用等原子炉施設の性能に関する事項　試験研究用等原子炉が臨界に達するとき、熱出力が最大使用熱出力に達するときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

［条を削る。］

（使用前確認証）

第三条の六　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第三条の三の規定による申請に係る試験研究用等原子炉施設が法第二十八条第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

（廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持）

第三条の七　法第二十八条の二ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第十六条の五の二第十一号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第二十八条の二本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

（使用前検査実施要領書）

第三条の四の二　原子力規制委員会は、第三条の三第一項の申請書の提出を受けた場合には、前条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（使用前検査合格証）

第三条の六　原子力規制委員会は、使用前検査を行い、合格と認めたときは、使用前検査合格証を交付する。

（溶接検査を受ける試験研究用等原子炉施設）

第三条の七　法第二十八条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める試験研究用等原子炉施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器

二　原子炉冷却系統施設（蒸気タービン及びその附属設備を除く。以下この条において同じ。）、計測制御系統施設、放射線管理施設又は第一条の三第一項第二号ヌに規定する試験研究用等原子炉の附属施設（非常用電源設備を除く。以下「主要実験設備等」という。）に属する容器であつて非常時に安全装置として使用されるもの

三　原子炉本体に属する容器又は原子炉格納容器に取り付けられる管のうち、それが取り付けられる当該容器から最も近い止め弁までの部分

四　原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射線管理施設又は主要実験設備等に属する管であつて、非常時に安全装置として使用されるもの（前号に規定するものを除く。）

五　核燃料物質の取扱施設若しくは貯蔵施設、原子炉冷却系統施

設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設若しくは主要実験設備等に属する容器（第二号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径六十一ミリメートル（最高使用圧力九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超える管（前二号に規定するものを除く。）であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上のもの

六　核燃料物質の取扱施設若しくは貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設若しくは主要実験設備等に属する容器（第二号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径百五十ミリメートル以上の管（第三号及び第四号に規定するものを除く。）であつて、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）未満のもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの

イ　水用の容器又は管であつて、最高使用温度百度未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル

ロ　イに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル

ハ　イに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあつては、四百九十キロパスカル）

七　蒸気タービンに係る蒸気だめ若しくは熱交換器又は非常用電源設備に属する容器のうち、耐圧部分について溶接をするもの

八　蒸気タービンに係る外径百五十ミリメートル以上の管のうち、耐圧部分について溶接をするもの

（定期事業者検査の実施時期）

第三条の八　定期事業者検査は、試験研究用等原子炉施設について、定期事業者検査が終了した日以降十二月を超えない時期（判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）ごとに行うものとする。ただし、試験研究用等原子炉施設の設置の工事の後の初回の定期事業者検査については、その使用が開始された日以降十二月を超えない時期に行うものとする。

2　前項の判定期間は、原子力規制検査において、試験研究用等原子炉施設（当該試験研究用等原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。

一　次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査を行うべきもの

二　定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの

三　次のいずれかに掲げるもの

イ　計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて試験研究用等原子炉施設の使用時において技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの

ロ　試験研究用等原子炉施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより試験研究用等原子炉施設の保安の確保に支障を来さないもの

3　試験研究用等原子炉施設についての次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより試験研究用等原子炉施設の使用時における

（溶接検査の申請）

第三条の八　法第二十八条の二第一項の規定により前条に規定する試験研究用等原子炉施設の溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三　溶接施行工場の名称及び所在地

四　溶接工程表

五　検査を受けようとする事項、期日及び場所

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施行法（以下「溶接施行方法」という。）並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書

二　検査を受けようとする容器又は管の構造図

三　溶接部の設計図

3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

試験研究用等原子炉施設の保安の確保に支障を来さないものにあつては、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する時期よりも前の時期に行うことができる。

4　次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

一　使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

二　災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

5　前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称）

三　直近の定期事業者検査が終了した年月日

四　定期事業者検査開始希望年月日及びその理由

6　前項の申請書には、申請に係る試験研究用等原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

7　第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（定期事業者検査の実施）

第三条の九　定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

（溶接検査の実施）

第三条の九　法第二十八条の二第一項の検査は、次の各号に掲げる工程ごとに行う。

一　溶接作業を行うとき（第三条の七第一項第六号から第八号までに規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合及び

二　試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

2　前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該試験研究用等原子炉施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

3　前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一　試験研究用等原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二　試験研究用等原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果

三　試験研究用等原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該試験研究用等原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）

4　第二項の一定の期間は、十二月以上としなければならない。

5　第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。

6　定期事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（定期事業者検査の記録）

第三条の十　定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日

二　検査の対象

三　検査の方法

溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないものとしてこの工程における検査を受けないで容器又は管を使用することを承認した場合を除く。）。

二　法第二十八条の二第三項第二号に規定する技術上の基準（以下「溶接の技術基準」という。）により非破壊試験を必要とする溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になつたとき。

三　突合せ溶接部については、溶接の技術基準による機械試験を行うことができる状態になつたとき。

四　耐圧試験を行うことができる状態になつたとき（第三条の七第一項第六号から第八号までに規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合を除く。）。

（溶接検査を要しない場合）

第三条の十　法第二十八条の二第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、漏止め溶接のみをした第三条の七第一項第六号から第八号までに規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合とする。

四　検査の結果
五　検査を行つた者の氏名
六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
七　検査の実施に係る組織
八　検査の実施に係る工程管理
九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
十　検査記録の管理に関する事項
十一　検査に係る教育訓練に関する事項

2　定期事業者検査の結果の記録は、その試験研究用等原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

（廃止措置中において定期事業者検査を要する場合）

第三条の十一　法第二十九条第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第十六条の五の二第十一号の性能維持施設が存在する場合とする。

（溶接の方法の認可）

第三条の十一　法第二十八条の二第二項の認可を受けようとする者は、溶接施行工場ごとに（船舶に設置する試験研究用等原子炉施設に係る溶接の方法にあつては、溶接施行工場ごとに、かつ、船舶ごとに）、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　溶接施行工場の名称及び所在地
三　試験研究用等原子炉施設を船舶に設置する場合にあつては、その船舶の名称
四　溶接設備の種類及び容量
五　溶接施行方法の種類
六　溶接を行う者の氏名及びその者が行う溶接施行方法の範囲

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。

一　溶接設備
二　溶接施行方法

三　溶接を行う者の知識及び技能

3　原子力規制委員会は、第一項の認可の申請に係る溶接の方法が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　溶接設備の種類及び容量が申請に係る溶接施行方法による溶接を行うのに適切であること。

二　溶接施行方法が溶接部の強度を確保するのに適切であること。

三　溶接を行う者がその行おうとする溶接施行方法による溶接について相当の知識及び技能を有すること。

4　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（輸入品の溶接検査）

第三条の十二　法第二十八条の二第四項の規定により溶接をした第三条の七に規定する試験研究用等原子炉施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三　溶接施行工場の名称及び所在地

四　検査を受けようとする事項、期日及び場所

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　溶接の方法に関する説明書

二　検査を受けようとする容器又は管の構造図

三　溶接部の設計図

四　溶接（第三条の七第一項第六号から第八号までに規定する容

（定期事業者検査の報告）

第三条の十二　法第二十九条第三項の原子力規制委員会規則で定めるときは、定期事業者検査（第三条の八第三項の規定を適用して行うものを除く。）を開始しようとするときとする。

2　法第二十九条第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときにあつては遅滞なく、前項に規定するときにあつては検査開始予定日の一月前まで（第三条の九第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）に、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称）

三　検査の対象及び方法並びに期日

四　検査の実績又は予定の概要

3　第一項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　定期事業者検査の計画
二　試験研究用等原子炉施設及び第九条第一項の施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める同項第三号の施設管理目標
三　第九条第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項
イ　施設管理実施計画の始期（定期事業者検査を開始する日をいう。第九条第一項第四号イにおいて同じ。）及び期間
ロ　試験研究用等原子炉施設の工事の方法及び時期
ハ　試験研究用等原子炉施設の点検、検査等（以下この号及び第九条第一項第四号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期
ニ　試験研究用等原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
四　第三条の九第二項に規定する判定する方法に関すること（一定の期間を含む。）。
五　前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合にあつては、その変更の内容を説明する書類
六　前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類
七　前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があつた場合にあつては、第三条の九第三項各号に掲げる事項について記載した書類

4　前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

5　第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第三条の九第三項各号に掲げる事項について記載した器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、開先面試験、開先試験、溶接作業試験、非破壊試験（第三条の九第二号に規定する溶接部に関するものに限る。）、機械試験（突合せ溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書

3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

書類を提出しなければならない。

6　第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

（溶接検査実施要領書）

第三条の十二の二　原子力規制委員会は、第三条の八第一項の申請書の提出を受けた場合には、第三条の九各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

2　原子力規制委員会は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第二十八条の二第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（溶接検査合格証等）

第三条の十三　原子力規制委員会は、法第二十八条の二第一項又は第四項の検査を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

（施設定期検査を受ける試験研究用等原子炉の附属施設）

第三条の十四　令第十六条の原子力規制委員会規則で定める試験研究用等原子炉の附属施設は、非常用電源設備及びループ照射設備とする。

（施設定期検査の申請）

第三条の十五　法第二十九条第一項の検査（以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

［条を削る。］	二　試験研究用等原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称） 三　検査を受けようとする試験研究用等原子炉施設の名称 四　検査を受けようとする事項及び期日 2　前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。 3　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。
［条を削る。］	（施設定期検査実施要領書） 第三条の十五の二　原子力規制委員会は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、施設定期検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。
（合併及び分割の認可の申請） 第五条　法第三十一条第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。 ［一～六　略］ 七　試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。 ［一～五　略］ 六　試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書	（施設定期検査合格証） 第三条の十六　原子力規制委員会は、施設定期検査を行い、合格と認めたときは、施設定期検査合格証を交付する。 （合併及び分割の認可の申請） 第五条　法第三十一条第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。 ［一～六　同上］ ［号を加える。］ 2　［同上］ ［一～五　同上］ ［号を加える。］

七　［略］

3　［略］

（記録）

第六条　法第三十四条の規定による記録は、試験研究用等原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　試験研究用等原子炉施設の施設管理（第九条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録		
イ　使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
ロ　第九条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した試験研究用等原子炉施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間

六　［同上］

3　［同上］

（記録）

第六条　法第三十四条の規定による記録は、試験研究用等原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　試験研究用等原子炉施設の検査記録		
イ　使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間
ロ　施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間

ハ　第九条第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	
二　［略］	［略］	
三　燃料体の記録（第十六条の五の二第十一号の性能維持施設が存在しない場合を除く。）	評価を実施した試験研究用等原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	
［イ～ト　略］	［略］	［略］
四　放射線管理記録		
イ　原子炉本体（法第四十三条の三の二第二項の認可を受け、第十六条の五の二第十一号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（法第四十三条の三の二第二項の認可を受	［略］	［略］

ハ　第十条の規定による検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間
二　［同上］	［同上］	［同上］
三　燃料体の記録		
［イ～ト　同上］	［同上］	［同上］
四　［同上］		
イ　原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	［同上］	［同上］

け、第十六条の五の二第十一号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率			
［ロ～ル　略］	［略］	［略］	［略］
［削る。］			
五　［略］			

［ロ～ル　同上］	［同上］	［同上］	［同上］
五　保守記録	毎日一回（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉及びその附属施設内に核燃料物質が存在しない場合は、毎週一回）	一年間	［同上］
イ　試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉にあつては点検の状況を除く。）			
ロ　試験研究用等原子炉施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度		
六　［同上］	［同上］	［同上］	

六　試験研究用等原子炉施設の事故記録		
イ　事故の発生及び復旧の日時	［略］	
［ロ～ニ　略］	［略］	
七　［略］	［略］	
八　［略］	［略］	
九　廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる試験研究用等原子炉施設の設備の名称		法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度
十　第十四条の二各号の規定による試験研究用等原子炉施設の定期的な評価の結果	［削る。］	評価の都度
［削る。］	［削る。］	［削る。］

［略］	［略］	第七項に定める期間
［略］	［略］	［削る。］
［略］	［略］	［削る。］

七　［同上］		
イ　事故の発生及び復旧の時	［同上］	
［ロ～ニ　同上］	［同上］	
八　［同上］	［同上］	
九　［同上］	［同上］	
十　第十四条の二の規定による試験研究用等原子炉施設の定期的な評価の結果	［加える。］	
イ　第十四条の二第一項各号に掲げる評価の結果	評価の都度	
ロ　第十四条の二第二項第一	評価の都度	

［同上］		
［同上］	［同上］	
［同上］	［同上］	
［同上］	［同上］	
［加える。］	［加える。］	
［加える。］	［加える。］	
第八項に定める期間	第八項に定め	

［削る。］	［削る。］	［削る。］
十一　品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後五年が経過するまでの期間
十二　［略］	［略］	［略］

［2～6　略］

7　第一項の表第四号リ及びヌ、第六号並びに第九号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

［8・9　略］

（品質マネジメントシステム）

第六条の三　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、法第二十三条第一項又は第二十六条第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（次条から第十四条の二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

（試験研究用等原子炉施設の施設管理）

第九条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設

号に掲げる評価の結果

ハ　第十四条の二第二項第二号に掲げる計画	策定の都度	第八項に定める期間
十一　品質保証計画	策定及び改定の都度	次の改定の後三年間
十二　［同上］	［同上］	［同上］

［2～6　同上］

7　第一項の表第四号リ及びヌ並びに第七号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

［8・9　同上］

［条を加える。］

（試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検）

第九条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設

置者は、試験研究用等原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、試験研究用等原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　試験研究用等原子炉施設が法第二十三条第一項又は第二十六条第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二　前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の二第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第十六条の五の二第十一号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。

三　第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、試験研究用等原子炉施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。）を定めること。

四　施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

イ　施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ　試験研究用等原子炉施設の設計及び工事に関すること。

ハ　試験研究用等原子炉施設の巡視（試験研究用等原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ　試験研究用等原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（試験研究用等原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含

置者は、毎日一回以上、従業者に試験研究用等原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。

一　原子炉冷却系統施設

二　制御材駆動設備

三　電源、給排水及び排気施設

2　前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、試験研究用等原子炉設置者は、毎週一回以上（核燃料物質が試験研究用等原子炉施設内に存在する場合は毎日一回以上）、従業者に試験研究用等原子炉施設について巡視させなければならない。

む（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。

ホ　試験研究用等原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ヘ　試験研究用等原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト　への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。

チ　試験研究用等原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。

五　施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項及び第二項に規定する措置を除く。）。

イ　施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間

ロ　施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

六　前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七　試験研究用等原子炉の運転を相当期間停止する場合その他試験研究用等原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該試験研究用等原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

2　試験研究用等原子炉設置者は、次条第一項若しくは第二項の規定により長期施設管理方針を策定したとき又は同条第三項の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

（試験研究用等原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第九条の二　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子

［条を加える。］

炉設置者は、試験研究用等原子炉施設の保全に関し、運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該試験研究用等原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、試験研究用等原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。	
2　前項の評価は、十年を超えない期間ごとに再評価を行い、この再評価の結果に基づき、次の十年間に実施すべき当該試験研究用等原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。	
3　試験研究用等原子炉設置者は、前二項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前二項の施設管理に関する方針（第十五条第一項第十七号において「長期施設管理方針」という。）を変更しなければならない。	
4　前三項の規定は、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については適用しない。	
（設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置）	（試験研究用等原子炉施設の施設定期自主検査）
第十条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に関して、法第二十三条第一項又は第二十六条第一項の許可を受けたところ（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ）により、次に掲げる試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置を講じなければならない。	第十条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、次の各号に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。
一　設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画（試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所における火災に係る次に掲げる事項を含む。）を定めるとと	一　計測制御系統施設については、緊急遮断を起こすべき各条件について緊急遮断のための性能検査を一月ごとに、緊急遮断検査を施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。
	二　試験研究用等原子炉施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。
	三　法第三十七条第一項の規定による保安規定に定める保安上特

もに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ　試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。

ロ　消防吏員への通報に関すること。

ハ　消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

二　設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に（多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における措置に関する教育及び訓練にあつては、毎年一回以上定期に）実施すること。

三　設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

四　前三号に掲げるもののほか、設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

（試験研究用等原子炉の運転）

第十一条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、次の各号に掲げる試験研究用等原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。

一　［略］

二　試験研究用等原子炉の運転に必要な構成人員がそろつているときでなければ運転を行わせないこと。

三　試験研究用等原子炉の通常運転（設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する通常運転をいう。以下この号において同じ。）を行うために必要な次の事項を定め、これを運転員に管理を必要とする設備の性能が維持されているかどうかについての検査（第一号に掲げるものを除く。）を施設定期検査を受ける時期ごとに行うこと。

2　前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、試験研究用等原子炉設置者は、次の各号に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一　試験研究用等原子炉施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を廃止措置計画においてそれらの機能を維持すべきとした期間中、年一回行うこと。

二　法第三十七条第一項の規定による保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備の機能が維持されているかどうかについての検査を廃止措置計画においてそれらの機能を維持すべきとした期間中、年一回行うこと。

（試験研究用等原子炉の運転）

第十一条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、次の各号に掲げる試験研究用等原子炉の運転に関する措置を採らなければならない。

一　［同上］

二　試験研究用等原子炉の運転に必要な構成人員がそろつているときでなければ運転を行わないこと。

三　運転開始に先立つて確認すべき事項、運転の操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項を定め、これを運転員に守らせること。

の他の従業者に守らせること。	
イ　試験研究用等原子炉の通常運転に係る操作及び燃料体の取替えに係る操作に関し、その操作に先立つて確認すべき事項（炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために必要な事項を含む。）、その操作に必要な事項及びその操作の後に確認すべき事項	
ロ　運転員その他の従業者が試験研究用等原子炉施設の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項	
ハ　警報の発報その他の異状があつた場合に運転員その他の従業者が講ずべき措置（第五号の処置を除く。）に関する事項	
四　緊急遮断が起こつた場合には、遮断の起こつた原因及び損傷の有無について点検し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転を行わせること。	［号の細分を加える。］
五　非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。	［号の細分を加える。］
六　試験運転又は特殊実験を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行わせること。	［号の細分を加える。］
七　［略］	
（工場又は事業所において行われる運搬）	（工場又は事業所内の運搬）
第十二条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下この条、第十四条及び第十六条の四において同じ。）において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。	第十二条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下この条、第十四条及び第十六条の四において同じ。）において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。
［一～十　略］	［一～十　同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
4　試験研究用等原子炉設置者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭	4　試験研究用等原子炉設置者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭

和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所において運搬することができる。

（工場又は事業所において行われる廃棄）

第十四条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

［一～十四　略］

（試験研究用等原子炉施設の定期的な評価）

第十四条の二　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉を除く。以下この条において同じ。）ごと及び試験研究用等原子炉の運転を開始した日から起算して十年を超えない期間ごとに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　試験研究用等原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価を行うこと。

二　試験研究用等原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況を評価すること。

［項を削る。］

和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所において運搬することができる。

（工場又は事業所内の廃棄）

第十四条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

［一～十四　同上］

（試験研究用等原子炉施設の定期的な評価）

第十四条の二　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉を除く。以下この条において同じ。）ごと及び試験研究用等原子炉の運転を開始した日から起算して十年を超えない期間ごとに次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一　試験研究用等原子炉施設における保安活動（法第三十五条第一項の保安のために必要な措置をいう。次号において同じ。）の実施の状況の評価を行うこと。

二　試験研究用等原子炉施設における保安活動への最新の技術的知見の反映状況を評価すること。

2　試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉の運転を開始した日から起算して三十年を経過する日までに次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一　経年変化に関する技術的な評価を行うこと。

［項を削る。］

（保安規定）

第十五条　法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所（船舶にあつては、その船舶。以下この条において同じ。）ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二　品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三　試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

四　試験研究用等原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

五　試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉を利用する者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1)　関係法令及び保安規定の遵守に関すること。

(2)～(4)　略

(5)　非常の場合に講ずべき処置に関すること。

二　前号の評価に基づき試験研究用等原子炉施設の保全のために実施すべき措置に関する十箇年間の計画を策定すること。

3　試験研究用等原子炉設置者は、前項の措置を採つた日から起算して十年を超えない期間ごとに、前項各号に掲げる措置を採らなければならない。

（保安規定）

第十五条　法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所（船舶にあつては、その船舶）ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［号を加える。］

一　試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。

［号を加える。］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)　関係法令及び保安規定に関すること。

(2)～(4)　同上

(5)　非常の場合に採るべき処置に関すること。

ハ　［略］

六　試験研究用等原子炉施設の運転に関することであつて、次に掲げるもの

イ　試験研究用等原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。

ロ　試験研究用等原子炉の運転に当たつて確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項

ハ　異状があつた場合の措置に関すること（第十四号に掲げるものを除く。）。

ニ　試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関すること。

［号を削る。］

［号を削る。］

七　［略］

八　［略］

九　［略］

十　放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。

［号を削る。］

［号を削る。］

十一　［略］

十二　核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十三　放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十四　非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ　［同上］

三　試験研究用等原子炉施設の運転に関すること。

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

四　試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関すること。

五　試験研究用等原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃料体、減速材、反射材等の配置及び配置替えの手続に関すること。

六　［同上］

七　［同上］

八　［同上］

九　放射線測定器の管理に関すること。

十　試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。

十一　試験研究用等原子炉施設の施設定期自主検査に関すること（保安上特に管理を必要とする設備の特定を含む。）。

十二　［同上］

十三　核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。

十四　放射性廃棄物の廃棄に関すること。

十五　非常の場合に採るべき処置（発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性

十五　設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置に関すること。

十六　試験研究用等原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十七　試験研究用等原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。）。

十八　［略］

［号を削る。］

十九　保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有に関すること。

二十　不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十一　［略］

物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合に採るべき処置を含む。）に関すること。

［号を加える。］

十六　試験研究用等原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関すること。

［号を加える。］

十七　［同上］

十八　品質保証（保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。）に関することであつて次に掲げるもの

イ　品質保証計画の策定に関すること。

ロ　品質保証活動を行う者の職務及び組織に関すること。

ハ　品質保証計画に基づく品質保証活動の実施（保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む。）、評価（監査を含む。）及び品質保証計画の継続的な改善に関すること。

ニ　品質保証活動に必要な文書及び記録に関すること。

［号を加える。］

［号を加える。］

十九　［同上］

2　法第四十三条の三の二第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第三十七条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更しようとするときも同様とする。

一　関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二　品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四　廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。

五　廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ　保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。

ロ　保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1)　関係法令及び保安規定の遵守に関すること。

(2)　試験研究用等原子炉施設の構造及び性能に関すること。

(3)　試験研究用等原子炉施設の廃止措置に関すること。

(4)　放射線管理に関すること。

(5)　核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。

(6)　非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ　その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項

六　試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的な措置に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

七　試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関する

［項を加える。］

こと。

八　管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。

九　排気監視設備及び排水監視設備に関すること。

十　線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。

十一　放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。

十二　核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

十三　放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十四　非常の場合に講ずべき処置に関すること。

十五　設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置に関すること。

十六　試験研究用等原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十七　廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十八　試験研究用等原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）。

十九　保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有に関すること。

二十　不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。 二十一　廃止措置の管理に関すること。 二十二　その他試験研究用等原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項	
3　前項の場合において第一項本文の規定を準用する。 4　第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通とする。	
第十五条の二　削除	
	（保安規定の遵守状況の検査） 第十五条の二　法第三十七条第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉については、廃止措置の実施の状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。 2　法第三十七条第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。 一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り 二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査 三　従業者その他関係者に対する質問 四　核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物（その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。
（試験研究用等原子炉の譲受けの許可の申請） 第十五条の三　令第十九条第一項の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。 一～四　略 五　令第十九条第一項第九号の試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。	（試験研究用等原子炉の譲受けの許可の申請） 第十五条の三　［同上］ 一～四　同上］ ［号を加える。］
	2　前項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。 ［項を加える。］

2　令第十九条第一項の譲受けの許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。	2　［同上］
［一～九　略］	［一～九　同上］
十　試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書	［号を加える。］
十一　［略］	十　［同上］
3　［略］	3　［同上］
［条を削る。］	（核物質防護規定の遵守状況の検査） 第十六条の二の二　法第四十三条の二第二項において準用する法第十二条の二第五項の検査は、毎年一回行うものとする。 2　法第四十三条の二第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り 二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査 三　従業者その他関係者に対する質問 四　特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。
（廃止措置実施方針に定める事項） 第十六条の五の二　法第四十三条の三第一項の廃止措置実施方針には、試験研究用等原子炉ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。	（廃止措置実施方針に定める事項） 第十六条の五の二　［同上］
［一～十　略］	［一～十　同上］
十一　廃止措置期間中に性能を維持すべき試験研究用等原子炉施設（第十六条の六及び第十六条の十三の二において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間	十一　廃止措置期間中に機能を維持すべき試験研究用等原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間
［十二・十三　略］	［十二・十三　同上］
十四　廃止措置に係る品質マネジメントシステム	十四　廃止措置に係る品質保証計画

［十五・十六　略］

（廃止措置計画の認可の申請）

第十六条の六　法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　廃止措置対象施設及びその敷地

五　［略］

六　性能維持施設

七　性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

八　［略］

九　［略］

十　［略］

十一　［略］

十二　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～四　略］

五　性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［六・七　略］

八　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

九　［略］

3　［略］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

［十五・十六　同上］

（廃止措置計画の認可の申請）

第十六条の六　［同上］

［一～三　同上］

四　廃止措置の対象となる試験研究用等原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地

五　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

六　［同上］

七　［同上］

八　［同上］

九　［同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～四　同上］

五　廃止措置期間中に機能を維持すべき試験研究用等原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［六・七　同上］

八　品質保証計画に関する説明書

九　［同上］

3　［同上］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第十六条の七　法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 ［一～三　略］ 四　変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項 五　［略］ ［2・3　略］	第十六条の七　法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 ［一～三　同上］ 四　変更に係る前条第一項第四号から第九号までに掲げる事項 五　［同上］ ［2・3　同上］
（廃止措置計画に係る軽微な変更） 第十六条の八　法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第四十三条の三の二第二項又は同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施設の保全上支障のない変更とする。 2　［略］	（廃止措置計画に係る軽微な変更） 第十六条の八　法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第四十三条の三の二第二項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施設の保全上支障のない変更とする。 2　［同上］
（廃止措置計画の認可の基準） 第十六条の九　法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、廃止措置の実施が核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものであることとする。	（廃止措置計画の認可の基準） 第十六条の九　法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、廃止措置が核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものであることとする。
（廃止措置終了確認証） 第十六条の十一の二　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。	［条を加える。］

（許可の取消し等に伴う措置）

第十六条の十二　［略］

２　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］		
第十六条の七第一項	法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項	前条第一項第四号から第十二号まで
	法第四十三条の三の三第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第四項	第十六条の十二第一項において準用する前条第一項第四号から第十二号まで
［略］		
第十六条の八第一項	［略］	［略］
	法第四十三条の三の二第二項又は同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可	法第四十三条の三の二第二項又は同条第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第四項の認可
第十六条の九	法第四十三条の三の二第三項において読	法第四十三条の三の三第四項において読み替

（許可の取消し等に伴う措置）

第十六条の十二　［同上］

２　［同上］

［同上］		
［同上］	法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項	前条第一項第四号から第九号まで
	法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第四項	第十六条の十二第一項において準用する前条第一項第四号から第九号まで
［同上］		
［同上］	［同上］	
	法第四十三条の三の二第二項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可	法第四十三条の三の二第二項の認可又は同条第四項において準用する法第十二条の七第四項の変更の認可
［同上］	法第四十三条の三の二第三項において準	法第四十三条の三の三第四項において準用す

み替えて準用する法第十二条の六第四項	第十六条の十第一項及び第十六条の十一
法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項	前条各号
法第四十三条の三の三第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第九項	次条第一項において準用する前条各号

（旧試験研究用等原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設の維持等）

第十六条の十三の二　法第四十三条の三の三第四項において読み替えて準用する法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。

2　前項の場合において、法第二十八条の二本文の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。

3　第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。

（事故故障等の報告）

第十六条の十四　法第六十二条の三の規定により、試験研究用等原子炉設置者（旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

［一・二　略］

［条を加える。］

用する法第十二条の六第四項	第十六条の十第一項及び前条
法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項	前条
法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第九項	次条第一項において準用する前条各号

（事故故障等の報告）

第十六条の十四　［同上］

［一・二　同上］

三　試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。）の故障により、試験研究用等原子炉施設の安全を確保するため必要な機能を有していないと認められたとき（前号に掲げる場合を除く。）。

四　火災により試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。）の故障があつたとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

［五～十二　略］

（届出書類の提出部数）

第十九条　法第二十六条第二項及び第三項、第二十七条第四項並びに第三十二条第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

［条を削る。］

［条を削る。］

三　試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、当該試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものの拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。）の故障により、試験研究用等原子炉施設の安全を確保するため必要な機能を有していないと認められたとき（前号に掲げる場合を除く。）。

四　火災により試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、当該試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものの拡大を防止するために必要な機器及び構造物を含む。）の故障があつたとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

［五～十二　同上］

（届出書類の提出部数）

第十九条　法第二十六条第二項若しくは第三項又は法第三十二条第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

（身分を示す証明書）

第二十条　法第三十七条第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二の二によるものとし、法第四十三条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二の三によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第三によるものとする。

（人の出入り等の管理が行われている区域）

第二十一条　令別表第二の五の項の原子力規制委員会規則で定める区域は、第一条の二第四号に規定する管理区域とする。

（電磁的記録媒体による手続）

第二十条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。別記様式第三において同じ。）及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

［一～三　略］

［様式を削る。］

［様式を削る。］

［様式を削る。］

別記様式第３（第20条関係）　［略］

（電磁的記録媒体による手続）

第二十二条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第四の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

［一～三　同上］

別記様式第２の２（第20条関係）　［略］

別記様式第２の３（第20条関係）　［略］

別記様式第３（第20条関係）　［略］

別記様式第４（第22条関係）　［同上］

別表第二　核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義） 第一条　［略］ ２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～五　略］ 六　「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。 七　「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。 八　「廃止措置対象施設」とは、法第五十七条の五第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる使用施設等をいう。 九　「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、使用施設等の設計において発生を想定しているものをいう。 イ　自然現象 ロ　使用施設等を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における使用施設等の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。） ハ　使用施設等内における火災、化学薬品の漏えいその他の使用施設等の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象	（定義） 第一条　［同上］ ２　［同上］ ［一～五　同上］ 六　「設計評価事故」とは、操作上の過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災、爆発その他の災害により発生する事故であつて、公衆に放射性物質又は放射線による影響を及ぼすおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいう。 七　「安全機能」とは、使用施設等の通常時又は設計評価事故時において、使用施設等の安全性を確保するために必要な機能をいう。 八　「安全上重要な施設」とは、使用施設等のうち、安全機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計評価事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が使用施設等を設置する工場又は事業所の外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。 九　「多様性」とは、同一の機能を有する二以上の系統又は機器が、想定される環境条件において、これらの構造、動作原理その他の性質が異なることにより、共通要因（二以上の系統又は機器に同時に影響を及ぼすことによりその機能を失わせる要因をいう。）又は従属要因（単一の原因によつて確実に系統又は機器に故障を発生させることとなる要因をいう。）によつて同時にその機能が損なわれないことをいう。

十　「多量の放射性物質等を放出する事故」とは、発生頻度が設計評価事故（使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十四号。第二条の十一第一項の表第三号において「使用許可基準規則」という。）第一条第二項第二号に規定する設計評価事故をいう。）より低い事故であつて、使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものをいう。

（核燃料物質の使用の許可の申請）

第一条の二　法第五十二条第二項の核燃料物質の使用の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

［一・二　略］

三　法第五十二条第二項第十号の使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

2　前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三十八条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。

一　［略］

二　使用施設等の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると想定される事故（多量の放射性物質等を放出する事故を含む。第二条第二項第二号において同じ。）の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書

三　［略］

四　使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制

［号を加える。］

（核燃料物質の使用の許可の申請）

第一条の二　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

一　［同上］

二　使用施設等の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災、爆発等があつた場合に発生すると想定される事故（発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものを含む。第二条第二項第二号において同じ。）の種類及び程度並びにこれらの原因又は事故に応ずる災害防止の措置に関する説明書

三　［同上］

［号を加える。］

の整備に関する説明書 五　［略］ 六　［略］	3　［略］ 4　法第五十二条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第六号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十四条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。
（変更の許可の申請） 第二条　令第四十条の変更の許可の申請書に記載すべき事項中第三号の変更の内容については、法第五十二条第二項第六号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつてはその売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第十号の使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第三号に規定する事項を記載するものとする。 2　法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第十号までに掲げる事項の変更に係る令第四十条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。 ［一～三　略］ 四　変更後における使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書 3　［略］	
（使用前検査の実施） 第二条の二　使用前検査は、次に掲げる方法により行うものとする。	［条を加える。］

四　［同上］ 五　［同上］	3　［同上］ 4　法第五十二条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第五号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十四条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。
（変更の許可の申請） 第二条　令第四十条の変更の許可の申請書に記載すべき事項中第三号の変更の内容については、法第五十二条第二項第六号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載するものとする。 2　法第五十二条第二項第二号、第三号又は第七号から第九号までに掲げる事項の変更に係る令第四十条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合に限り、添付するものとする。 ［一～三　同上］ ［号を加える。］	
3　［同上］	［条を加える。］

一　構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法
二　機能及び性能を確認するために十分な方法
三　その他使用施設等が法第五十五条の二第二項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法

2　使用前検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（使用前検査の記録）

第二条の三　使用前検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日
二　検査の対象
三　検査の方法
四　検査の結果
五　検査を行つた者の氏名
六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
七　検査の実施に係る組織
八　検査の実施に係る工程管理
九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
十　検査記録の管理に関する事項
十一　検査に係る教育訓練に関する事項

2　使用前検査の結果の記録は、当該使用前検査に係る使用施設等の存続する期間保存するものとする。

（溶接に係る使用前検査を行つた旨の表示）

第二条の四　使用施設等の技術基準に関する規則（令和　年原子力規制委員会規則第　号）第十七条第一項に規定する容器等（以下この条において単に「容器等」という。）であつて、同項第二号

［条を加える。］

［条を加える。］

に規定する主要な溶接部を有するものを設置する使用者は、当該容器等に係る使用前検査を終了したときは、当該容器等に使用前検査を行つたことを示す記号その他表示を付するものとする。

（使用前確認の申請）

第二条の五　法第五十五条の二第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　使用前確認を受けようとする使用施設等の範囲

四　使用施設に設けられるセル、グローブボックスその他の気密設備（第二条の十一の九第二号において「セル等」という。）の内部において使用し、又は貯蔵施設において貯蔵しようとする核燃料物質の最大の量（令第四十一条第一号に掲げるものにあつてはプルトニウムの質量、同条第二号に掲げるものにあつては放射性物質量、同条第三号から第六号までに掲げるものにあつてはウランの質量）

五　使用前確認を受けようとする使用施設等の設計及び工事の方法

六　使用前確認を受けようとする使用前検査に係る工事の工程、期日、場所及び種類

七　使用前確認を受けようとする使用前検査に係る工事の品質マネジメントシステム

八　使用施設等を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は使用施設等の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

（施設検査の申請）

第二条の二　法第五十五条の二第一項の規定により、使用施設等の工事（第二条の六に規定する使用施設等であつて溶接をするものの溶接を除く。次項及び第二条の五において同じ。）について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

［一・二　同上］

三　検査を受けようとする使用施設等の範囲

四　使用施設に設けられるセル、グローブボックスその他の気密設備（以下「セル等」という。）の内部において使用し、又は貯蔵施設において貯蔵しようとする核燃料物質の最大の量（令第四十一条第一号に掲げるものにあつてはプルトニウムの質量、同条第二号に掲げるものにあつては放射性物質量、同条第三号から第六号までに掲げるものにあつてはウランの質量。次項及び第二条の五において同じ。）

［号を加える。］

五　受けようとする検査の期日、場所及び種類

［号を加える。］

［号を加える。］

2　法第五十五条の二第一項の規定により、使用施設等を変更する場合における当該使用施設等の工事について検査を受けようとす

一　工事の工程
二　前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）
三　第二条の十一の七の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器
四　前項第五号の内容が法第五十五条の二第二項各号のいずれにも適合していることを説明した書類
五　使用前検査に係る工事の品質マネジメントシステムに関する説明書
六　前項第八号の特別の理由があるときにあつては、その理由を記載した書類

3　第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4　第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

［条を削る。］

［条を削る。］

る者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
三　検査を受けようとする変更に係る使用施設等の範囲
四　変更に係る使用施設に設けられるセル等の内部において使用し、又は貯蔵施設において貯蔵しようとする核燃料物質の最大の量
五　受けようとする検査の期日、場所及び種類

3　前二項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

［項を加える。］

（施設検査の実施）

第二条の三　法第五十五条の二第一項の検査（以下「施設検査」という。）は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。
一　気密、水密又は耐食を要する材料又は部品に関する事項　化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。
二　使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の組立てに関する事項　それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うとき。

（施設検査実施要領書）

第二条の三の二　原子力規制委員会は、第二条の二第一項及び第二項の申請書の提出を受けた場合には、前条各号に掲げる事項の検

（使用前確認を要しない場合）

第二条の六　法第五十五条の二第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一　使用施設等を核燃料物質等を用いた試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二　前号に規定する場合以外の使用施設等を試験のために使用する場合

三　使用施設等の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四　使用施設等の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五　使用施設等の設備又は機器の配置の変更であつて、当該機器の相互の間隔を法第五十二条第一項又は第五十五条第一項の許可を受けたところによる核的制限値である間隔より小さくしないものその他使用施設等の保全上支障のない変更の場合

（使用前確認証）

第二条の七　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第二条の五の規定による申請に係る使用施設等が法第五十五条の二第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

［条を加える。］

（合格証）

第二条の四　原子力規制委員会は、施設検査を行い、合格と認めたときは、検査合格証を交付する。

［条を削る。］

（工事の技術上の基準）

第二条の五　法第五十五条の二第二項に規定する工事の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　使用施設等は、次に掲げるところにより、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設すること。

イ　流体状の核燃料物質等を内包する容器又は管に核燃料物質等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の核燃料物質等が核燃料物質等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。

ロ　六ふつ化ウランを取り扱う設備であつて、六ふつ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。

ハ　プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（使用済燃料を除く。）を使用し、貯蔵し、又は廃棄（保管廃棄を除く。）するセル等又は再処理研究設備（再処理の研究の用に供する設備であつて、気密又は水密を要するものをいう。）をその内部に設置するセル等は、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。

ニ　液体状の核燃料物質等を使用し、貯蔵し、又は廃棄するセル等は、当該物質がセル等外に漏えいするおそれがない構造であること。

ホ　密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。

ヘ　プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（以下「プルトニウム等」という。）を使用し、貯蔵し、又は廃棄（保管廃棄を除く。）する室並びに核燃料物質による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。

ト　セル等がその内部を負圧状態に保つ必要があるものである

ときは、当該セル等は、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであること。

チ　液体状の核燃料物質等を使用し、貯蔵し、又は廃棄する設備が設置される施設（液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、当該物質が当該施設内に漏えいした場合にも、これが施設外に漏えいするおそれがない構造であること。

二　使用施設等に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、使用施設等の安全性を確保する上で重要なもの（以下この号において「容器等」という。）の材料及び構造は、当該容器等の設計上要求される強度及び耐食性が確保できるものであること。

三　使用施設等に属する容器及び管のうち、使用施設等の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行つたとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように施設すること。

四　使用施設等のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、核燃料物質等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、核燃料物質等による汚染を除去しやすいものであること。

五　使用施設等は、放射線障害を防止するため、次に掲げる要件を備えていること。

イ　通常時において使用施設等からの直接線及びスカイシャイン線による周辺監視区域周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度以下となるように施設すること。

ロ　工場又は事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備を施設すること。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられて

いるものであること。

六　使用施設等は、次に掲げるところにより、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するための措置が講じられているものであること。

イ　火災又は爆発の影響を受けることにより使用施設等の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合は、消火設備及び警報設備（警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。）を施設すること。

ロ　イの消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

ハ　火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられているものであること。

ニ　水素を取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）は、適切に接地されているものであること。

ホ　水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）を設置するセル等及び室は、当該設備から可燃性ガスが漏えいした場合においてもそれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられているものであること。

七　使用施設等は、次に掲げるところにより、人がみだりに管理区域内及び周辺監視区域内に立ち入らないような措置が講じられているものであること。

イ　管理区域の境界には、壁、柵その他の区画物及び標識が設けられていること。

ロ　周辺監視区域には、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識が設けられていること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場

合は、この限りでない。

八　使用施設等は、核燃料物質の臨界を防止するため、次に掲げる要件を備えていること。

イ　核燃料物質の取扱い上の一つの単位（以下「単一ユニット」という。）において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられているものであること。

ロ　単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられているものであること。

ハ　臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を施設すること。

九　使用施設等は、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十四号。以下「使用許可基準規則」という。）第八条第一項の地震力が作用した場合においても当該使用施設等を十分に支持することができる地盤に施設すること。

十　使用施設等は、これに作用する地震力（使用許可基準規則第九条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設すること。

十一　耐震重要施設（使用許可基準規則第八条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、使用許可基準規則第九

条第三項の地震力に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように施設すること。

十二　耐震重要施設が使用許可基準規則第九条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。

十三　使用施設等は、その供用中に当該使用施設等に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられているものであること。

十四　使用施設等が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全機能を損なうおそれがある場合には、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。

十五　使用施設等は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により使用施設等の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられているものであること。

十六　工場又は事業所には、使用施設等への人の不法な侵入、使用施設等に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するため、適切な措置が講じられていること。

十七　工場又は事業所には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられていること。

十八　使用施設等がその施設内における溢水の発生によりその安

全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。

十九　使用施設等がその施設内における化学薬品の漏えいによりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。

二十　使用施設等に属する設備であつて、機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、使用施設等の安全機能を損なうことが想定されるものには、防護措置その他の適切な措置が講じられていること。

二十一　使用施設等は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように施設すること。

二十二　使用施設等は、当該使用施設等の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように施設すること。

二十三　使用施設等は、他の原子力施設又は同一の工場又は事業所内の他の使用施設等と共用する場合には、使用施設等の安全性を損なわないように施設すること。

二十四　使用施設等には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により使用施設等の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、第二十八号イの放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を施設すること。

二十五　使用施設等には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により使用施設等の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路を施設すること。

二十六　使用施設等には、次に掲げる設備を施設すること。

イ　その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路

ロ　照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明

ハ　設計評価事故が発生した場合に用いる照明（ロの避難用の照明を除く。）及びその専用の電源

二十七　貯蔵施設は、次に掲げる要件を備えていること。

イ　核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置が講じられているものであること。

ロ　標識が設けられていること。

ハ　必要に応じて核燃料物質の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱（以下「崩壊熱等」という。）により過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置が講じられているものであること。

二十八　廃棄施設は、次に掲げる要件を備えていること。

イ　管理区域内の人が常時立ち入る場所の空気中、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度以下になるように使用施設等において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

ロ　放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して施設すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。

ハ　気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

ニ　気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

ホ　液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

ヘ　放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、外部と区画されたものであること。

ト　放射性廃棄物を保管廃棄する施設は、放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置が講じられているものであること。

チ　放射性廃棄物を保管廃棄する施設であつて、放射性廃棄物の崩壊熱等により過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置が講じられているものであること。

リ　標識が設けられていること。

二十九　密封されていない核燃料物質を使用する場合にあつては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備が備えられていること。

三十　工場又は事業所には、次に掲げる事項を計測する設備が備えられていること。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもつて代えることができる。

イ　放射性廃棄物の排気口又はそれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度

ロ　放射性廃棄物の排水口又はそれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度

ハ　管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度

三十一　使用施設等には、次に掲げる非常用電源設備を施設すること。

イ　外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、使用施設等の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設すること。

ロ　使用施設等の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を施設すること。

三十二　工場又は事業所には、設計評価事故が発生した場合において工場又は事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を施設すること。

三十三　工場又は事業所には、設計評価事故が発生した場合において使用施設等の外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を施設すること。

三十四　前号の専用通信回線は、必要に応じて多様性を有するものであること。

三十五　使用施設等は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、当該使用施設等から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられているものであること。

三十六　使用施設等は、前各号に定めるもののほか、法第五十二条第一項又は法第五十五条第一項の使用又は変更の許可の申請書及びこれらの許可の際に付された条件を記載した書類に記載したところによるものであること。

（溶接検査を受ける使用施設等）

第二条の六　法第五十五条の三第一項の原子力規制委員会規則で定める使用施設等は、令第四十一条第一号又は第二号に掲げる核燃料物質に係る使用施設等にあつては第一号から第三号まで及び第

［条を削る。］

七号に、同条第三号から第六号までに掲げる核燃料物質に係る使用施設等にあつては第四号から第七号までに掲げるとおりとする。

一　プルトニウム又はプルトニウム化合物を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上のもの

ロ　その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル）以上の容器（イに規定するものを除く。）であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの

ハ　その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル）以上の管（イに規定するものを除く。）であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの（放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）

二　放射性物質を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管（前号に規定するものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　その内包する放射性物質の濃度が三十七ベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七メガベクレル毎立方センチメートル）以上のもの

ロ　その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七

キロベクレル毎立方センチメートル）以上の容器（イに規定するものを除く。）であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの

ハ　その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上の管（イに規定するものを除く。）であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの（放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）

三　プルトニウムの放射能濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の液体状の物質又は放射性物質の濃度が三十七メガベクレル毎立方センチメートル以上の液体状の物質を内包する容器又は管からの漏えいの拡大を防止するために設置されるドリップトレイその他の容器

四　ウラン又はウランの化合物を含む気体状の物質を内包する容器又は管（その容器又は管の内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　その内包するウランの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル以上の容器であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの

ロ　その内包するウランの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル以上の管であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの

五　ウラン又はウランの化合物を含む液体状の物質を内包する容器又は管であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　その内包するウランの放射能濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の容器（その内包するウランの量が五キログラム未満のものを除く。）

ロ　その内包するウランの放射能濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の管（その内包するウランの量が五キログラム未満の容器に附属する管を除く。）であつて、液体状の六ふつ化ウランを内包するもの又は外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの

六　六ふつ化ウランの加熱容器であつて、液体状の六ふつ化ウラン又は大気圧を超える圧力の気体状の六ふつ化ウランを内包する容器からの漏えいの拡大を防止する機能を有するもの（加熱するウランの量が五キログラム未満のものを除く。）

七　胴の外径が百五十ミリメートル以上の容器又は外径百五十ミリメートル以上の管（前各号に規定する容器又は管を除く。）であつて、放射性物質を含む液体状若しくは気体状の物質を内包し、又は非常用電源設備その他の安全上重要な施設に属するもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの

イ　液体用の容器又は管であつて、最高使用温度がその液体の沸点未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル

ロ　イに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル

ハ　イに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあつては、四百九十キロパスカル）

（溶接検査の申請）

第二条の七　法第五十五条の三第一項の規定により前条に規定する使用施設等の溶接について検査を受けようとする者は、次の各号

［条を削る。］

に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。ただし、第三項に定める場合は、この限りでない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三　溶接施行工場の名称及び所在地

四　溶接工程表

五　検査を受けようとする事項、期日及び場所

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施行法並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書

二　溶接の方法に関する説明書

三　検査を受けようとする容器又は管の構造図

四　溶接部の設計図

3　法第五十五条の三第一項の規定により溶接をした使用施設等であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三　溶接施行工場の名称及び所在地

四　検査を受けようとする事項、期日及び場所

4　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　溶接の方法に関する説明書
二　検査を受けようとする容器又は管の構造図
三　溶接部の設計図
四　溶接（前条第七号に規定する容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、開先試験、溶接作業試験、非破壊試験（次条第二号に規定する溶接部に関するものに限る。）、機械試験（同条第三号に規定する溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験又は漏えい試験の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書

5　第一項若しくは第三項の申請書又は第二項若しくは前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

6　第一項又は第三項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第二条の八及び第二条の九　削除

（溶接検査の実施）

第二条の八　法第五十五条の三第一項の検査（溶接をした使用施設等であつて輸入したものの当該溶接についての検査を除く。）は、次の各号に掲げる工程ごとに行う。

一　溶接作業を行うとき（第二条の六第七号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合及び溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないものとしてこの工程における検査を受けないで使用することを承認した場合を除く。）。

二　法第五十五条の三第二項に規定する技術上の基準（以下「溶接の技術基準」という。）により非破壊試験を必要とする溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になつたとき。

三　溶接の技術基準により機械試験を必要とする突合せ溶接部については、機械試験を行うことができる状態になつたとき。

四　耐圧試験又は漏えい試験を行うことができる状態になつたとき（第二条の六第七号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合を除く。）。

（溶接検査を要しない場合）

第二条の九　法第五十五条の三第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　使用施設に属する容器又は管であつて、セル等の内部に設置されるものについて、原子力規制委員会があらかじめ支障がないものとして法第五十五条の三第一項の検査を受けないで使用することを承認した場合

二　漏止め溶接のみをした第二条の六第七号に規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合

三　使用施設に属する容器又は管であつて、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第一条の三第一項第二号ヌに規定する試験研究用等原子炉の附属施設のうちの主要な実験設備として法第二十八条の二第一項又は第四項の検査に合格したものを使用する場合

［条を削る。］

［条を削る。］

（溶接検査実施要領書）

第二条の九の二　原子力規制委員会は、第二条の七第一項及び第三項の申請書の提出を受けた場合には、法第五十五条の三第一項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（溶接検査合格証等）

第二条の十　原子力規制委員会は、法第五十五条の三第一項の検査を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示

（合併及び分割の認可の申請）

第二条の十　法第五十五条の三第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

七　［略］

2　［略］

（記録）

第二条の十一　法第五十六条の二の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　使用施設等の施設管理（第二条の十一の七に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 イ　使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認のときまでの期間

すものとする。

（合併及び分割の認可の申請）

第二条の十の二　法第五十五条の四第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～五　同上］

［号を加える。］

六　［同上］

2　［同上］

（記録）

第二条の十一　法第五十六条の二の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　施設検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間

ロ　第二条の十一の七第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間	
ハ　第二条の十一の七第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	
二　放射線管理記録			
イ　［略］	［略］	［略］	
ロ　放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度（連続して排気又は排水をする場合は連続して）	［略］	

二　［同上］			
イ　［同上］	［同上］	［同上］	
ロ　［同上］	排気又は排水の都度（連続して排気又は排水する場合は連続して）	［同上］	

［ハ～ヌ　略］		
［削る。］		
三　操作記録（安全上重要な施設（使用許可基準規則第一条第二項第四号に規定するものをいう。）に係るものに限る（ハを除く。）。）	［削る。］	［削る。］
［略］	［削る。］	［削る。］
［略］	［削る。］	［削る。］

［ハ～ヌ　同上］		
三　保守記録		
イ　令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係る使用施設等の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名（法第五十七条の五第二項の認可を受けた使用施設等にあつては点検の状況を除く。）	［同上］	［同上］
ロ　使用施設等の修理の状況及びその担当者の氏名（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）	毎日一回（法第五十七条の五第二項の認可を受けた使用施設等内に核燃料物質が存在しない場合は、毎週一回）	一年間
ハ　使用施設等の定期的な自主検査の結果（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）	修理の都度	一年間
四　警報装置から発せられた警報の内容（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間
	その都度	一年間

イ　使用施設における核燃料物質の種類別の使用量及び使用の日時	使用の都度（連続式にあつては、連続して）	一年間
ロ　使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度	一年間
ハ　警報装置から発せられた警報の内容（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）	その都度	一年間
ニ　使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	一年間
四　使用施設等の事故記録		
イ　事故の発生及び復旧の日時	［略］	［略］
［ロ～ニ　略］	［略］	［略］
五　［略］	［略］	［略］
六　品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録（令第四十	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後三年が経過するまで

［加える。］	［加える。］	［加える。］
［加える。］	［加える。］	［加える。］
［加える。］	［加える。］	［加える。］
［加える。］	［加える。］	［加える。］
五　［同上］		
イ　事故の発生及び復旧の時	［同上］	［同上］
［ロ～ニ　同上］	［同上］	［同上］
六　［同上］	［同上］	［同上］
七　品質保証計画（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。）	策定及び改定の都度	次の改定の後三年間

一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない場合にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第二号に規定する記録）（他の号に掲げるものを除く。）		
七　第二条の十一の十三に規定する防護措置の記録		
イ　［略］	［略］	［略］
ロ　第二条の十一の十三第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入る者への同項第五号イ及びロに規定する証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名	［略］	［略］
ハ　第二条の十一の十三第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み又は持出しの点検の状況及びその担当者の氏名	［略］	［略］
［ニ～リ　略］	［略］	［略］

の期間		
八　第二条の十一の十に規定する防護措置の記録		
イ　［同上］	［同上］	［同上］
ロ　第二条の十一の十第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入る者への同項第五号イ及びロに規定する証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名	［同上］	［同上］
ハ　第二条の十一の十第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域の出入口における物品の持込み又は持出しの点検の状況及びその担当者の氏名	［同上］	［同上］
［ニ～リ　同上］	［同上］	［同上］

八　廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる使用施設等の設備の名称	法第五十七条の五第二項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	第七項に定める期間
［２～６　略］ ７　第一項の表第二号リ及びヌ、第四号イからニまで並びに第八号の記録の保存期間は、法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。 ８　［略］		
（品質マネジメントシステム） 第二条の十一の三　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、法第五十二条第一項又は第五十五条第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（次条から第二条の十一の十二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。ただし、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置を講ずるものとする。		
（管理区域への立入制限等） 第二条の十一の四　［略］		
（線量等に関する措置）		

［加える。］	［加える。］	［加える。］
［２～６　同上］ ７　第一項の表第二号リ及びヌ並びに第五号イからニまでの記録の保存期間は、法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。 ８　［同上］		
［条を加える。］		
（管理区域への立入制限等） 第二条の十一の三　［同上］		
（線量等に関する措置）		

第二条の十一の五　［略］	第二条の十一の四　［同上］
（放射性物質による汚染の状況等の測定） 第二条の十一の六　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、放射性物質による汚染の状況等の測定に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 ［一～四　略］	（放射性物質による汚染の状況等の測定） 第二条の十一の五　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、放射性物質による汚染の状況等の測定に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、この限りでない。 ［一～四　同上］
（使用施設等の施設管理） 第二条の十一の七　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。 一　使用施設等が法第五十二条第一項又は第五十五条第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、法第五十五条の二第二項第二号の技術上の基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第五十七条の五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。 二　前号ただし書の場合においては、法第五十七条の五第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第六条の二第十号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。 三　第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、使用施設等及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この条において「施設管理目標」という。）を定め	［条を加える。］

ること。

四　施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この条において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

イ　施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ　使用施設等の設計及び工事に関すること。

ハ　使用施設等の巡視（使用施設等の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ　使用施設等の点検、検査等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期（使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む（法第五十七条の五第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。

ホ　使用施設等の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ヘ　使用施設等の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト　への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。

チ　使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。

五　施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。

イ　施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間

ロ　施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

六　前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七　使用施設等の操作を相当期間行わない場合その他使用施設等がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該使用施設等の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

（設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置）

第二条の十一の八　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に関して、法第五十二条第一項又は第五十五条第一項の許可を受けたところ（法第五十七条の五第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ）により、次に掲げる使用施設等の保全に関する措置を講じなければならない。

一　設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の必要な機能を維持するための活動に関する計画（使用施設等を設置した工場又は事業所における火災に係る次に掲げる事項を含む。）を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ　使用施設等を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。

ロ　消防吏員への通報に関すること。

ハ　消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

二　設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に（多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における措置に関する教育及び訓練にあつては、毎年一回以上定期に）実施すること。

三　設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

四　前三号に掲げるもののほか、設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故の発生時における使用施設等の必要な機

［条を加える。］

能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

（核燃料物質の使用）

第二条の十一の九　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、次の各号に掲げる核燃料物質の使用に関する措置を講じなければならない。

一　［略］

二　プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（以下この号において「プルトニウム等」という。）を使用する場合は、次に掲げる場合を除き、セル等を用いること。

［イ・ロ　略］

三　［略］

四　［略］

五　［略］

六　［略］

七　使用施設の通常の操作（使用施設において計画的に行われる操作をいう。）を行うために必要な次の事項を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

イ　操作の開始に先立つて確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作の停止後に確認すべき事項

ロ　操作員その他の従業者が使用施設の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項

ハ　警報の発報その他の異状があつた場合に操作員その他の従業者が講ずべき措置（次号の処置を除く。）に関する事項

八　非常の場合に構ずべき処置を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

（核燃料物質の使用）

第二条の十一の六　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、次の各号に掲げる核燃料物質の使用に関する措置を採らなければならない。ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、第三号及び第六号の規定は、適用しない。

一　［同上］

一の二　プルトニウム等を使用する場合は、次に掲げる場合を除き、セル等を用いること。

［イ・ロ　同上］

二　［同上］

三　［同上］

四　［同上］

五　［同上］

六　換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を発揮できる状態に維持しておくこと。

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号を加える。］

（工場又は事業所において行われる運搬）

第二条の十一の十　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

［一～三　略］

四　核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二条の十一の四第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

［五～十　略］

［2・3　略］

4　使用者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を使用施設等を設置した工場又は事業所において運搬することができる。

（貯蔵）

第二条の十一の十一　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じな

（工場又は事業所内の運搬）

第二条の十一の七　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

［一～三　同上］

四　核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二条の十一の三第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

［五～十　同上］

［2・3　同上］

4　使用者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を使用施設等を設置した工場又は事業所内において運搬することができる。

（貯蔵）

第二条の十一の八　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を採らなけ

ければならない。

［一・二　略］

三　貯蔵施設には、核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講ずること。

四　核燃料物質を貯蔵する場合において、核燃料物質の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱（次条において「崩壊熱等」という。）により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

［五～八　略］

（工場又は事業所において行われる廃棄）

第二条の十一の十二　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

［一～四　略］

五　第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

［六・七　略］

八　第六号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

［九・十　略］

十一　第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。

イ　［略］

ロ　当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置

ればならない。ただし、原子力規制委員会の定める使用者については、第三号及び第八号の規定は、適用しない。

［一・二　同上］

三　貯蔵施設には、核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を採ること。

四　核燃料物質を貯蔵する場合において、核燃料物質の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

［五～八　同上］

（工場又は事業所内の廃棄）

第二条の十一の九　法第五十六条の三第一項の規定により、使用者は、使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

［一～四　同上］

五　第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。

［六・七　同上］

八　第六号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。

［九・十　同上］

十一　［同上］

イ　［同上］

ロ　当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置

を講ずること。

［ハ・ニ　略］

［十二～十五　略］

（防護措置）

第二条の十一の十三　［略］

（保安規定）

第二条の十二　法第五十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二　品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三　［略］

四　使用施設等の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1)　関係法令及び保安規定の遵守に関すること。

［(2)～(4)　略］

(5)　非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ　［略］

五　使用施設等の操作に関することであつて、次に掲げるもの

イ　使用施設等の操作を行う体制の整備に関すること。

を採ること。

［ハ・ニ　同上］

［十二～十五　同上］

（防護措置）

第二条の十一の十　［同上］

（保安規定）

第二条の十二　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

一　［同上］

二　使用施設等の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)　関係法令及び保安規定に関すること。

［(2)～(4)　同上］

(5)　非常の場合に採るべき処置に関すること。

ハ　［同上］

三　災害の防止上特に管理を必要とする機器の操作に関すること。

［号の細分を加える。］

ロ　使用施設等の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項

ハ　異状があつた場合の措置に関すること（第十二号に掲げるものを除く。）。

六　［略］

七　［略］

八　［略］

九　［略］

［号を削る。］

十　核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十一　放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十二　非常の場合に講ずべき処置に関すること。

十三　設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置に関すること。

十四　使用施設等に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

［号を削る。］

［号を削る。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

四　［同上］

六　［同上］

五　［同上］

七　［同上］

八　使用施設等の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。

九　核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。

十　放射性廃棄物の廃棄に関すること。

十一　非常の場合に採るべき処置（発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合における処置を含む。）に関すること。

［号を加える。］

十二　使用施設等に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関すること。

十三　使用施設等の定期的な自主検査に関することであつて次に掲げるもの

イ　使用施設等の保安上特に管理を必要とする設備の性能が維持されているかどうかについての検査に関すること。

ロ　使用施設等の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器の校正に関すること。

十四　品質保証（保安のために必要な措置を体系的に実施するこ

十五　使用施設等の施設管理に関すること（使用前検査の実施に関することを含む。）。

十六　保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用者との共有に関すること。

十七　不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

2　［略］

十八　法第五十七条の五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十七条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一　関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二　品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四　廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。

とにより、原子力の安全を確保することをいう。）に関することであつて次に掲げるもの

イ　品質保証計画の策定に関すること。

ロ　品質保証活動を行う者の職務及び組織に関すること。

ハ　品質保証計画に基づく品質保証活動の実施（保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む。）、評価（監査を含む。）及び品質保証計画の継続的な改善に関すること。

ニ　品質保証活動に必要な文書及び記録に関すること。

［号を加える。］

［号を加える。］

十五　［同上］

［項を加える。］

五　廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ　保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。

ロ　保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1)　関係法令及び保安規定の遵守に関すること。

(2)　使用施設等の構造及び性能に関すること。

(3)　使用施設等の廃止措置に関すること。

(4)　放射線管理に関すること。

(5)　核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。

(6)　非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ　その他使用施設等に係る保安教育に関し必要な事項

六　使用施設等の操作停止に関する恒久的な措置に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

七　保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。

八　管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。

九　排気監視設備及び排水監視設備に関すること。

十　線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。

十一　放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。

十二　核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

十三　放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十四　非常の場合に講ずべき処置に関すること。

十五　設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る使用施設等の保全に関する措置に関すること。
十六　使用施設等に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
十七　廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第六条の十各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
十八　使用施設等の施設管理に関すること（使用前検査の実施に関することを含む。）。
十九　保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用者との共有に関すること。
二十　不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
二十一　廃止措置の管理に関すること。
二十二　その他使用施設等又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項
3　前項の場合において第一項本文の規定を準用する。
4　第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通とする。

［条を削る。］

［項を加える。］
2　前項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（保安規定の遵守状況の検査）
第二条の十三　法第五十七条第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十七条の五第二項の認可を受けた使用施設等については、廃止措置の実施の状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。
2　法第五十七条第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。
一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り

（核物質防護規定）

第三条　法第五十七条の二第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　防護区域（第二条の十一の十三第一項の表第一号又は第二号の特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域。同項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域及び立入制限区域。次号において同じ。）の設定並びに巡視及び監視に関すること。

［五～十四　略］

十五　第二条の十一の十三第六項に規定する脅威に対する施設の防護措置の詳細に関すること。

［十六～十八　略］

2　［略］

［条を削る。］

二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三　従業者その他関係者に対する質問

四　核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（核物質防護規定）

第三条　［同上］

［一～三　同上］

四　防護区域（第二条の十一の十第一項の表第一号又は第二号の特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域。同項の表第三号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所にあつては、防護区域及び立入制限区域。次号において同じ。）の設定並びに巡視及び監視に関すること。

［五～十四　同上］

十五　第二条の十一の十第六項に規定する脅威に対する施設の防護措置の詳細に関すること。

［十六～十八　同上］

2　［同上］

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

第三条の二　法第五十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第五項の検査は、毎年一回行うものとする。

2　法第五十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

（廃止措置実施方針に定める事項）

第六条の二　法第五十七条の四第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

［一～九　略］

十　廃止措置期間中に性能を維持すべき使用施設等（第六条の三において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十一・十二　略］

十三　廃止措置に係る品質マネジメントシステム（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置）

［十四・十五　略］

（廃止措置計画の認可の申請）

第六条の三　法第五十七条の五第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　廃止措置対象施設及びその敷地

四　［略］

五　性能維持施設

六　性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三　従業者その他関係者に対する質問

四　特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（廃止措置実施方針に定める事項）

第六条の二　［同上］

［一～九　同上］

十　廃止措置期間中に機能を維持すべき使用施設等及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十一・十二　同上］

十三　廃止措置に係る品質保証計画

［十四・十五　同上］

（廃止措置計画の認可の申請）

第六条の三　［同上］

［一・二　同上］

三　廃止措置の対象となる使用施設等（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地

四　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

七　［略］

八　［略］

九　［略］

十　［略］

十一　廃止措置に係る品質マネジメントシステム（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置）

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第二号、第三号及び第六号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、添付するものとする。

［一～四　略］

五　性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［六・七　略］

八　廃止措置に係る品質マネジメントシステム（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者にあつては、品質管理基準規則第五十四条第一項第一号に定める措置）に関する説明書

九　［略］

3　［略］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第六条の三の二　法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項

四　［略］

［2・3　略］

五　［同上］

六　［同上］

七　［同上］

八　［号を加える。］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。ただし、第二号、第三号、第六号及び第八号に掲げる書類は、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質の使用をしていた場合に限り、添付するものとする。

［一～四　同上］

五　廃止措置期間中に機能を維持すべき使用施設等及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［六・七　同上］

八　品質保証計画に関する説明書

九　［同上］

3　［同上］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第六条の三の二　法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　同上］

三　変更に係る前条第一項第三号から第八号までに掲げる事項

四　［同上］

［2・3　同上］

（廃止措置計画に係る軽微な変更）

第六条の四　法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第五十七条の五第二項又は同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他使用施設等の保全上支障のない変更とする。

2　［略］

（廃止措置計画の認可の基準）

第六条の五　法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、廃止措置の実施が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであることとする。

（廃止措置終了確認証）

第六条の七の二　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

（許可の取消し等に伴う措置）

第六条の八　［略］

2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	
第六条の三の二第一項	法第五十七条の五第三項において読み替えて	法第五十七条の六第四項において読み替えて

（廃止措置計画に係る軽微な変更）

第六条の四　法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第五十七条の五第二項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率を大きくしないものその他使用施設等の保全上支障のない変更とする。

2　［同上］

（廃止措置計画の認可の基準）

第六条の五　法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、廃止措置が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであることとする。

［条を加える。］

（許可の取消し等に伴う措置）

第六条の八　［同上］

2　［同上］

［同上］	
［同上］	法第五十七条の五第三項において準用する法	法第五十七条の六第四項において準用する法

準用する法第十二条の六第三項	準用する法第十二条の七第四項
前条第一項第三号から第十一号まで	第六条の八第一項において準用する前条第一項第三号から第十一号まで
［略］	
第六条の四第一項	
法第五十七条の五第二項又は同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可	［略］
法第五十七条の六第二項又は同条第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第四項の認可	［略］
第六条の五	
法第五十七条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項	法第五十七条の六第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第五項
第六条の六第一項及び第六条の七	
法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項	法第五十七条の六第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第九項
前条	
前条各号	次条第一項において準用する前条各号

第十二条の六第三項	第十二条の七第四項
前条第一項第三号から第八号まで	第六条の八第一項において準用する前条第一項第三号から第八号まで
［同上］	
［同上］	
法第五十七条の五第二項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可	［同上］
法第五十七条の六第二項の認可又は同条第四項において準用する法第十二条の七第四項の変更の認可	［同上］
［同上］	
法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第四項	法第五十七条の六第四項において準用する法第十二条の七第五項
第六条の六第一項及び前条	
法第五十七条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項	法第五十七条の六第四項において準用する法第十二条の七第九項

（事故故障等の報告）

第六条の十　法第六十二条の三の規定により、使用者（旧使用者等を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

［一～四　略］

五　気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第二条の十一の十二第四号の濃度限度を超えたとき。

六　液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第二条の十一の十二第七号の濃度限度を超えたとき。

［七～十　略］

十一　放射線業務従事者について第二条の十一の五第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十二　［略］

（届出書類の提出部数）

第九条　法第五十五条第二項及び第五十五条の四第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

［条を削る。］

（事故故障等の報告）

第六条の十　［同上］

［一～四　同上］

五　気体状の放射性廃棄物を排気施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第二条の十一の九第四号の濃度限度を超えたとき。

六　液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第二条の十一の九第七号の濃度限度を超えたとき。

［七～十　同上］

十一　放射線業務従事者について第二条の十一の四第一項第一号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十二　［同上］

（届出書類の提出部数）

第九条　法第五十五条第二項又は法第五十五条の五第二項の規定に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（身分を示す証明書）

第十条　法第五十七条第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の四によるものとし、法第五十七条の二第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の五によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

［条を削る。］

（電磁的記録媒体による手続）

第十条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。別記様式第二において同じ。）及び別記様式第二の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

［一・二　略］

別記様式第１（第２条の10関係）

別記様式第１（第２条の10関係）

合併（分割）認可申請書

［略］

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の３第１項の規定により、次のとおり法人の合併（分割）の認可を受けたいので申請します。

［略］	［略］
合併又は分割の時期	年　月　日
使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関すること	

（人の出入り等の管理が行われている区域）

第十一条　令別表第二の五の項の原子力規制委員会規則で定める区域は、第一条第二項第二号に規定する管理区域とする。

（電磁的記録媒体による手続）

第十二条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

［一・二　同上］

別記様式第１（第２条の10の２関係）

別記様式第１（第２条の10の２関係）

合併（分割）認可申請書

［同上］

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第55条の４第１項の規定により、次のとおり法人の合併（分割）の認可を受けたいので申請します。

［同上］	［同上］
合併又は分割の時期	年　月　日

注　［略］ 備考　［１・２　略］ ３　この申請書には、核燃料物質の使用等に関する規則第２条の10第１項に規定する書類を、それらの書類の一覧とともに添えること。 ［４　略］ ［様式を削る。］ ［様式を削る。］ ［様式を削る。］ **別記様式第２**（第10条関係）　［略］	注　［同上］ 備考　［１・２　同上］ ３　この申請書には、核燃料物質の使用等に関する規則第２条の10の２第１項に規定する書類を、それらの書類の一覧とともに添えること。 ［４　同上］ **別記様式第１の４**（第10条関係）　［略］ **別記様式第１の５**（第10条関係）　［略］ **別記様式第２**（第10条関係）　［略］ **別記様式第３**（第12条関係）　［同上］

別表第三　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義） 第一条　［略］ ２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～四　略］ 五　「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。 六　「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。 七　「廃止措置対象施設」とは、法第十二条の六第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる製錬施設をいう。 （製錬の事業の指定の申請） 第一条の二　法第三条第二項の製錬の事業の指定の申請書の記載については、次の各号によるものとする。 ［一～三　略］ 四　法第三条第二項第五号の製錬施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。 ２　前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第四条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲	（定義） 第一条　［同上］ ２　［同上］ ［一～四　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ （製錬の事業の指定の申請） 第一条の二　［同上］ ［一～三　同上］ ［号を加える。］ ２　［同上］

げるとおりとする。

［一～三　略］

四　製錬施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

［略］

五　［略］

六　［略］

七　［略］

3　［略］

4　法第三条第一項の指定を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第七号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（変更の許可の申請）

第二条　令第五条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一　令第五条第三号の変更の内容については、法第三条第二項第三号の製錬施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第一号に掲げる施設の区分によつて記載し、法第三条第二項第三号の製錬の方法の変更に係る場合にあつては系統図によつて記載し、同項第五号の製錬施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第四号に規定する事項を記載すること。

二　［略］

2　法第三条第二項第三号又は第五号に掲げる事項の変更に係る令第五条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～三　略］

四　変更後における製錬施設の保安のための業務に係る品質管理

［一～三　同上］

［号を加える。］

3　［同上］

4　法第三条第一項の指定を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第六号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

四　［同上］

五　［同上］

六　［同上］

（変更の許可の申請）

第二条　［同上］

一　令第五条第三号の変更の内容については、法第三条第二項第三号の製錬施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、第一条の二第一項第一号に掲げる施設の区分によつて記載し、法第三条第二項第三号の製錬の方法の変更に係る場合にあつては、系統図によつて記載すること。

二　［同上］

2　法第三条第二項第三号に掲げる事項の変更に係る令第五条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～三　同上］

［号を加える。］

に必要な体制の整備に関する説明書

3　［略］

（合併及び分割の認可の申請）

第三条　法第八条第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～六　略］

七　製錬施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～六　略］

七　製錬施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

八　［略］

3　［略］

（記録）

第六条　法第十一条の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
［一・二　略］	［略］	［略］
三　製錬施設の保全のために行う		

3　［同上］

（合併及び分割の認可の申請）

第三条　法第八条第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～六　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～六　同上］

［号を加える。］

七　［同上］

3　［同上］

（記録）

第六条　法第十一条の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
［一・二　同上］	［同上］	［同上］
三　保守記録		

設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下この表並びに次条第一項第十五号及び第二項第十六号において「施設管理」という。）に係る記録		
イ　施設管理（保安規定に定める災害の防止上特に管理を必要とする機器に係るものに限る。）の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	
ロ　施設管理（保安規定に定める災害の防止上特に管理を必要とする機器に係るものに限る。）の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	
四　製錬施設の事故記録		
イ　事故の発生及び復旧の日時	［略］	
［ロ～ニ　略］	［略］	
［五～八　略］	［略］	

イ　保安規定に定める災害の防止上特に管理を必要とする機器の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日一回（法第十二条の六第二項の認可を受けた場合は毎週一回）	一年間
ロ　保安規定に定める災害の防止上特に管理を必要とする機器の検査の結果及びその担当者の氏名	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間
ハ　保安規定に定める災害の防止上特に管理を必要とする機器の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	一年間
四　［同上］		
イ　事故の発生及び復旧の時	［同上］	［同上］
［ロ～ニ　同上］	［同上］	［同上］
［五～八　同上］	［同上］	［同上］

九　品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後五年が経過するまでの期間

［2～7　略］

（保安規定）

第七条　法第十二条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二　品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三　［略］

四　製錬施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1)　関係法令及び保安規定の遵守に関すること。

(2)～(4)　［略］

(5)　非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ　［略］

五　［略］

六　［略］

［加える。］	［加える。］	［加える。］

［2～7　同上］

（保安規定）

第七条　［同上］

一　［同上］

二　製錬施設の従業者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)　関係法令及び保安規定に関すること。

(2)～(4)　同上］

(5)　非常の場合に採るべき処置に関すること。

ハ　［同上］

三　［同上］

四　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

七　排気監視設備及び排水監視設備に関すること。
八　［略］
九　［略］
十　［略］
［号を削る。］
十一　核原料物質及び核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
十二　放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
十三　非常の場合に講ずべき処置に関すること。
十四　製錬施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第七条の七各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
十五　製錬施設の施設管理に関すること。
十六　保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の製錬事業者との共有に関すること。
十七　不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第十八号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
十八　［略］
2　法第十二条の六第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第十二条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
一　関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関

［号を加える。］
五　［同上］
六　［同上］
七　［同上］
八　製錬施設の巡視、点検及び検査並びにこれらに伴う処置に関すること。
九　核原料物質及び核燃料物質の受渡、運搬、貯蔵その他の取扱に関すること。
十　放射性廃棄物の廃棄に関すること。
十一　非常の場合に採るべき処置に関すること。
十二　製錬施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関すること。
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
十三　［同上］
2　［同上］
［号を加える。］

与を含む。）に関すること。

二　品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四　［略］

五　廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1)　関係法令及び保安規定の遵守に関すること。

(2)～(5)　略］

(6)　非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ　［略］

六　［略］

七　［略］

八　排気監視設備及び排水監視設備に関すること。

九　［略］

十　［略］

十一　［略］

［号を削る。］

十二　放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十三　非常の場合に講ずべき処置に関すること。

十四　製錬施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第七条の七各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十五　廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第七条の七各号に掲げる事故故障等

［号を加える。］

［号を加える。］

一　［同上］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)　関係法令及び保安規定に関すること。

(2)～(5)　同上］

(6)　非常の場合に採るべき処置に関すること。

ハ　［同上］

三　［同上］

四　［同上］

［号を加える。］

五　［同上］

六　［同上］

七　［同上］

八　製錬施設の巡視、点検及び検査並びにこれらに伴う処置に関すること。

九　放射性廃棄物の廃棄に関すること。

十　非常の場合に採るべき処置に関すること。

十一　製錬施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関すること。

十二　廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録に関すること。

の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。	［号を加える。］
十六　製錬施設の施設管理に関すること。	［号を加える。］
十七　保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の製錬事業者との共有に関すること。	
十八　不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。	［号を加える。］
十九　［略］	十三　［同上］
二十　［略］	十四　［同上］
［3・4　略］	［3・4　同上］
第七条の二　削除	（保安規定の遵守状況の検査） 第七条の二　法第十二条第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第十二条の六第二項の認可を受けた場合にあつては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。 2　法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。 一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り 二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査 三　従業者その他関係者に対する質問 四　核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物（その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。
［条を削る。］	（核物質防護規定の遵守状況の検査） 第七条の三の二　法第十二条の二第五項の規定による検査は、毎年一回行うものとする。 2　法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。 一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り

（廃止措置実施方針に定める事項）

第七条の五の三　法第十二条の五の二第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

［一～九　略］

十　廃止措置期間中に性能を維持すべき製錬施設（第七条の五の六において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十一・十二　略］

十三　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

十四　［略］

十五　［略］

（廃止措置計画の認可の申請）

第七条の五の六　法第十二条の六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　廃止措置対象施設及びその敷地

四　［略］

五　性能維持施設

六　性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

七　［略］

八　［略］

二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三　従業者その他関係者に対する質問

四　特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（廃止措置実施方針に定める事項）

第七条の五の三　［同上］

［一～九　同上］

十　廃止措置期間中に機能を維持すべき製錬施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十一・十二　同上］

［号を加える。］

十三　［同上］

十四　［同上］

（廃止措置計画の認可の申請）

第七条の五の六　［同上］

［一・二　同上］

三　廃止措置の対象となる製錬施設（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地

四　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

五　［同上］

六　［同上］

九　［略］ 十　［略］ 十一　廃止措置に係る品質マネジメントシステム 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 ［一～五　略］ 六　性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書 ［七・八　略］ 九　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十　［略］ 3　［略］	七　［同上］ 八　［同上］ ［号を加える。］ 2　［同上］ ［一～五　同上］ 六　廃止措置期間中に機能を維持すべき製錬施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書 ［七・八　同上］ ［号を加える。］ 九　［同上］ 3　［同上］
（廃止措置計画の変更の認可の申請） 第七条の五の七　法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 ［一・二　略］ 三　変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項 四　［略］ ［2・3　略］	（廃止措置計画の変更の認可の申請） 第七条の五の七　［同上］ ［一・二　同上］ 三　変更に係る前条第一項第三号から第八号までに掲げる事項 四　［同上］ ［2・3　略］
（廃止措置終了確認証） 第七条の五の十二　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。	［条を加える。］
（旧製錬事業者等の廃止措置計画の認可の申請） 第七条の五の十三　［略］	（旧製錬事業者等の廃止措置計画の認可の申請） 第七条の五の十二　［同上］
（旧製錬事業者等の廃止措置計画の提出期限）	（旧製錬事業者等の廃止措置計画の提出期限）

第七条の五の十四　［略］

（旧製錬事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請）

第七条の五の十五　［略］

（旧製錬事業者等の廃止措置計画の軽微な変更）

第七条の五の十六　［略］

［条を削る。］

（電磁的記録媒体による手続）

第十三条　第七条の四第二項の届出に係る書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。別記様式第二において同じ。）及び別記様式第二の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

［様式を削る。］

［様式を削る。］

［様式を削る。］

別記様式第２（第13条関係）　［略］

第七条の五の十三　［同上］

（旧製錬事業者等の廃止措置計画の変更の認可の申請）

第七条の五の十四　［同上］

（旧製錬事業者等の廃止措置計画の軽微な変更）

第七条の五の十五　［同上］

（身分を示す証明書）

第十三条　法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の二によるものとし、法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の三によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

（電磁的記録媒体による手続）

第十四条　第七条の四第二項の届出に係る書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

別記様式第１の２（第13条関係）　［略］

別記様式第１の３（第13条関係）　［略］

別記様式第２（第13条関係）　［略］

別記様式第３（第14条関係）　［同上］

別表第四　国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（合併及び分割の認可の申請） 第三条　法第六十一条の五の二第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあっては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。 ［一～六　略］ ［２・３　略］	（合併及び分割の認可の申請） 第三条　法第六十一条の五の二第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあっては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。 ［一～六　同上］ ［２・３　同上］
（記録） 第四条　国際規制物資を使用している者（国際規制物資を使用している製錬事業者（旧製錬事業者等を含む。以下同じ。）、加工事業者（旧加工事業者等を含む。以下同じ。）、試験研究用等原子炉設置者（旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。以下同じ。）、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。以下同じ。）、再処理事業者（旧再処理事業者等を含む。以下同じ。）、使用者（旧使用者等を含む。以下同じ。）並びに原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資使用者（国際規制物資使用者のうち、原子力利用国際規制物資使用者以外の者をいう。以下同じ。）、国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者（旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。以下同じ。）並びに国際規制物資を廃棄している廃棄事業者（旧廃棄事業者等を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、法第六十一条の七の規定により、国際規制物資の使用（使用済燃料貯蔵事業者による国際規制物資の貯蔵及び廃棄事業者による国際規制物資の廃棄を含む。以下同じ。）に関し、工場又は事業所（試験研究用等原子炉設置者にあっては試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者にあっては発電用原子炉）ごとに、次の表の区分の欄に掲げる者の	（記録） 第四条　国際規制物資を使用している者（国際規制物資を使用している製錬事業者（旧製錬事業者等を含む。以下同じ。）、加工事業者（旧加工事業者等を含む。以下同じ。）、試験研究用等原子炉設置者（旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。以下同じ。）、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。以下同じ。）、再処理事業者（旧再処理事業者等を含む。以下同じ。）、使用者（旧使用者等を含む。以下同じ。）並びに原子力利用国際規制物資使用者及び非原子力利用国際規制物資使用者（国際規制物資使用者のうち、原子力利用国際規制物資使用者以外の者をいう。以下同じ。）、国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者（旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。以下同じ。）並びに国際規制物資を廃棄している廃棄事業者（旧廃棄事業者等を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、法第六十一条の七の規定により、国際規制物資の使用（使用済燃料貯蔵事業者による国際規制物資の貯蔵及び廃棄事業者による国際規制物資の廃棄を含む。以下同じ。）に関し、工場又は事業所（試験研究用等原子炉設置者にあっては試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者にあっては発電用原子炉）ごとに、次表の区分の欄に掲げる者の区

区分に応じ、同表の記録事項の欄に掲げる事項について、それぞれ、同表の記録すべき場合の欄に掲げるところに従って記録し、及び同表の保存期間の欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

区分	記録事項	記録すべき場合	保存期間
製錬事業者	一　［略］	［略］	［略］
	二　核原料物質又は核燃料物質の種類別の廃棄（工場又は事業所において行われる廃棄を除く。以下この条及び第四条の二の二第一項の表の下欄において同じ。）の数量又は損失（事故損失を除く。第七条第三項及び第十九項において同じ。）の数量及び理由	［略］	［略］
	［三～六　略］		

［2～8　略］

（計量管理規定）

第四条の二の二　法第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について、計量管理規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［表　略］

第四条の二の八　次の表の第一欄に掲げる事業者は、原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置の適用上必要と認める場合には、第二欄に掲げる事業者の第三欄に掲げる施設の核燃料物質

区分に応じ、同表の記録事項の欄に掲げる事項について、それぞれ、同表の記録すべき場合の欄に掲げるところに従って記録し、及び同表の保存期間の欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

区分	記録事項	記録すべき場合	保存期間
［同上］	一　［同上］	［同上］	［同上］
	二　核原料物質又は核燃料物質の種類別の廃棄（工場又は事業所において行われる廃棄を除く。以下この条及び第四条の二の二第一項の表下欄において同じ。）の数量又は損失（事故損失を除く。第七条第三項及び第十九項において同じ。）の数量及び理由	［同上］	［同上］
	［三～六　同上］		

［2～8　同上］

（計量管理規定）

第四条の二の二　法第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について、計量管理規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［表　同上］

第四条の二の八　次表の第一欄に掲げる事業者は、原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置の適用上必要と認める場合には、第二欄に掲げる事業者の第三欄に掲げる施設の核燃料物質計

計量管理区域が中間在庫検査を受け得る期間に、第四欄に掲げる施設の原子力規制委員会が指定する核燃料物質計量管理区域において保障措置検査を受けなければならない。 ［表　略］ ［2　略］	量管理区域が中間在庫検査を受け得る期間に、第四欄に掲げる施設の原子力規制委員会が指定する核燃料物質計量管理区域において保障措置検査を受けなければならない。 ［表　同上］ ［2　同上］
3　第一項の表の第一欄に掲げる事業者が第四欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域において、同項の保障措置検査を受けたとき、原子力規制委員会が適当と認める場合には、第二欄に掲げる事業者は第三欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域において、当該期間に受けるべき中間在庫検査を受けたものとみなす。	3　第一項の表中第一欄に掲げる事業者が第四欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域において、同項の保障措置検査を受けたとき、原子力規制委員会が適当と認める場合には、第二欄に掲げる事業者は第三欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域において、当該期間に受けるべき中間在庫検査を受けたものとみなす。
（保障措置検査員の条件） 第四条の十　法第六十一条の二十三の四第一号の原子力規制委員会規則で定める条件は、次の各号の一に該当する者であることとする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、短期大学若しくは高等専門学校（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。第三号において同じ。）において理科系統の学科を修めて卒業した者であって、国際規制物資の計量及び管理の実務又は保障措置検査等（保障措置検査、法第六十八条第一項の規定による立入検査（保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の実施のために行うものに限る。）及び同条第四項の規定による立入検査をいう。次号において同じ。）の実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの ［二～四　略］	（保障措置検査員の条件） 第四条の十　法第六十一条の二十三の四第一号の原子力規制委員会規則で定める条件は、次の各号の一に該当する者であることとする。 一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、短期大学若しくは高等専門学校（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。第三号において同じ。）において理科系統の学科を修めて卒業した者であって、国際規制物資の計量及び管理の実務又は保障措置検査等（保障措置検査、法第六十八条第一項の規定による立入検査（保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の実施のために行うものに限る。）及び同条第五項の規定による立入検査をいう。次号において同じ。）の実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの ［二～四　同上］
（報告の徴収） 第七条　製錬事業者は、核原料物質又は核燃料物質を受け入れ、又は払い出したときは、それぞれ別記様式第一又は別記様式第二に	（報告の徴収） 第七条　製錬事業者は、核原料物質又は核燃料物質を受け入れ、又は払い出したときは、それぞれ別記様式第一又は別記様式第二に

よる報告書を工場又は事業所ごとに作成し、その受入れ又は払出しが行われた日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

［2～12　略］

13　加工事業者等（試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者及び使用済燃料貯蔵事業者を除く。）は、既に提出した第四項から第六項まで、第十一項又は前項の報告書について、核燃料物質の測定の精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。

［14～23　略］

24　試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者は、既に提出した第二十二項又は前項の報告書について、減速材物質の測定の精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。

［25～37　略］

（身分を示す証明書）

第八条　法第六十一条の八の二第三項又は法第六十八条第五項及び法第六十一条の二十三第二項（法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、それぞれ別記様式第二十八及び別記様式第二十九とする。

（封印又は装置の取付けの通報）

第九条　原子力規制委員会は、法第六十八条第十項の規定により国際規制物資を使用している者の工場又は事業所内において封印をさせ、又は装置を取り付けさせようとするときは、あらかじめ、封印又は装置の取付けの予定時期、箇所等をその者に通報するものとする。

よる報告書を工場又は事業所ごとに作成し、その受入れ又は払出しが行われた日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

［2～12　同上］

13　加工事業者等（試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者及び使用済燃料貯蔵事業者を除く。）は、既に提出した第四項から第六項まで、第十一項又は第十二項の報告書について、核燃料物質の測定の精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。

［14～23　同上］

24　試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者は、既に提出した第二十二項又は第二十三項の報告書について、減速材物質の測定の精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。

［25～37　同上］

（身分を示す証明書）

第八条　法第六十一条の八の二第三項又は法第六十八条第六項及び法第六十一条の二十三第二項（法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、それぞれ別記様式第二十八及び別記様式第二十九とする。

（封印又は装置の取付けの通報）

第九条　原子力規制委員会は、法第六十八条第十一項の規定により国際規制物資を使用している者の工場又は事業所内において封印をさせ、又は装置を取り付けさせようとするときは、あらかじめ、封印又は装置の取付けの予定時期、箇所等をその者に通報するものとする。

別記様式第４（第７条関係）

（その１）

［略］

（その２）

［略］

［注１～15　略］

16　次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

［表　略］

［17～20　略］

21　原子力の平和利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（昭和63年条約第５号。以下「第３次日米協定」という。）発行日前に発生した事実に関して報告した当該報告書いついて修正の必要が生じた場合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

［表　略］

22　次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

［表　略］

［23～25　略］

26　次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

［表　略］

27　次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

［表　略］

［28・29　略］

［備考１～４　略］

別記様式第４（第７条関係）

（その１）

［同上］

（その２）

［同上］

［注１～15　同上］

16　次表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

［表　同上］

［17～20　同上］

21　原子力の平和利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（昭和63年条約第５号。以下「第３次日米協定」という。）発行日前に発生した事実に関して報告した当該報告書いついて修正の必要が生じた場合は、次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

［表　同上］

22　次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

［表　同上］

［23～25　同上］

26　次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

［表　同上］

27　次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

［表　同上］

［28・29　同上］

［備考１～４　同上］

別記様式第５（第７条関係） （その１） ［略］ （その２） ［略］ ［注１～16　略］ 17　国外から移転された核燃料物質のうち二国間原子力協定の対象である核燃料物質、日本で製錬された日本原産の核燃料物質又はその他の核燃料物質について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。ただし、供給当事国が複数ある場合には全ての符号を記載すること。 ［表　略］ ［18～33　略］ ［備考１～４　略］	**別記様式第５**（第７条関係） （その１） ［同上］ （その２） ［同上］ ［注１～16　同上］ 17　国外から移転された核燃料物質のうち二国間原子力協定の対象である核燃料物質、日本で製錬された日本原産の核燃料物質又はその他の核燃料物質について、次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。ただし、供給当事国が複数ある場合には全ての符号を記載すること。 ［表　同上］ ［18～33　同上］ ［備考１～４　同上］
別記様式第６（第７条関係） （その１） ［略］ （その２） ［略］ ［注１～13　略］ 14　次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。 ［表　略］ ［15～32　略］ ［備考１～３　略］	**別記様式第６**（第７条関係） （その１） ［同上］ （その２） ［同上］ ［注１～13　同上］ 14　次表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。 ［表　同上］ ［15～32　同上］ ［備考１～３　同上］
別記様式第８（第７条関係） （その１） ［略］	**別記様式第８**（第７条関係） （その１） ［同上］

（その２）	（その２）
［略］	［同上］
［注１～13　略］	［注１～13　同上］
14　次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。ただし、在庫変動の端数調整については、該当する符号の後に別記様式第４の注16の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。	14　次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。ただし、在庫変動の端数調整については、該当する符号の後に別記様式第４の注16の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　略］	［表　同上］
［15～22　略］	［15～22　同上］
［備考１～４　略］	［備考１～４　同上］
別記様式第12（第７条関係）	**別記様式第12**（第７条関係）
［略］	［同上］
［注１・２　略］	［注１・２　同上］
３　予定される施設の操業状態に応じて、次の表の左欄に掲げる状態の区分ごとに、記入欄を区切り、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。	３　予定される施設の操業状態に応じて、次表の左欄に掲げる状態の区分ごとに、記入欄を区切り、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　略］	［表　同上］
［４　略］	［４　同上］
［備考１・２　略］	［備考１・２　同上］
別記様式第13（第７条関係）	**別記様式第13**（第７条関係）
（その１）	（その１）
［略］	［同上］
（その２）	（その２）
［略］	［同上］
［注１～12　略］	［注１～12　同上］
13　次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。	13　次の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　略］	［表　同上］

［14～24　略］
［備考１～４　略］

別記様式第17（第７条関係）
（その１）
［略］
（その２）
［略］
［注１～15　略］
16　次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　略］
17　次の表の左欄に掲げる減速材物質の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　略］
［18～22　略］
［備考１～３　略］

別記様式第18（第７条関係）
（その１）
［略］
（その２）
［略］
［注１～14　略］
15　試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者のみが記載することとし、次の表の左欄に掲げる事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　略］
［16～20　略］
［備考１～３　略］

［14～24　同上］
［備考１～４　同上］

別記様式第17（第７条関係）
（その１）
［同上］
（その２）
［同上］
［注１～15　同上］
16　次表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　同上］
17　次表の左欄に掲げる減速材物質の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　同上］
［18～22　同上］
［備考１～３　同上］

別記様式第18（第７条関係）
（その１）
［同上］
（その２）
［同上］
［注１～14　同上］
15　試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者のみが記載することとし、次表の左欄に掲げる事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
［表　同上］
［16～20　同上］
［備考１～３　同上］

別記様式第20（第７条関係）

（その１）

［略］

（その２）

［略］

［注１～15　略］

16　次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

［表　略］

［17・18　略］

19　次の表の左欄に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

［表　略］

［20～24　略］

［備考１～３　略］

別記様式第21（第７条関係）

（その１）

［略］

（その２）

［略］

［注１～16　略］

17　加工事業者（廃棄事業者を除く。）のみが記載することとし、次の表の左欄に掲げる事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

［表　略］

［18～22　略］

［備考１～３　略］

別記様式第28（第８条関係）

（表　　面）

別記様式第20（第７条関係）

（その１）

［同上］

（その２）

［同上］

［注１～15　同上］

16　次表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

［表　同上］

［17・18　同上］

19　次表の左欄に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

［表　同上］

［20～24　同上］

［備考１～３　同上］

別記様式第21（第７条関係）

（その１）

［同上］

（その２）

［同上］

［注１～16　同上］

17　加工事業者（廃棄事業者を除く。）のみが記載することとし、次表の左欄に掲げる事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

［表　同上］

［18～22　同上］

［備考１～３　同上］

別記様式第28（第８条関係）

（表　　面）

第　　号 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の８の２第３項又は同法第68条第５項の規定による 身　分　証　明　書 ［略］	第　　号 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の８の２第３項又は同法第68条第６項の規定による 身　分　証　明　書 ［同上］
［略］	［同上］
（裏　面）	（裏　面）
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄） **第61条の８の２**　［略］ ２　前項の検査（以下「保障措置検査」という。）に当たつては、原子力規制委員会の指定する当該職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。 ［一～四　略］ ［３・４　略］ ５　（略） **第68条**　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第３項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第６項の規定）の施行に必要な限度において、当該職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄） **第61条の８の２**　［同上］ ２　前項の検査（以下「保障措置検査」という。）に当たつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。 ［一～四　同上］ ［３・４　同上］ ［加える。］ **第68条**　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第３項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第６項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当

該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

２・３　（略）

４　原子力規制委員会は、第１項の規定による立入検査のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して説明を行い、又は第８項の規定による立入検査の実施を確保するために必要な限度において、当該職員に、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

５　前各項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

６　第１項から第４項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

７～14　（略）

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

十一　第68条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第２項から第４項まで又は第７項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

２～４　（略）

５　原子力規制委員会は、第１項の規定による立入検査のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して説明を行い、又は第９項の規定による立入検査の実施を確保するために必要な限度において、その職員に、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

６　前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

７　第１項から第５項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

［加える。］

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

十一　第68条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第２項から第５項まで又は第８項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

別記様式第29（第８条関係） （表　　面） ［略］ （裏　　面） 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄） **第61条の23**　原子力規制委員会は、指定情報処理機関の情報処理業務の適確な遂行の確保に必要な限度において、指定情報処理機関に対し、その業務若しくは経理に関し報告をさせ、又は当該職員に、当該機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 ２　前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 ３　［略］ ［略］	**別記様式第29**（第８条関係） （表　　面） ［同上］ （裏　　面） 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄） **第61条の23**　原子力規制委員会は、指定情報処理機関の情報処理業務の適確な遂行の確保に必要な限度において、指定情報処理機関に対し、その業務若しくは経理に関し報告をさせ、又はその職員に、当該機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 ２　前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 ３　［同上］ ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第五　核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義） 第一条　［略］ ２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一・二　［略］ 三　「保全区域」とは、加工施設の保全のために特に管理を必要とする場所であつて、管理区域以外のものをいう。 四　［略］ 五　［略］ 六　［略］ 七　「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。 八　「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。 九　「廃止措置対象施設」とは、法第二十二条の八第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる加工施設をいう。 十　「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十七号。次条第一項第一号ロ及び第五号イにおいて「事業許可基準規則」という。）第一条第二項第三号に規定する安全機能を有する施設又は同項第五号に規定する重大事故等対処施設の設計において発生を想定しているものをい	（定義） 第一条　［同上］ ２　［同上］ 一・二　同上］ ［号を加える。］ 三　［同上］ 四　［同上］ 五　［同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］

う。

イ　自然現象

ロ　加工施設を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）

ハ　加工施設内における火災、溢水その他の加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象

十一　「大規模損壊」とは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊をいう。

（加工の事業の許可の申請）

第二条　法第十三条第二項の加工の事業の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一　法第十三条第二項第三号の加工施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

イ　［略］

ロ　加工施設の一般構造

［(イ)～(ホ)　略］

(ヘ)　耐津波構造（事業許可基準規則第八条に規定する基準津波に対して加工施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

(ト)　［略］

［ハ～ト　略］

［二～四　略］

五　法第十三条第二項第六号の加工施設において核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。以下同じ。）になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事

［号を加える。］

（加工の事業の許可の申請）

第二条　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

［(イ)～(ホ)　同上］

(ヘ)　耐津波構造（加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十七号。以下「事業許可基準規則」という。）第八条に規定する基準津波に対して加工施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

(ト)　［同上］

［ハ～ト　同上］

［二～四　同上］

五　法第十三条第二項第六号の加工施設において核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。以下同じ。）になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事

項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載すること。

［イ・ロ　略］

六　法第十三条第二項第七号の加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

2　前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第七条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一～七　略］

八　加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

九　［略］

十　［略］

十一　［略］

3　［略］

4　法第十三条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十一号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（変更の許可の申請）

第三条　令第八条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一　令第八条第三号の変更の内容については、法第十三条第二項第三号の加工施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第二条第一項第一号に掲げる区分によつて記載し、法第

項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項について記載すること。

［イ・ロ　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～七　同上］

［号を加える。］

八　［同上］

九　［同上］

十　［同上］

3　［同上］

4　法第十三条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（変更の許可の申請）

第三条　［同上］

一　令第八条第三号の変更の内容については、法第十三条第二項第三号の加工施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第二条第一項第一号に掲げる区分によつて記載し、法第

十三条第二項第三号の加工の方法の変更に係る場合にあつては第二条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第十三条第二項第五号の加工施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては第二条第一項第四号に掲げる事項を記載し、法第十三条第二項第六号の加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第二条第一項第五号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イ及びロに掲げる事項を記載し、法第十三条第二項第七号の加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第二条第一項第六号に規定する事項を記載すること。

二　［略］

2　法第十三条第二項第三号又は第五号から第七号までに掲げる事項の変更に係る令第八条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～七　略］

八　変更後における加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

3　［略］

（設計及び工事の計画の認可を要しない工事等）

第三条の二　法第十六条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、変更の工事であつて、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事とする。

2　法第十六条の二第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、当該機器の相互の間隔を法第十三条第一項又は第十六条第一項の許可を受けたところによる核的制限値である間隔より小さくしないものその他加工施設の保全上支障のない変更とする。

十三条第二項第三号の加工の方法の変更に係る場合にあつては第二条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第十三条第二項第五号の加工施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては第二条第一項第四号に掲げる事項を記載し、法第十三条第二項第六号の加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第二条第一項第五号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イ及びロに定める事項を記載すること。

二　［同上］

2　法第十三条第二項第三号、第五号又は第六号に掲げる事項の変更に係る許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～七　同上］

八　［号を加える。］

3　［同上］

［条を加える。］

3　法第十六条の二第五項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

（設計及び工事の計画の認可の申請）

第三条の二　法第十六条の二第一項の規定により、加工施設に関する設計及び工事の計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～三　［略］

四　工事工程表

五　設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

六　［略］

2　前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第十三条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第十六条の四の技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3　設計及び工事の計画の全部につき一時に法第十六条の二第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を

（設計及び工事の方法の認可の申請）

第三条の二　法第十六条の二第一項の規定により、加工施設に関する設計及び工事の方法（第三条の八に規定する加工施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一～三　［同上］

［号を加える。］

四　設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）に関する次の事項

イ　品質保証の実施に係る組織

ロ　保安活動の計画

ハ　保安活動の実施

ニ　保安活動の評価

ホ　保安活動の改善

五　［同上］

2　前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第十六条の二第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3　設計及び工事の方法の全部につき一時に法第十六条の二第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を

付し、分割して認可を申請することができる。	附し、分割して認可を申請することができる。
4　［略］	4　［同上］
（変更の認可の申請）	（変更の認可の申請）
第三条の三　法第十六条の二第二項の規定により、認可を受けた加工施設に関する設計及び工事の計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	第三条の三　法第十六条の二第二項の規定により、認可を受けた加工施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　変更に係る前条第一項第四号に掲げる工事工程表	［号を加える。］
五　変更に係る前条第一項第五号に掲げる設計及び工事に係る品質マネジメントシステム	四　変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事に係る品質管理の方法等
六　［略］	五　［同上］
2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。	2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。
一　変更に係る設計及び工事の計画が法第十三条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類	［号を加える。］
二　変更に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類	一　変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類
［号を削る。］	二　変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第十六条の二第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類
3　［略］	3　［同上］
（設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出）	（設計及び工事の方法に係る軽微な変更）
第三条の四　法第十六条の二第五項の規定による届出をしようとす	第三条の四　法第十六条の二第二項ただし書に規定する原子力規制

る者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　変更に係る加工施設の概要

三　法第十六条の二第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

四　変更の内容

五　変更の理由

2　前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

（使用前事業者検査の実施）

第三条の四の二　使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法

二　機能及び性能を確認するために十分な方法

三　その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

2　使用前事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（使用前事業者検査の記録）

第三条の四の三　使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日

二　検査の対象

三　検査の方法

四　検査の結果

五　検査を行つた者の氏名

六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、当該機器の相互の間隔を、法第十三条第一項又は法第十六条第一項の許可を受けた申請書及び法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に附された条件を記載した書類に核的制限値として記載された間隔より小さくしないものその他加工施設の保全上支障のない変更とする。

［条を加える。］

［条を加える。］

七　検査の実施に係る組織
八　検査の実施において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
九　検査記録の管理に関する事項
十　検査に係る教育訓練に関する事項
十一　使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間保存するものとする。
2　使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間保存するものとする。

（溶接に係る使用前事業者検査を行つた旨の表示）
第三条の四の四　加工施設の技術基準に関する規則（令和　年原子力規制委員会規則第　号）第十五条第一項又は第三十一条第一項に規定する容器等（以下この条において単に「容器等」という。）であつて、同規則第十五条第一項第三号又は第三十一条第一項第二号に規定する主要な溶接部を有するものを設置する加工事業者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等に使用前事業者検査を行つたことを示す記号その他表示を付するものとする。

（使用前確認の申請）
第三条の五　法第十六条の三第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一　［略］
二　加工施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地
［号を削る。］
三　申請に係る加工施設の概要
四　法第十六条の二第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号
五　使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の［条を加える。］

（使用前検査の申請）
第三条の五　法第十六条の三第一項の検査（以下「使用前検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
一　［同上］
二　加工施設を設置する工場又は事業所（加工施設の変更の場合にあつては、当該変更に係る工場又は事業所）の名称及び所在地
三　工事工程表
［号を加える。］
四　検査を受けようとする事項、期日及び場所
［号を加える。］

工程、期日及び場所

六　［略］

七　加工施設を核燃料物質を用いた試験のために使用するとき又は加工施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　工事の工程

二　前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）

三　第七条の四第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器

四　前項第七号の特別の理由があるときにあつては、その理由を記載した書類

3　第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4　第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

（使用前確認を要しない場合）

第三条の六　法第十六条の三第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一　加工施設を核燃料物質を用いた試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二　前号に規定する場合以外の加工施設を試験のために使用する場合

三　加工施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分

五　［同上］

［号を加える。］

［項を加える。］

2　前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

3　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（使用前検査の実施）

第三条の六　使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一　気密又は水密を要する材料又は部品に関する事項　非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

二　加工設備本体、核燃料物質の貯蔵施設又は放射性廃棄物の廃棄施設の組立てに関する事項　それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うとき。

を使用しなければならない特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四　加工施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五　加工施設の変更の工事であつて、第三条の二の二第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合

［条を削る。］

（使用前確認証）

第三条の七　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第三条の五の規定による申請に係る加工施設が法第十六条の三第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

（廃止措置中の加工施設の維持）

第三条の八　法第十六条の四ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第九条の四の二第十号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第十六条の四本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

三　放射線管理施設又はその他の加工施設の組立てに関する事項

それぞれの施設が完成したとき。

四　加工施設の性能に関する事項　加工施設の最大処理能力で試験運転を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

（使用前検査実施要領書）

第三条の六の四　原子力規制委員会は、第三条の五第一項の申請書の提出を受けた場合には、第三条の六各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（使用前検査合格証）

第三条の七　原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めたときは、使用前検査合格証を交付する。

（溶接検査を受ける加工施設）

第三条の八　法第十六条の四第一項の原子力規制委員会規則で定める加工施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　プルトニウム又はプルトニウム化合物を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上のもの

ロ　その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル）以上の容器（イに規定するものを除く。）であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの

ハ　その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル）以上の管（イに規定するものを除く。）であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの（放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）

二　ウラン又はウランの化合物を含む気体状の物質を内包する容器又は管（その容器又は管の内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているもの及び前号に規定するものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　その内包するウランの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル以上の容器であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの

ロ　その内包するウランの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル以上の管であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの

三　ウラン又はウランの化合物を含む液体状の物質を内包する容器又は管（第一号に規定するものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　その内包するウランの量が五百キログラム以上の容器

ロ　その内包するウランの放射能濃度が三十七キロベクレル毎

立方センチメートル以上の容器（イに規定するもの及びその内包するウランの量が五キログラム未満の容器を除く。）

ハ　その内包するウランの放射能濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の管（その内包するウランの量が五キログラム未満の容器に附属する管を除く。）であつて、液体状の六ふつ化ウランを内包するもの又は外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの

四　六ふつ化ウランの加熱容器であつて、液体状の六ふつ化ウラン又は大気圧を超える圧力の気体状の六ふつ化ウランを内包する容器からの漏えいの拡大を防止する機能を有するもの（加熱するウランの量が五キログラム未満のものを除く。）

五　プルトニウムの放射能濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の液体状の物質を内包する容器又は管からの漏えいの拡大を防止するために設置されるドリップトレイその他の容器

六　胴の外径が百五十ミリメートル以上の容器又は外径百五十ミリメートル以上の管（前各号に規定する容器又は管を除く。）であつて、プルトニウム、ウラン若しくはそれらの化合物を含む液体状若しくは気体状の物質を内包し、又は非常用電源設備その他の安全上重要な施設に属するもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの

イ　液体用の容器又は管であつて、最高使用温度がその液体の沸点未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル

ロ　イに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル

ハ　イに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあつては、四百九十キロパスカル）

（定期事業者検査の実施時期）

第三条の九　定期事業者検査は、加工施設について、定期事業者検査が終了した日以降十二月を超えない時期（判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）ごとに行うものとする。ただし、加工施設の設置の工事の後の初回の定期事業者検査については、その使用が開始された日以降十二月を超えない時期に行うものとする。

2　前項の判定期間は、原子力規制検査において、加工施設（当該加工施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。

一　次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査を行うべきもの

二　定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの

三　次のいずれかに掲げるもの

イ　計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて加工施設の使用時において技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの

ロ　加工施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより加工施設の保安の確保に支障を来さないもの

3　加工施設についての次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより加工施設の使用時における加工施設の保安の確保に支障を来さないものにあつては、第一項の規定にかかわらず、同項に規

（溶接検査の申請）

第三条の九　法第十六条の四第一項の規定により加工施設の溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三　溶接施行工場の名称及び所在地

四　溶接工程表

五　検査を受けようとする事項、期日及び場所

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施行法（以下「溶接施行方法」という。）並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書

二　検査を受けようとする容器又は管の構造図

三　溶接部の設計図

3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

定する時期よりも前の時期に行うことができる。

4　次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

一　使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

二　災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

5　前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　加工施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　直近の定期事業者検査が終了した年月日

四　定期事業者検査開始希望年月日及びその理由

6　前項の申請書には、申請に係る加工施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

7　第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（定期事業者検査の実施）

第三条の十　定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二　試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

2　前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を

（溶接検査の実施）

第三条の十　法第十六条の四第一項の検査は、次の各号に掲げる工程ごとに行う。

一　溶接作業を行うとき（第三条の八第六号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合及び溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないものとしてこの工程における検査を受けないで使用することを承認した場合を除く。）。

設定し、当該加工施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

3　前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一　加工施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二　加工施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果

三　加工施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該加工施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）

4　第二項の一定の期間は、十二月以上としなければならない。

5　第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。

6　定期事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（定期事業者検査の記録）

第三条の十一　定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日

二　検査の対象

三　検査の方法

四　検査の結果

五　検査を行つた者の氏名

六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七　検査の実施に係る組織

二　法第十六条の四第三項第二号に規定する技術上の基準（以下「溶接の技術基準」という。）により非破壊試験を必要とする溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になつたとき。

三　溶接の技術基準により機械試験を必要とする突合せ溶接部については、機械試験を行うことができる状態になつたとき。

四　耐圧試験又は漏えい試験を行うことができる状態になつたとき（第三条の八第六号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合を除く。）。

（溶接検査を要しない場合）

第三条の十一　法第十六条の四第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　第二条第一項第一号トに規定する加工施設のうちの主要な実験設備に属する容器又は管であつて、セル、グローブボックスその他の気密設備の内部に設置されるものについて、原子力規制委員会があらかじめ支障がないものとして溶接検査を受けないで使用することを承認した場合

二　漏止め溶接のみをした第三条の八第六号に規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合

八　検査の実施に係る工程管理
九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
十　検査記録の管理に関する事項
十一　検査に係る教育訓練に関する事項
2　定期事業者検査の結果の記録は、その加工施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

（廃止措置中において定期事業者検査を要する場合）
第三条の十二　法第十六条の五第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第九条の四の二第十号の性能維持施設が存在する場合とする。

（溶接の方法の認可）
第三条の十三　法第十六条の四第二項の認可を受けようとする者は、溶接施行工場ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　溶接施行工場の名称及び所在地
三　溶接設備の種類及び容量
四　溶接施行方法の種類
五　溶接を行う者の氏名及びその者の行う溶接施行方法の範囲
2　前項の申請書には、次の各号に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。
一　溶接設備
二　溶接施行方法
三　溶接を行う者の知識及び技能
3　原子力規制委員会は、第一項の認可の申請に係る溶接の方法が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
一　溶接設備の種類及び容量が申請に係る溶接施行方法による溶接を行うのに適切であること。
二　溶接施行方法が溶接部の強度を確保するのに適切であること。
三　溶接を行う者がその行おうとする溶接施行方法による溶接に

（定期事業者検査の報告）

第三条の十三　法第十六条の五第三項の原子力規制委員会規則で定めるときは、定期事業者検査（第三条の九第三項の規定を適用して行うものを除く。）を開始しようとするときとする。

2　法第十六条の五第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときにあつては遅滞なく、前項に規定するときにあつては検査開始予定日の一月前まで（第三条の十第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）に、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　加工施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　検査の対象及び方法並びに期日

四　検査の実績又は予定の概要

3　第一項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　定期事業者検査の計画

二　加工施設及び第七条の四第一項の施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める同項第三号の施設管理目標

三　第七条の四第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

イ　施設管理実施計画の始期（定期事業者検査を開始する日をいう。第七条の四第一項第四号イにおいて同じ。）及び期間

ロ　加工施設の工事の方法及び時期

ハ　加工施設の点検、検査等（以下この号及び第七条の四第一項第四号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及について相当の知識及び技能を有すること。

4　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（輸入品の溶接検査）

第三条の十三　法第十六条の四第四項の規定により溶接をした加工施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三　溶接施行工場の名称及び所在地

四　検査を受けようとする事項、期日及び場所

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　溶接の方法に関する説明書

二　検査を受けようとする容器又は管の構造図

三　溶接部の設計図

四　溶接（第三条の八第六号に規定する容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、開先試験、溶接作業試験、非破壊試験（第三条の十第二号に規定する溶接部に関するものに限る。）、機械試験（同条第三号に規定する溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験又は漏えい試験の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書

3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

び時期
ニ　加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
四　第三条の十第二項に規定する判定する方法に関すること（一定の期間を含む。）。
五　前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合にあつては、その変更の内容を説明する書類
六　前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類
七　前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があつた場合にあつては、第三条の十第三項各号に掲げる事項について記載した書類
4　前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。
5　第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第三条の十第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。
6　第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

［条を削る。］

（溶接検査実施要領書）

第三条の十三の二　原子力規制委員会は、第三条の九第一項の申請書の提出を受けた場合には、第三条の十各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

2　原子力規制委員会は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第十六条の四第四項に規定する検査の方法その他必要な

事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（溶接検査合格証等）

第三条の十四　原子力規制委員会は、法第十六条の四第一項又は第四項の検査を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

（施設定期検査を受ける加工施設）

第三条の十五　令第九条の原子力規制委員会規則で定める加工施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　非常用設備

二　核燃料物質の検査設備及び計量設備

三　主要な実験設備

（施設定期検査の申請）

第三条の十六　法第十六条の五第一項の検査（以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　加工施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　検査を受けようとする事項及び期日

2　前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

3　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（廃止措置計画に係る施設定期検査を要する場合）

第三条の十六の二　法第十六条の五第一項ただし書の原子力規制委

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

	員会規則で定める場合は、法第二十二条の八第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる加工施設（以下「廃止措置対象施設」という。）内に核燃料物質が存在する場合（加工設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）とする。 2　前項の場合においては、施設定期検査は、次の各号に掲げる施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。 一　貯蔵施設 二　廃棄施設 三　放射線管理施設 四　非常用設備
［条を削る。］	（施設定期検査実施要領書） 第三条の十六の三　原子力規制委員会は、第三条の十六第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第九条に規定する加工施設の性能が法第十六条の四の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。
［条を削る。］	（施設定期検査合格証） 第三条の十七　原子力規制委員会は、施設定期検査に合格したと認めたときは、施設定期検査合格証を交付する。
（合併及び分割の認可の申請） 第四条　法第十八条第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。 ［一～六　略］	（合併及び分割の認可の申請） 第四条　法第十八条第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。 ［一～六　同上］

七　加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～六　略］

七　加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

八　［略］

3　［略］

（変更等の届出）

第五条　法第十六条第二項、第十六条の二第四項、第十七条及び第十九条第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

（記録）

第七条　法第二十一条の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　加工施設の施設管理（第七条の四第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録		
イ　使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認

［号を加える。］

2　［同上］

［一～六　同上］

［号を加える。］

七　［同上］

3　［同上］

（変更等の届出）

第五条　法第十六条第二項、法第十七条又は法第十九条第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

（記録）

第七条　法第二十一条の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　加工施設の検査記録		
イ　使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査

	ロ　第七条の四第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間
	ハ　第七条の四第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
［二・三　略］	［削る。］	［略］	［略］

	ロ　施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間
	ハ　第七条の四の二の規定による検査の結果	検査の都度	検査終了後五年が経過するまでの期間
［二・三　同上］	四　保守記録	［同上］	［同上］
	イ　加工施設の巡視及び点検の状況（法第二十二条の八第二項の認可を受けた場合の廃止措置対象施設においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名	毎日一回。ただし、法第二十二条の八第二項の認可を受けた廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び加工設備	一年間

	四　加工施設の事故記録	
	イ　事故の発生及び復旧の日時	［略］
	［ロ～ニ　略］	［略］
	五　［略］	［略］
	六　［略］	［略］
	七　品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	［略］

	［略］	［略］
	［略］	［略］
	［略］	［略］
	［略］	［略］

	ロ　加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合は毎週一回とする。
	五　［同上］	修理の都度
	イ　事故の発生及び復旧の時	［同上］
	［ロ～ニ　同上］	［同上］
	六　［同上］	［同上］
	七　［同上］	［同上］
	八　第七条の二の二の品質保証計画に関しての文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	［同上］

	［同上］	一年間
	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］

［削る。］		
八　［略］	［略］	［略］
九　［略］	［略］	［略］
十　［略］	［略］	［略］
十一　［略］	［略］	［略］

［2～6　略］

7　第一項の表第二号チ及びリ、第四号、第九号並びに第十号の記録の保存期間は、法第二十二条の八第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（品質マネジメントシステム）

第七条の二の二　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、法第十三条第一項又は第十六条第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（第七条の二の九から第七条の八までに規定する措置を含む。）の計画、

九　第七条の八の二の規定による加工施設の定期的な評価の結果		
イ　第七条の八の二第一項第一号に掲げる評価の結果	評価の都度	第七項に定める期間
ロ　第七条の八の二第一項第二号に掲げる計画	計画策定の都度	第七項に定める期間
十　［同上］	［同上］	［同上］
十一　［同上］	［同上］	［同上］
十二　［同上］	［同上］	［同上］
十三　［同上］	［同上］	［同上］

［2～6　同上］

7　第一項の表第二号チ及びリ、第五号、第九号、第十一号並びに第十二号の記録の保存期間は、法第二十二条の八第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（品質保証）

第七条の二の二　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第七条の二の九から第七条の八までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画

実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

第七条の二の三から第七条の二の八まで　削除

（品質保証計画）

第七条の二の三　品質保証計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　品質保証の実施に係る組織に関する事項

二　保安活動の計画に関する事項

三　保安活動の実施に関する事項

四　保安活動の評価に関する事項

五　保安活動の改善に関する事項

（品質保証の実施に係る組織）

第七条の二の四　品質保証の実施に係る組織は次のとおりとする。

一　加工事業者（法人にあつてはその代表者）によつて運営されていること。

二　品質保証に関する責任及び権限並びに業務が明確であること。

三　品質保証計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組みを有していること。

（保安活動の計画）

第七条の二の五　品質保証計画における保安活動の計画に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　保安活動において産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Ｑ九〇〇〇のプロセス及びその相互関係が明確にされていること。

二　保安活動の計画、実施、評価及び改善の各段階を踏まえて実施し、保安活動の改善を継続して行う仕組みとすること。

三　外部から物品又は役務を調達する場合においては、その管

の改善を継続して行わなければならない。

理を適切に行う方法を定めること。

四　保安のための重要度に応じて、実施すべき内容を定めること。

五　保安活動に関する文書及び記録の適切な管理に関する手順を定めること。

六　保安活動を実施する者に対する必要な教育及び訓練の体系を定めること。

（保安活動の実施）

第七条の二の六　品質保証計画における保安活動の実施に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）ごとに、次により行うこと。

イ　個別業務の目標及び個別業務に関する要求事項を明確にし、個別業務の実施計画（以下この条において「実施計画」という。）を策定すること。

ロ　個別業務の実施は、実施計画に基づき行うこと。この場合において、当該計画が要求事項を満たしていることを適切な段階で確認すること。

ハ　実施計画を変更する場合は、変更内容を適切に管理すること。

二　外部から物品又は役務を調達する場合は、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項（当該物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を取得し、他の加工事業者と共有するために必要な措置に関することを含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めること。

三　個別業務が実施計画に定めた要求事項を満たしていることを確認するため、必要な検査及び試験を定めて行うこと。

四　保安のための重要度に応じて前号の検査及び試験を行う者を定めること。

五　要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が発生した場合は、これを適切に管理する方法を定めること。

（保安活動の評価）

第七条の二の七　品質保証計画における保安活動の評価に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　保安活動の実施の状況について、必要な監視及び測定を計画的に行うこと。

二　保安活動が適切に行われていることを明確にするため、計画的に監査を行うこと。

三　前号の評価は、対象となる個別業務を実施した者以外の者により実施されること。

（保安活動の改善）

第七条の二の八　品質保証計画における保安活動の改善に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　不適合に対する再発防止のために行う是正に関する処置に関する手順（第九条の十六各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）を確立して行うこと。

二　生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置に関する手順（根本原因分析の手順を含む。）を確立して行うこと。

三　予防に関する処置に当たつては、自らの加工施設における保安活動の実施によつて得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。

四　前条の評価結果を適切に反映すること。

（作業手順書等の遵守）

第七条の二の八の二　法第二十一条の二第一項の規定により、加工

［条を削る。］

（管理区域への立入制限等）

第七条の二の九　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一　［略］

二　保全区域については、標識を設ける等の方法によつて明らかに他の場所と区別し、かつ、管理の必要性に応じて人の立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の措置を講ずること。

三　［略］

（加工施設の施設管理）

第七条の四　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　加工施設が法第十三条第一項又は第十六条第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第二十二条の八第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二　前号ただし書の場合においては、法第二十二条の八第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第九条の四の二第十号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。

三　第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つ事業者は、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書（以下「作業手順書等」という。）を定め、これらを遵守しなければならない。

（管理区域への立入制限等）

第七条の二の九　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、管理区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域において次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一　［同上］

［号を加える。］

二　［同上］

（加工施設の巡視及び点検）

第七条の四　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者（法第二十二条の八第二項の認可を受けた者を除く。）は、毎日一回以上、従業者に加工施設について巡視及び点検を行わせなければならない。

2　法第二十一条の二第一項の規定により、法第二十二条の八第二項の認可を受けた加工事業者は、毎週一回以上（核燃料物質が廃止措置対象施設に存在する場合（加工設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）は毎日一回以上）、従業者に加工施設について巡視を行わせなければならない。

て達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、加工施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。）を定めること。

四　施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

イ　施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ　加工施設の設計及び工事に関すること。

ハ　加工施設の巡視（加工施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ　加工施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（加工施設の操作中及び操作停止中の区別を含む（法第二十二条の八第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。

ホ　加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ヘ　加工施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト　への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。

チ　加工施設の施設管理に関する記録に関すること。

五　施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項及び第二項に規定する措置を除く。）。

イ　施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間

ロ　施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

六　前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七　加工施設の操作を相当期間停止する場合その他加工施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該加工施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

2　加工事業者は、次条第一項若しくは第二項の規定により長期施設管理方針を策定したとき又は同条第三項の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

（加工施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第七条の四の二　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設の保全に関し、その事業を開始した日以後二十年を経過する日までに、経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該加工施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、加工施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。

2　前項の評価は、十年を超えない期間ごとに再評価を行い、この再評価の結果に基づき、次の十年間に実施すべき当該加工施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

3　加工事業者は、前二項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前二項の施設管理に関する方針（第八条第一項第十六号において「長期施設管理方針」という。）を変更しなければならない。

4　前三項の規定は、法第二十二条の八第二項の認可を受けた場合は適用しない。

（設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保

（加工施設の施設定期自主検査）

第七条の四の二　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、次の各号（法第二十二条の八第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。）に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一　令第九条に規定する加工施設（次号に規定するものを除く。）は、当該施設の性能が法第十六条の四の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査を一年ごとに行うこと。

二　警報装置、非常用動力装置その他の非常用装置については、当該装置の各部分ごとの当該作動のための性能検査を一月ごとに、当該装置全体の当該作動のための総合検査を一年ごとに行うこと。

三　加工施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、較正を一年ごとに行うこと。

2　法第二十二条の八第二項の認可を受けた加工事業者は、当該認可若しくは同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された加工施設の性能が維持されているかどうかについての検査を一年ごとに行わなければならない。

（初期消火活動のための体制の整備）

全に関する措置）

第七条の四の三　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に関して、法第十三条第一項又は第十六条第一項の許可を受けたところ（法第二十二条の八第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ）により、次に掲げる加工施設の保全に関する措置を講じなければならない。

一　次に掲げる事象の区分に応じてそれぞれ次に定める事項を含む加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ　加工施設を設置した工場又は事業所における火災

(1)　加工施設を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。

(2)　消防吏員への通報に関すること。

(3)　消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

ロ　重大事故等

(1)　臨界事故を防止するための対策に関すること。

(2)　核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。

ハ　大規模損壊

(1)　大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

(2)　臨界事故の影響を緩和するための対策に関すること。

(3)　核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。

(4)　放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

二　設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に（重大事故等又は大規模損壊の発生時

第七条の四の三　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）のための体制の整備に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第二十二条の八第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一　火災の発生を消防吏員に確実に通報するために必要な設備を設置すること。

二　初期消火活動を行うために必要な要員を配置すること。

三　初期消火活動を行うために必要な可搬消防ポンプ又は化学消防自動車、泡消火薬剤その他資機材を備え付けること。

四　前各号に掲げるもののほか、初期消火活動を行うために必要な体制を整備すること。

五　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

における措置に関する教育及び訓練にあつては、それぞれ毎年一回以上定期に）実施すること。

三　設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ又は化学消防自動車、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。

四　前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

［条を削る。］

（重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第七条の四の四　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において、重大事故等が発生した場合における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。

三　対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四　重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な電源その他の資機材を備え付けること。

五　重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。

イ　重大事故等発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。

ロ　重大事故等発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能

の喪失を防止するための対策に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

［条を削る。］

（大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第七条の四の五　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三　大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四　大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な電源その他の資機材を備え付けること。

五　大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する事項を定め、これを要員に守らせること。

六　プルトニウムを取り扱う加工施設にあつては、大規模損壊発生時における当該加工施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。

イ　大規模損壊発生時における臨界事故の影響を緩和するため

（加工設備の操作）

第七条の五　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、次の各号に掲げる加工設備の操作に関する措置を講じなければならない。ただし、法第二十二条の八第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

［一～三　略］

四　加工設備の操作に必要な構成人員がそろっているときでなければ操作を行わせないこと。

五　加工設備の通常の操作（加工施設において計画的に行われる操作をいう。）を行うために必要な次の事項を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

イ　操作の開始に先立つて確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作の停止後に確認すべき事項

ロ　操作員その他の従業者が加工設備の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項

ハ　警報の発報その他の異状があつた場合に操作員その他の従業者が講ずべき措置（次号の処置を除く。）に関する事項

六　非常の場合に講ずべき処置を定め、これを操作員その他の従

の対策に関すること。

ロ　大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。

ハ　大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

八　前各号（プルトニウムを取り扱う加工施設以外の加工施設にあつては、第六号を除く。）の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（加工設備の操作）

第七条の五　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、次の各号に掲げる加工設備の操作に関する措置を採らなければならない。ただし、法第二十二条の八第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

［一～三　同上］

四　加工設備の操作に必要な構成人員がそろっているときでなければ操作を行わないこと。

五　操作開始に先立つて確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作停止後に確認すべき事項を定め、これを操作員に守らせること。

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

六　非常の場合に採るべき処置を定め、これを操作員に守らせる

業者に守らせること。

［号を削る。］

七　［略］

（工場又は事業所において行われる運搬）

第七条の六　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

［一～十　略］

4　加工事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を加工施設を設置した工場又は事業所において運搬することができる。

［2・3　略］

（工場又は事業所において行われる廃棄）

第七条の八　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

［一～四　略］

五　第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。

［六・七　略］

こと。

七　換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を発揮できる状態に維持しておくこと。

八　［同上］

（工場又は事業所内の運搬）

第七条の六　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

［一～十　同上］

4　加工事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を加工施設を設置した工場又は事業所内において運搬することができる。

［2・3　同上］

（工場又は事業所内の廃棄）

第七条の八　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

［一～四　同上］

五　第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。

［六・七　同上］

八　第六号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。 ［九・十　略］ 十一　第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。 イ　［略］ ロ　当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を講ずること。 ［ハ・ニ　略］ ［十二～十四　略］	八　第六号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。 ［九・十　同上］ 十一　［同上］ イ　［同上］ ロ　当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を採ること。 ［ハ・ニ　同上］ ［十二～十四　同上］
［条を削る。］	（加工施設の定期的な評価） 第七条の八の二　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設の保全に関し、その事業を開始した日以降二十年を経過する日までに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一　経年変化に関する技術的な評価を行うこと。 二　前号の技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する十年間の計画を策定すること。 2　前項の評価及び計画は、十年を超えない期間ごとに再評価を行わなければならない。 3　前二項の規定は法第二十二条の八第二項の認可を受けた場合は適用しない。
（保安規定） 第八条　法第二十二条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申	（保安規定） 第八条　［同上］

請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

［号を削る。］

二　品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三　［略］

四　［略］

五　加工施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1)～(4)　略

(5)　非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ　［略］

六　加工施設の操作に関することであつて、次に掲げるもの

イ　加工施設の操作を行う体制の整備に関すること。

ロ　加工施設の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項

ハ　異状があつた場合の措置に関すること（第十三号に掲げるものを除く。）。

ニ　加工施設の操作の安全審査に関すること。

七　管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。

八　排気監視設備及び排水監視設備に関すること。

［九・十　略］

［号を削る。］

［号を削る。］

一　［同上］

二　安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三　加工施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四　［同上］

五　［同上］

六　加工施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)～(4)　同上

(5)　非常の場合に採るべき処置に関すること。

ハ　［同上］

七　保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

八　管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。

［号を加える。］

［九・十　同上］

十一　加工施設の巡視、点検及び検査並びにこれらに伴う処置に関すること。

十二　加工施設の施設定期自主検査に関すること。

十一　核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十二　放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十三　非常の場合に講ずべき処置に関すること。

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

十四　設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置に関すること。

十五　［略］

［号を削る。］

十六　加工施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。）。

十七　［略］

十八　不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十一号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

十九　［略］

2　法第二十二条の八第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第二十二条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一　［略］

［号を削る。］

十三　核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。

十四　放射性廃棄物の廃棄に関すること。

十五　非常の場合に採るべき処置に関すること。

十六　初期消火活動のための体制の整備に関すること。

十七　重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

十八　大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

［号を加える。］

十九　［同上］

二十　加工施設の定期的な評価に関すること。

［号を加える。］

二十一　［同上］

二十二　不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十三　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

二　安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。

二　品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四　［略］

五　［略］

六　廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1)～(5)　略］

(6)　非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ　［略］

七　［略］

八　［略］

九　管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。

十　排気監視設備及び排水監視設備に関すること。

［十一・十二　略］

［号を削る。］

十三　核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び加工設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）。

十四　放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

三　加工施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四　廃止措置の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

五　［同上］

六　［同上］

七　廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)～(5)　同上］

(6)　非常の場合に採るべき処置に関すること。

ハ　［同上］

八　［同上］

九　［同上］

十　管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。

［号を加える。］

［十一・十二　同上］

十三　加工施設の巡視及び検査並びにこれらに伴う処置に関すること。

十四　加工施設の施設定期自主検査に関すること。

十五　核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び加工設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）。

十六　放射性廃棄物の廃棄に関すること。

合を含む。）に関すること。
十五　非常の場合に講ずべき処置に関すること。
十六　設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関すること。
十七　［略］
［号を削る。］

［号を削る。］

十八　［略］
十九　加工施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）。
二十　［略］
二十一　［略］
二十二　［略］
二十三　［略］
［3・4　略］

第八条の二及び第八条の三　削除

十七　非常の場合に採るべき処置に関すること。
［号を加える。］

十八　［同上］
十九　重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び加工設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）。
二十　大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び加工設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）。
二十一　［同上］
［号を加える。］

二十二　［同上］
二十三　［同上］
二十四　［同上］
二十五　［同上］
［3・4　同上］

（保安規定の遵守状況の検査）
第八条の二　法第二十二条第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第二十二条の八第二項の認可を受けた場合にあつては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。
2　法第二十二条第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り 二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査 三　従業者その他関係者に対する質問 四　核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。 第八条の三　削除	［条を削る。］
（核物質防護規定の遵守状況の検査） 第九条の二　法第二十二条の六第二項において準用する法第十二条の二第五項の規定による検査は、毎年一回行うものとする。 2　法第二十二条の六第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。 一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り 二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査 三　従業者その他関係者に対する質問 四　特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。	（核物質防護管理者の選任等） 第九条の二　［略］
（安全性の向上のための評価の実施時期） 第九条の三の二　法第二十二条の七の二第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、加工施設の工事の後、定期事業者検査を行つていないものにあつては、その使用が開始された日以降六月を超えない時期とする。	（安全性の向上のための評価の実施時期） 第九条の三の二　法第二十二条の七の二第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、施設定期検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、加工施設の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その使用が開始された日以降六月を超えない時期とする。
（核物質防護管理者の選任等） 第九条の二の二　［同上］	

（評価に係る調査及び分析並びに評定の方法）

第九条の三の五　法第二十二条の七の二第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　加工施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。

イ　当該加工施設について、技術基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

［ロ・ハ　略］

［二・三　略］

（廃止措置実施方針に定める事項）

第九条の四の二　法第二十二条の七の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

［一～九　略］

十　廃止措置期間中に性能を維持すべき加工施設（第九条の五及び第九条の十三において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十一・十二　略］

十三　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

［十四・十五　略］

（廃止措置計画の認可の申請）

第九条の五　法第二十二条の八第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　性能維持施設

（評価に係る調査及び分析並びに評定の方法）

第九条の三の五　［同上］

一　［同上］

イ　当該加工施設について、法第十六条の二第三項第二号の技術上の基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

［ロ・ハ　同上］

［二・三　同上］

（廃止措置実施方針に定める事項）

第九条の四の二　［同上］

［一～九　同上］

十　廃止措置期間中に機能を維持すべき加工施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十一・十二　同上］

十三　廃止措置に係る品質保証計画

［十四・十五　同上］

（廃止措置計画の認可の申請）

第九条の五　［同上］

［一～四　同上］

［号を加える。］

六　性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間
［略］
七　［略］
八　［略］
九　［略］
十　［略］
十一　廃止措置に係る品質マネジメントシステム
2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。
［一～五　略］
六　性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書
［七・八　略］
九　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
十　［略］
3　［略］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）
第九条の六　法第二十二条の八第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
［一・二　略］
三　変更に係る前条第一項第三号から第十一号までに掲げる事項
四　［略］
［2・3　略］

（廃止措置終了確認証）
第九条の十の二　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

［号を加える。］
五　［同上］
六　［同上］
七　［同上］
八　［同上］
［号を加える。］
2　［同上］
［一～五　同上］
六　廃止措置期間中に機能を維持すべき加工施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書
［七・八　同上］
九　品質保証計画に関する説明書
十　［同上］
3　［同上］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）
第九条の六　法第二十二条の八第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
［一・二　同上］
三　変更に係る前条第一項第三号から第八号までに掲げる事項
四　［同上］
［2・3　同上］

［条を加える。］

（旧加工事業者等に係る廃止措置対象施設の維持等）

第九条の十三　法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合（法第十六条の四及び第十六条の五の規定の適用に係る場合に限る。）は、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。

2　前項の場合において、法第十六条の四本文の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。

3　第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。

［各号を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

（旧加工事業者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合）

第九条の十三　法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合は、同条第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在する場合（加工設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）とする。

［項を加える。］

2　前項の場合においては、施設定期検査は、次の各号に掲げる施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

一　貯蔵施設

二　廃棄施設

三　放射線管理施設

四　非常用設備

第十一条から第十四条まで　削除

（身分を示す証明書）

第十五条　法第二十二条第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとし、法第二十二条の六第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第三によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第四によるものとする。

（人の出入り等の管理が行われている区域）

第十六条　令別表第二の五の項の原子力規制委員会規則で定める区域は、第一条第二項第二号に規定する管理区域とする。

（電磁的記録媒体による手続）

第十一条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。別記様式第二において同じ。）及び別記様式第二の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一　［略］

二　第九条の二第二項の書類

三　前条第一項の報告書

［様式を削る。］

［様式を削る。］

［様式を削る。］

別記様式第２（第11条関係）　［略］

（電磁的記録媒体による手続）

第十七条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第五の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一　［同上］

二　第九条の二の二第二項の書類

三　第十条第一項の報告書

別記様式第２（第15条関係）　［略］

別記様式第３（第15条関係）　［略］

別記様式第４（第15条関係）　［略］

別記様式第５（第17条関係）　［同上］

別表第六　核原料物質の使用に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（記録） 第三条　法第五十七条の七第六項の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。	（記録） 第三条　法第五十七条の七第六項の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
［一・二　略］	［略］	［略］
三　核原料物質の使用施設の事故記録		
イ　事故の発生及び復旧の日時	［略］	［略］
［ロ～ニ　略］	［略］	［略］
四　［略］	［略］	［略］

記録事項	記録すべき場合	保存期間
［一・二　同上］	［同上］	［同上］
三　［同上］		
イ　事故の発生及び復旧の時	［同上］	［同上］
［ロ～ニ　同上］	［同上］	［同上］
四　［同上］	［同上］	［同上］

［2～7　略］

（電磁的方法による保存）

第三条の二　法第五十七条の七第六項に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第九条に

［2～7　同上］

（電磁的方法による保存）

第三条の二　法第五十七条の七第六項に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により

おいて同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。 ［２・３　略］	記録することにより作成し、保存することができる。 ［２・３　同上］
［条を削る。］	（身分を示す証明書） 第九条　法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。
（電磁的記録媒体による手続） 第九条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第二の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。 ［一・二　略］	（電磁的記録媒体による手続） 第十条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。 ［一・二　同上］
［様式を削る。］ **別記様式第２**（第９条関係）　［略］	**別記様式第２**（第９条関係）　［略］ **別記様式第３**（第10条関係）　［同上］

別表第七　使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義） 第一条　［略］ ２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～七　略］ 八　「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。 九　「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。 十　「廃止措置対象施設」とは、法第五十条の五第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる再処理施設をいう。 十一　「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。次条第一項第二号ロ並びに第七号イ及びロにおいて「事業指定基準規則」という。）第一条第二項第四号に規定する安全機能を有する施設又は同項第六号に規定する重大事故等対処施設の設計において発生を想定しているものをいう。 イ　自然現象 ロ　再処理施設を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く	（定義） 第一条　［同上］ ２　［同上］ ［一～七　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ 八　「廃止措置対象施設」とは、法第五十条の五第二項の認可を受けた廃止措置計画（法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項又は同条第五項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に係る廃止措置の対象となる再処理施設をいう。 ［号を加える。］

。）	
ハ　再処理施設内における火災、溢水、化学薬品の漏えいその他の再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象	
十二　「大規模損壊」とは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊をいう。	
（再処理の事業の指定の申請） 第一条の二　法第四十四条第二項の再処理の事業の指定の申請書の記載については、次の各号によるものとする。	（再処理の事業の指定の申請） 第一条の二　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　法第四十四条第二項第四号の再処理施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。	二　［同上］
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　再処理施設の一般構造	ロ　［同上］
［(1)～(5)　略］	［(1)～(5)　同上］
(6)　耐津波構造（事業指定基準規則第八条に規定する基準津波に対して再処理施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）	(6)　耐津波構造（再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。以下「事業指定基準規則」という。）第八条に規定する基準津波に対して再処理施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）
(7)　［略］	(7)　［同上］
［ハ～リ　略］	［ハ～リ　同上］
［三～六　略］	［三～六　同上］
七　法第四十四条第二項第八号の再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載すること。	七　法第四十四条第二項第八号の再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項について記載すること。
［イ～ハ　略］	［イ～ハ　同上］

［号を加える。］

八　法第四十四条第二項第九号の再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。	［号を加える。］
2　前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第二十六条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。	2　［同上］
［一～八　略］	［一～八　同上］
九　再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書	［号を加える。］
十　［略］	九　［同上］
十一　［略］	十　［同上］
十二　［略］	十一　［同上］
3　［略］	3　［同上］
4　法第四十四条第一項の指定を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十二号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第四十四条の三第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。	4　法第四十四条第一項の指定を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十一号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第四十四条の三第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。
（変更の許可の申請） 第一条の四　令第二十七条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。	（変更の許可の申請） 第一条の四　［同上］
一　令第二十七条第三号の変更の内容については、法第四十四条第二項第三号の再処理能力の変更に係る場合にあつては一日当たり及び年間の最大再処理能力を再処理する使用済燃料の種類ごとに記載し、同項第四号の再処理施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第四十四条第二項第四号の再処理の	一　令第二十七条第三号の変更の内容については、法第四十四条第二項第三号の再処理能力の変更に係る場合にあつては一日当たり及び年間の最大再処理能力を、再処理する使用済燃料の種類ごとに記載し、同項第四号の再処理施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第四十四条第二項第四号の再処理の

法の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第四十四条第二項第六号の使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法の変更に係る場合にあつては処分する核燃料物質の種類ごとの売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法を記載し、同項第七号の再処理施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十四条第二項第八号の再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに掲げる事項を記載し、法第四十四条第二項第九号の再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第八号に規定する事項を記載すること。

二　［略］

2　法第四十四条第二項第二号から第四号まで又は第七号から第九号までに掲げる事項の変更に係る令第二十七条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～八　略］

九　変更後における再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

3　［略］

（設計及び工事の計画の認可を要しない工事等）

第一条の五　法第四十五条第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、変更の工事であつて、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事とする。

2　法第四十五条第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、当該機器の

方法の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第四十四条第二項第六号の使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法の変更に係る場合にあつては処分する核燃料物質の種類ごとの売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法を記載し、同項第七号の再処理施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十四条第二項第八号の再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第一条の二第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める事項を記載すること。

二　［同上］

2　法第四十四条第二項第二号から第四号まで、第七号又は第八号に掲げる事項の変更に係る前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～八　同上］

［号を加える。］

3　［同上］

［条を加える。］

相互の間隔を法第四十四条第一項の指定又は法第四十四条の四第一項の許可を受けたところによる核的制限値である間隔より小さくしないものその他再処理施設の保全上支障のない変更とする。

3　法第四十五条第五項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

（設計及び工事の計画の認可の申請）

第二条　法第四十五条第一項の規定により、再処理施設に関する設計及び工事の計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　工事工程表

五　設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

六　［略］

2　前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第四十四条第一項の指定若しくは法第四十四条の四第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第四十六条の二の技術上の基準（以下この項、次条第二項第二号、第七条の九第二項、第七条の十第二項、第十一条

（設計及び工事の方法の認可の申請）

第二条　法第四十五条第一項の規定により、再処理施設に関する設計及び工事の方法（第七条の二に規定する再処理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　同上］

［号を加える。］

四　設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）に関する次の事項

イ　品質保証の実施に係る組織

ロ　保安活動の計画

ハ　保安活動の実施

ニ　保安活動の評価

ホ　保安活動の改善

五　［同上］

2　前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第四十五条第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事

第一項第一号及び第十九条の三の五第一号イにおいて「技術基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3　設計及び工事の計画の全部につき一時に法第四十五条第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。

4　［略］

（変更の認可の申請）

第三条　法第四十五条第二項の規定により、認可を受けた再処理施設に関する設計及び工事の計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　変更に係る前条第一項第四号に掲げる工事工程表

五　変更に係る前条第一項第五号に掲げる設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

六　［略］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　変更に係る設計及び工事の計画が法第四十四条第一項の指定若しくは法第四十四条の四第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類

二　変更に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類

に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3　設計及び工事の方法の全部につき一時に法第四十五条第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。

4　［同上］

（変更の認可の申請）

第三条　法第四十五条第二項の規定により、認可を受けた再処理施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　同上］

［号を加える。］

四　変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事に係る品質管理の方法等

五　［同上］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

［号を加える。］

一　変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類

［号を削る。］

3　［略］

（設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出）

第四条　法第四十五条第五項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　変更に係る再処理施設の概要

三　法第四十五条第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

四　変更の内容

五　変更の理由

2　前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

（使用前事業者検査の実施）

第四条の二　使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法

二　機能及び性能を確認するために十分な方法

三　その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

2　使用前事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（使用前事業者検査の記録）

第四条の三　使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

二　変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第四十五条第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

3　［同上］

（設計及び工事の方法に係る軽微な変更）

第四条　法第四十五条第二項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、当該機器の相互の間隔を申請書等（法第四十四条第一項の指定又は法第四十四条の四第一項の変更の許可に係る申請書及び法第六十二条の二第一項の規定により指定又は許可の際に付された条件を記載した書類をいう。）に核的制限値として記載された間隔より小さくしないものその他再処理施設の保全上支障のない変更とする。

［条を加える。］

［条を加える。］

一　検査年月日
二　検査の対象
三　検査の方法
四　検査の結果
五　検査を行つた者の氏名
六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
七　検査の実施に係る組織
八　検査の実施に係る工程管理
九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
十　検査記録の管理に関する事項
十一　検査に係る教育訓練に関する事項

2　使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る再処理施設の存続する期間保存するものとする。

（溶接に係る使用前事業者検査を行つた旨の表示）

第四条の四　再処理施設の技術基準に関する規則（令和　年原子力規制委員会規則第　号。以下この条及び第十九条の五第一項第六号において「技術基準規則」という。）第十七条第一項又は第三十七条第一項に規定する容器等（以下この条において単に「容器等」という。）であつて、技術基準規則第十七条第一項第三号又は第三十七条第一項第二号に規定する主要な溶接部を有するものを設置する再処理事業者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等に使用前事業者検査を行つたことを示す記号その他表示を付するものとする。

（使用前確認の申請）

第五条　法第四十六条第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［条を加える。］

（使用前検査の申請）

第五条　法第四十六条第一項の検査（以下「使用前検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　［略］	一　［同上］
二　再処理施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地	二　再処理施設を設置する工場又は事業所（再処理施設の変更の場合にあつては、当該変更に係る工場又は事業所）の名称及び所在地
［号を削る。］	三　工事工程表
三　申請に係る再処理施設の概要	［号を加える。］
四　法第四十五条第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号	［号を加える。］
五　使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	四　検査を受けようとする事項、期日及び場所
六　［略］	五　［同上］
七　再処理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は再処理施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法	［号を加える。］
2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。	［項を加える。］
一　工事の工程	
二　前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）	
三　第十一条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器	
四　前項第七号の特別の理由があるときにあつては、その理由を記載した書類	
3　第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。	2　前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
4　第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。	3　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。
（使用前確認を要しない場合）	（使用前検査の実施）
第六条　法第四十六条第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定	第六条　使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号

める場合は、次のとおりとする。

一　再処理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二　前号に規定する場合以外の再処理施設を試験のために使用する場合

三　再処理施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四　再処理施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五　再処理施設の変更の工事であつて、第二条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

（使用前確認証）

第七条　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第五条の規定による申請に係る再処理施設が法第四十六条第二項各号のいずに定めるときに行う。

一　放射線遮蔽材又は特に気密、水密若しくは耐食を要する材料若しくは部品に関する事項　化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

二　使用済燃料の受入施設若しくは貯蔵施設、再処理設備本体、製品貯蔵施設又は放射性廃棄物の廃棄施設の組立てに関する事項　それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うとき。

三　計測制御系統施設、放射線管理施設又はその他の再処理施設の組立てに関する事項　それぞれの施設が完成したとき。

四　再処理施設の性能に関する事項　再処理施設の最大再処理能力で試験運転を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

第六条の二　削除

第六条の三　削除

（使用前検査実施要領書）

第六条の四　原子力規制委員会は、第五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第六条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（使用前検査合格証）

第七条　原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めたときは、使用前検査合格証を交付する。

れにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

第七条の二から第七条の七の二まで　削除

（溶接検査を受ける再処理施設）

第七条の二　法第四十六条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める再処理施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　プルトニウム又はプルトニウム化合物を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上のもの

ロ　その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル）以上の容器（イに規定するものを除く。）であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの

ハ　その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル）以上の管（イに規定するものを除く。）であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの（放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）

二　ウラン又はウランの化合物を含む液体状の物質を内包する容器（前号に規定するものを除く。）であつて、その内包するウランの量が五百キログラム以上のもの

三　放射性物質を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器

又は管（前二号に規定するものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　その内包する放射性物質の濃度が三十七ベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七メガベクレル毎立方センチメートル）以上のもの

ロ　その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上の容器（イに規定するものを除く。）であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの

ハ　その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上の管（イに規定するものを除く。）であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの（放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）

四　使用済燃料の溶解槽の非常用冷却水系統設備その他安全装置として使用される設備に属する容器又は管のうち、セル内に設置されるもの

五　プルトニウムの放射能濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の液体状の物質又は放射性物質の濃度が三十七メガベクレル毎立方センチメートル以上の液体状の物質を内包する容器又は管からの漏えいの拡大を防止するために設置されるドリップトレイその他の容器

六　胴の外径が百五十ミリメートル以上の容器又は外径百五十ミリメートル以上の管（前各号に規定する容器又は管を除く。）であつて、放射性物質を含む液体状若しくは気体状の物質を内包し、又は非常用電源設備その他の安全上重要な施設

に属するもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの

イ　液体用の容器又は管であつて、最高使用温度がその液体の沸点未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル

ロ　イに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル

ハ　イに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあつては、四百九十キロパスカル）

（溶接検査の申請）

第七条の三　法第四十六条の二第一項の規定により再処理施設の溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三　溶接施行工場の名称及び所在地

四　溶接工程表

五　検査を受けようとする事項、期日及び場所

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施行法（以下「溶接施行方法」という。）並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書

二　検査を受けようとする容器又は管の構造図

三　溶接部の設計図

3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（溶接検査の実施）

第七条の四　法第四十六条の二第一項の検査は、次の各号に掲げる工程ごとに行う。

一　溶接作業を行うとき（第七条の二第六号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合及び溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないものとしてこの工程における検査を受けないで使用することを承認した場合を除く。）。

二　法第四十六条の二第三項第二号に規定する技術上の基準（以下「溶接の技術基準」という。）により非破壊試験を必要とする溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になつたとき。

三　溶接の技術基準により機械試験を必要とする突合せ溶接部については、機械試験を行うことができる状態になつたとき。

四　耐圧試験又は漏えい試験を行うことができる状態になつたとき（第七条の二第六号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合を除く。）。

（溶接検査を要しない場合）

第七条の五　法第四十六条の二第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　第一条の二第一項第二号リに規定する再処理設備の附属施設のうちの主要な試験施設に属する容器又は管であつて、セル、グローブボックスその他の気密設備の内部に設置される

ものについて、原子力規制委員会があらかじめ支障がないものとして溶接検査を受けないで使用することを承認した場合

二　漏止め溶接のみをした第七条の二第六号に規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合

（溶接の方法の認可）

第七条の六　法第四十六条の二第二項の認可を受けようとする者は、溶接施行工場ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　溶接施行工場の名称及び所在地

三　溶接設備の種類及び容量

四　溶接施行方法の種類

五　溶接を行う者の氏名及びその者が行う溶接施行方法の範囲

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。

一　溶接設備

二　溶接施行方法

三　溶接を行う者の知識及び技能

3　原子力規制委員会は、第一項の認可の申請に係る溶接の方法が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　溶接設備の種類及び容量が申請に係る溶接施行方法による溶接を行うのに適切であること。

二　溶接施行方法が溶接部の強度及び耐食性を確保するのに適切であること。

三　溶接を行う者がその行おうとする溶接施行方法による溶接について相当の知識及び技能を有すること。

4　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（輸入品の溶接検査）

第七条の七　法第四十六条の二第四項の規定により溶接をした再処理施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三　溶接施行工場の名称及び所在地

四　検査を受けようとする事項、期日及び場所

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　溶接の方法に関する説明書

二　検査を受けようとする容器又は管の構造図

三　溶接部の設計図

四　溶接（第七条の二第六号に規定する容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、開先試験、溶接作業試験、非破壊試験（第七条の四第二号に規定する溶接部に関するものに限る。）、機械試験（同条第三号に規定する溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験又は漏えい試験の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書

3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（溶接検査実施要領書）

［条を削る。］

（廃止措置中の再処理施設の維持）

第七条の八　法第四十六条の二ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第十九条の四の二第十号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第四十六条の二本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

（定期事業者検査の実施時期）

第七条の九　定期事業者検査は、再処理施設について、定期事業者検査が終了した日以降十二月を超えない時期（判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）ごとに行うものとする。ただし、再処理施設の設置の工事の後の初回の定期事業者検査については、その使用が開始された日以降十二月を超えない時期に行うものとする。

2　前項の判定期間は、原子力規制検査において、再処理施設（当該再処理施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二

第七条の七の二　原子力規制員会は、第七条の三第一項の申請書の提出を受けた場合には、第七条の四各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

2　原子力規制員会は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第四十六条の二第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（溶接検査合格証等）

第七条の八　原子力規制委員会は、法第四十六条の二第一項又は第四項の検査を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

（廃止措置中の再処理施設の維持）

第七条の八の二　法第四十六条の二の二ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設であつて第十九条の五第一項第五号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第四十六条の二の二本文の規定は、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設に限り適用されるものとする。

（施設定期検査を受ける再処理施設）

第七条の九　令第二十八条の原子力規制委員会規則で定める再処理施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　動力装置及び非常用動力装置

二　給水施設及び蒸気供給施設

三　主要な試験施設

号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。

一　次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査を行うべきもの

二　定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの

三　次のいずれかに掲げるもの

イ　計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて再処理施設の使用時において技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの

ロ　再処理施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより再処理施設の保安の確保に支障を来さないもの

3　再処理施設についての次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより再処理施設の使用時における再処理施設の保安の確保に支障を来さないものにあつては、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する時期よりも前の時期に行うことができる。

4　次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

一　使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

二　災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

5　前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　再処理施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　直近の定期事業者検査が終了した年月日

四　定期事業者検査開始希望年月日及びその理由

6　前項の申請書には、申請に係る再処理施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

7　第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（定期事業者検査の実施）

第七条の十　定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二　試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

2　前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該再処理施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

3　前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一　再処理施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二　再処理施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果

三　再処理施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該再処

（施設定期検査の申請）

第七条の十　法第四十六条の二の三第一項の検査（以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　再処理施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　検査を受けようとする事項及び期日

2　前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

3　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

理施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）

4　第二項の一定の期間は、十二月以上としなければならない。

5　第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。

6　定期事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（定期事業者検査の記録）

第七条の十一　定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日

二　検査の対象

三　検査の方法

四　検査の結果

五　検査を行った者の氏名

六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七　検査の実施に係る組織

八　検査の実施に係る工程管理

九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十　検査記録の管理に関する事項

十一　検査に係る教育訓練に関する事項

2　定期事業者検査の結果の記録は、その再処理施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

（廃止措置中において定期事業者検査を要する場合）

第七条の十二　法第四十六条の二の二第一項ただし書の原子力規制

［条を加える。］

（廃止措置中の施設定期検査）

第七条の十の二　法第四十六条の二の三第一項ただし書の原子力規

委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第十九条の四の二第十号の性能維持施設が存在する場合とする。

［項を削る。］

制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設であつて、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設が存在する場合とする。

2　前項の場合においては、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設について、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期に施設定期検査を行うものとする。

区分	施設定期検査を受けるべき時期
一　次号に掲げる以外のもの	直近の施設定期検査が終了した日以降一年を超えない時期（原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）
二　第十九条の五第一項第十一号の特定再処理施設に該当するもの	法第五十条の五第二項の認可を受けた廃止措置計画に定める時期（原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）

［条を加える。］

（定期事業者検査の報告）

第七条の十二の二　法第四十六条の二の二第三項の原子力規制委員会規則で定めるときは、定期事業者検査（第七条の九第三項の規定を適用して行うものを除く。）を開始しようとするときとする。

2　法第四十六条の二の二第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときにあつては遅滞なく、前項に規定するときにあつては検査開始予定日の一月前まで（第七条の十第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）に、次に掲げる事項を記載した報告書を作

成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　再処理施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　検査の対象及び方法並びに期日

四　検査の実績又は予定の概要

3　第一項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　定期事業者検査の計画

二　再処理施設及び第十一条第一項の施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める同項第三号の施設管理目標

三　第十一条第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

イ　施設管理実施計画の始期（定期事業者検査を開始する日をいう。第十一条第一項第四号イにおいて同じ。）及び期間

ロ　再処理施設の工事の方法及び時期

ハ　再処理施設の点検、検査等（以下この号及び第十一条第一項第四号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期

ニ　再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

四　第七条の十第二項に規定する判定する方法に関すること（一定の期間を含む。）。

五　前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合にあつては、その変更の内容を説明する書類

六　前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類

七　前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変

更があつた場合にあつては、第七条の十第三項各号に掲げる事項について記載した書類

4　前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

5　第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第七条の十第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。

6　第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

（合併及び分割の認可の申請）

第七条の十四　法第四十六条の五第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、

（施設定期検査実施要領書）

第七条の十の三　原子力規制委員会は、第七条の十第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第二十八条に規定する再処理施設の性能が法第四十六条の二の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（施設定期検査合格証）

第七条の十一　原子力規制委員会は、施設定期検査に合格したと認めたときは、施設定期検査合格証を交付する。

2　前項の規定にかかわらず、施設定期検査中に法第五十条の五第二項の認可を受けた場合には、当該施設定期検査は、その認可を受けた日に終了したものとみなす。

第七条の十二　削除

（合併及び分割の認可の申請）

第七条の十四　法第四十六条の五第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、

当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～六　略］

七　再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～六　略］

七　再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

八　［略］

3　［略］

（記録）

第八条　法第四十七条の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　再処理施設の施設管理（第十一条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録		
イ　使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認のときまでの

当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～六　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～六　同上］

［号を加える。］

七　［同上］

3　［同上］

（記録）

第八条　法第四十七条の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　再処理施設の検査記録		
イ　使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの

ロ	第十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度
ハ	第十一条第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度

期間
施設管理を実施した再処理施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間
評価を実施した再処理施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間

二　放射線管理記録

イ	再処理設備（法第五十条の五第二項の認可を受けた場合であつて、第十九条の四の二第十号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、核燃料物質の貯蔵施設（法第五十条の五第二項の認可を受け、全ての核燃料物質及び使用済燃料を廃止措置対象施設から搬出した場合を除く。）及び廃棄物管理施設	毎日操作中一回。ただし、法第五十条の五第二項の認可を受けた場合であつて、第十九条の四の二第十号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、核燃料物質の貯蔵施設（法第五十条の五第二項の認可を受け、全ての核燃料物質及び使用済燃料を廃止措置対象施設から搬出した場合を除く。）及び廃棄物管理施設	［略］

ロ	施設定期検査の結果	検査の都度
ハ	第十二条の規定による検査の結果	検査の都度

期間
同一事項に関する次の検査のときまでの期間
検査終了後五年が経過するまでの期間

二　［同上］

イ	再処理設備（法第五十条の五第二項の認可を受けた場合であつて、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設に該当する部分が存在しないときを除く。）、核燃料物質の貯蔵施設（法第五十条の五第二項の認可を受け、全ての核燃料物質及び使用済燃料を廃止措置対象施設から搬出した場合を除く。）及び廃棄物管理施設	毎日操作中一回。ただし、法第五十条の五第二項の認可を受けた場合であつて、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設に該当する部分が存在しないときを除く。）、核燃料物質の貯蔵施設（法第五十条の五第二項の認可を受け、全ての核燃料物質及び使用済燃料を廃止措置対象施設から搬出した場合を除く。）及び廃棄物管理施設	［同上］

施設から搬出した場合を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（同項の認可を受け、全ての使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体及び特定廃液（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）をいう。第十九条の五及び第十九条の十五において同じ。）をガラスにより容器に固型化した物（第十九条の十五において「ガラス固化体」という。）を廃止措置対象施設から搬出した場合を除く。）等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	［ロ～ヲ　略］	三　操作記録（法第五十条の五第二項の認可を受け、第十九条の四の二第十号の性能維持施設が存在しない再処理施設
能維持施設に該当する部分が存在するときは、毎日一回とし、同号の性能維持施設に該当する部分が存在しないときは、毎週一回とする。	［略］	
	［略］	
象施設から搬出したときを除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（同項の認可を受け、全ての使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体及び特定廃液（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）をいう。第十二条の四、第十七条、第十九条の五及び第十九条の十五において同じ。）をガラスにより容器に固型化した物（以下この条及び第十九条の十五において「ガラス固化体」という。）を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	［ロ～ヲ　同上］	三　操作記録（法第五十条の五第二項の認可を受け、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設が存在しない場合を除
性能維持施設に該当する部分が存在するときは、毎日一回とし、同号の性能維持施設に該当する部分が存在しないときは、毎週一回とする。	［同上］	
	［同上］	

に係るものを除く。）		
［イ～ホ　略］	［略］	［略］
［削る。］		
四　再処理施設の事故記録	［略］	［略］
イ　事故の発生及び復旧の日時	［略］	［略］
［ロ～ニ　略］	［略］	［略］
五　［略］	［略］	［略］

く。）		
［イ～ホ　同上］	［同上］	［同上］
四　保守記録		
イ　第十一条の規定による再処理施設の巡視及び点検の状況（法第五十条の五第二項の認可を受け、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設が存在しない場合においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名	毎日一回。ただし、法第五十条の五第二項の認可を受け、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設が存在しない場合は毎週一回とする。	一年間
五　［同上］		
ロ　再処理施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	一年間
イ　事故の発生及び復旧の時	［同上］	［同上］
［ロ～ニ　同上］	［同上］	［同上］
六　［同上］	［同上］	［同上］

六	［略］	［略］
七	品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	［略］
［削る。］		
八	［略］	［略］
九	［略］	［略］
十	［略］	［略］
十一	［略］	［略］

7　第一項の表第二号ホ、ル及びヲ、第四号、第九号並びに第十号［2～6　略］

七	［同上］	［同上］
八	第八条の三の品質保証計画に関しての文書及び品質保証計画に従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	［同上］
九	第十六条の二の規定による再処理施設の定期的な評価の結果	評価の都度
イ　第十六条の二第一項第一号に掲げる評価の結果		第七項に定める期間
ロ　第十六条の二第一項第二号に掲げる計画		計画策定の都度
十	［同上］	［同上］
十一	［同上］	［同上］
十二	［同上］	［同上］
十三	［同上］	［同上］

7　第一項の表第二号ホ、ル及びヲ、第五号、第九号、第十一号並［2～6　同上］

の記録の保存期間は、法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（品質マネジメントシステム）

第八条の三　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、法第四十四条第一項の指定又は法第四十四条の四第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（次条から第十六条までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

［条を削る。］

［条を削る。］

びに第十二号の記録の保存期間は、法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（品質保証）

第八条の三　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第九条から第十六条の二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

（品質保証計画）

第八条の四　品質保証計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　品質保証の実施に係る組織に関する事項

二　保安活動の計画に関する事項

三　保安活動の実施に関する事項

四　保安活動の評価に関する事項

五　保安活動の改善に関する事項

（品質保証の実施に係る組織）

第八条の五　品質保証の実施に係る組織は次のとおりとする。

一　再処理事業者（法人にあつてはその代表者）によつて運営されていること。

二　品質保証に関する責任及び権限並びに業務が明確であること。

三　品質保証計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組みを有していること。

（保安活動の計画）

［条を削る。］

［条を削る。］

第八条の六　品質保証計画における保安活動の計画に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　保安活動において産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Ｑ九〇〇〇のプロセス及びその相互関係が明確にされていること。

二　保安活動の計画、実施、評価及び改善の各段階を踏まえて実施し、保安活動の改善を継続して行う仕組みとすること。

三　外部から物品又は役務を調達する場合においては、その管理を適切に行う方法を定めること。

四　保安のための重要度に応じて、実施すべき内容を定めること。

五　保安活動に関する文書及び記録の適切な管理に関する手順を定めること。

六　保安活動を実施する者に対する必要な教育及び訓練の体系を定めること。

（保安活動の実施）

第八条の七　品質保証計画における保安活動の実施に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）ごとに、次により行うこと。

イ　個別業務の目標及び個別業務に関する要求事項を明確にし、個別業務の実施計画（以下この条において「実施計画」という。）を策定すること。

ロ　個別業務の実施は、実施計画に基づき行うこと。この場合において、当該計画が要求事項を満たしていることを適切な段階で確認すること。

ハ　実施計画を変更する場合は、変更内容を適切に管理すること。

二　外部から物品又は役務を調達する場合は、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項（当該物品又は役務の調達後における

これらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を取得し、他の再処理事業者と共有するために必要な措置に関することを含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めること。

三　個別業務が実施計画に定めた要求事項を満たしていることを確認するため、必要な検査及び試験を定めて行うこと。

四　保安のための重要度に応じて前号の検査及び試験を行う者を定めること。

五　要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が発生した場合は、これを適切に管理する方法を定めること。

［条を削る。］

（保安活動の評価）

第八条の八　品質保証計画における保安活動の評価に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　保安活動の実施の状況について、必要な監視及び測定を計画的に行うこと。

二　保安活動が適切に行われていることを明確にするため、計画的に監査を行うこと。

三　前号の評価は、対象となる個別業務を実施した者以外の者により実施されること。

［条を削る。］

（保安活動の改善）

第八条の九　品質保証計画における保安活動の改善に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　不適合に対する再発防止のために行う是正に関する処置に関する手順（第十九条の十六各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）を確立して行うこと。

二　生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置に関する手順（根本原因分析の手順を含む。）を確立して行

［条を削る。］

（再処理施設の施設管理）

第十一条　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　再処理施設が法第四十四条第一項の指定又は法第四十四条の四第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第五十条の五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二　前号ただし書の場合においては、法第五十条の五第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第十九条の四の二第十号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。

三　第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、再処理施設及うこと。

三　予防に関する処置に当たつては、自らの再処理施設における保安活動の実施によつて得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。

四　前条の評価結果を適切に反映すること。

（作業手順書等の遵守）

第八条の十　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書（以下「作業手順書等」という。）を定め、これらを遵守しなければならない。

（再処理施設の巡視及び点検）

第十一条　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者（法第五十条の五第二項の認可を受けた者を除く。）は、毎日一回以上、従業者に再処理施設について、巡視及び点検を行わせなければならない。

2　法第四十八条第一項の規定により、法第五十条の五第二項の認可を受けた再処理事業者は、毎日一回以上（第十九条の五第一項第五号の性能維持施設が存在しない場合は毎週一回以上）、従業者に再処理施設について巡視させ、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設について点検を行わせなければならない。

び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。）を定めること。

四　施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

イ　施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ　再処理施設の設計及び工事に関すること。

ハ　再処理施設の巡視（再処理施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ　再処理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（再処理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む（法第五十条の五第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。

ホ　再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ヘ　再処理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト　への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。

チ　再処理施設の施設管理に関する記録に関すること。

五　施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項及び第二項に規定する措置を除く。）。

イ　施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間

ロ　施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

六　前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七　再処理施設の操作を相当期間停止する場合その他再処理施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合において

は、当該再処理施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

2　再処理事業者は、次条第一項若しくは第二項の規定により長期施設管理方針を策定したとき又は同条第三項の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

（再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第十一条の二　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設の保全に関し、その事業を開始した日以後二十年を経過する日までに、経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該再処理施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、再処理施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。

2　前項の評価は、十年を超えない期間ごとに再評価を行い、この再評価の結果に基づき、次の十年間に実施すべき当該再処理施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

3　再処理事業者は、前二項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前二項の施設管理に関する方針（第十七条第一項第十七号において「長期施設管理方針」という。）を変更しなければならない。

4　前三項の規定は、法第五十条の五第二項の認可を受けた場合は適用しない。

（設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の保全に関する措置）

第十二条　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、設

［条を加える。］

（再処理施設の施設定期自主検査）

第十二条　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号（法第五十条の五第二項の認可を受けた場合は第一号を除

第一項の指定又は法第四十四条の四第一項の許可を受けたところ（法第五十条の五第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ）により、次に掲げる再処理施設の保全に関する措置を講じなければならない。

一　次に掲げる事象の区分に応じてそれぞれ次に定める事項を含む再処理施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ　再処理施設を設置した工場又は事業所における火災

(1)　再処理施設を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。

(2)　消防吏員への通報に関すること。

(3)　消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

ロ　重大事故等

(1)　セル内において発生する臨界事故を防止するための対策に関すること。

(2)　使用済燃料から分離された物であつて液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固を防止するための対策に関すること。

(3)　放射線分解によつて発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発を防止するための対策に関すること。

(4)　(3)に掲げるもののほか、セル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発を防止するための対策に関すること。

(5)　使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

(6)　(1)から(5)までに掲げるもののほか、放射性物質の漏えいく。）に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一　令第二十八条に規定する再処理施設（次号に規定するものを除く。）は、当該施設の性能が法第四十六条の二の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査を一年ごとに行うこと。

二　警報装置、非常用動力装置その他の非常用装置については、当該装置の各部分ごとの当該作動のための性能検査を一月ごとに、当該装置全体の当該作動のための総合検査を一年ごとに行うこと。

三　再処理施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を一年ごとに行うこと。

2　法第五十条の五第二項の認可を受けた再処理事業者は、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設の性能が維持されているかどうかについての検査を第七条の十の二の規定により定める施設定期検査を受けるべき時期ごとに行わなければならない。

を防止するための対策に関すること。

ハ　大規模損壊

(1)　大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

(2)　使用済燃料貯蔵設備の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

(3)　放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

二　設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における再処理施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に（重大事故等又は大規模損壊の発生時における措置に関する教育及び訓練にあつては、それぞれ毎年一回以上定期に）実施すること。

三　設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における再処理施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

四　前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における再処理施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

［条を削る。］

［条を削る。］

第十二条の二　削除

（初期消火活動のための体制の整備）

第十二条の三　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）のための体制の整備に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　火災の発生を消防吏員に確実に通報するために必要な設備を

［条を削る。］

設置すること。

二　初期消火活動を行うために必要な要員を配置すること。

三　初期消火活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他資機材を備え付けること。

四　前各号に掲げるもののほか、初期消火活動を行うために必要な体制を整備すること。

五　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第十二条の四　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において、重大事故等が発生した場合における再処理施設（法第五十条の五第二項の認可を受けたものであつて、廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び特定廃液が存在しないものを除く。以下この条及び次条において同じ。）の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。

三　対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四　重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

五　重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。

［条を削る。］

イ　重大事故等発生時におけるセル内において発生する臨界事故を防止するための対策に関すること。

ロ　重大事故等発生時における使用済燃料から分離された物であつて液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能が喪失した場合にセル内において発生する蒸発乾固を防止するための対策に関すること。

ハ　重大事故等発生時における放射線分解によつて発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能が喪失した場合にセル内において発生する水素による爆発を防止するための対策に関すること。

ニ　重大事故等発生時におけるセル内において発生する有機溶媒その他の物質による火災又は爆発を防止するための対策に関すること（前号に掲げるものを除く。）。

ホ　重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

ヘ　重大事故等発生時における放射性物質の漏えいを防止するための対策に関すること（前各号に掲げるものを除く。）。

六　前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第十二条の五　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる再処理施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における再処理施設の保全のための活動を行う体制の

整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三　大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四　大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

五　大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。

イ　大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

ロ　大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵設備の水位を確保するための対策及び使用済燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

ハ　大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（再処理設備の操作）

第十三条　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号に掲げる再処理設備の操作に関する措置を講じなければならない。

（再処理設備の操作）

第十三条　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号に掲げる再処理設備の操作に関する措置を採らなければならない。

［一・二　略］

三　再処理設備の操作に必要な構成人員がそろっているときでなければ操作を行わせないこと。

四　再処理設備の通常の操作（再処理施設において計画的に行われる操作をいう。）を行うために必要な次の事項を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

イ　操作の開始に先立つて確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作の停止後に確認すべき事項

ロ　操作員その他の従業者が再処理設備の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項

ハ　警報の発報その他の異状があつた場合に操作員その他の従業者が講ずべき措置（次号の処置を除く。）に関する事項

五　非常の場合に講ずべき処置を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

［号を削る。］

六　試験操作を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行わせること。

七　［略］

（工場又は事業所において行われる運搬）

第十四条　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

［一～十　略］

［2・3　略］

4　再処理事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質

［一・二　同上］

三　再処理設備の操作に必要な構成人員がそろっているときでなければ操作を行わないこと。

四　操作開始に先立つて確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作停止後に確認すべき事項を定め、これを操作員に守らせること。

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

五　非常の場合に採るべき処置を定め、これを操作員に守らせること。

六　換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を発揮できる状態に維持しておくこと。

七　試験操作を行う場合には、その目的、方法、異常の際に採るべき処置等を確認の上これを行わせること。

八　［同上］

（工場又は事業所内の運搬）

第十四条　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

［一～十　同上］

［2・3　同上］

4　再処理事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車

等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を再処理施設を設置した工場又は事業所において運搬することができる。	両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を再処理施設を設置した工場又は事業所内において運搬することができる。
（貯蔵） 第十五条　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号に掲げる核燃料物質の貯蔵に関する措置を講じなければならない。 ［一～三　略］ 四　使用済燃料は、冷却について必要な措置を講ずること。 ［五・六　略］	（貯蔵） 第十五条　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号に掲げる核燃料物質の貯蔵に関する措置を採らなければならない。 ［一～三　同上］ 四　使用済燃料は、冷却について必要な措置を採ること。 ［五・六　同上］
（工場又は事業所において行われる廃棄） 第十六条　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。 ［一～四　略］ 五　第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。 ［六・七　略］ 八　第六号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。 ［九・十　略］ 十一　第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。	（工場又は事業所内の廃棄） 第十六条　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。 ［一～四　同上］ 五　第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。 ［六・七　同上］ 八　第六号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。 ［九・十　同上］ 十一　［同上］

イ　［略］ ロ　当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を講ずること。 ［ハ・ニ　略］ ［十二～十四　略］	イ　［同上］ ロ　当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を採ること。 ［ハ・ニ　同上］ ［十二～十四　同上］
第十六条の二　削除	（再処理施設の定期的な評価） 第十六条の二　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設の保全に関し、その事業を開始した日以降二十年を経過する日までに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一　経年変化に関する技術的な評価を行うこと。 二　前号の技術的な評価に基づき再処理施設の保全のために実施すべき措置に関する十年間の計画を策定すること。 2　前項の評価及び計画は、十年を超えない期間ごとに再評価を行わなければならない。 3　前二項の規定は、法第五十条の五第二項の認可を受けた場合は適用しない。
（保安規定） 第十七条　法第五十条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一　［略］ ［号を削る。］ 二　品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関	（保安規定） 第十七条　［同上］ 一　［同上］ 二　安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。 三　再処理施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

することを含む。）。	
三　［略］	
四　［略］	
五　再処理施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの	
イ　［略］	
ロ　保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの	
［(1)～(4)　略］	
(5)　非常の場合に講ずべき処置に関すること。	
ハ　［略］	
六　再処理施設の操作に関することであつて、次に掲げるもの	
イ　再処理施設の操作を行う体制の整備に関すること。	
ロ　再処理施設の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項	
ハ　異状があつた場合の措置に関すること（第十四号に掲げるものを除く。）。	
ニ　再処理施設の操作の安全審査に関すること。	
［号を削る。］	
七　［略］	
八　［略］	
九　［略］	
十　［略］	
［号を削る。］	
［号を削る。］	
十一　核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。	
十二　放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。	
十三　［略］	
十四　非常の場合に講ずべき処置に関すること。	

四　［同上］	
五　［同上］	
六　再処理施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの	
イ　［同上］	
ロ　［同上］	
［(1)～(4)　同上］	
(5)　非常の場合に採るべき処置に関すること。	
ハ　［同上］	
七　保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。	
［号の細分を加える。］	
［号の細分を加える。］	
［号の細分を加える。］	
［号の細分を加える。］	
八　再処理施設の操作に関する安全審査に関すること。	
［同上］	
九　［同上］	
十　［同上］	
十一　［同上］	
十二　［同上］	
十三　再処理施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。	
十四　再処理施設の施設定期自主検査に関すること。	
十五　核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。	
十六　放射性廃棄物の廃棄に関すること。	
十七　［同上］	
十八　非常の場合に採るべき処置に関すること。	

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

十五　設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の保全に関すること。

十六　［略］

［号を削る。］

十七　再処理施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。）。

十八　［略］

十九　不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定する不適合をいう。以下この号及び次項第二十二号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十　［略］

2　法第五十条の五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一　［略］

［号を削る。］

二　品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手

十九　初期消火活動のための体制の整備に関すること。

二十　重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

二十一　大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。

［号を加える。］

二十二　［同上］

二十三　再処理施設の定期的な評価に関すること。

［号を加える。］

二十四　［同上］

二十五　不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十六　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

二　安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三　再処理施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四　廃止措置の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及び

順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四　［略］

五　［略］

六　廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1)～(5)　略］

(6)　非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ　［略］

七　再処理設備本体（回収可能核燃料物質（使用済燃料及び核燃料物質（再処理設備本体を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる使用済燃料及び核燃料物質を除く。）をいう。以下同じ。）を再処理設備本体から取り出していない場合にあつては、せん断処理施設）の操作の停止に関する恒久的な措置に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び再処理設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）。

八　［略］

［号を削る。］

九　［略］

十　［略］

十一　［略］

十二　［略］

［号を削る。］

［号を削る。］

十三　核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること（廃止

これを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

五　［同上］

六　［同上］

七　廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)～(5)　同上］

(6)　非常の場合に採るべき処置に関すること。

ハ　［同上］

八　再処理設備本体（回収可能核燃料物質（使用済燃料及び核燃料物質（再処理設備本体を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる使用済燃料及び核燃料物質を除く。）をいう。以下同じ。）を再処理設備本体から取り出していない場合にあつては、せん断処理施設）の操作の停止に関する恒久的な措置に関すること。

九　［同上］

十　再処理施設の操作に関する安全審査に関すること。

十一　［同上］

十二　［同上］

十三　［同上］

十四　［同上］

十五　再処理施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。

十六　再処理施設の施設定期自主検査に関すること。

十七　核燃料物質の受渡し、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。

措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。	
十四　放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。	十八　放射性廃棄物の廃棄に関すること。
十五　［略］	十九　［同上］
十六　非常の場合に講ずべき処置に関すること。 ［号を削る。］	二十　非常の場合に採るべき処置に関すること。
	二十一　廃止措置期間中における初期消火活動のための体制の整備に関すること。
［号を削る。］	
十七　設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の保全に関すること。	二十二　重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び特定廃液が存在しない場合を除く。）。
十八　［略］	二十三　大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び特定廃液が存在しない場合を除く。）。
十九　［略］	
二十　再処理施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）。	
［号を加える。］	
二十一　［略］	二十四　［同上］
二十二　［略］	二十五　［同上］
二十三　廃止措置の管理に関すること。	［号を加える。］
	二十六　［同上］
二十四　［略］	二十七　［同上］
［3・4　略］	二十八　廃止措置の管理（保守管理（再処理施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置をいう。）を含む。）に関すること。
	二十九　［同上］
	［3・4　同上］
［条を削る。］	（保安規定の遵守状況の検査） 第十七条の二　法第五十条第五項の規定による検査は、毎年四回行

	うものとする。ただし、法第五十条の五第二項の認可を受けた場合は、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。
	2　法第五十条第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。
	一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り
	二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
	三　従業者その他関係者に対する質問
	四　核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。
［条を削る。］	第十七条の三　削除
［条を削る。］	（核物質防護規定の遵守状況の検査）
	第十九条の二　法第五十条の三第二項において準用する法第十二条の二第五項の規定による検査は、毎年一回行うものとする。
	2　法第五十条の三第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。
	一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り
	二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査
	三　従業者その他関係者に対する質問
	四　特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。
（核物質防護管理者の選任等）	（核物質防護管理者の選任等）
第十九条の二　［略］	第十九条の二の二　［同上］
（安全性の向上のための評価の実施時期）	（安全性の向上のための評価の実施時期）
第十九条の三の二　法第五十条の四の二第一項の原子力規制委員会	第十九条の三の二　法第五十条の四の二第一項の原子力規制委員会

規則で定める時期は、定期事業者検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、再処理施設の工事の後、定期事業者検査を行つていないものにあつては、その使用が開始された日以降六月を超えない時期とする。

（評価に係る調査及び分析並びに評定の方法）

第十九条の三の五　法第五十条の四の二第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　再処理施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。

イ　当該再処理施設について、技術基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

［ロ・ハ　略］

［二・三　略］

（廃止措置実施方針に定める事項）

第十九条の四の二　法第五十条の四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

［一～九　略］

十　廃止措置期間中に性能を維持すべき再処理施設（第十九条の五及び第十九条の十五において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十一・十二　略］

十三　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

［十四・十五　略］

（廃止措置計画の認可の申請）

規則で定める時期は、施設定期検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、再処理施設の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあつては、その使用が開始された日以降六月を超えない時期とする。

（評価に係る調査及び分析並びに評定の方法）

第十九条の三の五　［同上］

一　［同上］

イ　当該再処理施設について、法第四十五条第三項第二号の技術上の基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。

［ロ・ハ　同上］

［二・三　同上］

（廃止措置実施方針に定める事項）

第十九条の四の二　［同上］

［一～九　同上］

十　第十九条の五第一項第五号の性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十一・十二　同上］

十三　廃止措置に係る品質保証計画

［十四・十五　同上］

（廃止措置計画の認可の申請）

第十九条の五　法第五十条の五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　性能維持施設

六　性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに技術基準規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容

［七～十　略］

［号を削る。］

十一　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～八　略］

九　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十　［略］

3　特定再処理施設（回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない再処理施設及び特定廃液を廃液槽に保管廃棄している再処理施設をいう。第十九条の八第二項において同じ。）について法第五十条の五第二項の認可の申請をする場合には、当該申請に係る廃止措置計画に、第一項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を定めなければならない。

［一・二　略］

第十九条の五　［同上］

［一～四　同上］

五　廃止措置期間中に性能を維持すべき再処理施設（以下この条において「性能維持施設」という。）

六　性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能、その性能を維持すべき期間並びに再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成二十五年原子力委員会規則第二十九号）第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容

［七～十　同上］

十一　特定再処理施設（回収可能核燃料物質を再処理設備本体から取り出していない再処理施設及び特定廃液を廃液槽に保管廃棄している再処理施設をいう。第三項及び第十九条の八第二項において同じ。）にあつては、施設定期検査を受けるべき時期

［号を加える。］

2　［同上］

［一～八　同上］

九　品質保証計画に関する説明書

十　［同上］

3　特定再処理施設について法第五十条の五第二項の認可の申請をする場合には、当該申請に係る廃止措置計画に、第一項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を定めなければならない。

［一・二　同上］

［4・5　略］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第十九条の六　法第五十条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～四　略］

2　［略］

3　前条第三項及び第四項の規定は、法第五十条の五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可の申請をする場合について準用する。

4　［略］

（廃止措置終了確認証）

第十九条の十の二　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

（旧再処理事業者等に係る廃止措置対象施設の維持等）

第十九条の十五　法第五十一条第四項において読み替えて準用する法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合（法第四十六条の二及び第四十六条の二の二の規定の適用に係る場合に限る。）は、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。

［各号を削る。］

［4・5　同上］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第十九条の六　法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～四　同上］

2　［同上］

3　前条第三項及び第四項の規定は、法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可の申請をする場合について準用する。

4　［同上］

［条を加える。］

（旧再処理事業者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合）

第十九条の十五　法第五十一条第四項の規定により準用される法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　法第五十一条第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置対象施設内に使用済燃料が存在している場合（再処理設備本体を通常の方法により操作した後に使用済燃料が回収されることなく滞留している場合を除く。）

二　廃止措置対象施設内に存在している核燃料物質が臨界に達し

、又は達するおそれがある場合（再処理設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることなく滞留している場合を除く。）

三　廃止措置対象施設内に特定廃液又はガラス固化体が存在している場合

［項を加える。］

2　前項の場合においては、施設定期検査は、次の各号に掲げる施設のうち使用済燃料、核燃料物質、使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体及びガラス固化体の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

一　使用済燃料の受入施設

二　使用済燃料の貯蔵施設

三　製品貯蔵施設

四　計測制御系統施設

五　廃棄施設

六　放射線管理施設

七　動力装置及び非常用動力装置

（届出書類等の提出部数）

第二十一条の二　法第四十四条の四第二項、法第四十六条の三又は法第四十六条の六第二項の規定による届出に係る書類は正本一通とする。

（身分を示す証明書）

第二十二条　法第五十条第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二の二によるものとし、法第五十条の三第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第二の三によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第三によるものとする。

2　前項の場合において、法第四十六条の二本文の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。

3　第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。

［各号を削る。］

（届出書類の提出部数）

第二十一条の二　法第四十四条の四第二項、第四十五条第四項、第四十六条の三及び第四十六条の六第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

［条を削る。］

［条を削る。］

（電磁的記録媒体による手続）

第二十二条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。別記様式第三において同じ。）及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一　［略］

二　第十九条の二第二項の書類

三　［略］

［様式を削る。］

［様式を削る。］

［様式を削る。］

別記様式第３（第22条関係）　［略］

（人の出入り等の管理が行われている区域）

第二十三条　令別表第二の五の項の原子力規制委員会規則で定める区域は、第一条第二項第二号に規定する管理区域とする。

（電磁的記録媒体による手続）

第二十四条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第四の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一　［同上］

二　第十九条の二の二第二項の書類

三　［同上］

別記様式第２の２（第22条関係）　［略］

別記様式第２の３（第22条関係）　［略］

別記様式第３（第22条関係）　［略］

別記様式第４（第24条関係）　［同上］

別表第八　核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義） 第一条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～四　略］ 五　「品質マネジメントシステム」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号）第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。	（定義） 第一条　［同上］ ［一～四　同上］ ［号を加える。］
（保安のために必要な措置等） 第二条　法第五十八条第一項の規定により、同項に規定する原子力事業者等（以下この項、第五条の二及び第六条において単に「原子力事業者等」という。）は、製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下同じ。）の外において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一　［略］ 二　前号の規定により放射性廃棄物を廃棄する場合には、次に掲げる措置を講ずること。 イ　当該廃棄施設における廃棄が可能な放射性廃棄物とするよう必要な処理を行うことその他の廃棄に関する措置について、品質マネジメントシステムを整備し、及び記録を保存するとともに、廃棄前に当該措置の実施状況を確認すること。 ロ　当該廃棄施設を設置した原子力事業者等に、当該放射性廃	（保安のために必要な措置等） 第二条　法第五十八条第一項の規定により、同項に規定する原子力事業者等（第五条の二及び第六条において単に「原子力事業者等」という。）は、製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下同じ。）の外において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。 一　［同上］ 二　前号の規定により放射性廃棄物を廃棄する場合には、当該廃棄施設を設置した使用者等に、当該放射性廃棄物に関する記録の写しを交付すること。 ［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］	

棄物に関する記録の写しを交付すること。

三　放射性廃棄物を輸入した製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者又は使用者（法第十二条の七第一項に規定する旧製錬事業者等、法第二十二条の九第一項に規定する旧加工事業者等、法第四十三条の三の三第一項に規定する旧試験研究用等原子炉設置者等、法第四十三条の三の三十五第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等、法第四十三条の二十八第一項に規定する旧使用済燃料貯蔵事業者等、法第五十一条第一項に規定する旧再処理事業者等及び法第五十七条の六第一項に規定する旧使用者等を含む。）が当該放射性廃棄物（第五号イに規定する容器を含む。以下「輸入廃棄物」という。）を廃棄する場合には、次号から第七号までに掲げる保安のために必要な措置を講じて廃棄物管理設備（法第五十一条の二第三項第二号の廃棄物管理設備であつて核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十二条第一号に規定する管理のためのものをいう。以下同じ。）に廃棄すること。

四　前号の規定により放射性廃棄物を廃棄する場合には、廃棄に関する措置について、品質マネジメントシステムを整備し、及び記録を保存するとともに、廃棄前に当該措置の実施状況を確認すること。

五　［略］

六　［略］

七　［略］

八　［略］

2　前項第六号の規定により書類に記載しなければならない事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識できない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして交付されるときは、当該記録の交付をもつて同

三　放射性廃棄物を輸入した製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者又は使用者（法第十二条の七第一項に規定する旧製錬事業者等、法第二十二条の九第一項に規定する旧加工事業者等、法第四十三条の三の三第一項に規定する旧試験研究用等原子炉設置者等、法第四十三条の三の三十五第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等、法第四十三条の二十八第一項に規定する旧使用済燃料貯蔵事業者等、法第五十一条第一項に規定する旧再処理事業者等及び法第五十七条の六第一項に規定する旧使用者等を含む。）が当該放射性廃棄物（次号イに規定する容器を含む。以下「輸入廃棄物」という。）を廃棄する場合には、次号から第六号までに掲げる保安のために必要な措置を講じて廃棄物管理設備（法第五十一条の二第三項第二号の廃棄物管理設備であつて核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十二条第一号に規定する管理のためのものをいう。以下同じ。）に廃棄すること。

［号を加える。］

四　［同上］

五　［同上］

六　［同上］

七　［同上］

2　前項第五号の規定により書類に記載しなければならない事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識できない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして交付されるときは、当該記録の交付をもつて同

号に規定する当該事項が記載された書類の交付に代えることができる。	号に規定する当該事項が記載された書類の交付に代えることができる。
（確認の申請） 第三条　法第五十八条第二項の規定により廃棄に関する確認を受けようとする者は、別記様式による確認申請書に、次に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。 ［一～八　略］ 九　放射性廃棄物の廃棄に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 2　［略］	（確認の申請） 第三条　法第五十八条第二項の規定により廃棄に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による確認申請書に、次に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。 ［一～八　同上］ ［号を加える。］ 2　［同上］
［条を削る。］	（廃棄に関する確認実施要領書） 第三条の二　原子力規制委員会は、前条第一項の確認申請書の提出を受けた場合には、第二条第一項第三号から第七号まで及び同条第二項に規定する事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。
（事業所外廃棄確認証） 第五条　原子力規制委員会は、法第二条第十一項に規定する原子力規制検査（法第六十四条の二第一項に規定する特定原子力施設にあつては、法第六十四条の三第七項の検査）により、第三条第一項の規定による申請に係る廃棄に関する措置が第二条第一項第三号から第八号まで及び第二項に規定する事項に適合していることについて確認をしたときは、事業所外廃棄確認証を交付する。	（確認証の交付） 第五条　原子力規制委員会は、法第五十八条第二項に規定する確認をしたときは、確認証を交付する。
（事故故障等の報告） 第五条の二　法第六十二条の三の規定により、原子力事業者等は、工場又は事業所の外において放射性廃棄物を廃棄する場合であつて次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告	（事故故障等の報告） 第五条の二　［同上］

しなければならない。 一　［略］ 二　廃棄に従事する者について、第二条第一項第八号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。 三　［略］ ［条を削る。］ ［条を削る。］ **別記様式**（第３条関係）　［略］ ［様式を削る。］	一　［同上］ 二　廃棄に従事する者について、第二条第一項第七号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。 三　［同上］ 第七条　削除 （身分を示す証明書） 第八条　法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。 **別記様式第１**（第３条関係）　［同上］ **別記様式第２**（第８条関係）　［略］

別表第九　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義） 第一条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～七　略］ 八　放射線業務従事者　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）第一条第四号、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第一条第二項第五号、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第一条の二第二項第七号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第二条第二項第七号、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）第二条第二項第七号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第二条第二項第七号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）第一条第二項第四号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第一条第二項第五号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第二条第二項第六号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第一条の二第二項第十一号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第一条第二項第五号又は核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府	（定義） 第一条　［同上］ ［一～七　同上］ 八　放射線業務従事者　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）第一条第四号、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第一条第四号、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第一条の二第二項第七号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第二条第二項第七号、船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）第二条第二項第七号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第二条第二項第七号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）第一条第二項第四号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第一条第二項第五号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第二条第二項第六号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第一条の二第二項第十一号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第一条第二項第五号又は核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府

令第八十四号）第一条第二項第四号に規定する放射線業務従事者をいう。

九　［略］

（核燃料物質等の運搬に係る品質管理等の措置）

第十七条の二　第三条から前条までに基づき講ずる措置については、品質管理の方法及びその実施に係る組織（以下「品質管理の方法等」という。）を整備し、及び記録を保存するとともに、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

（運搬に関する確認の申請）

第十九条　法第五十九条第二項の規定により、運搬に関する確認を受けようとする者は、令第四十八条の表第一号に該当する場合にあつては別記様式第一（簡易運搬に係る確認を受けようとする場合にあつては、別記様式第二）による確認申請書に次の各号に掲げる書類、同表第二号に該当する場合にあつては別記様式第一による確認申請書に第一号から第六号まで及び第八号に掲げる書類並びに特定核燃料物質を収納する容器について講じられる当該特定核燃料物質の防護のための措置に関する説明書を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～七　略］

八　核燃料物質等の運搬に係る品質管理の方法等に関する説明書

［2～4　略］

［条を削る。］

（運搬確認証）

令第八十四号）第一条第二項第四号に規定する放射線業務従事者をいう。

九　［同上］

［条を加える。］

（運搬に関する確認の申請）

第十九条　法第五十九条第二項の規定により、運搬に関する確認を受けようとする者は、令第四十八条の表第一号に該当する場合にあつては別記様式第一（簡易運搬に係る確認を受けようとする場合にあつては、別記様式第二）による確認申請書に次の各号に掲げる書類、同表第二号に該当する場合にあつては別記様式第一による確認申請書に第一号から第六号までに掲げる書類及び特定核燃料物質を収納する容器について講じられる当該特定核燃料物質の防護のための措置に関する説明書を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～七　同上］

［号を加える。］

［2～4　同上］

（運搬に関する確認実施要領書）

第十九条の二　原子力規制委員会は、前条第一項の確認申請書の提出を受けた場合には、第三条から第十七条までに定める技術上の基準に適合することについての確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

（運搬確認証の交付）

第二十条　原子力規制委員会は、法第二条第十一項に規定する原子力規制検査（法第六十四条の二第一項に規定する特定原子力施設にあつては、法第六十四条の三第七項の検査）又は個別の確認により、前条第一項の規定による申請に係る運搬に関する措置が第三条から第十七条の二までに定める技術上の基準に適合していることについて確認をしたときは、運搬確認証を交付する。

（容器承認の申請）

第二十一条　法第五十九条第三項の規定により、輸送容器について承認を受けようとする者は、別記様式第三による容器承認申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　当該輸送容器に係る品質管理の方法等に関する説明書

2　前項第二号に掲げる書類については、原子力規制委員会の定めるところにより、輸送容器の設計及び同項第一号の核燃料物質等を当該輸送容器に収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する事項について当該輸送物が第三条から第十二条まで及び第十四条に定める技術上の基準（設計に係るものに限る。）に適合すると原子力規制委員会が認める場合は、当該書類の提出を省略することができる。

3　［略］

（容器承認書）

第二十二条　原子力規制委員会は、前条第一項の規定による申請に係る輸送容器が第三条から第十二条まで及び第十四条に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）に適合していることについて確認をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した容器承認書を交付する。

［一～八　略］

第二十条　原子力規制委員会は、法第五十九条第二項に規定する確認をしたときは、運搬確認証を交付する。

（容器承認の申請）

第二十一条　［同上］

［一～五　同上］

［号を加える。］

2　前項第二号に掲げる書類については、原子力規制委員会の定めるところにより、輸送容器の設計及び同項第一号の核燃料物質等を当該輸送容器に収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する事項について当該輸送物が第三条から第十五条までに定める技術上の基準に適合すると原子力規制委員会が認める場合は、当該書類の提出を省略することができる。

3　［同上］

（容器承認書の交付）

第二十二条　原子力規制委員会は、法第五十九条第三項に規定する承認をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した容器承認書を交付する。

［一～八　同上］

（事故故障等の報告）

第二十五条　法第六十二条の三の規定により、法第五十七条の八に規定する原子力事業者等（次条において単に「原子力事業者等」という。）は、核燃料物質等の運搬において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

［一～三　略］

［条を削る。］

（令別表第一の七十五及び七十七の項の原子力規制委員会規則で定める核燃料物質等）

第二十七条　令別表第一の七十五及び七十七の項の原子力規制委員会規則で定める核燃料物質等は、第十二条第二項に規定する六ふっ化ウランとする。

［様式を削る。］

（事故故障等の報告）

第二十五条　法第六十二条の三の規定により、法第五十七条の八に規定する原子力事業者等（以下単に「原子力事業者等」という。）は、核燃料物質等の運搬において、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

［一～三　同上］

（身分を示す証明書）

第二十七条　法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第八によるものとする。

（令別表第一の八十五及び八十七の項の原子力規制委員会規則で定める核燃料物質等）

第二十八条　令別表第一の八十五及び八十七の項の原子力規制委員会規則で定める核燃料物質等は、第十二条第二項に規定する六ふっ化ウランとする。

別記様式第８（第27条関係）　［略］

別表第十　船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義） 第二条　［略］ ２　この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～七　略］ 八　「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。 九　「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。 十　「廃止措置対象施設」とは、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる試験研究用等原子炉施設をいう。 十一　「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、試験研究用等原子炉施設の設計において発生を想定しているものをいう。 イ　自然現象 ロ　原子力船若しくは附帯陸上施設を設置する事業所（以下「原子力船等」という。）内又はその周辺における試験研究用等原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。） ハ　試験研究用等原子炉施設内における火災、溢水その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象	（定義） 第二条　［同上］ ２　［同上］ ［一～七　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］

（試験研究用等原子炉の設置の許可の申請）

第三条　法第二十三条第二項の試験研究用等原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一　［略］

二　法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。

［イ・ロ　略］

ハ　原子炉本体の構造及び設備

(イ)　試験研究用等原子炉の炉心（第十九条第一項において単に「炉心」という。）

(1)　［略］

(2)　燃料体の最高燃焼度及び最大挿入量

［(3)・(4)　略］

(ロ)　燃料体

［(1)～(4)　略］

［削る。］

［(ハ)～(ヘ)　略］

［ニ～ヌ　略］

［三～五　略］

六　法第二十三条第二項第九号の試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

2　前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第十二条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一～十　略］

十一　試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

（試験研究用等原子炉の設置の許可の申請）

第三条　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　［同上］

(イ)　炉心

(1)　［同上］

(2)　燃料体の最大挿入量

［(3)・(4)　同上］

(ロ)　燃料体

［(1)～(4)　同上］

(5)　最高燃焼度

［(ハ)～(ヘ)　同上］

［ニ～ヌ　同上］

［三～五　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～十　同上］

［号を加える。］

十二　［略］
十三　［略］

3　［略］

4　法第二十三条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可の申請）

第四条　法第二十三条の二第二項の外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可の申請書の記載事項のうち、同項第二号の試験研究用等原子炉の熱出力、試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備、使用済燃料の処分の方法並びに試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、それぞれ前条第一項第一号、第二号、第五号及び第六号の規定を準用する。

2　前項の申請書に添付すべき令第十三条第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一・二　略］

三　試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

四　［略］

3　［略］

4　法第二十三条の二第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第四号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

十一　［同上］
十二　［同上］

3　［同上］

4　法第二十三条第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十二号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可の申請）

第四条　法第二十三条の二第二項の外国原子力船に設置した試験研究用等原子炉に係る許可の申請書の記載事項のうち、同項第二号の試験研究用等原子炉の熱出力、試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備並びに使用済燃料の処分の方法については、それぞれ前条第一項第一号、第二号及び第五号の規定を準用する。

2　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

三　［同上］

3　［同上］

4　法第二十三条の二第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第二十五条第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（変更の許可の申請）

第五条　令第十四条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一　令第十四条第三号の変更の内容については、法第二十三条第二項第三号の試験研究用等原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては連続最大熱出力（連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力及び連続最大熱出力）を記載し、同項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第三条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第二十三条第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつてはその売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第九号の試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第三条第一項第六号に規定する事項を記載すること。

二　［略］

2　法第二十三条第二項第二号から第五号まで又は第九号に掲げる事項の変更に係る令第十四条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～十　略］

十一　変更後における試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

3　［略］

第六条　［略］

2　法第二十三条の二第二項第二号に掲げる事項のうち法第二十三条第二項第二号、第三号、第五号又は第九号に掲げるものの変更に係る令第十五条の許可の申請書には、変更に係る外国原子力船の名称、船舶番号及び船籍港を記載した書類、変更後における安全説明書又はこれに準ずる書類並びに変更後における試験研究用

（変更の許可の申請）

第五条　［同上］

一　令第十四条第三号の変更の内容については、法第二十三条第二項第三号の試験研究用等原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力（連続最大熱出力を超える熱出力で運転時間を限定して運転しようとするときは、その最大の熱出力及び連続最大熱出力）を記載し、同項第五号の試験研究用等原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、第三条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第二十三条第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

二　［同上］

2　法第二十三条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の変更に係る令第十四条の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～十　同上］

［号を加える。］

3　［同上］

第六条　［同上］

2　法第二十三条の二第二項第二号に掲げる事項のうち法第二十三条第二項第二号、第三号又は第五号に掲げるものの変更に係る令第十五条の許可の申請書には、変更に係る外国原子力船の名称、船舶番号及び船籍港を記載した書類並びに変更後における安全説明書又はこれに準ずる書類を添付しなければならない。

等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書を添付しなければならない。	
3　［略］	3　［同上］
（設計及び工事の計画の認可を要しない工事等） 第六条の二　法第二十七条第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、変更の工事であつて、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事とする。 2　法第二十七条第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項又は第二項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施設のうち附帯陸上施設の保全上支障のない変更とする。 3　法第二十七条第五項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う場合以外の場合とする。	［条を加える。］
（設計及び工事の計画の認可の申請） 第七条　法第二十七条第一項の規定により、試験研究用等原子炉施設のうち附帯陸上施設に関する設計及び工事の計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 ［一～三　略］ 四　工事工程表 五　設計及び工事に係る品質マネジメントシステム 六　［略］ 2　前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに次の各号に掲げる事項（附帯陸上施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。）について	（設計及び工事の方法の認可の申請） 第七条　法第二十七条第一項の規定により、試験研究用等原子炉施設のうち附帯陸上施設に関する設計及び工事の方法について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 ［一～三　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ 四　［同上］ 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる事項（附帯陸上施設の変更の場合にあつては、当該変更に係るものに限る。）について計算によつて説明した書類を添付しなければならない。

計算によつて説明した書類を添付しなければならない。

［一～三　略］

四　前三号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項

3　設計及び工事の計画の全部につき一時に法第二十七条第一項の規定による認可を申請することができないときは、分割して認可を申請することができる。この場合において、申請書に当該申請に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

4　［略］

（変更の認可の申請）

第八条　法第二十七条第二項の規定により、認可を受けた附帯陸上施設に関する設計及び工事の計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　変更に係る前条第一項第四号の工事工程表

五　変更に係る前条第一項第五号の設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

六　［略］

2　前項の申請書には、変更に係る設計及び工事の計画が法第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて計算によつて説明した書類を添付しなければならない。

3　［略］

（設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出）

［一～三　同上］

四　前各号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項

3　設計及び工事の方法の全部につき一時に法第二十七条第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。

4　［同上］

（変更の認可の申請）

第八条　法第二十七条第二項の規定により、認可を受けた附帯陸上施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

［一～三　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

四　［同上］

2　前項の申請書には、前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて計算によつて説明した書類を添付しなければならない。

3　［同上］

（設計及び工事の方法に係る軽微な変更）

第八条の二　法第二十七条第五項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　変更に係る附帯陸上施設の概要

三　法第二十七条第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

四　変更の内容

五　変更の理由

2　前項の届出書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

（使用前事業者検査の実施）

第八条の三　使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法

二　機能及び性能を確認するために十分な方法

三　その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法

2　使用前事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（使用前事業者検査の記録）

第八条の四　使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日

二　検査の対象

三　検査の方法

四　検査の結果

五　検査を行つた者の氏名

六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内

第八条の二　法第二十七条第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施設のうち附帯陸上施設の保全上支障のない変更とする。

［条を加える。］

［条を加える。］

容	
七　検査の実施に係る組織	
八　検査の実施に係る工程管理	
九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	
十　検査記録の管理に関する事項	
十一　検査に係る教育訓練に関する事項	
2　使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る試験研究用等原子炉施設のうち附帯陸上施設が存続する期間保存するものとする。	
（溶接に係る使用前事業者検査を行つた旨の表示）	
第八条の五　試験研究用等原子炉施設のうち附帯陸上施設に係る容器若しくは管（以下この条において「容器等」という。）であつて、別に原子力規制委員会規則で定めるものを設置する試験研究用等原子炉設置者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等に使用前事業者検査を行つたことを示す記号その他表示を付するものとする。	
（使用前確認の申請）	
第九条　法第二十八条第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	
一　［略］	
二　附帯陸上施設の設置又は変更の工事に係る事業所の名称及び所在地	
三　申請に係る附帯陸上施設の概要	
四　法第二十七条第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号	
五　使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	［条を加える。］
（使用前検査の申請）	
第九条　法第二十八条第一項の規定により、試験研究用等原子炉施設のうち附帯陸上施設の工事及び性能について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	
一　［同上］	
二　附帯陸上施設の設置又は変更に係る事業所の名称及び所在地	
三　工事工程表	
［号を加える。］	
四　検査を受けようとする事項、期日及び場所	

六　［略］

七　附帯陸上施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　工事の工程

二　前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）

三　第二十二条の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器

四　前項第七号の特別の理由があるときにあつては、その理由を記載した書類

3　第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4　第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

（使用前確認を要しない場合）

第十条　法第二十八条第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一　附帯陸上施設を試験のために使用する場合

二　附帯陸上施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合（前号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

三　附帯陸上施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

四　附帯陸上施設の変更の工事であつて、第七条第一項第三号に

五　［同上］

［号を加える。］

［項を加える。］

2　前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに当該変更に係る事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。

3　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。

（使用前検査の実施）

第十条　法第二十八条第一項の検査は、附帯陸上施設に関し、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一　放射線遮蔽材又はその他特に気密若しくは水密を要する材料若しくは部品に関する事項　化学分析試験若しくは分光分析試験、強度試験、非破壊試験又は気密試験若しくは水密試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

二　核燃料物質の取扱施設若しくは貯蔵施設又は放射性廃棄物の廃棄施設の組立てに関する事項　それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき。

三　放射線管理施設その他の附帯陸上施設の組立てに関する事項　それぞれの施設が完成したとき。

四　附帯陸上施設の性能に関する事項　当該附帯陸上施設が完成

掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合	
（使用前確認証） 第十条の二　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第九条の規定による申請に係る試験研究用等原子炉施設が法第二十八条第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。	
（試験研究用等原子炉施設の維持に係る技術上の基準） 第十一条　法第二十八条の二の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準（附帯陸上施設に係るものに限る。第十三条第二項、第十四条第二項及び第二十二条第一号において「技術基準」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。	
一　非常用動力源その他の非常用安全装置が、法第二十三条第一項若しくは第二十六条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところ（以下この条において「許可を受けたところ等」という。）による条件において許可を受けたところ等による時間内に確実に動作すること。	
二　許可を受けたところ等による警報装置が、許可を受けたところ等による条件において確実に動作すること。	
三　附帯陸上施設中人の常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度が、許可を受けたところ等による値以下であること。	
四　核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の核燃料物質の溶融及び破損を防ぐ能力並びに核燃料物質が臨界に達することを防ぐ能力が、許可を受けたところ等による能力以上であること。	
五　放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力が、許可を受けたところ	

したときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。	
［条を加える。］	
（性能の技術上の基準） 第十一条　法第二十八条第二項第二号に規定する附帯陸上施設に係る性能の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。	
一　非常用動力源その他の非常用安全装置が、法第二十三条第一項又は法第二十六条第一項の設置又は変更の申請書及びこれらの許可の際に付された条件を記載した書類（以下この条において「申請書等」という。）及びその添付書類に記載した条件において申請書等及びその添付書類に記載した時間内に確実に動作すること。	
二　申請書等及びその添付書類に記載した警報装置が、申請書等及びその添付書類に記載した条件において確実に動作すること。	
三　附帯陸上施設中人の常時立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度が、申請書等及びその添付書類に記載した値以下であること。	
四　核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の核燃料物質の溶融及び破損を防ぐ能力並びに核燃料物質が臨界に達することを防ぐ能力が、申請書等及びその添付書類に記載した能力以上であること。	
五　放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力が、申請書等及びその添	

等による能力以上であること。

（廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持）

第十二条　法第二十八条の二ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第三十二条の五の二第十一号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第二十八条の二本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

（定期事業者検査の実施時期）

第十三条　定期事業者検査は、試験研究用等原子炉施設について、定期事業者検査が終了した日以降十二月を超えない時期（判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）ごとに行うものとする。ただし、附帯陸上施設の設置の工事の後の初回の定期事業者検査については、その使用が開始された日以降十二月を超えない時期に行うものとする。

2　前項の判定期間は、原子力規制検査において、附帯陸上施設（当該附帯陸上施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。

一　次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査を行うべきもの

二　定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの

三　次のいずれかに掲げるもの

イ　計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが

付書類に記載した能力以上であること。

（使用前検査合格証）

第十二条　原子力規制委員会は、法第二十八条第一項の検査を行い、合格と認めたときは、使用前検査合格証を交付する。

（施設定期検査を受ける試験研究用等原子炉施設）

第十三条　令第十六条の原子力規制委員会規則で定める試験研究用等原子炉の附属施設は、第三条第一項第二号ヌ(イ)の非常用電源設備とする。

設置されているものその他機械又は器具であつて附帯陸上施設の使用時において技術基準に適合するように補修、取替えその他の措置を講ずることが可能であるもの

ロ　附帯陸上施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより附帯陸上施設の保安の確保に支障を来さないもの

3　附帯陸上施設についての次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより附帯陸上施設の使用時における試験研究用等原子炉施設の保安の確保に支障を来さないものにあつては、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する時期よりも前の時期に行うことができる。

4　次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

一　使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

二　災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

5　前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　附帯陸上施設を設置した事業所の名称及び所在地

三　直近の定期事業者検査が終了した年月日

四　定期事業者検査開始希望年月日及びその理由

6　前項の申請書には、申請に係る附帯陸上施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

7　第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

［条を削る。］

（定期事業者検査の実施）

第十四条　定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二　試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

2　前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該附帯陸上施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

3　前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一　附帯陸上施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合に

（廃止措置に係る施設定期検査を要する場合）

第十三条の二　法第二十九条第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる試験研究用等原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）のうち附帯陸上施設に核燃料物質が存在する場合とする。

2　前項の場合においては、法第二十九条第一項の検査は、次に掲げる附帯陸上施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

一　核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

二　放射性廃棄物の廃棄施設

三　放射線管理施設

四　非常用電源設備

（施設定期検査合格証）

第十四条　原子力規制委員会は、法第二十九条第一項の検査を行い、合格と認めたときは、施設定期検査合格証を交付する。

はその劣化の傾向

二　附帯陸上施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果

三　附帯陸上施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該附帯陸上施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）

4　第二項の一定の期間は、十二月以上としなければならない。

5　第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。

6　定期事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（定期事業者検査の記録）

第十四条の二　定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日

二　検査の対象

三　検査の方法

四　検査の結果

五　検査を行つた者の氏名

六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七　検査の実施に係る組織

八　検査の実施に係る工程管理

九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十　検査記録の管理に関する事項

十一　検査に係る教育訓練に関する事項

［条を加える。］

2　定期事業者検査の結果の記録は、その試験研究用等原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

（廃止措置中において定期事業者検査を要する場合）

第十四条の三　法第二十九条第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第三十二条の五の二第十一号の性能維持施設が存在する場合とする。［条を加える。］

（定期事業者検査の報告）

第十四条の四　法第二十九条第三項の原子力規制委員会規則で定めるときは、定期事業者検査（第十三条第三項の規定を適用して行うものを除く。）を開始しようとするときとする。［条を加える。］

2　法第二十九条第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときにあつては遅滞なく、前項に規定するときにあつては検査開始予定日の一月前まで（第十四条第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）に、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　附帯陸上施設を設置した事業所の名称及び所在地

三　検査の対象及び方法並びに期日

四　検査の実績又は予定の概要

3　第一項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　定期事業者検査の計画

二　附帯陸上施設及び第二十二条の施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める同条第三号の施設管理目標

三　第二十二条第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

イ　施設管理実施計画の始期（定期事業者検査を開始する日を

いう。第二十二条第四号イにおいて同じ。）及び期間

ロ　附帯陸上施設の工事の方法及び時期

ハ　附帯陸上施設の点検、検査等（以下この号及び第二十二条第四号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期

ニ　附帯陸上施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

四　第十四条第二項に規定する判定する方法に関すること（一定の期間を含む。）。

五　前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合にあつては、その変更の内容を説明する書類

六　前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類

七　前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があつた場合にあつては、第十四条第三項各号に掲げる事項について記載した書類

4　前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

5　第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第十四条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。

6　第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

第十五条　削除

（施設定期検査の技術上の基準）

第十五条　法第二十九条第二項に規定する性能の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

（合併及び分割の認可の申請）

第十七条　法第三十一条第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により試験研究用等原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

四　合併又は分割の方法及び条件

五　合併又は分割の理由

六　合併又は分割の時期

七　試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　合併契約書又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）の写し

二　合併後存続する法人又は吸収分割により試験研究用等原子炉施設を承継する法人が現に試験研究用等原子炉設置者でない場合にあつては、その法人の定款及び登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三　［略］

四　合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は附帯陸上施設の放射線遮蔽その他の性能が、法第二十八条第一項の検査において原子力規制委員会が合格と認めた状態に維持されていること。

二　第十一条各号に掲げる性能の技術上の基準に適合していること。

（合併の認可の申請）

第十七条　法第三十一条第一項の合併の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　同上］

三　合併後存続する法人又は合併によつて設立される法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

四　合併の方法及び条件

五　合併の理由

六　合併の時期

［号を加える。］

2　［同上］

一　合併契約書の写し

二　合併の当事者の一方が試験研究用等原子炉設置者でない場合にあつては、その法人の定款及び登記簿の抄本並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

三　［同上］

四　合併後存続する法人又は合併によつて設立される法人の定款

は分割により試験研究用等原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として承継する法人の定款

五　前号に規定する法人が法第二十五条第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

六　試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

七　その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

3　［略］

（記録）

第十九条　法第三十四条の規定による記録は、試験研究用等原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　試験研究用等原子炉施設の施設管理（第二十二条に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録		
イ　使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
ロ　第二十二条第四号の規	施設管理の実	施設管理を実

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

3　［同上］

（記録）

第十九条　法第三十四条の規定による記録は、試験研究用等原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　試験研究用等原子炉施設の検査記録		
イ　法第二十八条第一項の規定による検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間
ロ　法第二十九条第一項の	検査の都度	同一事項に関

定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施の都度	施した試験研究用等原子炉施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間
ハ　第二十二条第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した試験研究用等原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
二　［略］	［略］	［略］
三　燃料体の記録（第三十二条の五の二第十一号の性能維持施設が存在しない場合を除く。）		
［イ～ト　略］	［略］	［略］
四　放射線管理記録		
イ　原子炉本体（法第四十三条の三の二第二項の認	［略］	［略］

規定による検査の結果		する次の検査のときまでの期間
ハ　第二十三条の規定による検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間
二　［同上］	［同上］	［同上］
三　燃料体の記録		
［イ～ト　同上］	［同上］	［同上］
四　［同上］		
イ　原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃	［同上］	［同上］

可を受け、第三十二条の五の二第十一号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（法第四十三条の三の二第二項の認可を受け、第三十二条の五の二第十一号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	［ロ～ヘ　略］	［略］	［略］	棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率
ト　原子力船等の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	［チ～ヌ　略］	［略］	［略］	ト　原子力船又は附帯陸上施設を設置した事業所（以下「原子力船等」という。）の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	［ロ～ヘ　同上］	［同上］	［同上］	五　保守記録	毎日一回（法
［削る。］				イ　試験研究用等原子炉施	一年間

				設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉にあつては点検の状況を除く。）
				第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉であつて、廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しないときは毎週一回
				一年間
五	［略］	［略］	［略］	
六	［略］	［略］	［略］	
七	［略］	［略］	［略］	
八	［略］	［略］	［略］	
九	廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる試験研究用等原子炉施設の設備の名称	法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の	第七項に定める期間	

				ロ　試験研究用等原子炉施設の修理の状況及びその担当者の氏名
				修理の都度
六	［同上］	［同上］	［同上］	
七	［同上］	［同上］	［同上］	
八	［同上］	［同上］	［同上］	
九	［同上］	［同上］	［加える。］	

十　［略］	［略］	［略］
十一　品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更後五年が経過するまでの期間

［2～6　略］

7　第一項の表第四号チ及びリ、第六号並びに第九号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（品質マネジメントシステム）

第十九条の二　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者及び外国原子力船運航者（以下「試験研究用等原子炉設置者等」という。）は、法第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項又は第二十六条の二第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（次条から第二十七条までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

（管理区域への立入制限等）

第二十条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければ

十　［同上］	［同上］	［同上］
［加える。］	［加える。］	［加える。］

［2～6　同上］

7　第一項の表第四号チ及びリ並びに第七号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

［条を加える。］

（管理区域への立入制限等）

第二十条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者及び外国原子力船運航者（以下「試験研究用等原子炉設置者等」という。）は、管理区域、保全区域及び周辺監視区域を定

ならない。

［一～三　略］

（試験研究用等原子炉施設の施設管理）

第二十二条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、試験研究用等原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、試験研究用等原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　試験研究用等原子炉施設が法第二十三条第一項又は第二十六条第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の二第二項ただし書の場合においては、法第四十三条の三の二第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第三十二条の五の二第十一号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。

二　前号ただし書の場合は、この限りでない。

三　第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、試験研究用等原子炉施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この条において「施設管理目標」という。）を定めること。

四　施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この条において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

め、これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

［一～三　同上］

（試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検）

第二十二条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、毎日一回以上、従業者に試験研究用等原子炉施設について巡視させ、次の各号に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。

一　原子炉冷却系統施設

二　制御材駆動設備

三　電源、給排水及び排気施設

2　前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉にあつては、試験研究用等原子炉設置者は、毎週一回以上（核燃料物質が廃止措置対象施設に存在する場合は毎日一回以上）、従業者に廃止措置対象施設について巡視させなければならない。

イ　施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。
ロ　試験研究用等原子炉施設の設計及び工事に関すること。
ハ　試験研究用等原子炉施設の巡視（試験研究用等原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。
ニ　試験研究用等原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（試験研究用等原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。
ホ　試験研究用等原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。
ヘ　試験研究用等原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。
ト　への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。
チ　試験研究用等原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。
五　施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。
イ　施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間
ロ　施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間
六　前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。
七　試験研究用等原子炉の運転を相当期間停止する場合その他試験研究用等原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該試験研究用等原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

（設計想定事象に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置）

（試験研究用等原子炉施設の施設定期自主検査）

第二十三条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、設計想定事象に関して、法第二十三条第一項又は第二十六条第一項の許可を受けたところ（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ）により、次に掲げる試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置を講じなければならない。 一　設計想定事象に係る試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画（原子力船等における火災に係る次に掲げる事項を含む。）を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。 イ　原子力船等における可燃物の管理に関すること。 ロ　消防吏員又は海上保安官への通報に関すること。 ハ　消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。 二　設計想定事象の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に実施すること。 三　設計想定事象の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。 四　前三号に掲げるもののほか、設計想定事象の発生時における試験研究用等原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。	第二十三条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、次の各号に掲げる検査に関する措置を講じなければならない。 一　計測制御系統施設については、緊急遮断を起こすべき各条件について緊急遮断のための性能検査を一月ごとに、緊急遮断検査を一年ごとに行うこと。 二　試験研究用等原子炉施設の保安に直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を一年ごとに行うこと。 2　前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉にあつては、試験研究用等原子炉設置者は、次に掲げる検査に関する措置を講じなければならない。 一　廃止措置対象施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、廃止措置計画においてそれらの性能を維持すべきとした期間中、校正を年一回行うこと。 二　法第三十七条第一項の規定による保安規定に定める保安上特に管理を必要とする設備については、廃止措置計画においてそれらの性能を維持すべきとした期間中、それらの性能が維持されているかどうかについての検査を年一回行うこと。
（試験研究用等原子炉の運転） 第二十四条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、次の各号に掲げる試験研究用等原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。 一　［略］ 二　試験研究用等原子炉の運転に必要な構成人員がそろつている	（試験研究用等原子炉の運転） 第二十四条　［同上］ 一　［同上］ 二　試験研究用等原子炉の運転に必要な構成人員がそろつている

ときでなければ運転を行わせないこと。
三　運転開始に先立つて確認すべき事項、運転の操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。
四　緊急遮断が起こつた場合には、遮断の起こつた原因及び損傷の有無について点検し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転を行わせること。
五　非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。
六　試験運転又は特殊実験を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行わせること。
七　［略］

（原子力船等において行われる運搬）
第二十五条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。
［一～十　略］
［2・3　略］
4　試験研究用等原子炉設置者等は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を原子力船等において運搬することができる。

（原子力船等において行われる廃棄）
第二十七条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子

ときでなければ運転を行わないこと。
三　運転開始に先立つて確認すべき事項、運転の操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項を定め、これを運転員に守らせること。
四　緊急遮断が起こつた場合には、遮断の起こつた原因及び損傷の有無について検査し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転すること。
五　非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員に守らせること。
六　試験運転又は特殊実験を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行うこと。
七　［同上］

（原子力船等内の運搬）
第二十五条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者等は、原子力船等において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
［一～十　同上］
［2・3　同上］
4　試験研究用等原子炉設置者等は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、原子力船等において、当該核燃料物質等の運搬を行うことができる。

（原子力船等内の廃棄）
第二十七条　法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子

炉設置者等は、原子力船等において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

［一～十四　略］

（保安規定）

第二十九条　法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする原子力船ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二　品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三　試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

四　試験研究用等原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

五　試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉を利用する者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1)　関係法令及び保安規定の遵守に関すること。

［(2)～(5)　略］

ハ　［略］

六　試験研究用等原子炉施設の運転に関することであつて、次に掲げるもの

炉設置者等は、原子力船等において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

［一～十四　同上］

（保安規定）

第二十九条　［同上］

一　試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)　関係法令及び保安規定に関すること。

［(2)～(5)　同上］

ハ　［同上］

三　試験研究用等原子炉施設の運転に関すること。

イ　試験研究用等原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。

ロ　試験研究用等原子炉の運転に当たつて確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項

ハ　異状があつた場合の措置に関すること（第十四号に掲げるものを除く。）。

ニ　試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関すること。

［号を削る。］

［号を削る。］

七　［略］

八　［略］

九　［略］

十　放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。

［号を削る。］

［号を削る。］

十一　［略］

十二　核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（原子力船等の外において行う場合を含む。）に関すること。

十三　放射性廃棄物の廃棄（原子力船等の外において行う場合を含む。）に関すること。

十四　［略］

十五　設計想定事象に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置に関すること。

十六　試験研究用等原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第三十五条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

四　試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関すること。

五　試験研究用等原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃料体、減速材、反射材等の配置替えの手続に関すること。

六　［同上］

七　［同上］

八　［同上］

九　放射線測定器の管理に関すること。

十　試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。

十一　試験研究用等原子炉施設の施設定期自主検査に関すること。

十二　［同上］

十三　核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。

十四　放射性廃棄物の廃棄に関すること。

十五　［同上］

［号を加える。］

十六　試験研究用等原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。次号において同じ。）に関する記録に関すること。

の経営責任者への報告を含む。）に関すること。	［号を加える。］
十七　試験研究用等原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）。	［号を加える。］
十八　保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者等との共有に関すること。	［号を加える。］
十九　不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。	［号を加える。］
二十　［略］	十七　［同上］
2　法第四十三条の三の二第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第三十七条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。	［項を加える。］
一　関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。	
二　品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。	
三　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。	
四　廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。	
五　廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの	
イ　保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。	
ロ　保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの	
⑴　関係法令及び保安規定の遵守に関すること。	

(2) 試験研究用等原子炉施設の構造及び性能に関すること。
(3) 試験研究用等原子炉施設の廃止措置に関すること。
(4) 放射線管理に関すること。
(5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。
(6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
ハ その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項
六 試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的な措置に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
七 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関すること。
八 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。
九 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。
十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。
十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。
十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（原子力船等の外において行う場合を含む。）に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
十三 放射性廃棄物の廃棄（原子力船等の外において行う場合を含む。）に関すること。
十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
十五 設計想定事象に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置に関すること。
十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第三十五条各号に掲

げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十七　廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第三十五条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十八　試験研究用等原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）。

十九　保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者等との共有に関すること。

二十　不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十一　廃止措置の管理に関すること。

二十二　その他試験研究用等原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項

3　前項の場合において第一項本文の規定を準用する。

4　第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

第三十条　削除

［項を加える。］

2　前項の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

（保安規定の遵守状況の検査）

第三十条　法第三十七条第五項の検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた試験研究用等原子炉にあつては、廃止措置の実施の状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2　法第三十七条第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　事務所又は原子力船等への立入り

二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

（試験研究用等原子炉の譲受けの許可の申請）

第三十一条　令第十九条第一項又は第二項の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

［一～四　略］

五　令第十九条第一項第九号の試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

２　令第十九条第一項又は第二項の譲受けの許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～九　略］

十　試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

十一　［略］

３　［略］

（核物質防護規定）

第三十二条の二　［略］

２　第二十九条第四項の規定は、前項の核物質防護規定の認可を受けようとする場合について準用する。

［条を削る。］

三　従業者その他関係者に対する質問

四　核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（試験研究用等原子炉の譲受けの許可の申請）

第三十一条　［同上］

２　［同上］

［一～四　同上］

［号を加える。］

［一～九　同上］

［号を加える。］

十　［同上］

３　［同上］

（核物質防護規定）

第三十二条の二　［同上］

２　第二十九条第二項の規定は、前項の核物質防護規定の認可を受けようとする場合について準用する。

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

第三十二条の二の二　法第四十三条の二第二項において準用する法第十二条の二第五項の検査は、毎年一回行うものとする。

２　法第四十三条の二第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりと

（廃止措置実施方針に定める事項）

第三十二条の五の二　法第四十三条の三第一項の廃止措置実施方針には、試験研究用等原子炉ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。

［一～十　略］

十一　廃止措置期間中に性能を維持すべき試験研究用等原子炉施設（第三十二条の六及び第三十四条の二において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十二・十三　略］

十四　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

［十五・十六　略］

（廃止措置計画の認可の申請）

第三十二条の六　法第四十三条の三の二第二項の規定により廃止措置計画の認可を受けようとする者は、廃止しようとする試験研究用等原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　性能維持施設

七　性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

八　［略］

九　［略］

する。

一　事務所又は原子力船等への立入り

二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三　従業者その他関係者に対する質問

四　特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（廃止措置実施方針に定める事項）

第三十二条の五の二　［同上］

［一～十　同上］

十一　廃止措置期間中に機能を維持すべき試験研究用等原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十二・十三　同上］

十四　廃止措置に係る品質保証計画

［十五・十六　同上］

（廃止措置計画の認可の申請）

第三十二条の六　［同上］

［一～五　同上］

六　［号を加える。］

七　［号を加える。］

八　［同上］

九　［同上］

十　［略］

十一　［略］

十二　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

2　前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～四　略］

五　性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［六・七　略］

八　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

九　［略］

3　［略］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第三十二条の七　法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項

五　［略］

［2・3　略］

（廃止措置計画に係る軽微な変更）

第三十二条の八　法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第四十三条の三の二第二項又は同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施設の保全上支障のない変更とする。

八　［同上］

九　［同上］［号を加える。］

2　［同上］

［一～四　同上］

五　廃止措置期間中に機能を維持すべき試験研究用等原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［六・七　同上］

八　品質保証計画に関する説明書

九　［同上］

3　［同上］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第三十二条の七　法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　同上］

四　変更に係る前条第一項第四号から第九号までに掲げる事項

五　［同上］

［2・3　同上］

（廃止措置計画に係る軽微な変更）

第三十二条の八　法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であつて、法第四十三条の三の二第二項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書及びその添付書類に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他試験研究用等原子炉施設の保全上支障のない変更と

2　［略］

（廃止措置計画の認可の基準）

第三十二条の九　法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、廃止措置の実施が核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものであることとする。

（廃止措置終了確認証）

第三十二条の十二　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

（許可の取消し等に伴う措置）

第三十三条　第三十二条の六から前条までの規定は、旧試験研究用等原子炉設置者等の廃止措置について準用する。

2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2　［同上］

（廃止措置計画の認可の基準）

第三十二条の九　法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第四項の原子力規制委員会規則で定める基準は、廃止措置の実施が核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は試験研究用等原子炉による災害の防止上支障がないものであることとする。

［条を加える。］

（許可の取消し等に伴う措置）

第三十三条　第十三条の二及び第三十二条の六から前条までの規定は、旧試験研究用等原子炉設置者等の廃止措置について準用する。

2　［同上］

第十三条の二第一項	法第二十九条第一項ただし書	法第四十三条の三の三第四項において準用する法第二十二条の九第四項
	法第四十三条の三の二第二項	法第四十三条の三の三第二項

第三十二条の六第一項	法第四十三条の三の二第二項	法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項	前条第一項第四号から第十二号まで	法第四十三条の三の二第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第四項
第三十二条の七第一項				
［略］				
第三十二条の八第一項	［略］	法第四十三条の三の二第二項又は同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可		法第四十三条の三の三第二項又は同条第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第四項の認可
第三十二条の九	法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項			法第四十三条の三の三第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第五項
［略］				

第三十二条の六第一項	法第四十三条の三の二第二項	法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第三項	前条第一項第四号から第九号まで	法第四十三条の三の二第四項において準用する法第十二条の七第四項
［同上］				
［同上］	［同上］	法第四十三条の三の二第二項の認可又は同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可		法第四十三条の三の三第二項の認可又は同条第四項において準用する法第十二条の七第四項の変更の認可
［同上］				
［同上］	法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第四項			法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第五項

第三十二条の十第一項及び第三十二条の十一	法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項
前条	前条各号

法第四十三条の三の三第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第九項	
次条第一項において準用する前条各号	

（旧試験研究用等原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設の維持等）

第三十四条の二　法第四十三条の三の三第四項において読み替えて準用する法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。

2　前項の場合において、法第二十八条の二本文の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。

3　第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。

（届出書類の提出部数）

第三十八条　法第二十六条第二項、第二十六条の二第二項、第二十七条第四項、第三十二条第二項、法第四十三条の三の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第五項及び法第四十三条の三の三第四項において読み替えて準用する法第十二条の七第六項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

［条を加える。］

第三十二条の十第一項及び前条	法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第八項
	法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第九項

（届出書類の提出部数）

第三十八条　法第二十六条第二項、法第二十六条の二第二項、法第二十七条第四項、法第三十二条第二項、法第四十三条の三の二第三項において準用する法第十二条の六第五項又は法第四十三条の三の三第四項において準用する法第十二条の七第六項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

別表第十一　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義） 第一条の二　［略］ ２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～十一　略］ 十二　「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。 十三　「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。 十四　「廃止措置対象附属施設」とは、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる廃棄物埋設地の附属施設をいう。 十五　「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十号。第二条第一項第二号ハにおいて「設置許可基準規則」という。）第二条第二項第二号に規定する安全機能を有する施設の設計において発生を想定しているものをいう。 イ　自然現象 ロ　廃棄物埋設施設を設置する事業所内又はその周辺における廃棄物埋設施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）	（定義） 第一条の二　［同上］ ２　［同上］ ［一～十一　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］

ハ　廃棄物埋設施設内における火災その他の廃棄物埋設施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象	
（第二種廃棄物埋設の事業の許可の申請） 第二条　法第五十一条の二第三項の申請書の記載については、次の各号によるものとする。 一　［略］ 二　法第五十一条の二第三項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備については、次の区分によつて記載すること。 ［イ・ロ　略］ ハ　廃棄物埋設施設の一般構造 (1)　［略］ (2)　耐津波構造（設置許可基準規則第五条に規定する津波に対して廃棄物埋設施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）	（第二種廃棄物埋設の事業の許可の申請） 第二条　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　［同上］ (1)　［同上］ (2)　耐津波構造（第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十号）第五条に規定する津波に対して廃棄物埋設施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）
［(3)～(7)　略］ ［ニ～リ　略］ ［三～五　略］ 六　法第五十一条の二第三項第七号の廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。 2　前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第三十条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。 ［一～七　略］ 八　廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書	［(3)～(7)　同上］ ［ニ～リ　同上］ ［三～五　同上］ ［号を加える。］ 2　［同上］ ［一～七　同上］ ［号を加える。］

九 ［略］ 十 ［略］ 十一 ［略］	3 ［略］ 4 法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十一号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十一条の四第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。 （変更の許可の申請） 第三条 令第三十三条の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。 一 令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度、総放射能量及び区画別放射能量を記載し、同項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第二条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては第二条第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第五号の変更予定時期の変更に係る場合にあつては放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項に規定する措置の変更又は廃止についてそれぞれその時期を記載し、法第五十一条の二第三項第七号の廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第二条第一項第六号に規定する事項を記載すること。 二 ［略］ 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければな
八 ［同上］ 九 ［同上］ 十 ［同上］	3 ［同上］ 4 法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十一条の四第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。 （変更の許可の申請） 第三条 ［同上］ 一 令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては第二種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度、総放射能量及び区画別放射能量を記載し、同項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第二条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては第二条第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第五号の変更予定時期の変更に係る場合にあつては放射能の減衰に応じて行う周辺監視区域又は第十七条第一項に規定する措置の変更又は廃止について、それぞれその時期を記載すること。 二 ［同上］ 2 ［同上］

らない。

［一～七　略］

八　変更後における廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

3　［略］

（廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請）

第四条　法第五十一条の六第一項の規定により、廃棄物埋設施設及びこれに関する保安のための措置（以下「廃棄物埋設施設等」という。）に係る第二種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　廃棄物埋設施設等に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

［2・3　略］

（廃棄物埋設施設等の技術上の基準）

第六条　法第五十一条の六第一項に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　埋設を行うことによつて、廃棄物埋設施設を設置した事業所に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの総放射能量及び区画別放射能量が、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによる放射性物質の種類ごとの総放射能量及び区画別放射能量をそれぞれ超えないこと。

［二～七　略］

八　廃棄物埋設施設は、前各号に定めるもののほか、法第五十一

［一～七　同上］

［号を加える。］

3　［同上］

（廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請）

第四条　法第五十一条の六第一項の規定により、廃棄物埋設施設及びこれに関する保安のための措置に係る第二種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～五　同上］

［号を加える。］

［2・3　同上］

（廃棄物埋設施設等の技術上の基準）

第六条　［同上］

一　埋設を行うことによつて、廃棄物埋設施設を設置した事業所に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの総放射能量及び区画別放射能量が、法第五十一条の二第一項又は法第五十一条の五第一項の許可に係る申請書及び法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類（以下「許可申請書等」という。）に記載した放射性物質の種類ごとの総放射能量及び区画別放射能量をそれぞれ超えないこと。

［二～七　同上］

八　廃棄物埋設施設は、前各号に定めるもののほか、許可申請書

条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによる構造及び設備を有すること。	等に記載した構造及び設備を有すること。
［条を削る。］	第六条の二　削除
［条を削る。］	（廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認実施要領書） 第六条の三　原子力規制委員会は、第四条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第五条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。
（放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請） 第七条　［略］ ２　前項各号の申請書には、廃棄体を埋設する場合にあつては次に掲げる書類、コンクリート等廃棄物を埋設する場合にあつては第一号、第四号、第七号及び第八号に掲げる書類を添付しなければならない。 ［一～七　略］ 八　放射性廃棄物等に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 ［３・４　略］	（放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の申請） 第七条　［同上］ ２　前項各号の申請書には、廃棄体を埋設する場合にあつては次に掲げる書類、コンクリート等廃棄物を埋設する場合にあつては第一号、第四号及び第七号に掲げる書類を添付しなければならない。 ［一～七　同上］ ［号を加える。］ ［３・４　同上］
（放射性廃棄物等の技術上の基準） 第八条　［略］ ２　廃棄体に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 ［一・二　略］ 三　放射能濃度が法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによる最大放射能濃度を超えないこと。	（放射性廃棄物等の技術上の基準） 第八条　［同上］ ２　［同上］ ［一・二　同上］ 三　放射能濃度が許可申請書等に記載した最大放射能濃度を超えないこと。

［四～八　略］	［四～八　同上］
九　前各号に定めるもののほか、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによるものであること。	九　前各号に定めるもののほか、許可申請書等に記載したものであること。
3　コンクリート等廃棄物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。	3　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　前三号に定めるもののほか、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによるものであること。	四　前三号に定めるもののほか、許可申請書等に記載したものであること。
	（放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の実施要領書）
	第八条の二　原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出を受けた場合には、埋設しようとする放射性廃棄物等が前条第一項の技術上の基準に適合することを確認する方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。
［条を削る。］	
（第二種廃棄物埋設確認証）	（確認証の交付）
第九条　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第四条第一項又は第七条第一項の規定による申請に係る廃棄物埋設施設等又は放射性廃棄物等が第六条又は前条の技術上の基準に適合していることについて確認をしたときは、第二種廃棄物埋設確認証を交付する。	第九条　原子力規制委員会は、法第五十一条の六第一項又は第二項の確認をしたときは、確認証を交付する。
（合併及び分割の認可の申請）	（合併及び分割の認可の申請）
第十条　法第五十一条の十二第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。	第十条　法第五十一条の十二第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。
［一～六　略］	［一～六　同上］

七　廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～六　略］

七　廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

八　［略］

3　［略］

（記録）

第十三条　法第五十一条の十五の規定による記録は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
［一～三　略］	［略］	［略］
四　廃棄物埋設施設の施設管理（第十六条に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録		
イ　第十六条第三号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した廃棄物埋設施設の解体又は廃棄をした後五年が

［号を加える。］

2　［同上］

［一～六　同上］

［号を加える。］

七　［同上］

3　［同上］

（記録）

第十三条　法第五十一条の十五の規定による記録は、事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
［一～三　同上］	［同上］	［同上］
四　保守記録		
イ　廃棄物埋設施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	巡視及び点検の都度	一年間

		ロ　第十六条第四号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度
			評価を実施した廃棄物埋設施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
		五　廃棄物埋設施設の事故記録	
		イ　事故の発生及び復旧の日時	［略］
		［ロ～ニ　略］	［略］
		［六～九　略］	［略］
		十　品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	［略］

		ロ　廃棄物埋設施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度
			一年間（廃棄物埋設地に係る場合にあつては、第七項に定める期間）
		五　［同上］	
		イ　事故の発生及び復旧の時	［同上］
		［ロ～ニ　同上］	［同上］
		［六～九　同上］	［同上］
		十　第十三条の三の品質保証計画に関しての文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	［同上］

［十一～十四　略］	［略］	［略］

［2～6　略］

7　第一項の表第一号、第二号ハ、リ及びヌ、第四号イ、第五号、第六号ロ、第七号、第八号、第十一号並びに第十三号の記録の保存期間は、法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（品質マネジメントシステム）

第十三条の三　法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（次条から第十九条の二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

［条を削る。］

［条を削る。］

［十一～十四　同上］	［同上］	［同上］

［2～6　同上］

7　第一項の表第一号、第二号ハ、リ及びヌ、第四号ロ、第五号、第六号ロ、第七号、第八号、第十一号並びに第十三号の記録の保存期間は、法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（品質保証）

第十三条の三　法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第十四条から第十九条の二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

（品質保証計画）

第十三条の四　品質保証計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　品質保証の実施に係る組織に関する事項
二　保安活動の計画に関する事項
三　保安活動の実施に関する事項
四　保安活動の評価に関する事項
五　保安活動の改善に関する事項

（品質保証の実施に係る組織）

第十三条の五　品質保証の実施に係る組織は次のとおりとする。

一　第二種廃棄物埋設事業者（法人にあつてはその代表者）によつて運営されていること。
二　品質保証に関する責任及び権限並びに業務が明確であること

［条を削る。］

［条を削る。］

。

三　品質保証計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組みを有していること。

（保安活動の計画）

第十三条の六　品質保証計画における保安活動の計画に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　保安活動において産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Ｑ九〇〇〇のプロセス及びその相互関係が明確にされていること。

二　保安活動の計画、実施、評価及び改善の各段階を踏まえて実施し、保安活動の改善を継続して行う仕組みとすること。

三　外部から物品又は役務を調達する場合においては、その管理を適切に行う方法を定めること。

四　保安のための重要度に応じて、実施すべき内容を定めること。

五　保安活動に関する文書及び記録の適切な管理に関する手順を定めること。

六　保安活動を実施する者に対する必要な教育及び訓練の体系を定めること。

（保安活動の実施）

第十三条の七　品質保証計画における保安活動の実施に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）ごとに、次により行うこと。

イ　個別業務の目標及び個別業務に関する要求事項を明確にし、個別業務の実施計画（以下この条において「実施計画」という。）を策定すること。

ロ　個別業務の実施は、実施計画に基づき行うこと。この場合において、当該計画が要求事項を満たしていることを適切な

段階で確認すること。

ハ　実施計画を変更する場合は、変更内容を適切に管理すること。

二　外部から物品又は役務を調達する場合は、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項（当該物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を取得し、他の第一種廃棄物埋設事業者及び他の第二種廃棄物埋設事業者と共有するために必要な措置に関することを含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めること。

三　個別業務が実施計画に定めた要求事項を満たしていることを確認するため、必要な検査及び試験を定めて行うこと。

四　保安のための重要度に応じて前号の検査及び試験を行う者を定めること。

五　要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が発生した場合は、これを適切に管理する方法を定めること。

［条を削る。］

（保安活動の評価）

第十三条の八　品質保証計画における保安活動の評価に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　保安活動の実施の状況について、必要な監視及び測定を計画的に行うこと。

二　保安活動が適切に行われていることを明確にするため、計画的に監査を行うこと。

三　前号の評価は、対象となる個別業務を実施した者以外の者により実施されること。

［条を削る。］

（保安活動の改善）

第十三条の九　品質保証計画における保安活動の改善に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　不適合に対する再発防止のために行う是正に関する処置に関

する手順（第二十二条の十七各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）を確立して行うこと。

二　生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置（以下「予防処置」という。）に関する手順（根本原因分析の手順を含む。）を確立して行うこと。

三　予防処置に当たつては、自らの廃棄物埋設施設における保安活動の実施によつて得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。

四　前条の評価結果を適切に反映すること。

（作業手順書等の遵守）

第十三条の十　法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書（以下「作業手順書等」という。）を定め、これらを遵守しなければならない。

（廃棄物埋設施設の巡視及び点検）

第十六条　法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、毎週一回以上、廃棄物埋設施設の保全に従事する者に廃棄物埋設施設について巡視及び点検を行わせなければならない。

［条を削る。］

（廃棄物埋設施設の施設管理）

第十六条　法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　廃棄物埋設施設が法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、第六条の技術上の基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二　前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべ

き施設管理の目標（廃棄物埋設施設について定量的に定める目標を含む。以下この条において「施設管理目標」という。）を定めること。

三　施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この条において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

イ　施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ　廃棄物埋設施設の設計及び工事に関すること。

ハ　廃棄物埋設施設の巡視（廃棄物埋設施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ　廃棄物埋設施設の点検、検査等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期（廃棄物埋設施設の操作中及び操作停止中の区別を含む（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。

ホ　廃棄物埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ヘ　廃棄物埋設施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト　への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。

チ　廃棄物埋設施設の施設管理に関する記録に関すること。

四　施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。

イ　施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間

ロ　施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

五　前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

六　廃棄物埋設施設の操作を相当期間停止する場合その他廃棄物

埋設施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該廃棄物埋設施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

（設計想定事象に係る廃棄物埋設施設の保全に関する措置）

第十七条の二　法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、設計想定事象に関して、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところ（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ）により、次に掲げる廃棄物埋設施設の保全に関する措置を講じなければならない。

一　設計想定事象に係る廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画（廃棄物埋設施設を設置した事業所における火災に係る次に掲げる事項を含む。）を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ　廃棄物埋設施設を設置した事業所における可燃物の管理に関すること。

ロ　消防吏員への通報に関すること。

ハ　消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

二　設計想定事象の発生時における廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に実施すること。

三　設計想定事象の発生時における廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

四　前三号に掲げるもののほか、設計想定事象の発生時における廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

［条を加える。］

（事業所において行われる運搬）

第十八条　法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

［一～九　略］

［2・3　略］

4　第二種廃棄物埋設事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を廃棄物埋設施設を設置した事業所において運搬することができる。

（事業所において行われる廃棄）

第十九条　法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

［一～十四　略］

（保安規定）

第二十条　法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

［号を削る。］

（事業所内の運搬）

第十八条　法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

［一～九　同上］

［2・3　同上］

4　第二種廃棄物埋設事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を廃棄物埋設施設を設置した事業所内において運搬することができる。

（事業所内の廃棄）

第十九条　法第五十一条の十六第二項の規定により、第二種廃棄物埋設事業者は、廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

［一～十四　同上］

（保安規定）

第二十条　［同上］

一　［同上］

二　安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二　品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
三　［略］
四　［略］
五　廃棄物埋設施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの
イ　［略］
ロ　保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの
(1)～(4)　略］
(5)　非常の場合に講ずべき処置に関すること。
ハ　［略］
六　［略］
七　［略］
八　［略］
九　［略］
十　［略］
十一　［略］
［号を削る。］
十二　［略］
十三　放射性廃棄物の受入れ（前号に掲げるものを除く。）、運搬、廃棄その他の取扱い（事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
十四　非常の場合に講ずべき処置に関すること。
十五　設計想定事象に係る廃棄物埋設施設の保全に関する措置に関すること。
十六　［略］
十七　廃棄物埋設施設の施設管理に関すること。
［十八・十九　略］

三　廃棄物埋設施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
四　［同上］
五　［同上］
六　廃棄物埋設施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの
イ　［同上］
ロ　［同上］
(1)～(4)　同上］
(5)　非常の場合に採るべき処置に関すること。
ハ　［同上］
七　［同上］
八　［同上］
九　［同上］
十　［同上］
十一　［同上］
十二　［同上］
十三　廃棄物埋設施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。
十四　［同上］
十五　放射性廃棄物の受入れ（前号に掲げるものを除く。）、運搬、廃棄その他の取扱いに関すること。
十六　非常の場合に採るべき処置に関すること。
［号を加える。］
十七　［同上］
［号を加える。］
［十八・十九　同上］

二十　不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第十八号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十一　［略］

2　法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一　［略］
［号を削る。］

二　品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四　［略］

五　［略］

六　廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの
［イ～ハ　略］
［号を削る。］

七　［略］

八　［略］

二十　不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十一　［同上］

2　法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者にあつては、第八号、第十二号及び第十九号を除く。）を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一　［同上］

二　安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三　廃棄物埋設施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四　廃止措置の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

五　［同上］

六　［同上］

七　廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの
［イ～ハ　同上］

八　放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置に関すること。

九　［同上］

十　［同上］

九　［略］
［号を削る。］
十　［略］
［号を削る。］
十一　放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取扱い（事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
十二　非常の場合に講ずべき処置に関すること。
十三　設計想定事象に係る廃棄物埋設施設の保全に関する措置に関すること。
十四　［略］
十五　［略］
十六　廃棄物埋設施設の施設管理に関すること。
［号を削る。］
十七　［略］
十八　［略］
十九　［略］
二十　［略］

3　法第五十一条の十八第一項の規定により認可又は変更の認可を受けた保安規定について第一項第六号に掲げる事項の変更の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書を添えて提出しなければならない。

［4・5　略］

［条を削る。］

十一　［同上］
十二　第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要な情報を把握するための廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視（前号に掲げるものを除く。）に関すること。
十三　［同上］
十四　廃棄物埋設施設の巡視及び点検並びにこれに伴う処置に関すること。
十五　放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取扱いに関すること。
十六　非常の場合に採るべき処置に関すること。
［号を加える。］
十七　［同上］
十八　［同上］
［号を加える。］
十九　廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関すること。
二十　［同上］
二十一　［同上］
二十二　［同上］
二十三　［同上］

3　法第五十一条の十八第一項の規定により認可又は変更の認可を受けた保安規定について第一項第七号又は前項第八号に掲げる事項の変更の認可を受けようとする者は、第一項又は前項の申請書に第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書を添えて提出しなければならない。

［4・5　同上］

（保安規定の遵守状況の検査）
第二十条の二　法第五十一条の十八第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内

（廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請）

第二十一条　令第三十七条の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

［一～三　略］

四　令第三十七条第七号の廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～五　略］

六　廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

七　［略］

八　［略］

3　［略］

第二十二条の三　削除

行うものとする。

2　前項の検査についての法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一　事務所又は事業所への立入り

二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三　従業者その他関係者に対する質問

四　核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請）

第二十一条　［同上］

［一～三　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～五　同上］

［号を加える。］

六　［同上］

七　［同上］

3　［同上］

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

第二十二条の三　法第五十一条の二十三第二項において準用する法

（廃止措置実施方針に定める事項） 第二十二条の六の二　法第五十一条の二十四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。 ［一～八　略］ ［号を削る。］ 九　［略］ 十　［略］ 十一　廃止措置に係る品質マネジメントシステム 十二　［略］ 十三　［略］ （廃止措置計画の認可の申請） 第二十二条の七　法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 ［一・二　略］ 三　廃止措置対象附属施設及びその敷地	第十二条の二第五項の規定による検査は、毎年一回行うものとする。 2　前項の検査についての法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。 一　事務所又は事業所への立入り 二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査 三　従業員その他関係者に対する質問 四　特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。
（廃止措置実施方針に定める事項） 第二十二条の六の二　［同上］ ［一～八　同上］ 九　廃止措置期間中に機能を維持すべき廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間 十　［同上］ 十一　［同上］ 十二　廃止措置に係る品質保証計画 十三　［同上］ 十四　［同上］ （廃止措置計画の認可の申請） 第二十二条の七　［同上］ ［一・二　同上］ 三　廃止措置の対象となる廃棄物埋設地の附属施設（以下「廃止措置対象附属施設」という。）及びその敷地	

［四～七　略］

八　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～五　略］

［号を削る。］

六　［略］

七　［略］

八　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

九　［略］

十　［略］

3　［略］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第二十二条の八　法第五十一条の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　変更に係る前条第一項第三号から第八号までに掲げる事項

四　［略］

［2・3　略］

（廃止措置終了確認証）

第二十二条の十二の二　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請）

第二十二条の十三　法第五十一条の二十六第二項の規定により廃止

［四～七　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

六　廃止措置期間中に機能を維持すべき廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

七　［同上］

八　［同上］

九　品質保証計画に関する説明書

十　［同上］

十一　［同上］

3　［同上］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第二十二条の八　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　同上］

三　変更に係る前条第一項第三号から第七号までに掲げる事項

四　［同上］

［2・3　同上］

［条を加える。］

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請）

第二十二条の十三　［同上］

措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	
［一～七　略］	［一～七　同上］
八　廃止措置に係る品質マネジメントシステム	［号を加える。］
2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。	2　［同上］
［一～五　略］	［一～五　同上］
［号を削る。］	六　廃止措置期間中に機能を維持すべき廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書
［略］	［同上］
［略］	［同上］
七　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	九　品質保証計画に関する説明書
八　廃棄物埋設地の所在等を示す措置に関する説明書	［号を加える。］
九　［略］	十　［同上］
十　［略］	3　［同上］
3　［略］	
［条を削る。］	（身分を示す証明書）
	第二十八条　第二種廃棄物埋設事業者に対する検査について、法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第五の二によるものとし、法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第五の三によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第六によるものとする。
（電磁的記録媒体による手続）	（電磁的記録媒体による手続）
第二十八条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録	第二十九条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録

であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。別記様式第六において同じ。）及び別記様式第六の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。 ［一・二　略］ 三　前条第一項の報告書 ［様式を削る。］ ［様式を削る。］ ［様式を削る。］ **別記様式第６**（第28条関係）　［略］	であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第七の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。 ［一・二　同上］ 三　第二十七条第一項の報告書 **別記様式第５の２**（第28条関係）　［略］ **別記様式第５の３**（第28条関係）　［略］ **別記様式第６**（第28条関係）　［略］ **別記様式第７**（第29条関係）　［同上］

別表第十二　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義） 第一条　［略］ ２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～五　略］ 六　「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。 七　「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。 八　「廃止措置対象施設」とは、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる廃棄物管理施設をいう。 九　「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、廃棄物管理施設の設計において発生を想定しているものをいう。 イ　自然現象 ロ　廃棄物管理施設を設置する事業所内又はその周辺における廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。） ハ　廃棄物管理施設内における火災その他の廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象 （廃棄物管理の事業の許可の申請） 第二条　法第五十一条の二第三項の申請書（廃棄物管理の事業に係	（定義） 第一条　［同上］ ２　［同上］ ［一～五　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ （廃棄物管理の事業の許可の申請） 第二条　［同上］

るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。

［一～四　略］

五　法第五十一条の二第三項第七号の廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

2　前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第三十条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一～七　略］

八　廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

九　［略］

十　［略］

十一　［略］

3　［略］

4　法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十一号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十一条の四第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（変更の許可の申請）

第三条　令第三十三条の変更の許可の申請書（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。

一　令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては廃棄物管理を行う放射性廃棄物の種類及

［一～四　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～七　同上］

［号を加える。］

八　［同上］

九　［同上］

十　［同上］

3　［同上］

4　法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十一条の四第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（変更の許可の申請）

第三条　［同上］

一　令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあつては廃棄物管理を行う放射性廃棄物の種類及

び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度を記載し、同項第四号の廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第二条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては第二条第一項第三号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第七号の廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第二条第一項第五号に規定する事項を記載すること。	び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度を記載し、同項第四号の廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第二条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあつては第二条第一項第三号に掲げる区分によつて記載すること。
二　［略］	二　［同上］
2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。	2　［同上］
［一～七　略］	［一～七　同上］
八　変更後における廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書	［号を加える。］
3　［略］	3　［同上］
（設計及び工事の計画の認可を要しない工事等） 第三条の二　法第五十一条の七第一項の原子力規制委員会規則で定める工事（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、変更の工事であつて、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事とする。	［条を加える。］
2　法第五十一条の七第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項又は第二項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他特定廃棄物管理施設の保全上支障のない変更とする。	
3　法第五十一条の七第五項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う場合以外の場合とする。	

（設計及び工事の計画の認可の申請）

第四条　法第五十一条の七第一項の規定により、特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　工事工程表

五　設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

六　［略］

2　前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の九の技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3　設計及び工事の計画の全部につき一時に法第五十一条の七第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。

4　［略］

（設計及び工事の方法の認可の申請）

第四条　法第五十一条の七第一項の規定により、特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法（第十一条に規定する特定廃棄物管理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

［一～三　同上］

［号を加える。］

四　設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）に関する次の事項

イ　品質保証の実施に係る組織

ロ　保安活動の計画

ハ　保安活動の実施

ニ　保安活動の評価

ホ　保安活動の改善

五　［同上］

2　前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第五十一条の七第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。）に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3　設計及び工事の方法の全部につき一時に法第五十一条の七第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。

4　［同上］

（変更の認可の申請）

第五条　法第五十一条の七第二項の規定により、認可を受けた特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　変更に係る前条第一項第四号に掲げる工事工程表

五　変更に係る前条第一項第五号に掲げる設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

六　［略］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　変更に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類

二　変更に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類

［号を削る。］

3　［略］

（設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出）

第六条　法第五十一条の七第五項の規定による届出をしようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した

（変更の認可の申請）

第五条　法第五十一条の七第二項の規定により、認可を受けた特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

［一～三　同上］

［号を加える。］

四　変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事に係る品質管理の方法等

五　［同上］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

［号を加える。］

一　変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によつて説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類

二　変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第五十一条の七第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

3　［同上］

（設計及び工事の方法に係る軽微な変更）

第六条　法第五十一条の七第二項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更（特定廃棄物管理施設に係るものに

届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二　変更に係る特定廃棄物管理施設の概要 三　法第五十一条の七第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号 四　変更の内容 五　変更の理由 2　前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。	限る。）は、設備又は機器の配置の変更であつて、同条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可に係る申請書に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他廃棄物管理施設の保全上支障のない変更とする。
（使用前事業者検査の実施） 第六条の二　使用前事業者検査（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下同じ。）は、次に掲げる方法により行うものとする。 一　構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法 二　機能及び性能を確認するために十分な方法 三　その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するために十分な方法 2　使用前事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。	［条を加える。］
（使用前事業者検査の記録） 第六条の三　使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。 一　検査年月日 二　検査の対象 三　検査の方法 四　検査の結果 五　検査を行つた者の氏名 六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	［条を加える。］

七　検査の実施に係る組織
八　検査の実施に係る工程管理
九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
十　検査記録の管理に関する事項
十一　検査に係る教育訓練に関する事項
2　使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る特定廃棄物管理施設の存続する期間保存するものとする。

（溶接に係る使用前事業者検査を行つた旨の表示）
第六条の四　特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則（令和　年原子力規制委員会規則第　号）第十三条第一項に規定する容器等（以下この条において単に「容器等」という。）であつて、同項第二号に規定する主要な溶接部を有するものを設置する廃棄物管理事業者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等に使用前事業者検査を行つたことを示す記号その他表示を付するものとする。

（使用前確認の申請）
第七条　法第五十一条の八第三項の確認（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一　［略］
二　特定廃棄物管理施設の設置又は変更の工事に係る事業所の名称及び所在地
［号を削る。］
三　申請に係る特定廃棄物管理施設の概要
四　法第五十一条の七第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

［条を加える。］

（使用前検査の申請）
第七条　法第五十一条の八第一項の検査（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下「使用前検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
一　［同上］
二　特定廃棄物管理施設を設置する事業所（特定廃棄物管理施設の変更の場合にあつては、当該変更に係る事業所）の名称及び所在地
三　工事工程表
［号を加える。］
［号を加える。］

五　使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所	四　検査を受けようとする事項、期日及び場所
六　［略］	五　［同上］
七　特定廃棄物管理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は特定廃棄物管理施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法	［号を加える。］
2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。	［項を加える。］
一　工事の工程	
二　前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）	
三　第二十九条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器	
四　前項第七号の特別の理由があるときにあつては、その理由を記載した書類	
3　第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。	2　前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
4　第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。	3　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。
（使用前確認を要しない場合）	（使用前検査の実施）
第八条　法第五十一条の八第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、次のとおりとする。	第八条　使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。
一　特定廃棄物管理施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。	一　放射線遮蔽材又は特に気密若しくは水密を要する材料若しくは部品に関する事項　化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。
二　前号に規定する場合以外の特定廃棄物管理施設を試験のため	二　廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入施設その他の廃棄物管理設備の附属施設（廃棄施設に限る。）の組立てに関する

に使用する場合

三　特定廃棄物管理施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四　特定廃棄物管理施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五　特定廃棄物管理施設の変更の工事であつて、第四条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合

［条を削る。］

［条を削る。］

（使用前確認証）

第十条　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第七条の規定による申請に係る特定廃棄物管理施設が法第五十一条の八第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

（廃止措置中の特定廃棄物管理施設の維持）

第十一条　法第五十一条の九ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、廃止措置対象施設に第三十五条の五の二第九号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第五十一条の九本文の規定

事項　それぞれの施設の主要な部分の寸法が測定できるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うとき。

三　計測制御系統施設、放射線管理施設その他の廃棄物管理設備の附属施設（廃棄施設を除く。）の組立てに関する事項　それぞれの施設が完成したとき。

四　廃棄物管理施設の性能に関する事項　廃棄物管理施設が完成したときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

第九条の二　削除

（使用前検査実施要領書）

第九条の三　原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第八条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（使用前検査合格証）

第十条　原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めたときは、使用前検査合格証を交付する。

（溶接検査を受ける特定廃棄物管理施設）

第十一条　法第五十一条の九第一項の原子力規制委員会規則で定める特定廃棄物管理施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　プルトニウム又はプルトニウム化合物を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管であつて、次のいずれかに該当

は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

するもの

イ　その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル）以上の容器であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの

ロ　その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル）以上の管であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの（放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）

二　放射性物質を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管（前号に規定するものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上の容器であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの

ロ　その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上の管であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの（放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）

三　胴の外径が百五十ミリメートル以上の容器又は外径百五十ミリメートル以上の管（前各号に規定する容器又は管を除く。）であつて、放射性物質を含む液体状若しくは気体状の物質を内

（定期事業者検査の実施時期）

第十二条　定期事業者検査（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下同じ。）は、特定廃棄物管理施設について、定期事業者検査が終了した日以降十二月を超えない時期（判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）ごとに行うものとする。ただし、特定廃棄物管理施設の設置の工事の後の初回の定期事業者検査については、その使用が開始された日以降十二月を超えない時期に行うものとする。

2　前項の判定期間は、原子力規制検査において、特定廃棄物管理施設（当該特定廃棄物管理施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。

一　次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査を行うべきもの

二　定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取包し、又は非常用施設に属するもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの

イ　液体用の容器又は管であつて、最高使用温度がその液体の沸点未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル

ロ　イに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル

ハ　イに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあつては、四百九十キロパスカル）

（溶接検査の申請）

第十二条　法第五十一条の九第一項の規定により特定廃棄物管理施設の溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三　溶接施行工場の名称及び所在地

四　溶接工程表

五　検査を受けようとする事項、期日及び場所

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施行法（以下「溶接施行方法」という。）並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書

二　検査を受けようとする容器又は管の構造図

三　溶接部の設計図

替え等の措置を講ずる必要のあるもの

三　次のいずれかに掲げるもの

イ　計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて特定廃棄物管理施設の使用時において技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの

ロ　特定廃棄物管理施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより特定廃棄物管理施設の保安の確保に支障を来さないもの

3　特定廃棄物管理施設についての次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより特定廃棄物管理施設の使用時における特定廃棄物管理施設の保安の確保に支障を来さないものにあつては、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する時期よりも前の時期に行うことができる。

4　次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

一　使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

二　災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

5　前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　特定廃棄物管理施設を設置した事業所の名称及び所在地

三　直近の定期事業者検査が終了した年月日

3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

四　定期事業者検査開始希望年月日及びその理由

6　前項の申請書には、申請に係る特定廃棄物管理施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

7　第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（定期事業者検査の実施）

第十三条　定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二　試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

2　前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該特定廃棄物管理施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

3　前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一　特定廃棄物管理施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二　特定廃棄物管理施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果

三　特定廃棄物管理施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該特定廃棄物管理施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）

4　第二項の一定の期間は、十二月以上としなければならない。

5　第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも

（溶接検査の実施）

第十三条　法第五十一条の九第一項の検査（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるときごとに行う。

一　溶接作業を行うとき（第十一条第三号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合及び溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況を勘案して、原子力規制委員会が支障がないものと認めて承認した場合を除く。）。

二　法第五十一条の九第三項第二号に規定する技術上の基準（以下「溶接の技術基準」という。）により非破壊試験を必要とする溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になつたとき。

三　溶接の技術基準により機械試験を必要とする突合せ溶接部については、機械試験を行うことができる状態になつたとき。

四　耐圧試験又は漏えい試験を行うことができる状態になつたとき（第十一条第三号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合を除く。）。

同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。

6　定期事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（定期事業者検査の記録）

第十四条　定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日
二　検査の対象
三　検査の方法
四　検査の結果
五　検査を行つた者の氏名
六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
七　検査の実施に係る組織
八　検査の実施に係る工程管理
九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
十　検査記録の管理に関する事項
十一　検査に係る教育訓練に関する事項

2　定期事業者検査の結果の記録は、その特定廃棄物管理施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

（廃止措置中において定期事業者検査を要する場合）

第十五条　法第五十一条の十第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、廃止措置対象施設に第三十五条の五の二第九号の性能維持施設が存在する場合とする。

（溶接検査を要しない場合）

第十四条　法第五十一条の九第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　第二条第一項第二号トに規定する廃棄物管理設備の附属施設のうちの主要な実験設備に属する容器又は管であつて、セル、グローブボックスその他の気密設備の内部に設置されるものについて、原子力規制委員会があらかじめ支障がないものとして溶接検査を受けないで使用することを承認した場合

二　漏止め溶接のみをした第十一条第三号に規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合

（溶接の方法の認可）

第十五条　法第五十一条の九第二項の認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、溶接施行工場ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　溶接施行工場の名称及び所在地
三　溶接設備の種類及び容量
四　溶接施行方法の種類
五　溶接を行う者の氏名及びその者が行う溶接施行方法の範囲

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。
一　溶接設備
二　溶接施行方法
三　溶接を行う者の知識及び技能

3　原子力規制委員会は、第一項の認可の申請に係る溶接の方法が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
一　溶接設備の種類及び容量が申請に係る溶接施行方法による溶接を行うのに適切であること。
二　溶接施行方法が溶接部の強度を確保するのに適切であること。
三　溶接を行う者がその行おうとする溶接施行方法による溶接について相当の知識及び技能を有すること。

4　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（輸入品の溶接検査）

第十六条　法第五十一条の九第四項の規定により溶接をした特定廃棄物管理施設であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度
三　溶接施行工場の名称及び所在地

（定期事業者検査の報告）

第十六条　法第五十一条の十第三項の原子力規制委員会規則で定めるとき（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）は、定期事業者検査（第十二条第三項の規定を適用して行うものを除く。）を開始しようとするときとする。

2　法第五十一条の十第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときにあつては遅滞なく、前項に規定するときにあつては検査開始予定日の一月前まで（第十三条第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）に、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、

原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　特定廃棄物管理施設を設置した事業所の名称及び所在地

三　検査の対象及び方法並びに期日

四　検査の実績又は予定の概要

3　第一項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　定期事業者検査の計画

二　特定廃棄物管理施設及び第二十九条第一項の施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める同項第三号の施設管理目標

三　第二十九条第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

イ　施設管理実施計画の始期（定期事業者検査を開始する日をいう。第二十九条第一項第四号イにおいて同じ。）及び期間

ロ　特定廃棄物管理施設の工事の方法及び時期

ハ　特定廃棄物管理施設の点検、検査等（以下この号及び第二十九条第一項第四号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期

ニ　特定廃棄物管理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

四　第十三条第二項に規定する判定する方法に関すること（一定の期間を含む。）。

五　前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合にあつては、その変更の内容を説明する書類

六　前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類

七　前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項

四　検査を受けようとする事項、期日及び場所

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　溶接の方法に関する説明書

二　検査を受けようとする容器又は管の構造図

三　溶接部の設計図

四　溶接（第十一条第三号に掲げる容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、開先試験、溶接作業試験、非破壊試験（第十三条第二号に掲げる溶接部に関するものに限る。）、機械試験（同条第三号に掲げる溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験又は漏えい試験（同条第四号に規定する溶接部に関するものに限る。）の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書

3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があつた場合にあつては、第十三条第三項各号に掲げる事項について記載した書類

4　前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

5　第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第十三条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。

6　第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

第十六条の二から第二十二条まで　削除

（溶接検査実施要領書）

第十六条の二　原子力規制委員会は、第十二条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十三条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

2　原子力規制委員会は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第五十一条の九第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（溶接検査合格証等）

第十七条　原子力規制委員会は、法第五十一条の九第一項又は第四項の検査（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。）を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

（施設定期検査を受ける特定廃棄物管理施設）

第十八条　令第三十五条第二号の原子力規制委員会規則で定める

廃棄物管理設備の附属施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　廃棄施設

二　非常用電源設備

（施設定期検査の申請）

第十九条　法第五十一条の十第一項の検査（特定廃棄物管理施設に係るものに限る。以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　廃棄物管理施設を設置した事業所の名称及び所在地

三　検査を受けようとする事項及び期日

2　前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

3　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（施設定期検査の実施）

第二十条　法第五十一条の十第一項の原子力規制委員会規則で定める期間（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、一年とする。

第二十条の二　削除

（施設定期検査実施要領書）

第二十条の三　原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第三十五条第二号に規定する特定廃棄物管理施設の性能が法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうか

についての検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（施設定期検査合格証）

第二十一条　原子力規制委員会は、施設定期検査に合格したと認めたときは、施設定期検査合格証を交付する。

第二十二条　削除

（合併及び分割の認可の申請）

第二十三条　法第五十一条の十二第一項の合併又は分割の認可（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～六　同上］

［号を加える。］

七　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

（変更等の届出）

第二十四条　法第五十一条の五第二項又は法第五十一条の十三第二項の規定による届出に係る書類（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

（合併及び分割の認可の申請）

第二十三条　法第五十一条の十二第一項の合併又は分割の認可（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～六　略］

七　廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～六　略］

七　廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

八　［略］

3　［略］

（変更等の届出）

第二十四条　法第五十一条の五第二項、第五十一条の七第四項及び第五十一条の十三第二項の規定による届出に係る書類（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

2　［略］

（記録）

第二十六条　法第五十一条の十五の規定による記録（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　廃棄物管理施設の施設管理（第二十九条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録		
イ　使用前確認の結果	確認の都度	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した廃棄物管理施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間
ロ　第二十九条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名		評価の都度	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	評価を実施した
ハ　第二十九条第一項第				

2　［同上］

（記録）

第二十六条　法第五十一条の十五の規定による記録（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　特定廃棄物管理施設の検査記録		
イ　使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	検査終了後五年
ロ　施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	検査の都度
ハ　第三十条の規定によ			

五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	［二・三　略］	四　廃棄物管理施設の事故記録
	［削る。］	イ　事故の発生及び復旧の日時
		［ロ～ニ　略］

	［略］	［略］
	［削る。］	

廃棄物管理施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	［略］	［略］
	［削る。］	

廃棄物管理施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	［略］	［略］
	［削る。］	

る検査の結果	［二・三　同上］	四　保守記録
		イ　廃棄物管理施設の巡視及び点検の状況（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名
		ロ　廃棄物管理施設の修理の状況及びその担当者の氏名

が経過するまでの期間	［同上］	五　［同上］
		イ　事故の発生及び復旧の時
		［ロ～ニ　同上］

	［同上］	毎日一回。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合にあつては毎週一回とする。
	［同上］	修理の都度
	［同上］	一年間

	［同上］	一年間
	［同上］	修理の都度
	［同上］	一年間

五	［略］	［略］
六	［略］	［略］
七	品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	［略］
八	第三十三条の二第一項各号の規定による廃棄物管理施設の定期的な評価の結果	評価の都度
九	［略］	［略］

五	［略］	［略］
六	［略］	［略］
七	［略］	［略］
八	［削る。］	［削る。］
九	［略］	［略］

六	［同上］	［同上］
七	［同上］	［同上］
八	第二十六条の三の品質保証計画に関しての文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	［同上］
九	第三十三条の二の規定による廃棄物管理施設の定期的な評価の結果	［加える。］
十	［同上］	［同上］

六	［同上］	［同上］
七	［同上］	［同上］
八	［同上］	［同上］
九	［加える。］	［加える。］
十	［同上］	［同上］

	イ　第三十三条の二第一項各号に掲げる評価の結果	評価の都度
	ロ　第三十三条の二第二項第一号に掲げる評価の結果	評価の都度
	ハ　第三十三条の二第二項第二号に掲げる計画	計画策定の都度

	イ　第三十三条の二第一項各号に掲げる評価の結果	第七項に定める期間
	ロ　第三十三条の二第二項第一号に掲げる評価の結果	第七項に定める期間
	ハ　第三十三条の二第二項第二号に掲げる計画	第七項に定める期間

十 ［略］	［略］	［略］	
十一 ［略］	［略］	［略］	

［2～6 略］

7 第一項の表第二号リ及びヌ、第四号、第八号並びに第十号の記録の保存期間は、法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（品質マネジメントシステム）

第二十六条の三 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（次条から第三十三条の二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

［条を削る。］

［条を削る。］

十一 ［同上］	［同上］	［同上］	
十二 ［同上］	［同上］	［同上］	

［2～6 同上］

7 第一項の表第二号リ及びヌ、第五号、第九号並びに第十一号の記録の保存期間は、法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（品質保証）

第二十六条の三 法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第二十七条から第三十三条の二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

（品質保証計画）

第二十六条の四 品質保証計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 品質保証の実施に係る組織に関する事項
二 保安活動の計画に関する事項
三 保安活動の実施に関する事項
四 保安活動の評価に関する事項
五 保安活動の改善に関する事項

（品質保証の実施に係る組織）

第二十六条の五 品質保証の実施に係る組織は次のとおりとする。

一 廃棄物管理事業者（法人にあつてはその代表者）によつて運営されていること。

二　品質保証に関する責任及び権限並びに業務が明確であること。

三　品質保証計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組みを有していること。

（保安活動の計画）

第二十六条の六　品質保証計画における保安活動の計画に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　保安活動において産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Ｑ九〇〇〇のプロセス及びその相互関係が明確にされていること。

二　保安活動の計画、実施、評価及び改善の各段階を踏まえて実施し、保安活動の改善を継続して行う仕組みとすること。

三　外部から物品又は役務を調達する場合においては、その管理を適切に行う方法を定めること。

四　保安のための重要度に応じて、実施すべき内容を定めること。

五　保安活動に関する文書及び記録の適切な管理に関する手順を定めること。

六　保安活動を実施する者に対する必要な教育及び訓練の体系を定めること。

［条を削る。］

（保安活動の実施）

第二十六条の七　品質保証計画における保安活動の実施に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）ごとに、次により行うこと。

イ　個別業務の目標及び個別業務に関する要求事項を明確にし、個別業務の実施計画（以下この条において「実施計画」という。）を策定すること。

ロ　個別業務の実施は、実施計画に基づき行うこと。この場合

［条を削る。］

において、当該計画が要求事項を満たしていることを適切な段階で確認すること。

ハ　実施計画を変更する場合は、変更内容を適切に管理すること。

二　外部から物品又は役務を調達する場合は、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項（当該物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を取得し、他の廃棄物管理事業者と共有するために必要な措置に関することを含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めること。

三　個別業務が実施計画に定めた要求事項を満たしていることを確認するため、必要な検査及び試験を定めて行うこと。

四　保安のための重要度に応じて前号の検査及び試験を行う者を定めること。

五　要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が発生した場合は、これを適切に管理する方法を定めること。

［条を削る。］

（保安活動の評価）

第二十六条の八　品質保証計画における保安活動の評価に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　保安活動の実施の状況について、必要な監視及び測定を計画的に行うこと。

二　保安活動が適切に行われていることを明確にするため、計画的に監査を行うこと。

三　前号の評価は、対象となる個別業務を実施した者以外の者により実施されること。

［条を削る。］

（保安活動の改善）

第二十六条の九　品質保証計画における保安活動の改善に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　不適合に対する再発防止のために行う是正に関する処置に関

する手順（第三十五条の十六各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）を確立して行うこと。

二　生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置（以下「予防処置」という。）に関する手順（根本原因分析の手順を含む。）を確立して行うこと。

三　予防処置に当たつては、自らの廃棄物管理施設における保安活動の実施によつて得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。

四　前条の評価結果を適切に反映すること。

（作業手順書等の遵守）

第二十六条の十　法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書（以下「作業手順書等」という。）を定め、これらを遵守しなければならない。

（廃棄物管理施設の巡視及び点検）

第二十九条　法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた者を除く。）は、毎日一回以上、廃棄物管理施設の保全に従事する者に廃棄物管理施設について巡視及び点検を行わせなければならない。

2　法第五十一条の十六第三項の規定により、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃棄物管理事業者は、毎週一回以上、廃棄物管理施設の保全に従事する者に廃棄物管理施設について巡視を行わせなければならない。

［条を削る。］

（廃棄物管理施設の施設管理）

第二十九条　法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　廃棄物管理施設が法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二　前号ただし書の場合においては、法第五十一条の二十五第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条

の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第三十五条の五の二第九号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。

三　第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、廃棄物管理施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。）を定めること。

四　施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

イ　施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ　廃棄物管理施設の設計及び工事に関すること。

ハ　廃棄物管理施設の巡視（廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ　廃棄物管理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。

ホ　廃棄物管理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ヘ　廃棄物管理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト　への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。

チ　廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関すること。

五　施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項及び第二

項に規定する措置を除く。）。

イ　施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間

ロ　施設管理実施計画にあつては、前号イに規定する期間

六　前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七　廃棄物管理施設の操作を相当期間停止する場合その他廃棄物管理施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該廃棄物管理施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

2　廃棄物管理事業者は、次条第一項若しくは第二項の規定により長期施設管理方針を策定したとき又は同条第三項の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

［条を加える。］

（廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第二十九条の二　法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設の保全に関し、その事業を開始した日以後二十年を経過する日までに、経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該廃棄物管理施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、廃棄物管理施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。

2　前項の評価は、十年を超えない期間ごとに再評価を行い、この再評価の結果に基づき、次の十年間に実施すべき当該廃棄物管理施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

3　廃棄物管理事業者は、前二項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前二項の施設管理に関する方針（第三十四条第一項第十五号において「長期施設管理方針」という。）を変更しな

ければならない。

4　前三項の規定は、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は適用しない。

（設計想定事象に係る廃棄物管理施設の保全に関する措置）

第三十条　法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、設計想定事象に関して、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところ（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものにあつては、当該認可を受けたところ）により、次に掲げる廃棄物管理施設の保全に関する措置を講じなければならない。

一　設計想定事象に係る廃棄物管理施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画（廃棄物管理施設を設置した事業所における火災に係る次に掲げる事項を含む。）を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ　廃棄物管理施設を設置した事業所における可燃物の管理に関すること。

ロ　消防吏員への通報に関すること。

ハ　消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

二　設計想定事象の発生時における廃棄物管理施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に実施すること。

三　設計想定事象の発生時における廃棄物管理施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

四　前三号に掲げるもののほか、設計想定事象の発生時における廃棄物管理施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

（廃棄物管理施設の施設定期自主検査）

第三十条　法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の各号（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。）に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一　令第三十五条第二号に規定する特定廃棄物管理施設（次号に規定するものを除く。）は、当該施設の性能が法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査を一年ごとに行うこと。

二　警報装置、非常用電源装置その他の非常用装置については、当該装置の各部分ごとの作動のための性能検査を一月ごとに、当該装置全体の作動のための総合検査を一年ごとに行うこと。

三　廃棄物管理施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、較正を一年ごとに行うこと。

2　法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃棄物管理事業者は、当該認可若しくは同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された廃棄物管理施設の性能が維持されているかどうかについての検査を一年ごとに行われなければならない。

（廃棄物管理設備の操作）

第三十一条　法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の各号に掲げる廃棄物管理設備の操作に関する措置を講じなければならない。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一　廃棄物管理設備の操作に必要な知識を有する者に行わせること。

二　廃棄物管理設備の通常の操作（廃棄物管理施設において計画的に行われる操作をいう。）を行うために必要な次の事項を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

イ　操作の開始に先立つて確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作の停止後に確認すべき事項

ロ　操作員その他の従業者が廃棄物管理設備の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項

ハ　警報の発報その他の異状があつた場合に操作員その他の従業者が講ずべき措置（次号の処置を除く。）に関する事項

三　非常の場合に講ずべき処置を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

［号を削る。］

四　試験操作を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行わせること。

五　［略］

六　廃棄物管理は、廃棄物管理設備本体で行うこと。

七　廃棄物管理施設の目に付きやすい場所に、管理上の注意事項を掲示すること。

八　廃棄物管理施設の管理に従事する者以外の者が廃棄物管理施設に立ち入る場合は、その廃棄物管理施設の管理に従事する者の指示に従わせること。

九　廃棄物は、その冷却について必要な措置を講ずること。

（廃棄物管理設備の操作）

第三十一条　法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、次の各号に掲げる廃棄物管理設備の操作に関する措置を採らなければならない。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

［号を加える。］

一　操作開始に先立つて確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作停止後に確認すべき事項を定め、これを操作員に守らせること。

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

二　非常の場合に採るべき処置を定め、これを操作員に守らせること。

三　換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を発揮できる状態に維持しておくこと。

四　試験操作を行う場合には、その目的、方法、異常の際に採るべき処置等を確認の上これを行わせること。

五　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

（事業所において行われる運搬）

第三十二条　法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

［一～九　略］

［2・3　略］

4　廃棄物管理事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を廃棄物管理施設を設置した事業所において運搬することができる。

（事業所において行われる廃棄）

第三十三条　法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

［一～十三　略］

（廃棄物管理施設の定期的な評価）

第三十三条の二　［略］

［項を削る。］

（事業所内の運搬）

第三十二条　法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

［一～九　同上］

［2・3　同上］

4　廃棄物管理事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を廃棄物管理施設を設置した事業所内において運搬することができる。

（事業所内の廃棄）

第三十三条　法第五十一条の十六第三項の規定により、廃棄物管理事業者は、廃棄物管理施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

［一～十三　同上］

（廃棄物管理施設の定期的な評価）

第三十三条の二　［同上］

2　廃棄物管理事業者は、その事業を開始した日以降二十年を経過する日までに次に掲げる措置を講じなければならない。

一　経年変化に関する技術的な評価を行うこと。

二　前号の技術的な評価に基づき廃棄物管理施設の保全のために実施すべき措置に関する十年間の計画を策定すること。

［項を削る。］

2　前項の規定は、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は適用しない。

（保安規定）

第三十四条　法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

［号を削る。］

二　品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三　［略］

四　［略］

五　廃棄物管理施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

(1)～(4)　略］

(5)　非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ　［略］

六　廃棄物管理施設の操作に関することであつて、次に掲げるもの

イ　廃棄物管理施設の操作を行う体制の整備に関すること。

ロ　廃棄物管理施設の操作に当たつて確認すべき事項及び操作

3　前項の評価及び計画は、十年を超えない期間ごとに再評価を行わなければならない。

4　前三項の規定は、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は適用しない。

（保安規定）

第三十四条　［同上］

一　［同上］

二　安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三　廃棄物管理施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四　［同上］

五　［同上］

六　廃棄物管理施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)～(4)　同上］

(5)　非常の場合に採るべき処置に関すること。

ハ　［同上］

七　保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

に必要な事項
八　異状があつた場合の措置に関すること（第十二号に掲げるものを除く。）。
七　［略］
八　［略］
九　［略］
十　［略］
［号を削る。］
十一　放射性廃棄物の受払い、運搬、廃棄その他の取扱い（事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
十二　非常の場合に講ずべき処置に関すること。
十三　設計想定事象に係る廃棄物管理施設の保全に関する措置に関すること。
十四　［略］
十五　廃棄物管理施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。）。
十六　［略］
十七　［略］
十八　不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第十九号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
十九　［略］
2　法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安

［号の細分を加える。］
八　［同上］
九　［同上］
十　［同上］
十一　［同上］
十二　廃棄物管理施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。
十三　廃棄物管理施設の施設定期自主検査に関すること。
十四　放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄その他の取扱いに関すること。
十五　非常の場合に採るべき処置に関すること。
［号を加える。］
十六　［同上］
［号を加える。］
十七　［同上］
十八　［同上］
十九　不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
二十　［同上］
2　［同上］

規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一　［略］

［号を削る。］

二　品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四　［略］

五　［略］

六　廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

［イ～ハ　略］

七　［略］

八　［略］

九　［略］

十　［略］

十一　［略］

［号を削る。］

［号を削る。］

十二　放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取扱い（事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十三　［略］

十四　設計想定事象に係る廃棄物管理施設の保全に関する措置に関すること。

十五　［略］

十六　［略］

一　［同上］

二　安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三　廃棄物管理施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四　廃止措置の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

五　［同上］

六　［同上］

七　廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの

［イ～ハ　同上］

八　［同上］

九　［同上］

十　［同上］

十一　［同上］

十二　［同上］

十三　廃棄物管理施設の巡視及びこれに伴う処置に関すること。

十四　廃棄物管理施設の施設定期自主検査に関すること。

十五　放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取扱いに関すること。

十六　［同上］

［号を加える。］

十七　［同上］

十八　［同上］

十七　廃棄物管理施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）。

十八　［略］

十九　［略］

二十　［略］

二十一　［略］

［3・4　略］

［条を削る。］

［条を削る。］

［号を加える。］

十九　［同上］

二十　［同上］

二十一　［同上］

二十二　［同上］

［3・4　同上］

（保安規定の遵守状況の検査）

第三十四条の二　法第五十一条の十八第五項の規定による検査（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2　前項の検査についての法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一　事務所又は事業所への立入り

二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三　従業者その他関係者に対する質問

四　核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

第三十五条の二の二　法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第五項の規定による検査（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、毎年一回行うものとする。

2　前項の検査についての法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一　事務所又は事業所への立入り

（廃止措置実施方針に定める事項）

第三十五条の五の二　法第五十一条の二十四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

［一～八　略］

九　廃止措置期間中に性能を維持すべき特定廃棄物管理施設（第三十五条の六及び第三十五条の十五の二において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十・十一　略］

十二　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

［十三・十四　略］

（廃止措置計画の認可の申請）

第三十五条の六　法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　廃止措置対象施設及びその敷地

四　［略］

五　性能維持施設

六　性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

七　［略］

八　［略］

二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三　従業員その他関係者に対する質問

四　特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（廃止措置実施方針に定める事項）

第三十五条の五の二　［同上］

［一～八　同上］

九　廃止措置期間中に機能を維持すべき廃棄物管理施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十・十一　同上］

十二　廃止措置に係る品質保証計画

［十三・十四　同上］

（廃止措置計画の認可の申請）

第三十五条の六　［同上］

［一・二　同上］

三　廃止措置の対象となる廃棄物管理施設（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地

四　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

五　［同上］

六　［同上］

九　［略］ 十　廃止措置に係る品質マネジメントシステム 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。 ［一～五　略］ 六　性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書 ［七・八　略］ 九　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書 十　［略］ 3　［略］	七　［同上］ ［号を加える。］ 2　［同上］ ［一～五　同上］ 六　廃止措置期間中に機能を維持すべき廃棄物管理施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書 ［七・八　同上］ 九　品質保証計画に関する説明書 十　［同上］ 3　［同上］
（廃止措置計画の変更の認可の申請） 第三十五条の七　法第五十一条の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 ［一・二　略］ 三　変更に係る前条第一項第三号から第十号までに掲げる事項 四　［略］ ［2・3　略］	（廃止措置計画の変更の認可の申請） 第三十五条の七　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 ［一・二　同上］ 三　変更に係る前条第一項第三号から第七号までに掲げる事項 四　［同上］ ［2・3　同上］
（廃止措置終了確認証） 第三十五条の十一の二　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。	［条を加える。］
（旧廃棄事業者等に係る廃止措置対象施設の維持等） 第三十五条の十五の二　法第五十一条の二十六第四項において読み替えて準用する法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、廃止	［条を加える。］

措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。

2　前項の場合において、法第五十一条の九本文の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。

3　第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。

（指定に関する規定の準用）

第三十五条の十五の三　［略］

［条を削る。］

［条を削る。］

（電磁的記録媒体による手続）

第四十一条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。別記様式第二において同じ。）及び別記様式第二の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

［一・二　略］

（指定に関する規定の準用）

第三十五条の十五の二　［同上］

（身分を示す証明書）

第四十一条　廃棄物管理事業者に対する検査について、法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の二によるものとし、法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第一の三によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

（人の出入り等の管理が行われている区域）

第四十二条　令別表第二の五の項の原子力規制委員会規則で定める区域は、第一条第二項第三号に規定する管理区域とする。

（電磁的記録媒体による手続）

第四十三条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

［一・二　同上］

三　前条第一項の報告書 ［様式を削る。］ ［様式を削る。］ ［様式を削る。］ **別記様式第２**（第41条関係）　［略］	三　第四十条第一項の報告書 **別記様式第１の２**（第41条関係）　［略］ **別記様式第１の３**（第41条関係）　［略］ **別記様式第２**（第41条関係）　［略］ **別記様式第３**（第43条関係）　［同上］

別表第十三　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義） 第二条　［略］ ２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～七　略］ 八　「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。 九　「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。 十　「廃止措置対象施設」とは、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設をいう。 十一　「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であって、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号。以下「研開炉設置許可基準規則」という。）第二条第二項第七号に規定する設計基準対象施設又は同項第十一号に規定する重大事故等対処施設の設計において発生を想定しているものをいう。 イ　自然現象 ロ　発電用原子炉を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるも	（定義） 第二条　［同上］ ２　［同上］ ［一～七　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］

のを除く。）

ハ　発電用原子炉施設内における火災、溢水その他の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象

十二　「大規模損壊」とは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊をいう。

（発電用原子炉の設置の許可の申請）

第三条　法第四十三条の三の五第二項の発電用原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一　［略］

二　法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備については、次の区分によって記載すること。

イ　［略］

ロ　発電用原子炉施設の一般構造

(1)　［略］

(2)　耐津波構造（研開炉設置許可基準規則第五条に規定する基準津波に対して発電用原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

(3)　［略］

ハ　原子炉本体の構造及び設備

(1)　発電用原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）

(i)　［略］

(ii)　燃料体の最高燃焼度及び最大挿入量

(iii)・(iv)　［略］

(2)　燃料体

(i)～(iv)　［略］

［号を加える。］

（発電用原子炉の設置の許可の申請）

第三条　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　耐津波構造（研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号。以下「研開炉設置許可基準規則」という。）第五条に規定する基準津波に対して発電用原子炉施設の安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

(3)　［同上］

ハ　［同上］

(1)　［同上］

(i)　［同上］

(ii)　燃料体の最大挿入量

(iii)・(iv)　同上

(2)　燃料体

(i)～(iv)　同上

［削る。］

(3)～(6)　略］

［ニ～ヌ　略］

［三～六　略］

七　法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載すること。

［イ～ハ　略］

八　法第四十三条の三の五第二項第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

2　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十条の二第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

［一～十　略］

十一　発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

十二　［略］

十三　［略］

3　［略］

4　法第四十三条の三の五第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であって、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第四十三条の三の七第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（変更の許可の申請）

第五条　令第二十条の三の変更の許可の申請書の記載については、

---

(7)　最高燃焼度

(3)～(6)　同上］

［ニ～ヌ　同上］

［三～六　同上］

七　法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項について記載すること。

［イ～ハ　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～十　同上］

［号を加える。］

十一　［同上］

十二　［同上］

3　［同上］

4　法第四十三条の三の五第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であって、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十二号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第四十三条の三の七第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（変更の許可の申請）

第五条　令第二十条の三の変更の許可の申請書の記載については、

次の各号によるものとする。

一　令第二十条の三第三号の変更の内容については、法第四十三条の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては連続最大熱出力を記載し、同項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては第三条第一項第二号に掲げる区分によって記載し、法第四十三条の三の五第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつてはその売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては第三条第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第三条第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに掲げる事項を記載し、法第四十三条の三の五第二項第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては第三条第一項第八号に規定する事項を記載すること。

二　［略］

2　法第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで又は第九号から第十一号までに掲げる事項の変更に係る令第二十条の三の許可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～十　略］

十一　変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

3　［略］

（発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更の届出）

第七条　［1・2　略］

次の各号によるものとする。

一　令第二十条の三第三号の変更の内容については、法第四十三条の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力の変更に係る場合にあつては、連続最大熱出力を記載し、同項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあつては、第三条第一項第二号に掲げる区分によって記載し、法第四十三条の三の五第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあつては、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては、第三条第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあつては、第三条第一項第七号に掲げる区分によって記載すること。

二　［同上］

2　法第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで、第九号又は第十号に掲げる事項の変更に係る令第二十条の三の許可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～十　同上］

［号を加える。］

3　［同上］

（発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更の届出）

第七条　［1・2　同上］

3　第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	3　［同上］
［一～十　略］	［一～十　同上］
十一　変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書	［号を加える。］
4　［略］	4　［同上］
（設計及び工事の計画の認可を要しない工事等） 第八条　［略］	（工事の計画の認可を要しない工事等） 第八条　［同上］
2　法第四十三条の三の九第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事若しくは急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更を伴う変更以外の変更とする。	2　法第四十三条の三の九第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事若しくは急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）の変更を伴う変更以外の変更とする。
3　［略］	3　［同上］
（設計及び工事の計画の認可等の申請） 第九条　法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	（工事の計画の認可等の申請） 第九条　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　設計及び工事に係る品質マネジメントシステム	［号を加える。］
五　変更の工事又は設計及び工事の計画の変更の場合にあっては、変更の理由	四　変更の工事又は工事の計画の変更の場合にあっては、変更の理由
2　前項第二号の工事計画には、申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その申請が変更の工事又は設計及び工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。	2　前項第二号の工事計画には、申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項（その申請が修理の工事に係る場合は、修理の方法）を記載しなければならない。この場合において、その申請が変更の工事又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

3　第一項の申請書には、当該申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステムが法第四十三条の三の五第一項若しくは第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところ又は同条第三項若しくは第四項前段の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類を添付しなければならない。

4　設計及び工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可を申請することができないときは、分割して認可を申請することができる。この場合において、申請書に当該申請に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

5　［略］

（設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出）

第十条　［略］

（設計及び工事の計画の届出を要する工事等）

第十一条　［略］

2　法第四十三条の三の十第一項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の下欄に掲げる変更の工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更を伴う変更以外の変更とする。

（設計及び工事の計画の届出）

第十二条　法第四十三条の三の十第一項の規定による設計及び工事の計画の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　略］

3　第一項の申請書には、当該申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4　工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の三の九第一項の規定による認可又は同条第二項の規定による変更の認可を申請することができないときは、分割して認可又は変更の認可を申請することができる。この場合において、申請書に当該申請に係る部分以外の工事の計画の概要及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

5　［同上］

（工事の計画に係る軽微な変更の届出）

第十条　［同上］

（工事の計画の届出を要する工事等）

第十一条　［同上］

2　法第四十三条の三の十第一項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の下欄に掲げる変更の工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質管理の方法等の変更を伴う変更以外の変更とする。

（工事の計画の届出）

第十二条　法第四十三条の三の十第一項の規定による工事の計画の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　同上］

四　設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

五　変更の工事又は設計及び工事の計画の変更の場合にあっては、変更の理由

2　前項第二号の工事計画には、届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事又は設計及び工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

3　第一項の届出書には、当該届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該届出に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステムが法第四十三条の三の五第一項若しくは第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところ又は同条第三項若しくは第四項前段の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類を添付しなければならない。

4　設計及び工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をすることができないときは、分割して届出をすることができる。この場合において、届出書に当該届出に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に届出をすることができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

5　［略］

（使用前事業者検査の実施）

第十四条の二　使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法

二　機能及び性能を確認するために十分な方法

三　その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法

［号を加える。］

四　変更の工事又は工事の計画の変更の場合にあっては、変更の理由

2　前項第二号の工事計画には、届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項（その届出が修理の工事に係る場合は、修理の方法）を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

3　第一項の届出書には、当該届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4　工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をすることができないときは、分割して届出をすることができる。この場合において、届出書に当該届出に係る部分以外の工事の計画の概要及び工事の計画の全部につき一時に届出をすることができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

5　［同上］

［条を加える。］

2　使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（使用前事業者検査の記録）

第十四条の三　使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日
二　検査の対象
三　検査の方法
四　検査の結果
五　検査を行った者の氏名
六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
七　検査の実施に係る組織
八　検査の実施に係る工程管理
九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
十　検査記録の管理に関する事項
十一　検査に係る教育訓練に関する事項

2　使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間保存するものとする。

［条を加える。］

（溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示）

第十四条の四　研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号。以下「研開炉技術基準規則」という。）第十七条第一項、第三十条又は第五十条第一項に規定する機器等、蒸気タービン又は補助ボイラー（以下この条において単に「機器等」という。）であって、研開炉技術基準規則第十七条第二項（研開炉技術基準規則第三十条及び第五十条第一項において準用する場合を含む。）に規

［条を加える。］

定する主要な耐圧部の溶接部を有するものを設置する発電用原子炉設置者は、当該機器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該機器等に使用前事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

（使用前確認の申請）

第十五条　法第四十三条の三の十一第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所

六　［略］

七　原子炉本体に係る工事の場合であって原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

［一・二　略］

三　第七十六条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器

四　前項第七号の特別の理由があるときにあっては、その理由を記載した書類

（使用前検査の申請）

第十五条　法第四十三条の三の十一第一項の検査（以下「使用前検査」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～四　同上］

五　検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所

六　［同上］

［号を加える。］

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が発電用原子炉施設の変更の工事（発電用原子炉の基数の増加の工事を除く。）に係る場合には、第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

［一・二　同上］

三　発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標

四　保守管理の実施に関する次に掲げる事項

イ　保守管理の実施に関する計画の始期（発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事に係る使用前検査の開始する日をいう。）及び期間

ロ　発電用原子炉施設の保安のための点検、検査及び補修等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度

及び時期 ハ　発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置	
3　［略］	3　［同上］
［項を削る。］	4　前項に規定するもののほか、第二項第三号又は第四号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合は、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。
4　第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。	5　第一項の申請書及び第三項の書類の提出部数は、正本一通とする。
第十六条　削除	（使用前検査の実施） 第十六条　使用前検査は、次の表の上欄に掲げる工事の工程において、原子力施設検査官が同表の下欄に掲げる検査事項（同表第一号の下欄に掲げる検査事項については、可搬型の機械又は器具に係る検査事項を除く。）について行うものとする。

工事の工程	検査事項
一　原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。）、放射線管理施設又は原子炉格納施設については、構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時	原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。）、放射線管理施設又は原子炉格納施設の構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの

	二　蒸気タービンの車室の下半部の据付けが完了した時及び補助ボイラーの本体の組立てが完了した時
一　材料検査 二　寸法検査 三　外観検査 四　組立て及び据付け状態を確認する検査 五　耐圧検査 六　漏えい検査 七　原子炉格納施設が直接設置される基盤の状態を確認する検査	一　蒸気タービンの構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの イ　材料検査 ロ　寸法検査 ハ　外観検査 ニ　組立て及び据付け状態を確認する検査 二　補助ボイラーの構造、機能又は性能を確認する検査のうち次に掲げるもの イ　材料検査 ロ　寸法検査 ハ　外観検査 ニ　組立て及び据付け状態を確認する検査 ホ　耐圧検査 ヘ　漏えい検査

三　発電用原子炉に燃料体を挿入することができる状態になった時	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設、非常用電源設備、常用電源設備、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）、非常用取水設備、敷地内土木構造物及び緊急時対策所の機能又は性能であって、発電用原子炉に燃料体を挿入した状態において必要なものを確認する検査
四　発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時	原子炉本体、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）及び発電機の機能又は性能であって、発電用原子炉が臨界に達する時に必要なものを確認する検査
五　工事の計画に係る全ての工事が完了した時	発電用原子炉の出力運転時における発電用原子炉施設の総合的な性能を確認する

（使用前確認を要しない場合）

第十七条　法第四十三条の三の十一第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。ただし、廃止措置対象施設については、第五号から第七号までに掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五　［略］

六　発電用原子炉施設の設置又は変更の工事であって、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げるものに該当しないものの場合

七　［略］

2　［略］

第十八条から第二十条まで　削除

検査その他工事の完了を確認するために必要な検査

（使用前検査を要しない場合）

第十七条　法第四十三条の三の十一第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において準用する法第十二条の六第三項又は同条第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）については、第五号及び第六号に掲げる場合とする。

［一～三　同上］

四　発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五　［同上］

［号を加える。］

六　［同上］

2　［同上］

第十八条　削除

（使用前検査実施要領書）

第十九条　原子力規制委員会は、第十五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十六条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（使用前確認証）

第二十一条　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第十五条の規定による申請に係る発電用原子炉施設が法第四十三条の三の十一第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

第二十二条から第四十条まで　削除

第二十条　削除

（使用前検査合格証）

第二十一条　原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めたときは、使用前検査合格証を交付する。

（試験使用の承認等の申請）

第二十二条　第十七条第一項第一号又は第三号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　申請に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三　申請に係る発電用原子炉施設の概要

四　法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可の年月日及び認可の番号又は法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をした年月日

五　申請に係る発電用原子炉施設の使用開始の予定年月日及び使用期間

六　使用の方法

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が試験のための使用以外の使用に係る場合には、第二号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

一　使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

二　試験項目及び試験工程表

（燃料体検査の申請）

第二十三条　法第四十三条の三の十二第一項の検査（以下「燃料体検査」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　燃料体の型式

三　法第四十三条の三の十二第二項の認可年月日及び認可番号

四　燃料体の数（燃料要素の集合体である燃料体にあっては、燃料要素の数を併せて記載すること。）

五　検査を受けようとする加工の工程、期日及び場所

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　加工の工程

二　燃料体の品質管理の状況、加工の内容等

3　第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4　第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

（燃料体検査の実施）

第二十四条　法第四十三条の三の十二第一項の原子力規制委員会規則で定める加工の工程は、次の表の上欄に掲げるものとし、当該加工の工程ごとに、原子力施設検査官が同表の下欄に掲げる検査事項について行うものとする。

加工の工程	検査事項
一　燃料材、燃料被覆材その他の部品については、	燃料材、燃料被覆材その他の部品の化学成分の分析結

組成、構造又は強度に係る試験をすることができる状態になった時	二　燃料要素の集合体である燃料体については、燃料要素の加工が完了した時	三　加工が完了した時
果の確認その他これらの部品の組成、構造又は強度に係る検査	燃料要素の集合体である燃料体に係る次の検査 一　寸法検査 二　湾曲度を確認する検査 三　外観検査 四　表面汚染密度検査 五　溶接部の非破壊検査 六　ヘリウム漏えい検査（この表の第三号下欄第三号に掲げる検査が行われる場合を除く。）	組み立てられた燃料体に係る次の検査 一　寸法検査 二　外観検査 三　ヘリウム漏えい検査（この表の第二号下欄第六号に掲げる検査が行われる場合を除く。）

（燃料体検査を要しない場合）

第二十五条　法第四十三条の三の十二第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、燃料体の品質管理の状況、加工の内容等により、原子力規制委員会が支障がないと認めて前条の表の上欄の加工の工程の全部又は一部について燃料体検査を

受けないで使用することができる旨を指示した場合とする。

（燃料体の設計の認可）

第二十六条　法第四十三条の三の十二第二項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　核燃料物質の種類、初期濃縮度及び燃焼率

三　燃料材及び燃料被覆材の種類、組成及び組織並びに燃料材及び燃料被覆材以外の部品の種類及び組成

四　燃料体の構造及び重量

五　燃料体を使用する発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

六　燃料体を使用する発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の概要（発電用原子炉の型式を含む。）

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐腐食性その他の性能に関する説明書

二　燃料体（燃料要素の集合体である燃料体にあっては、燃料要素）の強度計算書

三　燃料体の構造図

四　加工のフローシート

五　品質保証に関する説明書

3　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

第二十七条　削除

（燃料体検査実施要領書）

第二十八条　原子力規制委員会は、第二十三条第一項の申請書の

提出を受けた場合には、第二十四条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第二十九条　削除

（燃料体検査合格証）

第三十条　原子力規制委員会は、燃料体検査に合格したと認めたときは、燃料体検査合格証を交付する。

（溶接事業者検査を行うべき発電用原子炉施設）

第三十一条　法第四十三条の三の十三第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるとおりとする。

一　原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器

二　原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。以下この条において同じ。）、計測制御系統施設又は放射線管理施設に属する容器であって非常時に安全装置として使用されるもの

三　原子炉本体に属する容器又は原子炉格納容器に取り付けられる管のうち、それが取り付けられる当該容器から最も近い止め弁までの部分

四　原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射線管理施設又は原子炉格納施設のうち原子炉格納容器安全設備、放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備若しくは圧力逃がし装置に属する管であって、非常時に安全装置として使用されるもの（前号に規定するものを除く。）

五　核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。以下この条において同じ。）若しくは放射線管理施設に属する容器（第二号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径六十一ミリメートル（最高使用圧力九十八

キロパスカル未満の管にあっては、百ミリメートル）を超える管（前二号に規定するものを除く。）であって、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上のもの

六　核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設若しくは放射線管理施設に属する容器（第二号に規定するものを除く。）又はこれらの施設に属する外径百五十ミリメートル以上の管（第三号及び第四号に規定するものを除く。）であって、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）未満のもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接を必要とするもの

イ　水用の容器又は管であって、最高使用温度百度未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル

ロ　液化ガス（通常の使用状態での温度における飽和圧力が百九十六キロパスカル以上であって現に液体の状態であるもの又は圧力が百九十六キロパスカルにおける飽和温度が三十五度以下であって現に液体の状態であるものをいう。以下同じ。）用の容器又は管については、最高使用圧力零キロパスカル

ハ　イ又はロに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル

ニ　イ又はロに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあっては、四百九十キロパスカル）

七　蒸気タービンに係る蒸気だめ若しくは熱交換器又は非常用電源設備、補助ボイラー若しくは補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）に属する

容器のうち、耐圧部分について溶接を必要とするもの
八　蒸気タービン、非常用電源設備、補助ボイラー、火災防護設備又は区画排水設備に係る外径百五十ミリメートル以上の管のうち、耐圧部分について溶接を必要とするもの

（溶接事業者検査の実施）

第三十二条　溶接事業者検査は、溶接の状況について、法第四十三条の三の十四に規定する技術上の基準に適合するものであることを確認するために十分な方法で行うものとする。

（溶接事業者検査の記録）

第三十三条　溶接事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日
二　検査の対象
三　検査の方法
四　検査の結果
五　検査を行った者の氏名
六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
七　検査の実施に係る組織
八　検査の実施に係る工程管理
九　検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
十　検査記録の管理に関する事項
十一　検査に係る教育訓練に関する事項

2　溶接事業者検査の結果の記録は、前項第一号から第六号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間保存するものとし、同項第七号から第十一号までに掲げる事項については、当該溶接事業者検査を行った後最初の法第四十三条の三の十三第六項の通知を受けるまでの

期間保存するものとする。

（溶接事業者検査を要しない場合）

第三十四条　法第四十三条の三の十三第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一　溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないと認めて溶接事業者検査を行わないで使用することができる旨の指示をした場合

二　次に掲げる設備を、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出て発電用原子炉施設に属する設備として使用する場合

イ　ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）第七条第一項若しくは第五十三条第一項の溶接検査に合格した設備又は同令第八十四条第一項若しくは第九十条の二において準用する同令第八十四条第一項の検定を受けた設備

ロ　発電用原子炉施設（一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一号、第二号又は第四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに限る。）であって、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十六条の三の特定設備検査に合格し、又は同法第五十六条の六の十四第二項の規定若しくは第五十六条の六の二十二第二項において準用する同法第五十六条の六の十四第二項の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたもの

三　漏止め溶接のみをした第三十一条第六号から第八号までに規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合

（溶接安全管理審査の申請）

第三十五条　法第四十三条の三の十三第三項の審査（以下「溶接安全管理審査」という。）を受けようとする者は、次の各号に

掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　審査を受けようとする組織の名称及び所在地

三　溶接事業者検査の実施場所

四　溶接事業者検査を行う原子炉容器等の概要

五　審査の実施方法及び実施時期

六　審査を受けようとする溶接事業者検査の項目

七　審査を受けようとする期日

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、第三十七条第一号に規定する組織であって耐圧試験を行う時期に受ける審査及び溶接をした原子炉容器等であって輸入したものについて受ける審査に係る場合には第一号に掲げる事項を説明する書類を、同条第一号に規定する組織であって、通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期に受ける審査及び同条第二号に規定する組織として受ける審査に係る場合には第三号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

一　溶接事業者検査に関する規程

二　溶接事業者検査の組織

三　溶接部の設計及び溶接施行法並びに溶接を行う者の知識及び技能

3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（溶接安全管理審査の実施方法）

第三十六条　溶接安全管理審査は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一　溶接事業者検査の実施に係る体制について確認するとともに、継続的な品質保証の確保がなされているか否かを確認する方法
二　溶接事業者検査の実施に係る体制について確認する方法

（溶接安全管理審査の実施時期）

第三十七条　法第四十三条の三の十三第三項の原子力規制委員会規則で定める時期は、次のとおりとする。

一　直近の法第四十三条の三の十三第六項の通知（この号に規定する耐圧試験に係る通知であって、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織に係るものを除く。以下この条において単に「通知」という。）において、溶接事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であって、当該通知を受けた日から三年を超えない時期に溶接事業者検査を行ったものについては、耐圧試験を行う時期及び当該通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期

二　前号に規定する組織であって、通知を受けた日から三年を超えない時期に溶接安全管理審査を受ける必要があるとして原子力規制委員会が定めるものについては、溶接安全管理審査を受ける必要が生じた時期

三　前二号に掲げる組織以外の組織については、溶接事業者検査を行う時期

（溶接安全管理審査の対象となる事項）

第三十八条　法第四十三条の三の十三第四項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

二　検査記録の管理に関する事項

三　検査に係る教育訓練に関する事項

（廃止措置中の発電用原子炉施設の維持）

第四十条の二　法第四十三条の三の十四ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第百十条の二第十一号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第四十三条の三の十四本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

第四十一条から第五十条まで　削除

第三十九条　削除

（溶接事業者検査を行った旨の表示）

第四十条　原子炉容器等であって溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であって輸入したものを設置する発電用原子炉設置者は、当該原子炉容器等であって溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であって輸入したものに係る溶接事業者検査を終了したときは、当該原子炉容器等であって溶接をするもの又は溶接をした原子炉容器等であって輸入したものに溶接事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

（廃止措置中の発電用原子炉施設の性能維持）

第四十条の二　法第四十三条の三の十四ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設であって第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第四十三条の三の十四本文の規定は、第百十一条第一項第六号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

（施設定期検査を受ける発電用原子炉施設）

第四十一条　法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるもの以外のものとする。

一　原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（次号に掲げるものを除く。）、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（排気筒を除く。）、放射線管理施設、原子炉格納施設及び非常用電源設備

二　次の表の上欄に掲げる設備の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械又は器具であって、最高使用圧力零キロパ

スカル以上の圧力を加えられる部分があるもの

設備の種類	機械又は器具
蒸気タービン本体	タービン本体、主要弁、復水器及び管
蒸気タービンの附属設備	熱交換器、冷却塔、給水ポンプ、管、蒸気だめ、安全弁及び逃がし弁

2　前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、第百十一条第一項第六号の性能維持施設以外のものとする。

（施設定期検査の申請）

第四十二条　法第四十三条の三の十五の検査（以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類及び出力

四　検査を受けようとする期日

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　施設定期検査の期間において行われる定期事業者検査の計画

二　前号の定期事業者検査に関する放射線管理

三　発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定

量的に定める保守管理の目標

四　保守管理の実施に関する計画に係る次に掲げる事項

イ　保守管理の実施に関する計画の始期（施設定期検査の開始する日をいう。）及び期間

ロ　発電用原子炉施設の保安のための点検、検査（定期事業者検査を含む。）及び補修等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期

ハ　発電用原子炉施設の保安のための点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

五　前回の施設定期検査において提出した前二号に掲げる事項を説明する書類（発電用原子炉施設の運転の開始後最初に行われる施設定期検査に係る申請の場合にあっては、第十五条第二項第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類）の内容に変更があった場合には、その変更の内容を説明する書類

六　前回の施設定期検査において提出した第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類（発電用原子炉施設の運転の開始後最初に行われる施設定期検査に係る申請の場合にあっては、第十五条第二項第三号及び第四号に掲げる事項を説明する書類）に記載された事項について評価を行い、当該事項を変更した場合は、その評価の結果を記載した書類

3　第一項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設についての施設定期検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類

四　検査を受けようとする期日

4　第一項の申請書若しくは第二項第一号から第五号までの書類又は前項の申請書の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

5　前項に規定するもののほか、第二項第三号又は第四号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合は、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

6　第一項又は第三項の申請書及び第四項又は第五項の書類の提出部数は、正本一通とする。

（施設定期検査の実施）

第四十三条　施設定期検査は、次に掲げる事項のうち、前条第二項各号に掲げる事項を説明する書類において記載された定期事業者検査に係る事項について、施設定期検査を受ける者が行う定期事業者検査に原子力施設検査官が立ち会い、又はその定期事業者検査の記録を確認することにより行うものとする。

一　第四十一条第一項第二号の設備にあっては、次に掲げる定期事業者検査に係る事項

イ　タービン本体、主要弁、復水器、熱交換器及び主な配管の非破壊検査

ロ　タービン本体及び主要弁の組立て及び据付け状態を確認する検査並びに保安装置の作動検査

二　ナトリウム冷却型発電用原子炉施設にあっては、前号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める定期事業者検査に係る事項

三　ナトリウム冷却型発電用原子炉施設（非常用電源設備を除く。）にあっては、前各号に掲げるもののほか、通常運転時における総合的な性能に関する定期事業者検査に係る事項

2　前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設に係る施設定期検査については、施設定期検査を受ける者が行う第百十一条第一項第六号の性能維持施設の機能及び作動の状況を確認するための検査に原子力施設検査官が立ち会い、又はその検査の記録を確認することにより行うものとする。

（施設定期検査の実施時期）

第四十四条　法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める時期は、直近の施設定期検査が終了した日以降十三月を超えない時期とする。ただし、特定重要発電用原子炉施設のうち、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあっては、その運転が開始された日以降十三月を超えない時期とする。

2　前項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設については、法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める時期は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期とする。

区分	施設定期検査を受けるべき時期
一　廃止措置対象施設（次号に掲げるものを除く。）	直近の施設定期検査が終了した日以降九月を超えない時期（原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）
二　特定研究開発段階発電用原子炉（燃料体が炉心等（炉心及び炉外燃料貯蔵槽をいう。以下同じ。）から取り出されていない令第一条第一号に掲げる発電用原子炉をいう。以下同じ。）の廃止措置対象施設	法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画に定める時期（原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）

（施設定期検査を要しない場合）

第四十五条　法第四十三条の三の十五ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一　削除

二　使用の状況から前条に規定する時期に施設定期検査を行う必要がないと認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。

三　災害その他非常の場合において、前条に規定する時期に施設定期検査を受けることが著しく困難であると認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。

2　前項第二号又は第三号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類及び出力

四　直近の施設定期検査が終了した年月日

五　施設定期検査開始希望年月日及びその理由

3　前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、第一項第三号の承認を受けようとする場合には、当該書類を添付することを要しない。

第四十六条　削除

（施設定期検査実施要領書）

第四十七条　原子力規制委員会は、第四十二条第一項又は第三項の申請書の提出を受けた場合には、第四十三条第一項各号に掲げる事項について行うべき検査又は第二項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるも

のとする。

第四十八条　削除

（施設定期検査終了証）

第四十九条　原子力規制委員会は、施設定期検査を終了したと認めたときは、施設定期検査終了証を交付する。

2　前項の規定にかかわらず、施設定期検査中に法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合には、当該施設定期検査は、その認可を受けた日に終了したものとみなす。

（定期事業者検査を行うべき発電用原子炉施設）

第五十条　法第四十三条の三の十六第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるものとする。

一　原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）、計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設、非常用電源設備、補助ボイラー、火災防護設備、浸水防護施設、補機駆動用燃料設備（非常用発電設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）及び非常用取水設備

二　次の表の上欄に掲げる設備の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械又は器具（非常用電源設備に属するものを除く。）

設備の種類	機械又は器具
蒸気タービン本体	タービン本体、主要弁、復水器及び管
蒸気タービンの	熱交換器、冷却塔、給水ポンプ、管、

（定期事業者検査の実施時期）

第五十一条　定期事業者検査は、発電用原子炉施設について、定期事業者検査が終了した日以降十三月を超えない時期（判定期間が十四月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）ごとに行うものとする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加に係る工事の後の初回の定期事業者検査については、その運転が開始された日以降十三月を超えない時期に行うものとする。

［各号を削る。］

2　前項の判定期間は、原子力規制検査において、発電用原子炉施設（当該発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であって、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四の技術上の基準（以下この項、次条第二項、第七十六条第一項第一号及び第九十四条の六第一号において「技術基準」という。）に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。

一　次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査（炉心の性能に係るものを除く。）を行うべきもの

附属設備

蒸気だめ、安全弁及び逃がし弁

（定期事業者検査の実施時期）

第五十一条　定期事業者検査は、次に掲げる時期に行うものとする。

一　特定発電用原子炉施設についての次条第一号及び第二号に掲げる方法による定期事業者検査にあっては、第四十四条第一項又は第四十五条第一項第二号若しくは第三号の規定により定める当該発電用原子炉施設に係る特定重要発電用原子炉施設が施設定期検査を受けるべき時期

二　特定発電用原子炉施設についての次条第三号に掲げる方法による定期事業者検査にあっては、運転が開始された日又は直近の施設定期検査が終了した日から次回の施設定期検査を開始する日までの期間において六月を超えない時期ごと

［項を加える。］

二　定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの

三　次のいずれかに掲げるもの

イ　計測装置であってその台数について冗長性をもって設置されているもの、ポンプ又はフィルターであって予備のものが設置されているものその他機械又は器具であって発電用原子炉施設の使用時において技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの

ロ　発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより発電用原子炉施設の保安の確保に支障を来さないもの

3‖　発電用原子炉施設についての次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査であって、当該定期事業者検査を行うことにより発電用原子炉の運転時（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合にあっては、発電用原子炉施設の使用時）における発電用原子炉施設の保安の確保に支障を来さないものにあっては、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する時期よりも前の時期に行うことができる。

4‖　［略］

5‖　前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　検査を行うべき発電用原子炉施設の種類及び施設番号（発電用原子炉施設に付されている発電用原子炉の識別のための番号をいう。第五十五条第二項第三号において同じ。）

［四・五　略］

6‖　前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

7‖　第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

2‖　特定発電用原子炉施設についての次条第一号及び第二号に掲げる方法による定期事業者検査であって、当該定期事業者検査を行うことにより発電用原子炉の運転時における発電用原子炉施設の保安の確保に支障を来さないもの（施設定期検査を受けるべきものを除く。）にあっては、前項第一号の規定にかかわらず、同号に掲げる時期よりも前の時期に行うことができる。

3‖　［同上］

4‖　［同上］

［一・二　同上］

三　検査を行うべき発電用原子炉施設の種類及び出力

［四・五　同上］

5‖　前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第三項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

［項を加える。］

（定期事業者検査の実施）

第五十二条　定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

［一・二　略］

［号を削る。］

2‖　前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該発電用原子炉施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

3‖　前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一　発電用原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二　発電用原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果

三　発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）

4‖　第二項の一定の期間は、十三月以上としなければならない。

5‖　第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。

6‖　定期事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（定期事業者検査の記録）

（定期事業者検査の実施）

第五十二条　定期事業者検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

［一・二　同上］

三‖　各部の損傷、変形、摩耗等による異常の発生の兆候を作動している状態で確認するために十分な方法

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］

（定期事業者検査の記録）

第五十三条　［略］

［一～八　略］

九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

［十・十一　略］

2　定期事業者検査の結果の記録は、その発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

（廃止措置中において定期事業者検査を要する場合）

第五十四条　法第四十三条の三の十六第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第百十条の二第十一号の性能維持施設が存在する場合とする。

（定期事業者検査の報告）

第五十五条　法第四十三条の三の十六第三項の原子力規制委員会規

第五十三条　［同上］

［一～八　同上］

九　検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

［十・十一　同上］

2　定期事業者検査の結果の記録は、その特定発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

（定期安全管理審査の申請）

第五十四条　法第四十三条の三の十六第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を審査を受けようとする期日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　定期事業者検査を行う発電用原子炉施設の施設番号

三　審査を受けようとする定期事業者検査の範囲

四　定期事業者検査の主な実施場所

五　審査を受けようとする期日

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　定期事業者検査の計画

二　定期事業者検査に関する規程

三　定期事業者検査の要領書

3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（定期安全管理審査の実施時期）

第五十五条　法第四十三条の三の十六第四項の原子力規制委員会規

則で定めるときは、次に掲げるときとする。

一　定期事業者検査（第五十一条第三項の規定を適用して行うものを除く。）を開始しようとするとき。

二　原子炉を起動するために必要な検査を開始しようとするとき。

2　法第四十三条の三の十六第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときにあっては遅滞なく、前項第一号に掲げるときにあっては検査開始予定日の一月前まで（第五十二条第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）に、前項第二号に掲げるときにあっては原子炉の起動予定日の三日前までに、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　検査に係る発電用原子炉施設の種類及び施設番号

四　検査の実績又は予定の概要

3　第一項第一号に掲げるときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　定期事業者検査の計画

二　発電用原子炉及び第七十六条第一項の施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める同項第三号の施設管理目標

三　第七十六条第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

イ　施設管理実施計画の始期（定期事業者検査を開始する日をいう。第七十六条第一項第四号イにおいて同じ。）及び期間

ロ　発電用原子炉施設の工事の方法及び時期

ハ　発電用原子炉施設の点検及び検査（以下この号及び第七十六条第一項第四号において「点検等」という。）の方法、実

則で定める時期は、定期事業者検査を行う時期とする。

施頻度及び時期

ニ　発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

四　第五十二条第二項に規定する判定する方法に関すること（一定の期間を含む。）。

五　前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合にあっては、その変更の内容を説明する書類

六　前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあっては、その評価の結果を記載した書類

七　前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があった場合にあっては、第五十二条第三項各号に掲げる事項について記載した書類

4　前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあっては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

5　第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあっては、第五十二条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。

6　第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

第五十六条及び第五十七条　削除

（定期安全管理審査の対象となる事項）

第五十六条　法第四十三条の三の十六第五項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

二　検査記録の管理に関する事項

三　検査に係る教育訓練に関する事項

（電磁的方法による保存）

第五十八条　第十四条の三第一項各号及び第五十三条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第六十三条第一項及び第百三十三条において同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第四十三条の三の十一第一項及び第四十三条の三の十六第一項に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。

2　［略］

（合併及び分割の認可の申請）

第六十条　法第四十三条の三の十八第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあっては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～六　略］

七　発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～五　略］

2　直近の法第四十三条の三の十六第六項において準用する法第四十三条の三の十三第六項の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織については、前項の規定にかかわらず、同項第二号及び第三号の規定を適用しない。

第五十七条　削除

（電磁的方法による保存）

第五十八条　第三十三条第一項各号及び第五十三条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第四十三条の三の十三第一項並びに第四十三条の三の十六第一項及び第三項に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。

2　［同上］

（合併及び分割の認可の申請）

第六十条　法第四十三条の三の十八第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあっては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～六　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～五　同上］

六　発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

七　［略］

3　［略］

（記録）

第六十二条　法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　発電用原子炉施設の施設管理（第七十六条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録		
イ　使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間
［削る。］	［削る。］	［削る。］
［削る。］	［削る。］	［削る。］

［号を加える。］

六　［同上］

3　［同上］

（記録）

第六十二条　法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　発電用原子炉施設の保守管理記録		
イ　使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間
ロ　施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間
ハ　第七十五条の規定による巡視又は点検の状況（法第	毎日一回。ただし、法	巡視又は点検を実施した施

	ロ　第七十六条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度
	ハ　第七十六条第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	［略］
四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合の廃止措置対象施設においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名	ニ　第七十六条第一項第四号の規定による保守管理の実施状況及びその担当者の氏名	第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあっては毎週一回とする。
	ホ　第七十六条第一項第五号の規定による保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	［同上］

設備を廃棄した後五年が経過するまでの期間	保守管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間
	評価を実施した発電用原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は	評価を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実

二　運転記録（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、燃料体が炉心（リ及びヌにあっては、炉心及び炉外燃料貯蔵槽（以下「炉心等」という。））から取り出されている場合を除く。） ［イ～ヌ　略］	［略］	［略］	施計画の改定までの期間
ル　第八十二条第三号ロの運転上の制限に関する点検及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置	その都度		
三　燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については、第百十条の二第十一号の性能維持施設が存在しない場合を除く。） ［イ～チ　略］	［略］	［略］	

二　運転記録（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、燃料体が炉心（リ及びヌにあっては、炉心等）から取り出されている場合を除く。） ［イ～ヌ　同上］	［同上］	［同上］	保守管理の実施に関する計画の改定までの期間
［加える。］	［加える。］	［加える。］	
三　燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しないときを除く。） ［イ～チ　同上］	［同上］	［同上］	

四　［略］	［略］	［略］	［略］
五　放射線管理記録			
イ　原子炉本体（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、第百十条の二第十一号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、第百十条の二第十一号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、第百十条の二第十一号の性能維持施設が存在しないときは、毎週一回とする。	［略］	［略］
［ロ～ル　略］	［略］	［略］	［略］
［六～九　略］	［略］	［略］	［略］
十　品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	［略］	［略］	［略］

四　［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
五　［同上］			
イ　原子炉本体（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、第百十一条第一項第六号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、第百十一条第一項第六号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	［同上］毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しないときは、毎週一回とする。	［同上］	［同上］
［ロ～ル　同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［六～九　同上］	［同上］	［同上］	［同上］
十　第六十五条の品質保証計画に関しての文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	［同上］	［同上］	［同上］

［十一～十三　略］	［略］	［略］	［十一～十三　同上］	［同上］	［同上］
［2～7　略］ （電磁的方法による保存） 第六十三条　法第四十三条の三の二十一に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って、電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができる。 ［2・3　略］			［2～7　同上］ （電磁的方法による保存） 第六十三条　法第四十三条の三の二十一に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。 ［2・3　同上］		
（品質マネジメントシステム） 第六十四条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（第七十三条から第八十五条までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。			（品質保証） 第六十四条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第七十三条から第八十五条までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。		
第六十五条から第七十二条まで　削除			（品質保証計画） 第六十五条　品質保証計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一　品質保証の実施に係る組織に関する事項 二　保安活動の計画に関する事項 三　保安活動の実施に関する事項 四　保安活動の評価に関する事項 五　保安活動の改善に関する事項		

（品質保証の実施に係る組織）

第六十六条　品質保証の実施に係る組織は次のとおりとする。

一　発電用原子炉設置者（法人にあってはその代表者）によって運営されていること。

二　品質保証に関する責任及び権限並びに業務が明確であること。

三　品質保証計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組みを有していること。

（保安活動の計画）

第六十七条　品質保証計画における保安活動の計画に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　保安活動において産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Ｑ九〇〇〇のプロセス及びその相互関係が明確にされていること。

二　保安活動の計画、実施、評価及び改善の各段階を踏まえて実施し、保安活動の改善を継続して行う仕組みとすること。

三　外部から物品又は役務を調達する場合においては、その管理を適切に行う方法を定めること。

四　保安のための重要度に応じて、実施すべき内容を定めること。

五　保安活動に関する文書及び記録の適切な管理に関する手順を定めること。

六　保安活動を実施する者に対する必要な教育及び訓練の体系を定めること。

（保安活動の実施）

第六十八条　品質保証計画における保安活動の実施に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）ごとに、次により行うこと。

イ　個別業務の目標及び個別業務に関する要求事項を明確にし、個別業務の実施計画（以下この条において「実施計画」という。）を策定すること。

ロ　個別業務の実施は、実施計画に基づき行うこと。この場合において、当該計画が要求事項を満たしていることを適切な段階で確認すること。

ハ　実施計画を変更する場合は、変更内容を適切に管理すること。

二　外部から物品又は役務を調達する場合は、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項（当該物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を取得し、他の発電用原子炉設置者と共有するために必要な措置に関することを含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めること。

三　個別業務が実施計画に定めた要求事項を満たしていることを確認するため、必要な検査及び試験を定め行うこと。

四　保安のための重要度に応じて前号の検査及び試験を行う者を定めること。

五　要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が発生した場合は、これを適切に管理する方法を定めること。

（保安活動の評価）

第六十九条　品質保証計画における保安活動の評価に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　保安活動の実施の状況について、必要な監視及び測定を計画的に行うこと。

二　保安活動が適切に行われていることを明確にするため、計画的に監査を行うこと。

三　前号の評価は、対象となる個別業務を実施した者以外の者により実施されること。

（保安活動の改善）

第七十条　品質保証計画における保安活動の改善に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　不適合に対する再発防止のために行う是正に関する処置（以下「是正処置」という。）に関する手順（第百二十九条各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）を確立して行うこと。

二　生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置（以下「予防処置」という。）に関する手順（根本原因分析の手順を含む。）を確立して行うこと。

三　予防処置に当たっては、自らの発電用原子炉施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。

四　前条の評価結果を適切に反映すること。

（作業手順書等の遵守）

第七十一条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書（以下「作業手順書等」という。）を定め、これらを遵守しなければならない。

第七十二条　削除

第七十五条　削除

（発電用原子炉施設の巡視及び点検）

第七十五条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた者を除く。）は、毎日一回以上、発電用原子炉施設の保全に従事する者に発電用原子炉施設について巡視させ、次に掲げる施設及び設備について点検を行わせなければならない。

一　原子炉冷却系統施設

二　制御材駆動設備
三　電源、給排水及び排気施設
2　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉設置者は、毎日一回以上（第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合は毎週一回以上）、発電用原子炉施設の保全に従事する者に廃止措置対象施設について巡視させ、第百十一条第一項第六号の性能維持施設について点検を行わせなければならない。

（発電用原子炉施設の施設管理）
第七十六条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならない。
一　発電用原子炉施設が法第四十三条の三の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条及び第百八条第二項第三号において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。
二　前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十四第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第百十条の二第十一号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。
三　第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた

（発電用原子炉施設の保守管理）
第七十六条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転中及び運転停止中における発電用原子炉施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置（以下「保守管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次に掲げる措置を講じなければならない。
一　法第四十三条の三の五第一項の許可若しくは法第四十三条の三の八第一項の変更の許可に係る申請書若しくは法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設の保守管理に関する方針（以下「保守管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。
二　前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十四第二項の認可若しくは同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第百十一条第一項第六号の性能維持施設の保守管理方針を定めること。
三　第一号又は前号に規定する保守管理方針に従って達成すべき保守管理の目標（第一号に規定する保守管理方針に係る保守管

施設管理方針に係る施設管理の目標にあっては、発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。）を定めること。

四　施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。

イ　施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ　発電用原子炉施設の設計及び工事に関すること。

ハ　発電用原子炉施設の巡視（発電用原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ　発電用原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。

ホ　発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ヘ　発電用原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト　ヘの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。

チ　発電用原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。

五　施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項から第三項までに規定する措置を除く。）。

理の目標にあっては、発電用原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標を含む。以下同じ。）を定めること。

四　前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。

イ　保守管理の実施に関する計画の始期及び期間に関すること。

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

ロ　発電用原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え及び改造等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度並びに時期（発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。

ハ　発電用原子炉施設の点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ニ　発電用原子炉施設の点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ホ　ニの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき発電用原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置に関すること。

ヘ　発電用原子炉施設の保守管理に関する記録に関すること。

五　発電用原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項から第三項に規定する措置を除く。）。

イ　施設管理方針及び施設管理目標にあっては、一定期間 ロ　施設管理実施計画にあっては、前号イに規定する期間	イ　保守管理方針及び保守管理の目標にあっては、一定期間 ロ　保守管理の実施に関する計画にあっては、前号イに規定する期間
六　前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。	六　前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を発電用原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画に反映すること。
七　発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。	七　発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその保守管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。
2　発電用原子炉設置者は、次条第一項から第三項までの規定により長期施設管理方針を策定したとき又は同条第四項の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。	2　発電用原子炉設置者は、次条第一項、第二項若しくは第三項の規定により長期保守管理方針を策定したとき又は同条第四項の規定により長期保守管理方針を変更したときは、これを前項第一号の保守管理方針に反映させなければならない。
（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価） 第七十七条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、次に掲げる措置を講じなければならない。	（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価） 第七十七条　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　前号の技術的な評価に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定すること。	二　前号の技術的な評価に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定すること。
2　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過した発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたものに限る。）に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに、安全機器等及び常設重大事故等対処設備に属する機器等の経年劣化に関する技	2　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過した発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたものに限る。）に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに、安全機器等及び常設重大事故等対処設備に属する機器等の経年劣化に関する技

術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

3　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後四十年を経過した発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたもの（当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合に限る。）に限る。）に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後五十年を経過する日までに、安全機器等及び常設重大事故等対処設備に属する機器等の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

4　発電用原子炉設置者は、第八十七条第一項第八号ニの発電用原子炉の運転期間を変更する場合その他前三項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前三項の施設管理に関する方針（第八十七条第一項第十八号及び第二項において「長期施設管理方針」という。）を変更しなければならない。

5　［略］

（設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置）

第七十八条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に関して、法第四十三条の三の五第一項若しくは第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところ（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものにあっては、当該認可を受けたところ）により、次に掲げる発電用原子炉施設の保全に関する措置を講じな

術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。

3　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後四十年を経過した発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたもの（当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合に限る。）に限る。）に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後五十年を経過する日までに、安全機器等及び常設重大事故等対処設備に属する機器等の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。

4　発電用原子炉設置者は、第八十七条第一項第十号の発電用原子炉の運転期間を変更する場合その他前三項の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前三項の保守管理に関する方針（以下「長期保守管理方針」という。）を変更しなければならない。

5　［同上］

（火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第七十八条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における発電用原子炉施設（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものであって、第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しないものを除く。以下この条から第八十一条までにおいて同じ。）の保全のための活動

ければならない。

一　次に掲げる事象の区分に応じてそれぞれ次に定める事項を含む発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従って必要な活動を行わせること。

イ　発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における火災

(1)　発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。

(2)　消防吏員への通報に関すること。

(3)　消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

ロ　重大事故等

(1)　炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

(2)　原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。

(3)　使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

(4)　原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

ハ　大規模損壊

(1)　大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

(2)　炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

(3)　原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。

(4)　使用済燃料貯蔵槽の水位（ナトリウム冷却型高速炉に係るものにあっては、液位）を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

(5)　放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

二　設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。

三　火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

四　火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車、泡消火薬剤その他資機材を備え付けること。

五　火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

六　発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物を適切に管理すること。

七　前各号に掲げるもののほか、火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

八　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　火災の発生を消防吏員に確実に通報するために必要な設備を設置すること。

員に対する教育及び訓練を定期に（重大事故等又は大規模損壊の発生時における措置に関する教育及び訓練にあっては、それぞれ毎年一回以上定期に）実施すること。

三　設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。

四　前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

第七十九条から第八十一条まで　削除

（内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第七十九条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設内における溢水（以下「内部溢水」という。）が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練に関する措置を講ずること。

四　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

五　前各号に掲げるもののほか、内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

六　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第八十条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、重大事故等が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。

三　対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

五　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。

イ　重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

ロ　重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。

ハ　重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。

ニ　重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著し

い損傷を防止するための対策に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第八十一条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置すること。

三　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、消火ホースその他の資機材を備え付けること。

五　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを要員に守らせること。

イ　大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

（発電用原子炉の運転）

第八十二条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

［一・二　略］

三　発電用原子炉の通常運転（研開炉設置許可基準規則第二条第二項第二号に規定する通常運転をいう。以下この号において同じ。）を行うために必要な次の事項を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

イ　発電用原子炉の通常運転に係る操作に関し、その操作に先立って確認すべき事項（炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために必要な事項を含む。）、その操作に必要な事項及びその操作の後に確認すべき事項

ロ　運転員その他の従業者が発電用原子炉施設の状態に応じて

ロ　大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

ハ　大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。

ニ　大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位（ナトリウム冷却型高速炉に係るものにあっては、液位とする。）を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。

ホ　大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（発電用原子炉の運転）

第八十二条　［同上］

［一・二　同上］

三　運転開始に先立って確認すべき事項、運転の操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項を定め、これを運転員に守らせること。

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

定期的に又は必要に応じて確認すべき事項（運転上の制限（保安規定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であって、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保安規定で定められているものをいう。以下この条及び第百二十九条において同じ。）を逸脱していないことを確認するためのものを含む。）並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項

ハ　警報の発報、運転上の制限の逸脱その他の異状があった場合に運転員その他の従業者が講ずべき措置（第五号の処置を除く。）に関する事項

四　緊急遮断が起こった場合には、遮断の起こった原因及び損傷の有無について点検し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転を行わせること。

五　非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

六　運転上の制限を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第百二十九条第五号に掲げるときを除く。

七　試験運転を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行わせること。

八　［略］

（工場又は事業所において行われる運搬）

第八十三条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を

［号の細分を加える。］

四　緊急遮断が起こった場合には、遮断の起こった原因及び損傷の有無について検査し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転すること。

五　非常の場合に採るべき処置を定め、これを運転員に守らせること。

六　運転上の制限（保安規定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であって、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保安規定で定められているものをいう。第百二十九条において同じ。）を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、同条第五号に掲げるときを除く。

七　試験運転を行う場合には、その目的、方法、異常の際に採るべき処置等を確認の上これを行わせること。

八　［同上］

（工場又は事業所において行われる運搬）

第八十三条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

確認しなければならない。

［一～十　略］

［２・３　略］

４　第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。

（貯蔵）

第八十四条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。

［一～三　略］

四　使用済燃料は、冷却について必要な措置を講ずること。

五　［略］

２　［略］

（工場又は事業所において行われる廃棄）

第八十五条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

［一～四　略］

五　第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそ

［一～十　同上］

［２・３　同上］

４　第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。

（貯蔵）

第八十四条　［同上］

［一～三　同上］

四　使用済燃料は、冷却について必要な措置を採ること。

五　［同上］

２　［同上］

（工場又は事業所において行われる廃棄）

第八十五条　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～四　同上］

五　第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそ

れがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。
［六～十五　略］

（保安規定）
第八十七条　法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
一　［略］
［号を削る。］
二　品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（第三項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
三　［略］
四　［略］
五　［略］
六　［略］
七　発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの
イ　［略］
ロ　保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの
［(1)～(4)　略］
(5)　非常の場合に講ずべき処置に関すること。
ハ　［略］
八　発電用原子炉施設の運転に関することであって、次に掲げるもの
イ　発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。
ロ　発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項

れがあるときは、冷却について必要な措置を採ること。
［六～十五　同上］

（保安規定）
第八十七条　法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。
一　［同上］
二　安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
三　発電用原子炉施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
四　［同上］
五　［同上］
六　［同上］
七　［同上］
八　［同上］
イ　［同上］
ロ　［同上］
［(1)～(4)　同上］
(5)　非常の場合に採るべき処置に関すること。
ハ　［同上］
九　発電用原子炉施設の運転に関すること（次の二号に掲げるものを除く。）。
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］

ハ　異状があった場合の措置に関すること（第十五号に掲げるものを除く。）。
ニ　発電用原子炉の運転期間に関すること。
ホ　発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。
［号を削る。］
［号を削る。］
九　［略］
十　［略］
十一　［略］
十二　放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。
［号を削る。］
十三　核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
十四　放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
十五　非常の場合に講ずべき処置に関すること。
［号を削る。］
［号を削る。］
［号を削る。］
［号を削る。］
十六　設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。
十七　［略］
十八　発電用原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
十　発電用原子炉の運転期間に関すること。
十一　発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。
十二　［同上］
十三　［同上］
十四　［同上］
十五　放射線測定器の管理に関すること。
十六　発電用原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。
十七　核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。
十八　放射性廃棄物の廃棄に関すること。
十九　非常の場合に採るべき処置に関すること。
二十　火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。
二十一　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。
二十二　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。
二十三　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。
［号を加える。］
二十四　［同上］
二十五　発電用原子炉施設の保守管理に関すること（溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に

係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。）。

十九　［略］

二十　不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び第三項第二十一号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十一　［略］

2　法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、前項第十八号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（第七十七条第一項から第三項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第四項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）にあっては、第七十七条第一項から第三項までの評価の結果又は同条第四項の見直しの結果を記載した書類を添えて、申請しなければならない。

3　法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一　［略］

［号を削る。］

二　品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

係る技術的な評価に関すること及び長期保守管理方針を含む。）。

二十六　［同上］

二十七　不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十八　［同上］

2　法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、前項第二十五号に掲げる発電用原子炉施設の保守管理に関することを変更しようとする場合（第七十七条第一項、第二項若しくは第三項の規定により長期保守管理方針を策定し、又は同条第四項の規定により長期保守管理方針を変更しようとする場合に限る。）にあっては、第七十七条第一項、第二項若しくは第三項の評価の結果又は同条第四項の見直しの結果を記載した書類を添えて、申請しなければならない。

3　［同上］

一　［同上］

二　安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三　発電用原子炉施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四　廃止措置の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の

四　［略］
五　［略］
［六～十一　略］
十二　放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。
［号を削る。］
十三　核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
十四　放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。
十五　［略］
［号を削る。］
［号を削る。］
［号を削る。］
［号を削る。］
十六　設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の位置付けに関することを含む。）。
五　［同上］
五の二　［同上］
［六～十一　同上］
十二　放射線測定器の管理に関すること。
十三　発電用原子炉施設の巡視及び点検並びにこれに伴う処置に関すること。
十四　核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。
十五　放射性廃棄物の廃棄に関すること。
十六　［同上］
十七　火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。）。
十八　内部溢水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。）。
十九　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。）。
二十　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。）。
［号を加える。］

子炉施設の保全に関する措置に関すること。

十七　［略］

十八　［略］

十九　発電用原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）。

二十　［略］

二十一　［略］

二十二　［略］

二十三　［略］

［4・5　略］

第八十八条　削除

二十一　［同上］

二十二　［同上］

二十三　発電用原子炉施設の保守管理に関すること（溶接事業者検査の実施に関することを含む。）。

二十四　［同上］

二十五　［同上］

二十六　［同上］

二十七　［同上］

［4・5　同上］

（保安規定の遵守状況の検査）

第八十八条　法第四十三条の三の二十四第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉施設に係る検査にあっては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2　前項に掲げるもののほか、法第四十三条の三の二十四第五項の規定による検査は、次に掲げる場合に行うものとする。

一　発電用原子炉の起動又は停止に係る操作（運転開始又は運転停止のための発電用原子炉の操作をいう。）

二　燃料の取替えに係る操作（炉心からの燃料の取り出し及び装荷のための操作をいう。）

三　第八十条第三号又は第八十一条第三号の規定による訓練のうち、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の保全のために法第四十三条の三の二十四第五項に規定する検査を行うことが必要であると認めるものを実施する場合

3　法第四十三条の三の二十四第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

（発電用原子炉の譲受けの許可の申請）

第八十九条　令第二十条の五の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

［一～六　略］

七　令第二十条の五第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

2　令第二十条の五の譲受けの許可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～九　略］

十　発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

十一　［略］

3　［略］

（発電用原子炉主任技術者の選任等）

第九十条　［略］

2　法第四十三条の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。

一　発電用原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間

［二～四　略］

3　［略］

三　従業者その他関係者に対する質問

四　核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（発電用原子炉の譲受けの許可の申請）

第八十九条　［同上］

2　［同上］

［一～六　同上］

［号を加える。］

［一～九　同上］

［号を加える。］

十　［同上］

3　［同上］

（発電用原子炉主任技術者の選任等）

第九十条　［同上］

2　［同上］

一　発電用原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務に従事した期間

［二～四　同上］

3　［同上］

第九十二条　削除	
	（核物質防護規定の遵守状況の検査） 第九十二条　法第四十三条の三の二十七第二項において準用する法第十二条の二第五項の規定による検査は、毎年一回行うものとする。 2　法第四十三条の三の二十七第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。 一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り 二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査 三　従業者その他関係者に対する質問 四　特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。
（安全性の向上のための評価の実施時期） 第九十四条の三　法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、定期事業者検査を行っていないものにあっては、その運転が開始された日以降六月を超えない時期とする。	（安全性の向上のための評価の実施時期） 第九十四条の三　法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、施設定期検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、施設定期検査を受けていないものにあっては、その運転が開始された日以降六月を超えない時期とする。
（評価に係る調査及び分析並びに評定の方法） 第九十四条の六　法第四十三条の三の二十九第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。 一　発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。 イ　当該発電用原子炉施設について、技術基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。	（評価に係る調査及び分析並びに評定の方法） 第九十四条の六　［同上］ 一　［同上］ イ　当該発電用原子炉施設について、法第四十三条の三の十四の技術上の基準において設置すべきものと定められているも

［ロ・ハ　略］
［二・三　略］

（型式指定の申請）
第百二条　型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
［一～五　略］
六　型式設計特定機器の設計及び製作の方法の概要
七　申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項
イ　品質管理の実施に係る組織
ロ　品質管理活動の計画
ハ　品質管理活動の実施
ニ　品質管理活動の評価
ホ　品質管理活動の改善
八　［略］
2　［略］
3　第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。
4　［略］

（型式指定の変更の承認）
第百三条　［略］
2　前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関す

のが設置されていること。
［ロ・ハ　同上］
［二・三　同上］

（型式指定の申請）
第百二条　［同上］
［一～五　同上］
六　型式設計特定機器の設計の概要
七　申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法等に関する次の事項
イ　品質保証の実施に係る組織
ロ　品質保証活動の計画
ハ　品質保証活動の実施
ニ　品質保証活動の評価
ホ　品質保証活動の改善
八　［同上］
2　［同上］
3　第一項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類及び当該申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書を添付しなければならない。
4　［同上］

（型式指定の変更の承認）
第百三条　［同上］
2　前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類及び当該申請に係る型式設計特定機器の製作等に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書

る説明書を添付しなければならない。

［３・４　略］

（品質管理の実施の記録の保存）

第百六条　指定製造者等は、当該型式設計特定機器が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにしなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質管理の実施の記録を五年間保存しなければならない。

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請）

第百八条　［略］

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

［一・二　略］

三　延長しようとする期間における原子炉その他の設備に係る施設管理方針を記載した書類

３　［略］

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の基準）

第百九条　法第四十三条の三の三十二第五項の原子力規制委員会規則で定める基準は、延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮した上で研開炉技術基準規則に定める基準に適合するものとする。

（廃止措置実施方針に定める事項）

第百十条の二　法第四十三条の三の三十三第一項の廃止措置実施方針には、発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項を定めなければな

を添付しなければならない。

［３・４　同上］

（品質保証の実施の記録の保存）

第百六条　指定製造者等は、当該型式設計特定機器が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにしなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質保証の実施の記録を五年間保存しなければならない。

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請）

第百八条　［同上］

２　［同上］

［一・二　同上］

三　延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針を記載した書類

３　［同上］

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の基準）

第百九条　法第四十三条の三の三十二第五項の原子力規制委員会規則で定める基準は、延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮した上で研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号。以下「研開炉技術基準規則」という。）に定める基準に適合するものとする。

（廃止措置実施方針に定める事項）

第百十条の二　［同上］

らない。

［一～十　略］

十一　廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（第百十一条及び第百二十一条において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十二・十三　略］

十四　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

［十五・十六　略］

（廃止措置計画の認可の申請）

第百十一条　法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　性能維持施設

［七～十一　略］

十二　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

2　前項の申請書には、次に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～八　略］

九　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十　［略］

3　特定研究開発段階発電用原子炉（燃料体が炉心等から取り出されていない令第一条第一号に掲げる発電用原子炉をいう。第百十四条第二項において同じ。）について法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項各号に掲げる事項のほか、燃料体を炉心等から取り出す方法及び時期について定めなければならない。

［一～十　同上］

十一　第百十一条第一項第六号の性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十二・十三　同上］

十四　廃止措置に係る品質保証計画

［十五・十六　同上］

（廃止措置計画の認可の申請）

第百十一条　［同上］

［一～五　同上］

六　廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（以下この条において「性能維持施設」という。）

［七～十一　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～八　同上］

九　品質保証計画に関する説明書

十　［同上］

3　特定研究開発段階発電用原子炉について法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項各号に掲げる事項のほか、燃料体を炉心等から取り出す方法及び時期並びに施設定期検査を受けるべき時期について定めなければならない。

［4・5　略］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第百十二条　法第四十三条の三の三十四第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項

五　［略］

［2～4　略］

（廃止措置終了確認証）

第百十六条の二　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

（旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設の維持等）

第百二十一条　法第四十三条の三の三十五第四項において読み替えて準用する法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合（法第四十三条の三の十四及び第四十三条の三の十六の規定の適用に係る場合に限る。）は、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。

2　前項の場合において、法第四十三条の三の十四本文の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。

3　第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。

［各号を削る。］

［4・5　同上］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第百十二条　法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　同上］

四　変更に係る前条第一項第四号から第十一号までに掲げる事項

五　［同上］

［2～4　同上］

［条を加える。］

（旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合）

第百二十一条　法第四十三条の三の三十五第四項において準用する法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合（法第四十三条の三の十五の規定の適用に係る場合に限る。）は、廃止措置計画に係る廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在する場合とする。

［項を加える。］

2　前項の場合においては、施設定期検査は、次に掲げる施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

一　核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

二　放射性廃棄物の廃棄施設

（事故故障等の報告）

第百二十九条　法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第百三十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一　［略］

二　発電用原子炉の運転中において、発電用原子炉施設の故障により、発電用原子炉の運転が停止したとき若しくは発電用原子炉の運転を停止することが必要となったとき又は五パーセントを超える発電用原子炉の出力変化が生じたとき若しくは発電用原子炉の出力変化が必要となったとき。ただし、次のいずれかに該当するときであって、当該故障の状況について、発電用原子炉設置者の公表があったときを除く。

イ　定期事業者検査（第五十一条第三項の規定を適用して行うものを除く。）の期間であるとき（当該故障に係る設備が発電用原子炉の運転停止中において機能及び作動の状況を確認することができないものである場合に限る。）。

［ロ・ハ　略］

［三～十四　略］

（届出書の提出部数）

第百三十二条　法第四十三条の三の八第三項、第四十三条の三の九第五項及び第四十三条の三の十九第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。

［条を削る。］

三　放射線管理施設

四　非常用電源設備

（事故故障等の報告）

第百二十九条　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　施設定期検査の期間であるとき（当該故障に係る設備が発電用原子炉の運転停止中において、機能及び作動の状況を確認することができないものに限る。）。

［ロ・ハ　同上］

［三～十四　同上］

（届出書等の提出部数）

第百三十二条　法第四十三条の三の八第三項又は法第四十三条の三の十九第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。

（身分を示す証明書）

第百三十三条　法第四十三条の三の二十四第六項において準用する

（電磁的記録媒体による手続）

第百三十三条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。様式第三において同じ。）及び様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

［一～六　略］

別表第一（第八条、第十一条、第十七条関係）

工事の種類	認可を要するもの	事前届出を要するもの
［略］	［略］	
二　変更の工事		
㈠　［略］	［略］	
㈡　発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事		

法第十二条第七項の身分を示す証明書は、様式第三によるものとし、法第四十三条の三の二十七第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、様式第四によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、様式第五によるものとする。

（電磁的記録媒体による手続）

第百三十四条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び様式第六の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

［一～六　同上］

別表第一（第八条、第十一条関係）

工事の種類	認可を要するもの	事前届出を要するもの
［同上］	［同上］	
二　［同上］		
㈠　［同上］	［同上］	
㈡　［同上］		

であって、次の発電用原子炉施設に係るもの

1　原子炉本体

1　ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものの改造であって、次に掲げるもの (1)・(2)　略 (3)　燃料体 略 (4) (5)　炉心支持構造物に係るもの 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) (11)　原子炉本体に係る工事の方法の変更を伴うもの	1　ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものの修理であって、次に掲げるもの (1)　略 (2)　反射材、炉心支持構造物、原子炉容器本体（監視試験片を除く。）、原子炉容器支持構造物、原子炉容器付属構造物又は原子炉容器内部構造物に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの
1　改造であって、次に掲げるもの (1)～(6)　略 (7)　核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る工事の方法の変更	略

2　核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

1　［同上］	1　［同上］
1　［同上］ (1)～(6)　同上 加える。	(1)・(2)　同上 加える。 (3)　同上 加える。 (4)　同上 (5)　同上 (6)　同上 (7)　同上 (8)　同上 加える。
2　［同上］	1　［同上］
1　［同上］	(1)　同上 (2)　炉心（炉心支持構造物に限る。）、反射材、原子炉容器本体（監視試験片を除く。）、原子炉容器支持構造物、原子炉容器付属構造物又は原子炉容器内部構造物に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの

3　原子炉冷却系統施設	1　を伴うもの ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものの改造（蒸気タービンに係るものを除く。）であって、次に掲げるもの (1)～(17)　略 (18)　原子炉冷却系統施設に係る工事の方法の変更を伴うもの 2　重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設に係るものの改造（蒸気タービンを除く。）であって、次に掲げるもの (1)～(4)　略 (5)　原子炉冷却系統施設に係る工事の方法の変更を伴うもの	［略］
4　計測制御系統施設	［1～4　略］ 5　計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）	［略］

3　［同上］	1　［同上］	［同上］
4　［同上］	［1～4　同上］ ［加える。］	［同上］

）に係る工事の方法の変更を伴うもの	［略］	
5　放射性廃棄物の廃棄施設 (3)　放射性廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法の変更を伴うもの	［略］	
6　放射線管理施設 4　放射線管理施設に係る工事の方法の変更を伴うもの	［略］	
7　原子炉格納施設 ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものの改造であって、次に掲げるもの (6)　原子炉格納施設に係る工事の方法の変更を伴うもの	［略］	
8　その他発電用原子炉の附属施設 (1)　非常用電源 改造であって、次に掲げるもの	［略］	
［(1)～(9)　略］		

）に係る工事の方法の変更を伴うもの	［同上］	
5　［同上］ ［(1)・(2)　同上］ ［加える。］	［同上］	
6　［同上］ ［1～3　同上］ ［加える。］	［同上］	
7　［同上］ ［(1)～(5)　同上］ ［加える。］	［同上］	
8　［同上］ (1)　［同上］	［同上］	
［(1)～(9)　同上］		

設備		
⑽　非常用電源設備に係る工事の方法の変更を伴うもの	［1～7　略］	［略］
(2)　常用電源設備 8　改造であって、次に掲げるもの (1)　常用電源設備の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	［略］	
(2)　常用電源設備に係る工事の方法の変更を伴うもの		
(3)　補助ボイラー	1　［略］ 2　改造であって、次に掲げるもの (6)　補助ボイラーに係る工事の方法の変更を伴うもの	1　［略］ 2　［同上］
［(1)～(5)　略］	［(1)～(5)　略］	［(1)～(5)　同上］ ［加える。］
(4)　火災防護設備 ［(1)～(3)　略］	［3～5　略］	［3～5　同上］
(4)　火災防護設備に係る工事の方法の変更を伴うもの	［略］	［同上］

［加える。］

(2)　［同上］		
［1～7　同上］ 8　改造であって、常用電源設備の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	［同上］	
(3)　［同上］		
(4)　［同上］	［同上］	
［(1)～(3)　同上］ ［加える。］		

(5) 浸水防護施設	(5) 同上
改造であって、次に掲げるもの	同上
[(1)～(3) 略]	[同上]
(4) 浸水防護施設に係る工事の方法の変更を伴うもの	[(1)～(3) 同上] [加える。]
[略]	[同上]
(6) 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）に係る工事の方法の変更を伴うもの	(6) 同上
改造であって、次に掲げるもの	同上
[(1)・(2) 略]	[(1)・(2) 同上] [加える。]
(3) 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）に係る工事の方法の変更を伴うもの	(7) 同上
改造であって、次に掲げるもの	同上
[(7)・(8) 略]	[(7)・(8) 同上]
(9) 緊急時	(9) 同上
改造であって、次に掲げるもの	同上
[略]	[同上]

別表第二（第九条、第十二条関係）

対策所	記載すべき事項			添付書類（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）
	発電用原子炉施設の種類	一般記載事項	設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）	
［(1)・(2)　略］ (3)　緊急時対策所に係る工事の方法の変更を伴うもの	［略］	［略］	ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものにあっては、次の事項 1　［略］ 2　炉心に係る次の事項 (1)　［略］ (2)　燃料体最高燃焼度（初装荷及び取替えの別並びに燃料材、燃料要素及び燃料集合体の別に記載すること。）及び核燃料物質の最大装荷量（初装荷及び取替えの別に記載すること。）	［略］ 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐腐食性その他の性能に関する説明書 ［略］ 原子炉容器の脆性破壊防止に関する説明書
	原子炉本体	［略］		

別表第二（第九条、第十二条関係）

	記載すべき事項			添付書類（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）
	発電用原子炉施設の種類	一般記載事項	設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）	
］	［同上］	［同上］	1　［同上］ 2　［同上］ (1)　［同上］ (2)　燃料材の種類、燃料の濃縮度又は富化度（初装荷及び取替の別に記載すること。）、燃料集合体最高燃焼度（初装荷及び取替の別に記載すること。）及び核燃料物質の最	［同上］ 構造図 ［同上］ 原子炉容器の脆性破壊防止に関する説明書
［(1)・(2)　同上］ ［加える。］	［同上］	［同上］	［同上］	

ること。）		
⑶　［略］ ［削る。］		
大装荷量（初装荷及び取替の別に記載すること。） ⑶　［同上］ ⑷　炉心支持構造物に係る次の事項 イ　炉心槽の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 ロ　上部炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 ハ　支持柱の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 ニ　下部炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 ホ　炉内構造支持構造物の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 ヘ　据付ボルトの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書	

3‖ 燃料体の名称、種類、主要寸法及び材料（初装荷及び取替えの別に記載すること。）	
4‖ ［略］	
5‖ 炉心支持構造物に係る次の事項 ⑴ 炉心槽の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 ⑵ 上部炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	ト 上部炉心支持枠の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 チ 下部炉心支持枠の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 リ 連結管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 ヌ 連結柱の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 ［加える。］
	3‖ ［同上］ ［加える。］

(3) 支持柱の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(4) 下部炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(5) 炉内構造支持構造物の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(6) 据付ボルトの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(7) 上部炉心支持枠の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(8) 下部炉心支持枠の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(9) 連結管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(10) 連結柱の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及

び個数		
6 ［略］		
7 ［略］		
8 原子炉本体に係る工事の方法		
［削る。］		
［削る。］		
［削る。］		
［削る。］		
［1～6 略］		
7 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る工事の方法		
原子炉冷却系統施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次の事項		
［略］	［略］	使用済燃料運搬用容器の放射線遮蔽材及び使用済燃料貯蔵用容器の放射線遮蔽材の遮蔽及び熱除去についての計算書
緊急ドレンに関する説明書		

［同上］		
［同上］		
4 ［同上］		
5 ［同上］		
6 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項		
(1) 品質保証の実施に係る組織		
(2) 保安活動の計画		
(3) 保安活動の実施		
(4) 保安活動の評価		
(5) 保安活動の改善		
7 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項		
(1) 品質保証の実施に係る組織		
(2) 保安活動の計画		
(3) 保安活動の実施		
(4) 保安活動の評価		
(5) 保安活動の改善		
［1～6 同上］		
［同上］	［同上］	使用済燃料運搬用容器の放射線遮蔽材及び使用済燃料貯蔵用容器の放射線遮蔽材の遮蔽及び熱除去についての計算書
緊急ドレンに関する説明書	設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書	

		計測制御系統施設
［1～19　略］ 20　原子炉冷却系統施設（蒸気タービンに係るものを除く。）に係る工事の方法	［略］ 蒸気タービンに係るものにあっては、次の事項 ［1～3　略］ 4　蒸気タービンに係る工事の方法	重水減速沸騰軽水冷却型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあっては、次の事項 ［1・2　略］
	［略］	安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。）

		［同上］
［1～19　同上］ 20　設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項 (1)　品質保証の実施に係る組織 (2)　保安活動の計画 (3)　保安活動の実施 (4)　保安活動の評価 (5)　保安活動の改善	［1～3　同上］ 4　設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項 (1)　品質保証の実施に係る組織 (2)　保安活動の計画 (3)　保安活動の実施 (4)　保安活動の評価 (5)　保安活動の改善 ［同上］ ［同上］	重水減速沸騰軽水冷却型発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあっては、次の事項 ［1・2　同上］
に係る品質管理の方法等に関する説明書		安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。） 設計及び工事に係る品質管理の方法等に

3 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）に係る工事の方法		
ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。）にあっては、次の事項 ［1～10　略］		
11 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）に係る工事の方法		
［1～10　同上］		
11 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項 (1) 品質保証の実施に係る組織 (2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善 ［同上］	3 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する次の事項 (1) 品質保証の実施に係る組織 (2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善 ［同上］	関する説明書
［1～3　同上］ ［加える。］		
発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものにあっては、次の事項 ［1～3　略］		
4 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係		

放射性廃棄物の廃棄施設	6 ［1～5 略］ 放射性廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法	る工事の方法
	［略］ 流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び自動警報装置の構成に関する説明書、検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	
放射線管理施設	4 ［1～3 略］ 放射線管理施設に係る工事の方法 ［略］ 中央制御室及び緊急時制御室の居住性に関する説明書	ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものにあっては

放射性廃棄物の廃棄施設	6 ［1～5 同上］ 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項 (1) 品質保証の実施に係る組織 (2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善	［同上］
	［同上］ 流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び自動警報装置の構成に関する説明書、検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書	［同上］
放射線管理施設	4 ［1～3 同上］ 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項 (1) 品質保証の実施に係る組織 (2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善 ［同上］	［同上］
	［同上］ 中央制御室及び緊急時制御室の居住性に関する説明書 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書	

、次の事項 4 ［1～3 略］ 放射線管理施設に係る工事の方法			
ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものにあっては、次の事項 6 ［1～5 略］ 原子炉格納施設に係る工事の方法	［略］	安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。）	原子炉格納施設
5 ［1～4 略］ 非常用電源設備に係る工	［略］	安全弁の吹出	その他発電用原子炉の附属施設 非常用1

［同上］	［同上］	［同上］	同上［1 ］

4 ［1～3 同上］ 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項 (1) 品質保証の実施に係る組織 (2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善 ［同上］			
6 ［1～5 同上］ 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項 (1) 品質保証の実施に係る組織 (2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善	［同上］	安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。） 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書	
5 ［1～4 同上］ 設計及び工事に係る品質	［同上］	安全弁の吹出	

電源設備	2 常用電源設備	3 補助ボイラー
事の方法	5 常用電源設備に係る工事の方法 ［1～4 略］	6 補助ボイラーに附属する給水設備に係る次の事項 ［(1)・(2) 略］ 7 補助ボイラーに附属する熱交換器に係る次の事項 ［(1)・(2) 略］ 8 補助ボイラーに附属する通風設備の通風機の種類及び個数 9 補助ボイラーに附属する空気圧縮設備及びガス圧縮設備に係る次の事項 ［1～5 略］
量計算書（バネ式のものに限る。）	三相短絡容量計算書 ［略］	安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。） ［略］

］	2 ［同上］	3 ［同上］
管理の方法等に関する次の事項 (1) 品質保証の実施に係る組織 (2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善	5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項 (1) 品質保証の実施に係る組織 (2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善 ［1～4 同上］	6 ボイラーに附属する給水設備に係る次の事項 ［(1)・(2) 同上］ 7 ボイラーに附属する熱交換器に係る次の事項 ［(1)・(2) 同上］ 8 ボイラーに附属する通風設備の通風機の種類及び個数 9 ボイラーに附属する空気圧縮設備及びガス圧縮設備に係る次の事項 ［1～5 同上］
量計算書（バネ式のものに限る。） 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書	三相短絡容量計算書 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書 ［同上］	安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。） 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書 ［同上］

10	［(1)～(3)　略］	［(1)～(3)　略］
	補助ボイラーに附属する管等に係る次の事項	
	［(1)～(3)　略］	
15	［11～14　略］	
	補助ボイラーの基本設計方針、適用基準及び適用規格	
16	補助ボイラーに係る工事の方法	
4	火災防護設備	
	［1～3　略］	
	4　火災防護設備に係る工事の方法	
		火災区域構造物及び火災防護設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
5	浸水防護施設	
	［1～3　略］	
	4　浸水防護施設に係る工事の方法	
		［略］
		構造図

	［　同上　］	
	4	
	［　同上　］	
	5	

10	［(1)～(3)　同上］	
	ボイラーに附属する管等に係る次の事項	
	［(1)～(3)　同上］	
15	［11～14　同上］	
	ボイラーの基本設計方針、適用基準及び適用規格	
16	設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項	
	(1)　品質保証の実施に係る組織	
	(2)　保安活動の計画	
	(3)　保安活動の実施	
	(4)　保安活動の評価	
	(5)　保安活動の改善	
4	［1～3　同上］	
	設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項	
	(1)　品質保証の実施に係る組織	
	(2)　保安活動の計画	
	(3)　保安活動の実施	
	(4)　保安活動の評価	
	(5)　保安活動の改善	
		火災区域構造物及び火災防護設備に係る機器の配置を明示した図面及び系統図
		設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書
		［同上］
		構造図
		設計及び工事に係る品質管

6 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）に係る工事の方法	3 ［1・2 略］	［略］	［略］
7 非常用取水設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）に係る工事の方法	3 ［1・2 略］	［略］	

6 ［同上］	3 ［1・2 同上］ 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項 (1) 品質保証の実施に係る組織 (2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善	［同上］ 構造図 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書	(1) 品質保証の実施に係る組織 (2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善 理の方法等に関する説明書
7 ［同上］	3 ［1・2 同上］ 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項 (1) 品質保証の実施に係る組織 (2) 保安活動の計画	［同上］ 構造図 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書	

別表第三（第百二条、第百三条関係）

型式設	記載事項（型式指定の申請に係る型	添付書類（型式指定の申請に
8 敷地内土木構造物	［1・2 略］ 3 敷地内土木構造物に係る工事の方法	斜面安定性に関する説明書（地震による斜面の崩壊の防止措置を実施する場合のものに限る。）
9 緊急時対策所	［1・2 略］ 3 緊急時対策所に係る工事の方法	［略］緊急時対策所の居住性に関する説明書

別表第三（第百二条、第百三条関係）

型式設	記載事項（型式指定の申請に係る型	添付書類（型式指定の申請に
8 ［同上］	(3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善 ［1・2 同上］ 3 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項 (1) 品質保証の実施に係る組織 (2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善	斜面安定性に関する説明書（地震による斜面の崩壊の防止措置を実施する場合のものに限る。） 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書
9 ［同上］	［1・2 同上］ 3 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項 (1) 品質保証の実施に係る組織 (2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善	［同上］緊急時対策所の居住性に関する説明書 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書

特定機器の種類	設計特定機器の設計及び製作の方法に関係あるもの（に限る。）	設計特定機器の設計及び製作の方法に関係あるもの（に限る。）に係る型式設計特定機器の設計
再結合装置	［1・2　略］3‖再結合装置に係る製作の方法	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 ［略］
圧力逃がし装置	［1～7　略］8‖圧力逃がし装置に係る製作の方法	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 ［略］
ガスタービンを原動力とする発電設備	［1～4　略］5‖ガスタービンを原動力とする発電設備に係る製作の方法	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 ［略］
内燃機関を原動力とする発電設備	［1～4　略］5‖内燃機関を原動力とする発電設備に係る製作の方法	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 ［略］
無停電	［1・2　略］	新技術の内容を十分に説明し

特定機器の種類	設計特定機器の設計に関係あるもの（に限る。）	設計特定機器の設計に関係あるものに関係あるもの（に限る。）
［同上］	［1・2　同上］ ［加える。］	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 ［同上］
［同上］	［1～7　同上］ ［加える。］	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 ［同上］
［同上］	［1～4　同上］ ［加える。］	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 ［同上］
［同上］	［1～4　同上］ ［加える。］	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 ［同上］
［同上］	［1・2　同上］	

電源装置	3 無停電電源装置に係る製作の方法
	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 ［略］
電力貯蔵装置	［1・2 略］ 3 電力貯蔵装置に係る製作の方法
	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 ［略］

［様式を削る。］
［様式を削る。］
［様式を削る。］
様式第3（第133条関係）　［略］

	］
	［加える。］
	［1・2 同上］ ［加える。］
	［同上］
	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 ［同上］
	型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 ［同上］

様式第3（第133条関係）　［略］
様式第4（第133条関係）　［略］
様式第5（第133条関係）　［略］
様式第6（第134条関係）　［同上］

別表第十四　使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義） 第一条　［略］ ２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～五　略］ 六　「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。 七　「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう 八　「廃止措置対象施設」とは、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる使用済燃料貯蔵施設をいう。 九　「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であって、使用済燃料貯蔵施設の設計において発生を想定しているものをいう。 イ　自然現象 ロ　使用済燃料貯蔵施設を設置する事業所内又はその周辺における使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。） ハ　使用済燃料貯蔵施設内における火災その他の使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象 （使用済燃料の貯蔵の事業の許可の申請）	（定義） 第一条　［同上］ ２　［同上］ ［一～五　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ （使用済燃料の貯蔵の事業の許可の申請）

第二条　法第四十三条の四第二項の使用済燃料の貯蔵の事業の許可の申請書の記載については、次に掲げるところによるものとする。

［一～五　略］

六　法第四十三条の四第二項第七号の使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

2　前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十二条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

［一～八　略］

九　使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

十　［略］

十一　［略］

十二　［略］

3　［略］

4　法第四十三条の四第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であって、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十二号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第四十三条の六第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（変更の許可の申請）

第三条　令第二十三条の変更の許可の申請書の記載については、次に掲げるところによるものとする。

一　令第二十三条第三号の変更の内容については、法第四十三条の四第二項第三号の貯蔵能力の変更に係る場合にあっては貯蔵する使用済燃料の種類ごとの最大貯蔵能力を記載し、同項第四

第二条　［同上］

［一～五　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～八　同上］

［号を加える。］

九　［同上］

十　［同上］

十一　［同上］

3　［同上］

4　法第四十三条の四第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であって、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十一号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第四十三条の六第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（変更の許可の申請）

第三条　［同上］

一　令第二十三条第三号の変更の内容については、法第四十三条の四第二項第三号の貯蔵能力の変更に係る場合にあっては貯蔵する使用済燃料の種類ごとの最大貯蔵能力を記載し、同項第四

号の使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあっては第二条第一項第二号に掲げる区分によって記載し、法第四十三条の四第二項第四号の貯蔵の方法の変更に係る場合にあっては第二条第一項第三号に掲げる区分によって記載し、法第四十三条の四第二項第六号の貯蔵の終了後における使用済燃料の搬出の方法の変更に係る場合にあってはその返還等の相手方及びその方法を記載し、同項第七号の使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあっては第二条第一項第六号に規定する事項を記載すること。	号の使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあっては第二条第一項第二号に掲げる区分によって記載し、法第四十三条の四第二項第四号の貯蔵の方法の変更に係る場合にあっては第二条第一項第三号に掲げる区分によって記載し、法第四十三条の四第二項第六号の貯蔵の終了後における使用済燃料の搬出の方法の変更に係る場合にあってはその返還等の相手方及びその方法を記載すること。
二　［略］	二　［同上］
2　法第四十三条の四第二項第二号から第四号まで又は第七号に掲げる事項の変更に係る令第二十三条の許可の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 ［一～八　略］ 九　変更後における使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書	2　法第四十三条の四第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更に係る前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 ［一～八　同上］ ［号を加える。］
3　［略］	3　［同上］
（設計及び工事の計画の認可を要しない工事等） 第三条の二　法第四十三条の八第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、変更の工事であって、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事とする。 2　法第四十三条の八第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であって、同条第一項又は第二項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他使用済燃料貯蔵施設の保全上支障のない変更とする。 3　法第四十三条の八第六項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う場合以外の場合とする。	［条を加える。］

（設計及び工事の計画の認可の申請）

第四条　法第四十三条の八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の計画について認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　工事工程表

五　設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

六　［略］

2　前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第四十三条の四第一項若しくは第四十三条の七第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第四十三条の十の技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3　設計及び工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の八第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。

（設計及び工事の方法の認可の申請）

第四条　法第四十三条の八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法（第十一条に規定する使用済燃料貯蔵施設であって溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。）について認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

［一～三　同上］

［号を加える。］

四　設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）に関する次の事項

イ　品質保証の実施に係る組織

ロ　保安活動の計画

ハ　保安活動の実施

ニ　保安活動の評価

ホ　保安活動の改善

五　［同上］

2　前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第四十三条の八第三項第二号の設計及び工事の方法の技術上の基準（以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。）に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3　設計及び工事の方法の全部につき一時に法第四十三条の八第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。

4　［略］

（変更の認可の申請）

第五条　法第四十三条の八第二項の規定により、認可を受けた使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の計画について変更の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　変更に係る前条第一項第四号に掲げる工事工程表

五　変更に係る前条第一項第五号に掲げる設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

六　［略］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　変更に係る設計及び工事の計画が法第四十三条の四第一項若しくは第四十三条の七第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類

二　変更に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類

［号を削る。］

3　［略］

（設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出）

第六条　法第四十三条の八第六項の規定による届出をしようとする

4　［同上］

（変更の認可の申請）

第五条　法第四十三条の八第二項の規定により、認可を受けた使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

［一～三　同上］

［号を加える。］

四　変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事に係る品質管理の方法等

五　［同上］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

［号を加える。］

一　変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類

二　変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第四十三条の八第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

3　［同上］

（設計及び工事の方法に係る軽微な変更）

第六条　法第四十三条の八第二項ただし書に規定する原子力規制委

者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　変更に係る使用済燃料貯蔵施設の概要

三　法第四十三条の八第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

四　変更の内容

五　変更の理由

2　前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

（使用前事業者検査の実施）

第六条の二　使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法

二　機能及び性能を確認するために十分な方法

三　その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法

2　使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（使用前事業者検査の記録）

第六条の三　使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日

二　検査の対象

三　検査の方法

四　検査の結果

五　検査を行った者の氏名

六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内

［条を加える。］

［条を加える。］

員会規則で定める軽微な変更は、設備又は機器の配置の変更であって、同条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可に係る申請書に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量の値を大きくしないものその他使用済燃料貯蔵施設の保全上支障のない変更とする。

容	
七　検査の実施に係る組織	
八　検査の実施に係る工程管理	
九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	
十　検査記録の管理に関する事項	
十一　検査に係る教育訓練に関する事項	
2　使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間保存するものとする。	
（溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示）	
第六条の四　使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則（令和　年原子力規制委員会規則第　号）第十四条第一項第一号ロに規定する密封容器（以下この条において単に「密封容器」という。）であって、同項第三号に規定する主要な耐圧部の溶接部を有するものを設置する使用済燃料貯蔵事業者は、当該密封容器に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該密封容器に使用前事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。	
（使用前確認の申請）	
第七条　法第四十三条の九第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	
一　［略］	
二　使用済燃料貯蔵施設の設置又は変更の工事に係る事業所の名称及び所在地	
［号を削る。］	
三　申請に係る使用済燃料貯蔵施設の概要	
四　法第四十三条の八第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号	

	［条を加える。］
（使用前検査の申請）	
第七条　法第四十三条の九第一項の検査（以下「使用前検査」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。	
一　［同上］	
二　使用済燃料貯蔵施設を設置する事業所（使用済燃料貯蔵施設の変更の場合にあっては、当該変更に係る事業所）の名称及び所在地	
三　工事工程表	
［号を加える。］	
［号を加える。］	

五　使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所

六　［略］

七　使用済燃料貯蔵施設を核燃料物質を用いた試験のために使用するとき又は使用済燃料貯蔵施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　工事の工程

二　前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）

三　第三十一条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器

四　前項第七号の特別の理由があるときにあっては、その理由を記載した書類

3　第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4　第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

（使用前確認を要しない場合）

第八条　法第四十三条の九第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一　使用済燃料貯蔵施設を核燃料物質を用いた試験のために使用する場合であって、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二　前号に規定する場合以外の使用済燃料貯蔵施設を試験のために使用する場合

四　検査を受けようとする事項、期日及び場所

五　［同上］

［号を加える。］

［項を加える。］

2　前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

3　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（使用前検査の実施）

第八条　使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

一　使用済燃料の臨界防止、放射線の遮蔽、使用済燃料等の閉じ込め及び使用済燃料等の除熱に係る材料又は部品に関する事項　化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

二　使用済燃料貯蔵設備本体、使用済燃料の受入施設又は放射性

三　使用済燃料貯蔵施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四　使用済燃料貯蔵施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五　使用済燃料貯蔵施設の変更の工事であって、第四条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合

第九条から第九条の三まで　削除

（使用前確認証）

第十条　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第七条の規定による申請に係る使用済燃料貯蔵施設が法第四十三条の九第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

（廃止措置中の使用済燃料貯蔵施設の維持）

第十一条　法第四十三条の十ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第四十三条の三の二第九号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第四十

廃棄物の廃棄施設の組立てに関する事項　それぞれの施設の主要な部分の寸法が測定できるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

三　計測制御系統施設、放射線管理施設その他の使用済燃料貯蔵設備の附属施設の組立てに関する事項　それぞれの施設が完成したとき。

四　使用済燃料貯蔵施設の性能に関する事項　使用済燃料を封入した容器を搬入して据付けたとき又は使用済燃料貯蔵施設が完成したときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

第九条　削除

第九条の二　削除

（使用前検査実施要領書）

第九条の三　原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第八条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（使用前検査合格証）

第十条　原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めたときは、使用前検査合格証を交付する。

（溶接検査を受ける使用済燃料貯蔵施設）

第十一条　法第四十三条の十第一項の原子力規制委員会規則で定める使用済燃料貯蔵施設は、次に掲げるとおりとする。

一　使用済燃料貯蔵設備本体、廃棄施設、放射線管理施設若しく

三条の十本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

（定期事業者検査の実施時期）

第十二条　定期事業者検査は、使用済燃料貯蔵施設について、定期事業者検査が終了した日以降十二月を超えない時期（判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）ごとに行うものとする。ただし、使用済燃料貯蔵施設の設置の工事の後の初回の定期事業者検査については、その使用が開始された日以降十二月を超えない時期に行うものとする。

は使用済燃料貯蔵設備の附属施設に属する容器又はこれらの施設に属する外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあっては、百ミリメートル）を超える管であって、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上のもの

二　使用済燃料貯蔵設備本体、廃棄施設、放射線管理施設若しくは使用済燃料貯蔵設備の附属施設に属する容器又はこれらの施設に属する外径百五十ミリメートル以上の管であって、その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（その内包する放射性物質が液体中にある場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）未満のもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの

イ　水用の容器又は管であって、最高使用温度が百度未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル

ロ　イに掲げる容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル以上

ハ　イに掲げる管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあっては、四百九十キロパスカル）

（溶接検査の申請）

第十二条　法第四十三条の十第一項の規定により使用済燃料貯蔵施設の溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類

2　前項の判定期間は、原子力規制検査において、使用済燃料貯蔵施設（当該使用済燃料貯蔵施設を構成する機械又は器具であって、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。

一　次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査を行うべきもの

二　定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの

三　次のいずれかに掲げるもの

イ　計測装置であってその台数について冗長性をもって設置されているもの、ポンプ又はフィルターであって予備のものが設置されているものその他機械又は器具であって使用済燃料貯蔵施設の使用時において技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの

ロ　使用済燃料貯蔵施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより使用済燃料貯蔵施設の保安の確保に支障を来さないもの

3　使用済燃料貯蔵施設についての次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査であって、当該定期事業者検査を行うことにより使用済燃料貯蔵施設の使用時における使用済燃料貯蔵施設の保安の確保に支障を来さないものにあっては、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する時期よりも前の時期に行うことができる。

4　次に掲げる場合にあっては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

一　使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

及び濃度

三　溶接施行工場の名称及び所在地

四　溶接工程表

五　検査を受けようとする事項、期日及び場所

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施行法（以下「溶接施行方法」という。）並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書

二　検査を受けようとする容器又は管の構造図

三　溶接部の設計図

3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

二　災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

5　前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所の名称及び所在地

三　直近の定期事業者検査が終了した年月日

四　定期事業者検査開始希望年月日及びその理由

6　前項の申請書には、申請に係る使用済燃料貯蔵施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

7　第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（定期事業者検査の実施）

第十三条　定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二　試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

2　前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該使用済燃料貯蔵施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

3　前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一　使用済燃料貯蔵施設におけるこれまでの点検、検査又は取替

（溶接検査の実施）

第十三条　法第四十三条の十第一項の検査は、次に掲げる工程ごとに行う。

一　溶接作業を行うとき（第十一条第二号に掲げる容器又は管についての漏止め溶接に係る場合及び溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況により、原子力規制委員会が支障がないものとしてこの工程における検査を受けないで使用することを承認した場合を除く。）。

二　法第四十三条の十第三項第二号に規定する技術上の基準（以下「溶接の技術基準」という。）に適合していることを確認するために非破壊試験を必要とする溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になったとき。

三　溶接の技術基準に適合していることを確認するために機械試験を必要とする溶接部については、機械試験を行うことができ

えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二　使用済燃料貯蔵施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果

三　使用済燃料貯蔵施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該使用済燃料貯蔵施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）

4　第二項の一定の期間は、十二月以上としなければならない。

5　第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。

6　定期事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（定期事業者検査の記録）

第十四条　定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日

二　検査の対象

三　検査の方法

四　検査の結果

五　検査を行った者の氏名

六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七　検査の実施に係る組織

八　検査の実施に係る工程管理

九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十　検査記録の管理に関する事項

る状態になったとき。

四　溶接の技術基準に適合していることを確認するために耐圧試験又は漏えい試験を行うことができる状態になったとき（第十一条第二号に掲げる容器又は管についての漏止め溶接に係る場合を除く。）。

（溶接検査を要しない場合）

第十四条　法第四十三条の十第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、漏止め溶接のみをした第十一条第二号に規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合とする。

十一　検査に係る教育訓練に関する事項

2　定期事業者検査の結果の記録は、その使用済燃料貯蔵施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

（廃止措置中において定期事業者検査を要する場合）

第十五条　法第四十三条の十一第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第四十三条の三の二第九号の性能維持施設が存在する場合とする。

（定期事業者検査の報告）

（溶接の方法の認可）

第十五条　法第四十三条の十第二項の認可を受けようとする者は、溶接施行工場ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　溶接施行工場の名称及び所在地

三　溶接設備の種類及び容量

四　溶接施行方法の種類

五　溶接を行う者の氏名及びその者が行う溶接施行方法の範囲

2　前項の申請書には、次に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。

一　溶接設備

二　溶接施行方法

三　溶接を行う者の知識及び技能

3　原子力規制委員会は、第一項の認可の申請に係る溶接の方法が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　溶接設備の種類及び容量が申請に係る溶接施行方法による溶接を行うのに適切であること。

二　溶接施行方法が溶接部の強度及び耐食性を確保するのに適切であること。

三　溶接を行う者がその行おうとする溶接施行方法による溶接について相当の知識及び技能を有すること。

4　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（輸入品の溶接検査）

第十六条　法第四十三条の十一第三項の原子力規制委員会規則で定めるときは、定期事業者検査（第十二条第三項の規定を適用して行うものを除く。）を開始しようとするときとする。

2　法第四十三条の十一第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときにあっては遅滞なく、前項に規定するときにあっては検査開始予定日の一月前まで（第十三条第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）に、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所の名称及び所在地

三　検査の対象及び方法並びに期日

四　検査の実績又は予定の概要

3　第一項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　定期事業者検査の計画

二　使用済燃料貯蔵施設及び第三十一条第一項の施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める同項第三号の施設管理目標

三　第三十一条第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

イ　施設管理実施計画の始期（定期事業者検査を開始する日をいう。第三十一条第一項第四号イにおいて同じ。）及び期間

ロ　使用済燃料貯蔵施設の工事の方法及び時期

ハ　使用済燃料貯蔵施設の点検、検査等（以下この号及び第三十一条第一項第四号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期

ニ　使用済燃料貯蔵施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

第十六条　法第四十三条の十第四項の規定により溶接をした使用済燃料貯蔵施設であって輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三　溶接施行工場の名称及び所在地

四　検査を受けようとする事項、期日及び場所

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　溶接の方法に関する説明書

二　検査を受けようとする容器又は管の構造図

三　溶接部の設計図

四　溶接（第十一条第二号に掲げる容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、開先面試験、開先試験、溶接作業試験、非破壊試験（第十三条第二号に掲げる溶接部に関するものに限る。）、機械試験（同条第三号に掲げる溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験又は漏えい試験（第十一条第二号に掲げる容器又は管についての漏止め溶接を除く。）の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書

3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

四　第十三条第二項に規定する判定する方法に関すること（一定の期間を含む。）。

五　前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合にあっては、その変更の内容を説明する書類

六　前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあっては、その評価の結果を記載した書類

七　前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があった場合にあっては、第十三条第三項各号に掲げる事項について記載した書類

4　前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあっては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

5　第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあっては、第十三条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。

6　第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

［条を削る。］

（溶接検査実施要領書）

第十六条の二　原子力規制委員会は、第十二条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十三条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

2　原子力規制委員会は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第四十三条の十第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第十七条から第二十二条まで　削除

（溶接検査合格証等）

第十七条　原子力規制委員会は、法第四十三条の十第一項又は第四項の検査を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

第十八条　削除

（施設定期検査の申請）

第十九条　法第四十三条の十一第一項の検査（以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所の名称及び所在地

三　検査を受けようとする事項及び期日

2　前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

3　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（施設定期検査の実施）

第二十条　法第四十三条の十一第一項の原子力規制委員会規則で定める期間は、一年とする。

第二十条の二　削除

（施設定期検査実施要領書）

第二十条の三　原子力規制委員会は、第十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第二十四条に規定する使用済燃料貯蔵施設の性能が法第四十三条の十の二に規定する原子力規制委

	員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。
	（施設定期検査合格証） 第二十一条　原子力規制委員会は、施設定期検査に合格したと認めたときは、施設定期検査合格証を交付する。
	第二十二条　削除
（合併及び分割の認可の申請） 第二十四条　法第四十三条の十四第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあっては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～六　略 七　使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～六　略 七　使用済燃料貯蔵施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書 八　［略］ 3　［略］	（合併及び分割の認可の申請） 第二十四条　法第四十三条の十四第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあっては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～六　同上 ［号を加える。］ 2　［同上］ 一～六　同上 ［号を加える。］ 七　［同上］ 3　［同上］
（変更等の届出） 第二十五条　法第四十三条の七第二項、第四十三条の八第五項及び第四十三条の十五第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。 2　［略］	（変更等の届出） 第二十五条　法第四十三条の七第二項又は法第四十三条の十五第二項の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本及び写し各一通とする。 2　［同上］

（記録）

第二十七条　法第四十三条の十七の規定による記録は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表の下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　使用済燃料貯蔵施設の施設管理（第三十一条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録		
イ　使用前確認の結果	確認の都度	施設管理を実施した使用済燃料貯蔵施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間
ロ　第三十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間
ハ　第三十一条第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理方針、施設管理評価の都度	評価の都度	評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の施設管理方針、施設管理

（記録）

第二十七条　法第四十三条の十七の規定による記録は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表の下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　使用済燃料貯蔵施設の検査記録		
イ　使用前検査の結果	検査の都度	検査終了後五年が経過するまでの期間
ロ　施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間
ハ　第三十二条の規定による検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間

理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名			
二　操作記録（法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合を除く。）	［略］	［略］	
［イ～リ　略］			
三　［略］	［略］	［略］	
［削る。］			

目標又は施設管理実施計画の改定までの期間			
	［略］	［略］	
	［略］	［略］	

	二　貯蔵記録（法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合を除く。）	［同上］	
	［イ～リ　同上］		
	三　［同上］	［同上］	
	四　保守記録	毎日一回。ただし、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合にあっては毎週一回とする。	
	イ　使用済燃料貯蔵施設の巡視及び点検の状況（法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名		
	ロ　使用済燃料貯蔵施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	使用済燃料を封入した容器の修理については、当該容器の払出しまでの期間。その他の施設の修理については

四 使用済燃料貯蔵施設等の事故記録		
イ 事故の発生及び復旧の日時	［略］	
［ロ～ニ 略］	［略］	
五 ［略］	［略］	
六 ［略］	［略］	
七 品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	［略］	［略］
八 第三十五条の二第一項各号の規定による使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価の結果	評価の都度	第七項に定める期間
［削る。］	［削る。］	［削る。］

五 ［同上］		
イ 事故の発生及び復旧の時	［同上］	
［ロ～ニ 同上］	［同上］	
六 ［同上］	［同上］	
七 ［同上］	［同上］	
八 第二十八条の品質保証計画に関しての文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	［同上］	［同上］
九 第三十五条の二の規定による使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価の結果	［加える。］	［加える。］
イ 第三十五条の二第一項各号に掲げる評価の結果	評価の都度	第七項に定める期間
一年間		

［削る。］	［削る。］	［削る。］
［削る。］	［削る。］	［削る。］
九　［略］	［略］	［略］
十　［略］	［略］	［略］
十一　［略］	［略］	［略］

［2～6　略］

7　第一項の表第三号リ及びヌ、第四号、第五号ハ、第八号並びに第十号の記録の保存期間は、法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（品質マネジメントシステム）

第二十八条　法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、法第四十三条の四第一項又は第四十三条の七第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（次条から第三十五条の二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

［条を削る。］

ロ　第三十五条の二第二項第一号に掲げる評価の結果	評価の都度	第七項に定める期間
ハ　第三十五条の二第二項第二号に掲げる計画	計画策定の都度	第七項に定める期間
十　［同上］	［同上］	［同上］
十一　［同上］	［同上］	［同上］
十二　［同上］	［同上］	［同上］

［2～6　同上］

7　第一項の表第三号リ及びヌ、第五号、第六号ハ、第九号並びに第十一号の記録の保存期間は、法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（品質保証）

第二十八条　法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第二十九条から第三十五条の二までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

（品質保証計画）

第二十八条の二　品質保証計画においては、次に掲げる事項を定め

［条を削る。］

［条を削る。］

るものとする。

一　品質保証の実施に係る組織に関する事項

二　保安活動の計画に関する事項

三　保安活動の実施に関する事項

四　保安活動の評価に関する事項

五　保安活動の改善に関する事項

（品質保証の実施に係る組織）

第二十八条の三　品質保証の実施に係る組織は次のとおりとする。

一　使用済燃料貯蔵事業者（法人にあってはその代表者）によって運営されていること。

二　品質保証に関する責任及び権限並びに業務が明確であること。

三　品質保証計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組みを有していること。

（保安活動の計画）

第二十八条の四　品質保証計画における保安活動の計画に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　保安活動において産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Ｑ九〇〇〇のプロセス及びその相互関係が明確にされていること。

二　保安活動の計画、実施、評価及び改善の各段階を踏まえて実施し、保安活動の改善を継続して行う仕組みとすること。

三　外部から物品又は役務を調達する場合においては、その管理を適切に行う方法を定めること。

四　保安のための重要度に応じて、実施すべき内容を定めること。

五　保安活動に関する文書及び記録の適切な管理に関する手順を定めること。

六　保安活動を実施する者に対する必要な教育及び訓練の体系を

定めること。

（保安活動の実施）

第二十八条の五　品質保証計画における保安活動の実施に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）ごとに、次により行うこと。

イ　個別業務の目標及び個別業務に関する要求事項を明確にし、個別業務の実施計画（以下この条において「実施計画」という。）を策定すること。

ロ　個別業務の実施は、実施計画に基づき行うこと。この場合において、当該計画が要求事項を満たしていることを適切な段階で確認すること。

ハ　実施計画を変更する場合は、変更内容を適切に管理すること。

二　外部から物品又は役務を調達する場合は、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項（当該物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を取得し、他の使用済燃料を貯蔵する者と共有するために必要な措置に関することを含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めること。

三　個別業務が実施計画に定めた要求事項を満たしていることを確認するため、必要な検査及び試験を定めて行うこと。

四　保安のための重要度に応じて前号の検査及び試験を行う者を定めること。

五　要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が発生した場合は、これを適切に管理する方法を定めること。

（保安活動の評価）

第二十八条の六　品質保証計画における保安活動の評価に関する事項は、次に掲げる事項とする。

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］	一　保安活動の実施の状況について、必要な監視及び測定を計画的に行うこと。 二　保安活動が適切に行われていることを明確にするため、計画的に監査を行うこと。 三　前号の評価は、対象となる個別業務を実施した者以外の者により実施されること。
［条を削る。］	（保安活動の改善） 第二十八条の七　品質保証計画における保安活動の改善に関する事項は、次に掲げる事項とする。 一　不適合に対する再発防止のために行う是正に関する処置に関する手順（第四十三条の十三各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）を確立して行うこと。 二　生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置に関する手順（根本原因分析の手順を含む。）を確立して行うこと。 三　予防に関する処置に当たっては、自らの使用済燃料貯蔵施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。 四　前条の評価結果を適切に反映すること。
（使用済燃料貯蔵施設の施設管理） 第三十一条　法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料	（作業手順書等の遵守） 第二十八条の八　法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書（以下「作業手順書等」という。）を定め、これらを遵守しなければならない。 （使用済燃料貯蔵施設の巡視及び点検） 第三十一条　法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料

貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　使用済燃料貯蔵施設が法第四十三条の四第一項又は第四十三条の七第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二　前号ただし書の場合においては、法第四十三条の二十七第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第四十三条の三の二第九号の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。

三　第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあっては、使用済燃料貯蔵施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。）を定めること。

四　施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。

イ　施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ　使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事に関すること。

ハ　使用済燃料貯蔵施設の巡視（使用済燃料貯蔵施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ　使用済燃料貯蔵施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（使用済燃料貯蔵施設の操作中及び操作停止中の区別を含む（法第四十三条の二十七第二項の認可を受けたものを除く。）は、毎日一回以上、使用済燃料貯蔵施設の保全に従事する者に使用済燃料貯蔵施設について巡視及び点検を行わせなければならない。

2　法第四十三条の十八第一項の規定により、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた使用済燃料貯蔵事業者は、毎週一回以上、放射線業務従事者であって管理区域に常時立ち入るものに使用済燃料貯蔵施設について巡視させなければならない。

。）に関すること。

ホ　使用済燃料貯蔵施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ヘ　使用済燃料貯蔵施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト　への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。

チ　使用済燃料貯蔵施設の施設管理に関する記録に関すること。

五　施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項及び第二項に規定する措置を除く。）。

イ　施設管理方針及び施設管理目標にあっては、一定期間

ロ　施設管理実施計画にあっては、前号イに規定する期間

六　前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七　使用済燃料貯蔵施設の操作を相当期間停止する場合その他使用済燃料貯蔵施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該使用済燃料貯蔵施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

2　使用済燃料貯蔵事業者は、次条第一項若しくは第二項の規定により長期施設管理方針を策定したとき又は同条第三項の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを前項第一号の規定により定められた施設管理方針に反映させなければならない。

（使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第三十一条の二　法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設の保全に関し、その事業を開始した日以後二十年を経過する日までに、経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施す

［条を加える。］

べき当該使用済燃料貯蔵施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、使用済燃料貯蔵施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。

2　前項の評価は、十年を超えない期間ごとに再評価を行い、この再評価の結果に基づき、次の十年間に実施すべき当該使用済燃料貯蔵施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

3　使用済燃料貯蔵事業者は、前二項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前二項の施設管理に関する方針（第三十七条第一項第十六号において「長期施設管理方針」という。）を変更しなければならない。

4　前三項の規定は、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は適用しない。

（設計想定事象に係る使用済燃料貯蔵施設の保全に関する措置）

第三十二条　法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、設計想定事象に関して、法第四十三条の四第一項又は第四十三条の七第一項の許可を受けたところ（法第四十三条の二十七第二項の認可を受けたものにあっては、当該認可を受けたところ）により、次に掲げる使用済燃料貯蔵施設の保全に関する措置を講じなければならない。

一　設計想定事象に係る使用済燃料貯蔵施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画（使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所における火災に係る次に掲げる事項を含む。）を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従って必要な活動を行わせること。

イ　使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所における可燃物の管理に関すること。

ロ　消防吏員への通報に関すること。

（使用済燃料貯蔵施設の施設定期自主検査）

第三十二条　法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、次の各号（法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。）に掲げる検査に関する措置を講じなければならない。

一　使用済燃料貯蔵施設の性能が法第四十三条の十の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査を一年ごとに行うこと。

二　警報装置その他の非常用装置については、当該装置の各部分ごとの当該作動のための性能検査を一月ごとに、当該装置全体の当該作動のための総合検査を一年ごとに行うこと。

三　使用済燃料貯蔵施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、校正を一年ごとに行うこと。

2　法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた使用済燃料貯蔵事業者は、当該認可若しくは同条第三項において準用する法第十二

ハ　消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

二　設計想定事象の発生時における使用済燃料貯蔵施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に実施すること。

三　設計想定事象の発生時における使用済燃料貯蔵施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

四　前三号に掲げるもののほか、設計想定事象の発生時における使用済燃料貯蔵施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

（使用済燃料貯蔵設備の操作）

第三十三条　法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる使用済燃料貯蔵設備の操作に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一　［略］

二　使用済燃料貯蔵設備の操作に必要な構成人員がそろっているときでなければ操作を行わせないこと。

三　使用済燃料貯蔵設備の通常の操作（使用済燃料貯蔵施設において計画的に行われる操作をいう。）を行うために必要な次の事項を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

イ　操作の開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作の停止後に確認すべき事項

ロ　操作員その他の従業者が使用済燃料貯蔵設備の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項

ハ　警報の発報その他の異状があった場合に操作員その他の従業者が講ずべき措置（次号の処置を除く。）に関する事項

四　非常の場合に講ずべき処置を定め、これを操作員その他の従

条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された使用済燃料貯蔵施設の性能が維持されているかどうかについての検査を一年ごとに行わなければならない。

（使用済燃料貯蔵設備の操作）

第三十三条　［同上］

一　［同上］

二　使用済燃料貯蔵設備の操作に必要な構成人員がそろっているときでなければ操作を行わないこと。

三　操作開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作停止後に確認すべき事項を定め、これを操作員に守らせること。

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

四　非常の場合に採るべき処置を定め、これを操作員に守らせる

業者に守らせること。

［号を削る。］

五　試験操作を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行わせること。

六　［略］

七　［略］

八　［略］

九　［略］

十　［略］

十一　［略］

（事業所において行われる運搬）

第三十四条　法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われる使用済燃料等の運搬に関し、次に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

［一～三　略］

四　使用済燃料等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する使用済燃料によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあっては、当該使用済燃料によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の使用済燃料等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二十九条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

［五～十　略］

［2・3　略］

こと。

五　換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を発揮できる状態に維持しておくこと。

六　試験操作を行う場合には、その目的、方法、異常の際に採るべき処置等を確認の上これを行わせること。

七　［同上］

八　［同上］

九　［同上］

十　［同上］

十一　［同上］

十二　［同上］

（事業所内の運搬）

第三十四条　法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所内の使用済燃料等の運搬に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～三　同上］

四　使用済燃料等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあっては、当該使用済燃料によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の使用済燃料等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二十九条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。

［五～十　同上］

［2・3　同上］

4　使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該使用済燃料等を使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において運搬することができる。

（事業所において行われる廃棄）

第三十五条　法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

［一～十二　略］

（使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価）

第三十五条の二　［略］

［項を削る。］

［項を削る。］

2　前項の規定は、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は適用しない。

（保安規定）

第三十七条　法第四十三条の二十第一項の規定による保安規定の認

4　使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該使用済燃料等を使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所内において運搬することができる。

（事業所内の廃棄）

第三十五条　法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～十二　同上］

（使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価）

第三十五条の二　［同上］

2　使用済燃料貯蔵事業者は、その事業を開始した日以降二十年を経過する日までに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　経年変化に関する技術的な評価を行うこと。

二　前号の技術的な評価に基づき使用済燃料貯蔵施設の保全のために実施すべき措置に関する十年間の計画を策定すること。

3　前項の評価及び計画は、十年を超えない期間ごとに再評価を行わなければならない。

4　前三項の規定は、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合は適用しない。

（保安規定）

第三十七条　［同上］

可を受けようとする者は、認可を受けようとする事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

［号を削る。］

二　品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三　［略］

四　［略］

五　使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの

(1)　［略］

(2)　使用済燃料貯蔵施設の構造、性能及び操作に関すること。

(3)～(5)　略］

ハ　［略］

六　使用済燃料貯蔵施設の操作に関することであって、次に掲げるもの

イ　使用済燃料貯蔵施設の操作を行う体制の整備に関すること。

ロ　使用済燃料貯蔵施設の操作に当たって確認すべき事項及び操作に必要な事項

ハ　異状があった場合の措置に関すること（第十三号に掲げるものを除く。）。

七　［略］

八　［略］

一　［同上］

二　安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三　使用済燃料貯蔵施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四　［同上］

五　［同上］

六　使用済燃料貯蔵施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)　［同上］

(2)　使用済燃料貯蔵施設の構造、性能及び運転に関すること。

(3)～(5)　同上］

ハ　［同上］

七　保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

八　［同上］

九　［同上］

九　［略］	九　［同上］
十　［略］	十　［同上］
［号を削る。］	十一　使用済燃料貯蔵施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。
［号を削る。］	十二　使用済燃料貯蔵施設の施設定期自主検査に関すること。
十一　使用済燃料の受払い、運搬その他の取扱い（事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。	十三　使用済燃料の受払い、運搬その他の取扱いに関すること。
十二　放射性廃棄物の廃棄（事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。	十四　放射性廃棄物の廃棄に関すること。
十三　非常の場合に講ずべき処置に関すること。	十五　非常の場合に採るべき処置に関すること。
十四　設計想定事象に係る使用済燃料貯蔵施設の保全に関する措置に関すること。	［号を加える。］
十五　［略］	十六　［同上］
十六　使用済燃料貯蔵施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。）。	［号を加える。］
十七　［略］	十七　［同上］
十八　［略］	十八　［同上］
十九　不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第十八号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。	十九　不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
二十　［略］	二十一　［同上］
2　法第四十三条の二十七第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の二十第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。	2　［同上］
一　［略］	一　［同上］

［号を削る。］

二　品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四　［略］

五　［略］

六　廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの

［イ～ハ　略］

七　［略］

八　［略］

九　［略］

十　［略］

十一　［略］

［号を削る。］

［号を削る。］

十二　放射性廃棄物の廃棄（事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十三　非常の場合に講ずべき処置に関すること。

十四　設計想定事象に係る使用済燃料貯蔵施設の保全に関する措置に関すること。

十五　［略］

十六　［略］

十七　使用済燃料貯蔵施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）。

十八　［略］

二　安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三　使用済燃料貯蔵施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四　廃止措置の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

五　［同上］

六　［同上］

七　廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの

［イ～ハ　同上］

八　［同上］

九　［同上］

十　［同上］

十一　［同上］

十二　［同上］

十三　使用済燃料貯蔵施設の施設定期自主検査に関すること。

十四　使用済燃料貯蔵施設の巡視及びこれに伴う処置に関すること。

十五　放射性廃棄物の廃棄に関すること。

十六　非常の場合に採るべき処置に関すること。

［号を加える。］

十七　［同上］

十八　［同上］

［号を加える。］

十九　［同上］

十九　［略］ 二十　［略］ 二十一　［略］ ［3・4　略］	
第三十八条及び第三十九条　削除	
［条を削る。］	

二十　［同上］ 二十一　［同上］ 二十二　［同上］ ［3・4　同上］	
（保安規定の遵守状況の検査） 第三十八条　法第四十三条の二十第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の二十七第二項の認可を受けた場合にあっては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。 2　法第四十三条の二十第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。 一　事務所又は事業所への立入り 二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査 三　従業者その他の関係者に対する質問 四　使用済燃料等その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。 第三十九条　削除	（核物質防護規定の遵守状況の検査） 第四十一条の二　法第四十三条の二十五第二項において準用する法第十二条の二第五項の規定による検査は、毎年一回行うものとする。 2　法第四十三条の二十五第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。 一　事務所又は事業所への立入り 二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査 三　従業者その他関係者に対する質問

（型式指定の申請）

第四十三条の二の八　型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～五　略］

六　型式設計特定容器等の設計及び製作の方法の概要

七　申請に係る型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項

イ　品質管理の実施に係る組織

ロ　品質管理活動の計画

ハ　品質管理活動の実施

ニ　品質管理活動の評価

ホ　品質管理活動の改善

八　［略］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～八　略］

九　当該申請に係る型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書

［十・十一　略］

3　［略］

（型式指定の変更の承認）

第四十三条の二の九　［略］

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～八　略］

九　当該申請に係る型式設計特定容器等の設計及び製作に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に関する説明書

［十・十一　同上］

3　［同上］

（型式指定の変更の承認）

第四十三条の二の九　［同上］

2　［同上］

四　特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（型式指定の申請）

第四十三条の二の八　［同上］

［一～五　同上］

六　型式設計特定容器等の設計の概要

七　申請に係る型式設計特定容器等の製作等に係る品質管理の方法等に関する次の事項

イ　品質保証の実施に係る組織

ロ　品質保証活動の計画

ハ　品質保証活動の実施

ニ　品質保証活動の評価

ホ　品質保証活動の改善

八　［同上］

2　［同上］

［一～八　同上］

九　当該申請に係る品質管理の方法及びその検査のための組織に

質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書
［十・十一　略］
［3・4　略］

（品質管理の実施の記録の保存）
第四十三条の二の十二　指定製造者等は、当該型式設計特定容器等が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにしなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定容器等が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質管理の実施の記録を五年間保存しなければならない。

（廃止措置実施方針に定める事項）
第四十三条の三の二　法第四十三条の二十六の四第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。
［一～八　略］
九　廃止措置期間中に性能を維持すべき使用済燃料貯蔵施設（第四十三条の三の五及び第四十三条の十二の二において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間
［十・十一　略］
十二　廃止措置に係る品質マネジメントシステム
［十三・十四　略］

（廃止措置計画の認可の申請）
第四十三条の三の五　法第四十三条の二十七第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
［一・二　略］
三　廃止措置対象施設及びその敷地

関する説明書
［十・十一　同上］
［3・4　同上］

（品質保証の実施の記録の保存）
第四十三条の二の十二　指定製造者等は、当該型式設計特定容器等が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにしなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定容器等が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質保証の実施の記録を五年間保存しなければならない。

（廃止措置実施方針に定める事項）
第四十三条の三の二　［同上］
［一～八　同上］
九　廃止措置期間中に機能を維持すべき使用済燃料貯蔵施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間
［十・十一　同上］
十二　廃止措置に係る品質保証計画
［十三・十四　同上］

（廃止措置計画の認可の申請）
第四十三条の三の五　［同上］
［一・二　同上］
三　廃止措置の対象となる使用済燃料貯蔵施設（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地

四　［略］

五　性能維持施設

六　性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

七　［略］

八　［略］

九　［略］

十　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～五　略］

六　性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［七・八　略］

九　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十　［略］

3　［略］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第四十三条の四　法第四十三条の二十七第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　変更に係る前条第一項第三号から第十号までに掲げる事項

四　［略］

［2・3　略］

（廃止措置終了確認証）

第四十三条の八の二　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることにつ

四　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

五　［同上］

六　［同上］

七　［同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～五　同上］

六　廃止措置期間中に機能を維持すべき使用済燃料貯蔵施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［七・八　同上］

九　品質保証計画に関する説明書

十　［同上］

3　［同上］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第四十三条の四　法第四十三条の二十七第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　同上］

三　変更に係る前条第一項第三号から第七号までに掲げる事項

四　［同上］

［2・3　同上］

［条を加える。］

いて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

（旧使用済燃料貯蔵事業者等に係る廃止措置対象施設の維持等）

第四十三条の十二の二　法第四十三条の二十八第四項において読み替えて準用する法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。

2　前項の場合において、法第四十三条の十本文の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。

3　第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。

（指定に関する規定の準用）

第四十三条の十二の三　［略］

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を加える。］

（指定に関する規定の準用）

第四十三条の十二の二　［同上］

（身分を示す証明書）

第四十九条　法第四十三条の二十第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、様式第三によるものとし、法第四十三条の二十五第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、様式第三の二によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、様式第四によるものとする。

（人の出入り等の管理が行われている区域）

第五十条　令別表第二の五の項の原子力規制委員会規則で定める区域は、第一条第二項第二号に規定する管理区域とする。

（電磁的記録媒体による手続）

第四十九条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録

（電磁的記録媒体による手続）

第五十一条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録

であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。様式第三において同じ。）及び様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。 ［一～五　略］ 六　前条第一項の報告書 ［様式を削る。］ ［様式を削る。］ ［様式を削る。］ **様式第３**（第49条関係）　［略］	であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び様式第五の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。 ［一～五　同上］ 六　第四十八条第一項の報告書 **様式第３**（第49条関係）　［略］ **様式第３の２**（第49条関係）　［略］ **様式第４**（第49条関係）　［略］ **様式第５**（第51条関係）　［同上］

別表第十五　試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義） 第一条の二　［1～4　略］ 5　この規則において「品質マネジメントシステム」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号）第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。	（定義） 第一条の二　［1～4　同上］ ［項を加える。］
［条を削る。］	（放射能濃度に関する確認実施要領書） 第三条の二　原子力規制委員会は、前条の申請書の提出を受けた場合には、第二条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。
（放射能濃度確認証） 第四条　原子力規制委員会は、前条第一項の規定による申請に係る放射能濃度に関し、原子力規制検査により次に掲げる事項について確認をしたときは、放射能濃度確認証を交付する。 一　法第六十一条の二第二項の認可を受けた方法に従って放射能濃度の測定及び評価が行われていること。 二　放射能濃度確認対象物が第二条に規定する基準を満たしていること。	（放射能濃度の確認等） 第四条　原子力規制委員会は、法第六十一条の二第一項の規定により、次に掲げる事項の確認をしたときは、確認証を交付する。 一　放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価が、法第六十一条の二第二項の認可を受けた方法に基づき行われたこと。 二　放射能濃度確認対象物に含まれる放射性物質についての放射能濃度が、第二条に規定する放射能濃度の基準を超えていないこと。
（測定及び評価の方法の認可の申請） 第五条　放射能濃度の測定及び評価の方法の認可を受けようとする者は、法第六十一条の二第二項の規定により、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	（測定及び評価の方法の認可の申請） 第五条　［同上］

［一～九　略］

十　放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステム

2　前項の申請書には、次に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。

一　放射能濃度の測定及び評価に係る施設に関すること。

二　放射能濃度確認対象物の発生状況、材質、汚染の状況及び推定量に関すること。

三　評価単位に関すること。

四　評価対象放射性物質の選択に関すること。

五　放射能濃度を決定する方法に関すること。

六　放射線測定装置の選択及び測定条件の設定に関すること。

七　放射能濃度確認対象物の保管場所及び保管方法に関すること。

八　放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステムに関すること。

九　［略］

3　［略］

［一～九　同上］［号を加える。］

2　［同上］

一　放射能濃度の測定及び評価に係る施設に関すること

二　放射能濃度確認対象物の発生状況、材質、汚染の状況及び推定量に関すること

三　評価単位に関すること

四　評価対象放射性物質の選択に関すること

五　放射能濃度を決定する方法に関すること

六　放射線測定装置の選択及び測定条件の設定に関すること

［号を加える。］

七　放射能濃度の測定及び評価のための品質保証に関すること

八　［同上］

3　［同上］

別表第十六　製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義） 第一条　［1～3　略］ 4　この規則において「品質マネジメントシステム」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号）第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。	（定義） 第一条　［1～3　同上］ ［項を加える。］
［条を削る。］	（放射能濃度に関する確認実施要領書） 第三条の二　原子力規制委員会は、前条の申請書の提出を受けた場合には、第二条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。
（放射能濃度確認証） 第四条　原子力規制委員会は、前条第一項の規定による申請に係る放射能濃度に関し、原子力規制検査（特定原子力施設にあっては、法第六十四条の三第七項の検査）により次に掲げる事項について確認をしたときは、放射能濃度確認証を交付する。 一　法第六十一条の二第二項の認可を受けた方法に従って放射能濃度の測定及び評価が行われていること。 二　放射能濃度確認対象物が第二条に規定する基準を満たしていること。	（確認証の交付） 第四条　原子力規制委員会は、法第六十一条の二第一項の規定により次に掲げる事項を確認したときは、当該確認に係る確認証を交付する。 一　評価に用いる放射性物質の放射能濃度の値が第二条に規定する基準を満たしていること。 二　放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価が法第六十一条の二第二項の認可を受けた方法に従って行われていること。
（放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の申請） 第五条　法第六十一条の二第二項の規定により、放射能濃度の測定	（放射能濃度の測定及び評価の方法の認可の申請） 第五条　［同上］

及び評価の方法の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 ［一～九　略］ 十　放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステム 2　前項の申請書には、次に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。 ［一～六　略］ 七　放射能濃度確認対象物の管理方法に関すること。 八　放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステムに関すること。 九　［略］ 3　［略］	［一～九　同上］ ［号を加える。］ 2　［同上］ ［一～六　同上］ ［号を加える。］ 七　放射能濃度の測定及び評価のための品質保証に関すること。 八　［同上］ 3　［同上］

別表第十七　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義） 第二条　［略］ ２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一・二　略］ 三　「管理区域」とは、第一種廃棄物埋設施設を設置した場所であって、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超え、空気中の放射性物質（空気又は水のうちに自然に含まれている放射性物質を除く。以下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超え、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。 ［四～六　略］ 七　「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。 八　「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。 ［九　略］ 十　「廃止措置対象附属施設」とは、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる廃棄物埋設地の附属施設をいう。 十一　「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であって、第一種	（定義） 第二条　［同上］ ２　［同上］ ［一・二　同上］ 三　「管理区域」とは、廃棄物埋設施設（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。以下同じ。）を設置した場所であって、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超え、空気中の放射性物質（空気又は水のうちに自然に含まれている放射性物質を除く。以下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超え、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。 ［四～六　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ 七　［同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］

廃棄物埋設施設の設計において発生を想定しているものをいう。

イ　自然現象

ロ　第一種廃棄物埋設施設を設置する事業所内又はその周辺における第一種廃棄物埋設施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）

ハ　第一種廃棄物埋設施設内における火災その他の第一種廃棄物埋設施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象

（第一種廃棄物埋設の事業の許可の申請）

第三条　法第五十一条の二第三項の申請書（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。

［一～四　略］

五‖法第五十一条の二第三項第七号の廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

2　前項の申請書に添付すべき核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第三十条第二項に規定する事業計画書その他原子力規制委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

［一～七　略］

八‖廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

九‖［略］

十‖［略］

十一‖［略］

3　［略］

（第一種廃棄物埋設の事業の許可の申請）

第三条　［同上］

［一～四　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～七　同上］

［号を加える。］

八‖［同上］

九‖［同上］

十‖［同上］

3　［同上］

4　法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であって、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十一号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十一条の四第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（変更の許可の申請）

第四条　令第三十三条の変更の許可の申請書（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。

一　令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあっては第一種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載し、同項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあっては第三条第一項第二号に掲げる区分によって記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあっては第三条第一項第三号に掲げる区分によって記載し、法第五十一条の二第三項第七号の廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあっては第三条第一項第五号に規定する事項を記載すること。

二　［略］

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～七　略］

八　変更後における廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

3　［略］

4　法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であって、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第五十一条の四第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（変更の許可の申請）

第四条　［同上］

一　令第三十三条第三号の変更の内容については、法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量の変更に係る場合にあっては第一種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載し、同項第四号の廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあっては第三条第一項第二号に掲げる区分によって記載し、法第五十一条の二第三項第四号の廃棄の方法の変更に係る場合にあっては第三条第一項第三号に掲げる区分によって記載すること。

二　［同上］

2　［同上］

［一～七　同上］

［号を加える。］

3　［同上］

（第一種廃棄物埋設施設等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の申請）

第五条　法第五十一条の六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設施設及びこれに関する保安のための措置（以下「第一種廃棄物埋設施設等」という。）に係る第一種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　第一種廃棄物埋設施設等に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

2　［略］

（第一種廃棄物埋設施設等の技術上の基準）

第七条　法第五十一条の六第一項に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　廃棄物埋設地は、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによるものであること。

二　坑道は、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによるものであること。

三　埋設を行うことによって、第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能の総量が、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによる放射性物質の種類ごとの総放射能量を超えないこと。

四　［略］

五　廃棄物埋設地は、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによる方法に従って埋め戻すこと。

（第一種廃棄物埋設施設等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の申請）

第五条　法第五十一条の六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～四　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

（第一種廃棄物埋設施設等の技術上の基準）

第七条　［同上］

一　廃棄物埋設地は、法第五十一条の二第一項又は法第五十一条の五第一項の許可に係る申請書及び法第六十二条の二第一項の規定により許可の際に付された条件を記載した書類（以下「許可申請書等」という。）に記載したところによるものであること。

二　坑道は、許可申請書等に記載したところによるものであること。

三　埋設を行うことによって、第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所に埋設された放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能の総量が、許可申請書等に記載した放射性物質の種類ごとの総放射能量を超えないこと。

四　［同上］

五　廃棄物埋設地は、許可申請書等に記載した方法に従って埋め戻すこと。

と。

第八条から第十条まで　削除

（放射性廃棄物等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の申請）

第十一条　法第五十一条の六第二項の規定により、埋設しようとする放射性廃棄物及びこれに関する保安のための措置（以下「放射性廃棄物等」という。）に係る第一種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　放射性廃棄物等に係る品質マネジメントシステム

［2・3　略］

（放射性廃棄物等の技術上の基準）

第十二条　法第五十一条の六第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　［略］

二　当該廃棄体が次に定めるとおりであること。

イ　［略］

第八条　削除

（第一種廃棄物埋設施設等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認実施要領書）

第九条　原子力規制委員会は、第五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第六条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

第十条　削除

（埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認の申請）

第十一条　法第五十一条の六第二項の規定により、埋設しようとする放射性廃棄物及びこれに関する保安のための措置に係る第一種廃棄物埋設に関する確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　同上］

［号を加える。］

［2・3　同上］

（埋設しようとする放射性廃棄物等の技術上の基準）

第十二条　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　放射能濃度が法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによる最大放射能濃度を超えないこと。 ［ハ～ヘ　略］	ロ　放射能濃度が許可申請書等に記載した最大放射能濃度を超えないこと。 ［ハ～ヘ　同上］
［条を削る。］	［条を加える。］
（第一種廃棄物埋設確認証） 第十三条　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第五条第一項又は第十一条第一項の規定による申請に係る第一種廃棄物埋設施設等又は放射性廃棄物等が第七条又は前条の技術上の基準に適合していることについて確認（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）をしたときは、第一種廃棄物埋設確認証を交付する。	（埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認実施要領書） 第十二条の二　原子力規制委員会は、第十一条第一項の申請書の提出を受けた場合には、前条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。
（設計及び工事の計画の認可を要しない工事等） 第十四条の二　法第五十一条の七第一項の原子力規制委員会規則で定める工事（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は、変更の工事であって、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事とする。 2　法第五十一条の七第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は、設備又は機器の配置の変更であって、同条第一項又は第二項の認可を受けたところによる放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他特定第一種廃棄物埋設施設の保全上支障のない変更とする。	（確認証の交付） 第十三条　原子力規制委員会は、法第五十一条の六第一項又は第二項の確認（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）をしたときは、確認証を交付する。

3　法第五十一条の七第五項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は、次条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

（設計及び工事の計画の認可の申請）

第十五条　法第五十一条の七第一項の規定により、特定第一種廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～三　［略］

四　工事工程表

五　設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

六　［略］

2　前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の九の技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

（設計及び工事の方法の認可の申請）

第十五条　法第五十一条の七第一項の規定により、特定第一種廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法（第二十五条に規定する特定第一種廃棄物埋設施設であって溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一～三　同上

［号を加える］

四　設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）に関する次の事項

イ　品質保証の実施に係る組織

ロ　保安活動の計画

ハ　保安活動の実施

ニ　保安活動の評価

ホ　保安活動の改善

五　［同上］

2　前項の申請書には、当該申請に係る設計及び工事の方法が法第五十一条の七第三項第二号の技術上の基準（以下この条及び次条において「設計及び工事の方法の技術上の基準」という。）に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類を添付しなければならない。

3　設計及び工事の計画の全部につき一時に法第五十一条の七第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。	3　設計及び工事の方法の全部につき一時に法第五十一条の七第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を付し、分割して認可を申請することができる。
4　［略］	4　［同上］
（変更の認可の申請） 第十六条　法第五十一条の七第二項の規定により、認可を受けた特定第一種廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の計画について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 一～三　［略］ 四　変更に係る前条第一項第四号に掲げる工事工程表 五　変更に係る前条第一項第五号に掲げる設計及び工事に係る品質マネジメントシステム 六　［略］	（変更の認可の申請） 第十六条　法第五十一条の七第二項の規定により、認可を受けた特定第一種廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 一～三　同上 ［号を加える。］ 四　変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事に係る品質管理の方法等 五　［同上］
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。 ［号を加える。］
一　変更に係る設計及び工事の計画が法第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類 二　変更に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類 ［号を削る。］	一　変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類 二　変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第五十一条の七第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類
3　［略］	3　［同上］

（設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出）

第十七条　法第五十一条の七第五項の規定による届出をしようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　変更に係る特定第一種廃棄物埋設施設の概要

三　法第五十一条の七第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

四　変更の内容

五　変更の理由

2　前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

（使用前事業者検査の実施）

第十七条の二　使用前事業者検査（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。以下同じ。）は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法

二　機能及び性能を確認するために十分な方法

三　その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法

2　使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（使用前事業者検査の記録）

第十七条の三　使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日

二　検査の対象

［条を加える。］

（設計及び工事の方法に係る軽微な変更）

第十七条　法第五十一条の七第二項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更（特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は、設備又は機器の配置の変更であって、同条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可に係る申請書に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他第一種廃棄物埋設施設の保全上支障のない変更とする。

［条を加える。］

三　検査の方法
四　検査の結果
五　検査を行った者の氏名
六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
七　検査の実施に係る組織
八　検査の実施に係る工程管理
九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
十　検査記録の管理に関する事項
十一　検査に係る教育訓練に関する事項

2　使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る特定第一種廃棄物埋設施設の存続する期間保存するものとする。

（溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示）

第十七条の四　特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則（令和　年原子力規制委員会規則第　号）第十三条第一項に規定する容器等（以下この条において単に「容器等」という。）であって、同項第二号に規定する主要な溶接部を有するものを設置する第一種廃棄物埋設事業者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等に使用前事業者検査を行ったことを示す記号その他表示を付するものとする。

（使用前確認の申請）

第十八条　法第五十一条の八第三項の確認（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

［条を加える。］

（使用前検査の申請）

第十八条　法第五十一条の八第一項の検査（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。以下「使用前検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　［同上］

二　特定第一種廃棄物埋設施設の設置又は変更の工事に係る事業所の名称及び所在地

［号を削る。］

三　申請に係る特定第一種廃棄物埋設施設の概要

四　法第五十一条の七第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

五　使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所

［六　略］

七　特定第一種廃棄物埋設施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用するとき又は特定第一種廃棄物埋設施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあっては、その使用の期間及び方法

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　工事の工程

二　前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）

三　第五十五条の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器

四　前項第七号の特別の理由があるときにあっては、その理由を記載した書類

3　第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4　第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

（使用前確認を要しない場合）

第十九条　法第五十一条の八第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。

二　特定第一種廃棄物埋設施設を設置する事業所（特定第一種廃棄物埋設施設の変更の場合にあっては、当該変更に係る事業所）の名称及び所在地

三　工事工程表

［号を加える。］

［号を加える。］

四　検査を受けようとする事項、期日及び場所

五　［同上］

［号を加える。］

［項を加える。］

2　前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

3　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

（使用前検査の実施）

第十九条　使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。

）は、次のとおりとする。

一　特定第一種廃棄物埋設施設を核燃料物質等を用いた試験のために使用する場合であって、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二　前号に規定する場合以外の特定第一種廃棄物埋設施設を試験のために使用する場合

三　特定第一種廃棄物埋設施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四　特定第一種廃棄物埋設施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五　特定第一種廃棄物埋設施設の変更の工事であって、第十五条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合

一　放射線遮蔽材又は特に気密若しくは水密を要する材料若しくは部品に関する事項　化学分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

二　廃棄物受入施設、廃棄物取扱施設その他の廃棄物埋設地の附属施設（廃棄施設に限る。）の組立てに関する事項　それぞれの施設の主要な部分の寸法が測定できるとき又は非破壊試験、機械試験、耐圧試験若しくは漏えい試験を行うとき。

三　計測制御系統施設、放射線管理施設その他の廃棄物埋設地の附属施設（廃棄施設を除く。）の組立てに関する事項　それぞれの施設が完成したとき。

四　特定第一種廃棄物埋設施設の性能に関する事項　特定第一種廃棄物埋設施設が完成したときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。

第二十条から第二十三条まで　削除

（使用前確認証）

第二十四条　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第十八条及び第二十一条　削除

（使用前検査実施要領書）

第二十二条　原子力規制委員会は、第十八条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十九条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第二十三条　削除

（使用前検査合格証）

第二十四条　原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めた

条の規定による申請に係る特定第一種廃棄物埋設施設が法第五十一条の八第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

（閉鎖措置中又は廃止措置中の特定第一種廃棄物埋設施設の維持）

第二十五条　法第五十一条の九ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は、特定第一種廃棄物埋設施設に第七十三条第一項第五号の閉鎖措置期間性能維持施設又は第七十八条の二第九号の廃止措置期間性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第五十一条の九本文の規定は、第七十三条第一項第五号の閉鎖措置期間性能維持施設又は第七十八条の二第九号の廃止措置期間性能維持施設に限り、適用されるものとする。

ときは、使用前検査合格証を交付する。

（溶接検査を受ける特定第一種廃棄物埋設施設）

第二十五条　法第五十一条の九第一項の原子力規制委員会規則で定める特定第一種廃棄物埋設施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　プルトニウム又はプルトニウム化合物を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管であって、次のいずれかに該当するもの

イ　その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル）以上の容器であって、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの

ロ　その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル）以上の管であって、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあっては、百ミリメートル）を超えるもの（放射性物質の閉じ込め区域内にあって内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）

二　放射性物質を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管（前号に規定するものを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの

イ　その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上の容器であって、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が

○・〇四立方メートルを超えるもの

ロ　その内包する放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上の管であって、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあっては、百ミリメートル）を超えるもの（放射性物質の閉じ込め区域内にあって内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）

三　胴の外径が百五十ミリメートル以上の容器又は外径百五十ミリメートル以上の管（前各号に規定する容器又は管を除く。）であって、放射性物質を含む液体状若しくは気体状の物質を内包し、又は非常用施設に属するもののうち、次に定める圧力以上の圧力を加えられる部分（以下「耐圧部分」という。）について溶接をするもの

イ　液体用の容器又は管であって、最高使用温度がその液体の沸点未満のものについては、最高使用圧力千九百六十キロパスカル

ロ　イに規定する容器以外の容器については、最高使用圧力九十八キロパスカル

ハ　イに規定する管以外の管については、最高使用圧力九百八十キロパスカル（長手継手の部分にあっては、四百九十キロパスカル）

（溶接検査の申請）

第二十六条　法第五十一条の九第一項の規定により特定第一種廃棄物埋設施設の溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、

（定期事業者検査の実施時期）

第二十六条　定期事業者検査（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。以下同じ。）は、特定第一種廃棄物埋設施設について、定期事業者検査が終了した日以降十二月を超えない時期（判定期間が十三月以上であるものとして原子力規制委員会が別に指定した場合は、その指定した時期）ごとに行うものとする。ただし、特定第一種廃棄物埋設施設の設置の工事の後の初回の定期事業者検査については、その使用が開始された日以降十二月を超えな

い時期に行うものとする。

2　前項の判定期間は、原子力規制検査において、特定第一種廃棄物埋設施設（当該特定第一種廃棄物埋設施設を構成する機械又は器具であって、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。

一　次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査を行うべきもの

二　定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの

三　次のいずれかに掲げるもの

イ　計測装置であってその台数について冗長性をもって設置されているもの、ポンプ又はフィルターであって予備のものが設置されているものその他機械又は器具であって特定第一種廃棄物埋設施設の使用時において技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの

ロ　特定第一種廃棄物埋設施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより特定第一種廃棄物埋設施設の保安の確保に支障を来さないもの

3　特定第一種廃棄物埋設施設についての次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査であって、当該定期事業者検査を行うことにより特定第一種廃棄物埋設施設の使用時における特定第一種廃棄物埋設施設の保安の確保に支障を来さないものにあっては、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する時期よりも前の時期に行うことができる。

4　次に掲げる場合にあっては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。

一　使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を

最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三　溶接施行工場の名称及び所在地

四　溶接工程表

五　検査を受けようとする事項、期日及び場所

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施行法（以下「溶接施行方法」という。）並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書

二　検査を受けようとする容器又は管の構造図

三　溶接部の設計図

3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

行うべき時期を定めて承認したとき。

二　災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行うことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

5　前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特定第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所の名称及び所在地

三　直近の定期事業者検査が終了した年月日

四　定期事業者検査開始希望年月日及びその理由

6　前項の申請書には、申請に係る特定第一種廃棄物埋設施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

7　第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（定期事業者検査の実施）

第二十七条　定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一　開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二　試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

2　前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該特定第一種廃棄物埋設施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

3　前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなけれ

（溶接検査の実施）

第二十七条　法第五十一条の九第一項の検査（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は、次の各号に掲げるときごとに行う。

一　溶接作業を行うとき（第二十五条第三号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合及び溶接作業の標準化、溶接に使用する材料の規格化等の状況を勘案して、原子力規制委員会が支障がないものと認めて承認した場合を除く。）。

二　法第五十一条の九第三項第二号に規定する技術上の基準（次号において「溶接の技術基準」という。）により非破壊試験を必要とする溶接部については、非破壊試験を行うことができる状態になったとき。

ばならない。

一　特定第一種廃棄物埋設施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向

二　特定第一種廃棄物埋設施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究の成果

三　特定第一種廃棄物埋設施設に類似する機械又は器具の使用実績（当該特定第一種廃棄物埋設施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。）

4　第二項の一定の期間は、十二月以上としなければならない。

5　第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。

6　定期事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

（定期事業者検査の記録）

第二十八条　定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　検査年月日

二　検査の対象

三　検査の方法

四　検査の結果

五　検査を行った者の氏名

六　検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七　検査の実施に係る組織

八　検査の実施に係る工程管理

九　検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事

三　溶接の技術基準により機械試験を必要とする突合せ溶接部については、機械試験を行うことができる状態になったとき。

四　耐圧試験又は漏えい試験を行うことができる状態になったとき（第二十五条第三号に規定する容器又は管についての漏止め溶接に係る場合を除く。）。

（溶接検査を要しない場合）

第二十八条　法第五十一条の九第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は、漏止め溶接のみをした第二十五条第三号に規定する容器又は管（耐圧部分についてその溶接のみを新たにするものを含む。）を使用する場合とする。

業者の管理に関する事項
十　検査記録の管理に関する事項
十一　検査に係る教育訓練に関する事項
2　定期事業者検査の結果の記録は、その特定第一種廃棄物埋設施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

（閉鎖措置中又は廃止措置中において定期事業者検査を要する場合）

第二十九条　法第五十一条の十第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は、特定第一種廃棄物埋設施設に第七十三条第一項第五号の閉鎖措置期間性能維持施設又は第七十八条の二第九号の廃止措置期間性能維持施設が存在する場合とする。

（溶接の方法の認可）

第二十九条　法第五十一条の九第二項の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、溶接施行工場ごとに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　溶接施行工場の名称及び所在地
三　溶接設備の種類及び容量
四　溶接施行方法の種類
五　溶接を行う者の氏名及びその者が行う溶接施行方法の範囲

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる事項について説明した書類を添付しなければならない。

一　溶接設備
二　溶接施行方法
三　溶接を行う者の知識及び技能

3　原子力規制委員会は、第一項の認可の申請に係る溶接の方法が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一　溶接設備の種類及び容量が申請に係る溶接施行方法による溶接を行うのに適切であること。
二　溶接施行方法が溶接部の強度を確保するのに適切であること。
三　溶接を行う者がその行おうとする溶接施行方法による溶接に

（定期事業者検査の報告）

第三十条　法第五十一条の十第三項の原子力規制委員会規則で定めるとき（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は、定期事業者検査（第二十六条第三項の規定を適用して行うものを除く。）を開始しようとするときとする。

2　法第五十一条の十第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときにあっては遅滞なく、前項に規定するときにあっては検査開始予定日の一月前まで（第二十七条第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）に、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　特定第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所の名称及び所在地

三　検査の対象及び方法並びに期日

四　検査の実績又は予定の概要

3　第一項に規定するときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一　定期事業者検査の計画

二　特定第一種廃棄物埋設施設及び第五十五条の施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める同条第三号の施設管理目標

三　第五十五条第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

イ　施設管理実施計画の始期（定期事業者検査を開始する日をいう。第五十五条第四号イにおいて同じ。）及び期間

ロ　特定第一種廃棄物埋設施設の工事の方法及び時期

ついて相当の知識及び技能を有すること。

4　第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

（輸入品の溶接検査）

第三十条　法第五十一条の九第四項の規定により溶接をした特定第一種廃棄物埋設施設であって輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三　溶接施行工場の名称及び所在地

四　検査を受けようとする事項、期日及び場所

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　溶接の方法に関する説明書

二　検査を受けようとする容器又は管の構造図

三　溶接部の設計図

四　溶接（第二十五条第二号に掲げる容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、非破壊試験（第二十七条第二号に掲げる溶接部に関するものに限る。）、機械試験（同条第三号に掲げる溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験又は漏えい試験（同条第四号に規定する溶接部に関するものに限る。）の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書

3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

ハ　特定第一種廃棄物埋設施設の点検、検査等（以下この号及び第五十五条第四号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期

ニ　特定第一種廃棄物埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

四　第二十七条第二項に規定する判定する方法に関すること（一定の期間を含む。）。

五　前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があった場合にあっては、その変更の内容を説明する書類

六　前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあっては、その評価の結果を記載した書類

七　前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があった場合にあっては、第二十七条第三項各号に掲げる事項について記載した書類

4　前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあっては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

5　第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあっては、第二十七条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。

6　第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

第三十条の二から第四十条まで　削除

（溶接検査実施要領書）

第三十条の二　原子力規制委員会は、第二十六条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第二十七条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

2　原子力規制委員会は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第五十一条の九第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（溶接検査合格証等）

第三十一条　原子力規制委員会は、法第五十一条の九第一項又は第四項の検査（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。）を行い、合格と認めたときは、溶接検査合格証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

（施設定期検査を受ける特定第一種廃棄物埋設施設）

第三十二条　令第三十五条第一号の原子力規制委員会規則で定める廃棄物埋設地の附属施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　廃棄施設

二　非常用電源設備

（施設定期検査の申請）

第三十三条　法第五十一条の十第一項の検査（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。以下「施設定期検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所の名称及び所在地

三　検査を受けようとする事項及び期日

2　前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

3　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正

本一通とする。

（閉鎖措置計画又は廃止措置計画に係る施設定期検査を要する場合）

第三十四条　法第五十一条の十第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は、法第五十一条の二十四の二第一項の認可を受けた閉鎖措置計画に係る閉鎖措置の対象となる特定第一種廃棄物埋設施設又は法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる特定第一種廃棄物埋設施設内に放射性廃棄物が存在する場合とする。

2　前項の場合においては、施設定期検査は、次の各号に掲げる施設について行うものとする。

一　廃棄物受入施設

二　廃棄物取扱施設

三　放射線管理施設

四　廃棄施設

五　非常用電源設備

（施設定期検査の実施）

第三十五条　法第五十一条の十第一項の原子力規制委員会規則で定める期間（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、一年とする。

第三十六条　削除

（施設定期検査実施要領書）

第三十七条　原子力規制委員会は、第三十三条第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第三十五条第一号に規定する特定第一種廃棄物埋設施設の性能が法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているか

どうかについての検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第三十八条　削除

（施設定期検査合格証）

第三十九条　原子力規制委員会は、施設定期検査に合格したと認めたときは、施設定期検査合格証を交付する。

第四十条　削除

（合併及び分割の認可の申請）

第四十一条　法第五十一条の十二第一項の合併又は分割の認可（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあっては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～六　略］

七　廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～六　略］

七　廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

八　［略］

3　［略］

（変更等の届出）

第四十二条　法第五十一条の五第二項、第五十一条の七第四項及び

（合併及び分割の認可の申請）

第四十一条　法第五十一条の十二第一項の合併又は分割の認可（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあっては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～六　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～六　同上］

［号を加える。］

七　［同上］

3　［同上］

（変更等の届出）

第四十二条　法第五十一条の五第二項又は法第五十一条の十三第二

第五十一条の十三第二項の規定による届出に係る書類（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

2　［略］

（記録）

第四十四条　法第五十一条の十五の規定による記録（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　［略］	［略］	［略］
二　第一種廃棄物埋設施設の施設管理（第五十五条に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 イ　使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
ロ　第五十五条第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した第一種廃棄物埋設施設の解体又は

第五十一条の十三第二項の規定による届出に係る書類（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

2　［同上］

（記録）

第四十四条　法第五十一条の十五の規定による記録（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　［同上］	［同上］	［同上］
二　特定第一種廃棄物埋設施設の検査記録 イ　使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間
ロ　施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間

	廃棄をした後五年が経過するまでの期間（廃棄物埋設地に係る場合にあっては、第七項に定める期間）	評価を実施した第一種廃棄物埋設施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	［略］
		ハ　第五十五条第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	［三・四　略］
		評価の都度	［略］
		［削る。］	［削る。］

	廃棄をした後五年が経過するまでの期間（廃棄物埋設地に係る場合にあっては、第七項に定める期間）	評価を実施した第一種廃棄物埋設施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	［略］
		ハ　第五十七条の規定による検査の結果	［三・四　同上］
		検査の都度	［同上］
		検査終了後五年が経過するまでの期間	［同上］
		五　保守記録	［削る。］
		イ　第一種廃棄物埋設施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	巡視及び点検の都度	一年間
		ロ　第一種廃棄物埋設施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	一年間（廃棄物埋設地に係る場合にあっ

五 第一種廃棄物埋設施設の事故記録			
イ　事故の発生及び復旧の日時	［略］	［略］	［略］
［ロ～ニ　略］	［略］	［略］	［略］
六 ［略］	［略］	［略］	［略］
七 ［略］	［略］	［略］	［略］
八 ［略］	［略］	［略］	［略］
九 品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメントシステム文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	［略］	［略］	［略］
十 ［略］	［略］	［略］	［略］
十一 ［略］	［略］	［略］	［略］
十二 ［略］	［略］	［略］	［略］
十三 ［略］	［略］	［略］	［略］

六 ［同上］				
イ　事故の発生及び復旧の時	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［ロ～ニ　同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
七 ［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
八 ［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
九 ［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
十 第四十六条の品質保証計画に関しての文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
十一 ［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
十二 ［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
十三 ［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
十四 ［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

ては、第七項に定める期間）

十四	［略］	［略］	［略］

［2～6　略］

7　第一項の表第一号、第二号ロ、第三号ニ、ヌ及びル、第五号、第六号ハ、第七号、第十号、第十二号並びに第十三号の記録の保存期間は、法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（品質マネジメントシステム）

第四十六条　法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（第五十三条から第六十一条までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。

第四十七条から第五十二条まで　削除

十五	［同上］	［同上］	［同上］

［2～6　同上］

7　第一項の表第一号、第三号ニ、ヌ及びル、第五号ロ、第六号、第七号ハ、第八号、第十一号、第十三号並びに第十四号の記録の保存期間は、法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（品質保証）

第四十六条　法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、保安規定に基づき品質保証計画を定め、これに基づき保安活動（第五十三条から第六十一条までに規定する措置を含む。）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質保証計画の改善を継続して行わなければならない。

（品質保証計画）

第四十七条　品質保証計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　品質保証の実施に係る組織に関する事項
二　保安活動の計画に関する事項
三　保安活動の実施に関する事項
四　保安活動の評価に関する事項
五　保安活動の改善に関する事項

（品質保証の実施に係る組織）

第四十八条　品質保証の実施に係る組織は次のとおりとする。

一　第一種廃棄物埋設事業者（法人にあってはその代表者）によって運営されていること。

二　品質保証に関する責任及び権限並びに業務が明確であるこ

と。

三　品質保証計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行う仕組みを有していること。

（保安活動の計画）

第四十九条　品質保証計画における保安活動の計画に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　保安活動において産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Ｑ九〇〇〇のプロセス及びその相互関係が明確にされていること。

二　保安活動の計画、実施、評価及び改善の各段階を踏まえて実施し、保安活動の改善を継続して行う仕組みとすること。

三　外部から物品又は役務を調達する場合においては、その管理を適切に行う方法を定めること。

四　保安のための重要度に応じて、実施すべき内容を定めること。

五　保安活動に関する文書及び記録の適切な管理に関する手順を定めること。

六　保安活動を実施する者に対する必要な教育及び訓練の体系を定めること。

（保安活動の実施）

第五十条　品質保証計画における保安活動の実施に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）ごとに、次により行うこと。

イ　個別業務の目標及び個別業務に関する要求事項を明確にし、個別業務の実施計画（以下この条において「実施計画」という。）を策定すること。

ロ　個別業務の実施は、実施計画に基づき行うこと。この場合において、当該計画が要求事項を満たしていることを適

切な段階で確認すること。

ハ　実施計画を変更する場合は、変更内容を適切に管理すること。

二　外部から物品又は役務を調達する場合は、実施計画に適切な調達の実施に必要な事項（当該物品又は役務の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）を取得し、他の第一種廃棄物埋設事業者及び他の第二種廃棄物埋設事業者と共有するために必要な措置に関することを含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めること。

三　個別業務が実施計画に定めた要求事項を満たしていることを確認するため、必要な検査及び試験を定めて行うこと。

四　保安のための重要度に応じて前号の検査及び試験を行う者を定めること。

五　要求事項に適合しない状態（以下「不適合」という。）が発生した場合は、これを適切に管理する方法を定めること。

（保安活動の評価）

第五十一条　品質保証計画における保安活動の評価に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　保安活動の実施の状況について、必要な監視及び測定を計画的に行うこと。

二　保安活動が適切に行われていることを明確にするため、計画的に監査を行うこと。

三　前号の評価は、対象となる個別業務を実施した者以外の者により実施されること。

（保安活動の改善）

第五十二条　品質保証計画における保安活動の改善に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一　不適合に対する再発防止のために行う是正に関する処置に

関する手順（第八十九条各号に掲げる事故故障等の事象その他が発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）の手順を含む。）を確立して行うこと。

二　生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置（以下「予防処置」という。）に関する手順（根本原因分析の手順を含む。）を確立して行うこと。

三　予防処置に当たっては、自らの第一種廃棄物埋設施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。

四　前条の評価結果を適切に反映すること。

［条を削る。］

（第一種廃棄物埋設施設の施設管理）

第五十五条　法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物埋設施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　第一種廃棄物埋設施設が法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二　前号ただし書の場合においては、法第五十一条の二十五第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条

（作業手順書等の遵守）

第五十二条の二　法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書（以下「作業手順書等」という。）を定め、これらを遵守しなければならない。

（第一種廃棄物埋設施設の巡視及び点検）

第五十五条　法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、毎週一回以上、第一種廃棄物埋設施設の保全に従事する者に第一種廃棄物埋設施設について巡視及び点検を行わせなければならない。

の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第七十八条の二第九号の廃止措置期間性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。

三　第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあっては、第一種廃棄物埋設施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この条において「施設管理目標」という。）を定めること。

四　施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この条において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。

イ　施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ　第一種廃棄物埋設施設の設計及び工事に関すること。

ハ　第一種廃棄物埋設施設の巡視（第一種廃棄物埋設施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ　第一種廃棄物埋設施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（第一種廃棄物埋設施設の操作中及び操作停止中の区別を含む（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。

ホ　第一種廃棄物埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ヘ　第一種廃棄物埋設施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ト　への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。

チ　第一種廃棄物埋設施設の施設管理に関する記録に関すること。

五　施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それ

ぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること。

イ　施設管理方針及び施設管理目標にあっては、一定期間

ロ　施設管理実施計画にあっては、前号イに規定する期間

六　前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七　第一種廃棄物埋設施設の操作を相当期間停止する場合その他第一種廃棄物埋設施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該第一種廃棄物埋設施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

第五十七条　削除

（第一種廃棄物埋設施設の施設定期自主検査）

第五十七条　法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の各号（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は第一号を除く。）に掲げる検査に関する措置を採らなければならない。

一　令第三十五条第一号に規定する特定第一種廃棄物埋設施設（次号に規定するものを除く。）は、当該施設の性能が法第五十一条の九の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査を一年ごとに行うこと。

二　警報装置、非常用電源装置その他の非常用装置については、当該装置の各部分ごとの作動のための性能検査を一月ごとに、当該装置全体の作動のための総合検査を一年ごとに行うこと。

三　第一種廃棄物埋設施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については、較正を一年ごとに行うこと。

2　法第五十一条の二十四の二第一項の認可を受けた第一種廃棄物埋設事業者は、当該認可若しくは同条第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第一種廃棄物埋設施設の性能が維持されているかどうかについての検査を一年ごとに行われなければならない。

（設計想定事象に係る第一種廃棄物埋設施設の保全に関する措置）

第五十八条の二　法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、設計想定事象に関して、法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところ（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものにあっては、当該認可を受けたところ）により、次に掲げる第一種廃棄物埋設施設の保全に関する措置を講じなければならない。

一　設計想定事象に係る第一種廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画（第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所における火災に係る次に掲げる事項を含む。）を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従って必要な活動を行わせること。

イ　第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所における可燃物の管理に関すること。

ロ　消防吏員への通報に関すること。

ハ　消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

二　設計想定事象の発生時における第一種廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に実施すること。

三　設計想定事象の発生時における第一種廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。

四　前三号に掲げるもののほか、設計想定事象の発生時における第一種廃棄物埋設施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

［条を加える。］

3　前項の規定は、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた第一種廃棄物埋設事業者について準用する。

（廃棄物埋設地の附属施設に係る設備の操作）

第五十九条　法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の各号に掲げる廃棄物埋設地の附属施設に係る設備の操作に関する措置を講じなければならない。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一　廃棄物埋設地の附属施設に係る設備の操作に必要な知識を有する者に行わせること。

二　廃棄物埋設地の附属施設に係る設備の通常の操作（廃棄物埋設地の附属施設において計画的に行われる操作をいう。）を行うために必要な次の事項を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

イ　操作の開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作の停止後に確認すべき事項

ロ　操作員その他の従業者が廃棄物埋設地の附属施設に係る設備の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に関する事項

ハ　警報の発報その他の異状があった場合に操作員その他の従業者が講ずべき措置（次号の処置を除く。）に関する事項

三　非常の場合に講ずべき処置を定め、これを操作員その他の従業者に守らせること。

［号を削る。］

四　試験操作を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行わせること。

五　［略］

（事業所において行われる運搬）

第六十条　法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講

（廃棄物埋設地の附属施設に係る設備の操作）

第五十九条　法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、次の各号に掲げる廃棄物埋設地の附属施設に係る設備の操作に関する措置を採らなければならない。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

［号を加える。］

一　操作開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項及び操作停止後に確認すべき事項を定め、これを操作員に守らせること。

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

二　非常の場合に採るべき処置を定め、これを操作員に守らせること。

三　換気設備、放射線測定器及び非常用設備は、常にこれらの機能を発揮できる状態に維持しておくこと。

四　試験操作を行う場合には、その目的、方法、異常の際に採るべき処置等を確認の上これを行わせること。

五　［同上］

（事業所内の運搬）

第六十条　法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所内の核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければな

じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

［一～九　略］

［2・3　略］

4　第一種廃棄物埋設事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所において運搬することができる。

（事業所において行われる廃棄）

第六十一条　法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

［一～十四　略］

（保安規定）

第六十三条　法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　［略］

［号を削る。］

二　品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則

ら）ない。

［一～九　同上］

［2・3　同上］

4　第一種廃棄物埋設事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十七条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所内において運搬することができる。

（事業所内の廃棄）

第六十一条　法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物埋設施設を設置した事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

［一～十四　同上］

（保安規定）

第六十三条　［同上］

一　［同上］

二　安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三　第一種廃棄物埋設施設の品質保証に関すること（根本原因分

第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三　［略］

四　［略］

五　第一種廃棄物埋設施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの

(1)～(4)　略］

(5)　非常の場合に講ずべき処置に関すること。

ハ　［略］

六　第一種廃棄物埋設地の附属施設の操作に関することであって、次に掲げるもの

イ　第一種廃棄物埋設地の附属施設の操作を行う体制の整備に関すること。

ロ　第一種廃棄物埋設地の附属施設の操作に当たって確認すべき事項及び操作に必要な事項

ハ　異状があった場合の措置に関すること（第十二号に掲げるものを除く。）。

七　［略］

八　［略］

九　［略］

十　［略］

［号を削る。］

十一　放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄その他の取扱い（事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十二　非常の場合に講ずべき処置に関すること。

十三　設計想定事象に係る第一種廃棄物埋設施設の保全に関する

析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四　［同上］

五　［同上］

六　第一種廃棄物埋設施設の放射線業務従事者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)～(4)　同上］

(5)　非常の場合に採るべき処置に関すること。

ハ　［同上］

七　保安上特に管理を必要とする設備の操作に関すること。

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

［号の細分を加える。］

八　［同上］

九　［同上］

十　［同上］

十一　［同上］

十二　第一種廃棄物埋設施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。

十三　第一種廃棄物埋設施設の施設定期自主検査に関すること。

十四　放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄その他の取扱いに関すること。

十五　非常の場合に採るべき処置に関すること。

［号を加える。］

措置に関すること。

十四　［略］

十五　第一種廃棄物埋設施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）。

十六　［略］

十七　［略］

十八　不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

十九　［略］

2　法第五十一条の二十四の二第一項又は第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする閉鎖措置計画に定められている閉鎖措置又は廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一　［略］

［号を削る。］

二　品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

三　閉鎖措置又は廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四　［略］

五　［略］

六　閉鎖措置又は廃止措置を行う者に対する保安教育に関すること。

十六　［同上］

［号を加える。］

十七　［同上］

十八　［同上］

十九　不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十　［同上］

2　法第五十一条の二十四の二第一項又は法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする閉鎖措置計画に定められている閉鎖措置又は廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一　［同上］

二　安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

三　第一種廃棄物埋設施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

四　閉鎖措置又は廃止措置の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。

五　［同上］

六　［同上］

七　閉鎖措置又は廃止措置の放射線業務従事者に対する保安教育

とであって次に掲げるもの ［イ～ハ　略］	に関することであって次に掲げるもの ［イ～ハ　同上］
七　［略］	八　［同上］
八　［略］	九　［同上］
九　［略］	十　［同上］
十　［略］	十一　［同上］
十一　［略］	十二　［同上］
［号を削る。］	十三　第一種廃棄物埋設施設の施設定期自主検査に関すること。
［号を削る。］	十四　第一種廃棄物埋設施設の巡視及び点検並びにこれに伴う処置に関すること。
十二　放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取扱い（事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。	十五　放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取扱いに関すること。
十三　非常の場合に講ずべき処置に関すること。	十六　非常の場合に採るべき処置に関すること。
十四　設計想定事象に係る第一種廃棄物埋設施設の保全に関する措置に関すること。	［号を加える。］
十五　［略］	十七　［同上］
十六　［略］	十八　［同上］
十七　第一種廃棄物埋設施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）。	［号を加える。］
十八　［略］	十九　［同上］
十九　［略］	二十　［同上］
二十　［略］	二十一　［同上］
二十一　［略］	二十二　［同上］
二十二　［略］	二十三　［同上］
［3・4　略］	［3・4　同上］
第六十四条　削除	（保安規定の遵守状況の検査） 第六十四条　法第五十一条の十八第五項の規定による検査（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、毎年四回行うものとする。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

（廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請）

第六十五条　令第三十七条の譲受けの許可の申請書（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。

［一・二　略］

三　令第三十七条第七号の廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～五　略］

六　廃棄物埋設施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

七　［略］

八　［略］

3　［略］

第六十八条　削除

2　前項の検査についての法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一　事務所又は事業所への立入り

二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三　従業者その他関係者に対する質問

四　核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請）

第六十五条　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～五　同上］

［号を加える。］

六　［同上］

七　［同上］

3　［同上］

（核物質防護規定の遵守状況の検査）

第六十八条　法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第五項の規定による検査（第一種廃棄物埋設の事業に係

（閉鎖措置計画の認可の申請）

第七十三条　法第五十一条の二十四の二第一項の規定により閉鎖措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について閉鎖措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～四　略］

五　閉鎖措置期間中に性能を維持すべき特定第一種廃棄物埋設施設（以下この条において「閉鎖措置期間性能維持施設」という。）

六　閉鎖措置期間性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

七　［略］

八　閉鎖措置に係る品質マネジメントシステム

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～五　略］

六　閉鎖措置期間性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［七・八　略］

九　閉鎖措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十　［略］

るものに限る。）は、毎年一回行うものとする。

2　前項の検査についての法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一　事務所又は事業所への立入り

二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査

三　従業員その他関係者に対する質問

四　特定核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

（閉鎖措置計画の認可の申請）

第七十三条　［同上］

［一～四　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

五　［同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～五　同上］

六　閉鎖措置期間中に機能を維持すべき第一種廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［七・八　同上］

九　品質保証計画に関する説明書

十　［同上］

3　［略］	
（閉鎖措置計画の変更の認可の申請） 第七十四条　法第五十一条の二十四の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 ［一・二　略］ 三　変更に係る前条第一項第三号から第八号までに掲げる事項 四　［略］ ［2・3　略］	3　［同上］ （閉鎖措置計画の変更の認可の申請） 第七十四条　法第五十一条の二十四の二第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 ［一・二　同上］ 三　変更に係る前条第一項第三号から第五号までに掲げる事項 四　［同上］ ［2・3　同上］
（閉鎖措置確認証） 第七十六条の二　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、前条第一項の規定による申請に係る閉鎖措置が法第五十一条の二十四の二第一項の認可を受けた閉鎖措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って行われていることについて確認をしたときは、閉鎖措置確認証を交付する。	［条を加える。］
（閉鎖措置計画の認可の基準） 第七十七条　法第五十一条の二十四の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 一　閉鎖措置の実施が法第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。 二　［略］	（閉鎖措置計画の認可の基準） 第七十七条　法第五十一条の二十四の二第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 一　閉鎖措置の実施が許可申請書等に記載したところによるものであること。 二　［同上］
（廃止措置実施方針に定める事項）	（廃止措置実施方針に定める事項）

第七十八条の二　法第五十一条の二十四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

［一～八　略］

九　廃止措置期間中に性能を維持すべき特定第一種廃棄物埋設施設（第七十九条、第八十五条及び第八十八条の二において「廃止措置期間性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十・十一　略］

十二　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

［十三・十四　略］

（廃止措置計画の認可の申請）

第七十九条　法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　廃止措置対象附属施設及びその敷地

［略］

四　廃止措置期間性能維持施設

五　廃止措置期間性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

［略］

六　［略］

七　［略］

八　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～五　略］

第七十八条の二　［同上］

［一～八　同上］

九　廃止措置期間中に機能を維持すべき第一種廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十・十一　同上］

十二　廃止措置に係る品質保証計画

［十三・十四　同上］

（廃止措置計画の認可の申請）

第七十九条　［同上］

［一・二　同上］

三　廃止措置の対象となる廃棄物埋設地の附属施設（以下「廃止措置対象附属施設」という。）及びその敷地

四　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

五　［同上］

六　［同上］

七　［同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～五　同上］

六　廃止措置期間性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書
［七・八　略］
九　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
十　［略］
3　［略］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）
第八十条　法第五十一条の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
［一・二　略］
三　変更に係る前条第一項第三号から第十号までに掲げる事項
四　［略］
［2・3　略］

（廃止措置終了確認証）
第八十四条の二　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請）
第八十五条　法第五十一条の二十六第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に係る者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
［一～四　略］
五　廃止措置期間性能維持施設
六　廃止措置期間中に機能を維持すべき第一種廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

六　廃止措置期間中に機能を維持すべき第一種廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書
［七・八　同上］
九　品質保証計画に関する説明書
十　［同上］
3　［同上］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）
第八十条　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者（第一種廃棄物埋設事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
［一・二　同上］
三　変更に係る前条第一項第三号から第七号までに掲げる事項
四　［同上］
［2・3　同上］

［条を加える。］

（旧廃棄事業者等の廃止措置計画の認可の申請）
第八十五条　［同上］
［一～四　同上］
［号を加える。］
［号を加える。］

性能並びにその性能を維持すべき期間

七　［略］

八　［略］

九　［略］

十　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～六　略］

七　廃止措置期間性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［八・九　略］

十　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十一　［略］

3　［略］

（旧廃棄事業者等に係る廃止措置対象附属施設の維持等）

第八十八条の二　法第五十一条の二十六第四項において読み替えて準用する法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）は、廃止措置対象附属施設に廃止措置期間性能維持施設が存在する場合とする。

2　前項の場合において、法第五十一条の九本文の規定は、廃止措置期間性能維持施設に限り、適用されるものとする。

3　第一項の場合において、定期事業者検査は、廃止措置期間性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。

（指定廃棄物埋設区域に関し記録すべき事項）

第八十八条の三　［略］

（指定に関する規定の準用）

五　［同上］

六　［同上］

七　［同上］

2　［同上］

［号を加える。］

［一～六　同上］

七　廃止措置期間中に機能を維持すべき第一種廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［八・九　同上］

十　品質保証計画に関する説明書

十一　［同上］

3　［同上］

［条を加える。］

（指定廃棄物埋設区域に関し記録すべき事項）

第八十八条の二　［同上］

（指定に関する規定の準用）

第八十八条の四　［略］

［条を削る。］

［条を削る。］

（電磁的記録媒体による手続）

第九十二条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。別記様式第三において同じ。）及び別記様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

［一・二　略］

三　前条第一項の報告書

［様式を削る。］

［様式を削る。］

［様式を削る。］

別記様式第３（第92条関係）　［略］

第八十八条の三　［同上］

（身分を示す証明書）

第九十二条　第一種廃棄物埋設事業者に対する検査について、法第五十一条の十八第六項において準用する法第十二条第七項の身分を示す証明書は、別記様式第三によるものとし、法第五十一条の二十三第二項において準用する法第十二条の二第七項の身分を示す証明書は、別記様式第四によるものとし、法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第五によるものとする。

（人の出入り等の管理が行われている区域）

第九十三条　令別表第二の五の項の原子力規制委員会規則で定める区域は、第二条第二項第三号に規定する管理区域とする。

（電磁的記録媒体による手続）

第九十四条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式第六の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

［一・二　同上］

三　第九十一条第一項の報告書

別記様式第３（第92条関係）　［略］

別記様式第４（第92条関係）　［略］

別記様式第５（第92条関係）　［略］

別記様式第６（第94条関係）　［同上］

別表第十八　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（定義） 第一条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～六　略］ 七　空気中濃度限度　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第十四条第四号、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第二条の十一の十二第四号、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第七条の八第四号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第十六条第四号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第九十条第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第十九条第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第三十三条第四号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）第三十五条第四号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第八十五条第四号及び核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第六十一条第四号の原子力規制委員会が定める濃度限度をいう。 八　水中濃度限度　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条第七号、核燃料物質の使用等に関する	（定義） 第一条　［同上］ ［一～六　同上］ 七　空気中濃度限度　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第十四条第四号、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第二条の五第二十八号イ及び第二条の十一の九第四号、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第七条の八第四号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第九十条第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第十九条第四号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第三十三条第四号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）第三十五条第四号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第八十五条第四号並びに核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）第六十一条第四号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るものをいう。 八　水中濃度限度　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条第七号、核燃料物質の使用等に関する

規則第二条の十一の十二第七号、核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の八第七号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第九十条第七号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第十九条第六号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十三条第六号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第三十五条第六号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第八十五条第七号及び核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第六十一条第六号の原子力規制委員会が定める濃度限度をいう。 九　原子炉制御室　実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）第三十八条第一項、試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則（令和〇年原子力規制委員会規則第〇号）第三十四条第一項（第五十二条、第五十九条及び第七十条において準用する場合を含む。）及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号）第三十七条第一項に規定する原子炉制御室をいう。 十　制御室　再処理施設の技術基準に関する規則（令和〇年原子力規制委員会規則第〇号）第二十三条第一項に規定する制御室をいう。 2　［略］	規則第二条の五第二十八号イ及び第二条の十一の九第七号、核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の八第七号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第九十条第七号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第十九条第六号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十三条第六号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第三十五条第六号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第八十五条第七号並びに核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第六十一条第六号の原子力規制委員会が定める濃度限度に係るものをいう。 九　原子炉制御室　実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）第三十八条第一項、試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十一号）第二十四条第一項（第四十一条、第四十一条の八及び第五十一条において準用する場合を含む。）及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号）第三十七条第一項に規定する原子炉制御室をいう。 十　制御室　再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（昭和六十二年総理府令第十二号）第十五条第一項に規定する制御室をいう。 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第十九　使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義） 第一条　この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（次項第一号において「法」という。）及び核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）において使用する用語の例による。 ２　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　「使用前検査対象施設」とは、使用施設等のうち、法第五十五条の二第一項の規定により使用者が検査を行わなければならないものをいう。 二　「設計評価事故」とは、操作上の過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災、爆発その他の災害により発生する事故であって、公衆に放射性物質又は放射線による影響を及ぼすおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいう。 三　「安全機能」とは、使用施設等の通常時又は設計評価事故時において、使用施設等の安全性を確保するために必要な機能をいう。 四　「安全上重要な施設」とは、使用施設等のうち、安全機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計評価事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が使用施設等を設置する工場又は事業所（以下「工場等」という。）の外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。 五　「多様性」とは、同一の機能を有する二以上の系統又は機器が、想定される環境条件において、これらの構造、動作原理その他の性質が異なることにより、共通要因（二以上の系統又は	（定義） 第一条　この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）及び核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）において使用する用語の例による。 ２　この規則において「施設検査対象施設」とは、使用施設等のうち、法第五十五条の二第一項の規定により検査を受けなければならないものをいう。 ［各号を加える。］

機器に同時に影響を及ぼすことによりその機能を失わせる要因をいう。）又は従属要因（単一の原因によって確実に系統又は機器に故障を発生させることとなる要因をいう。第十六条第二項において同じ。）によって同時にその機能が損なわれないことをいう。

（火災等による損傷の防止）

第四条　［略］

2　使用前検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（次項において「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。

3　［略］

（自然現象による影響の考慮）

第六条　使用施設等（使用前検査対象施設を除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。

（核燃料物質の臨界防止）

第七条　使用前検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。

2　使用前検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。

（使用前検査対象施設の地盤）

第八条　使用前検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する使用前検査対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下この条及

（火災等による損傷の防止）

第四条　［同上］

2　施設検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないよう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備（以下「消火設備」という。）及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。

3　［同上］

（自然現象による影響の考慮）

第六条　使用施設等（施設検査対象施設は除く。）は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならない。

（核燃料物質の臨界防止）

第七条　施設検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。

2　施設検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。

（施設検査対象施設の地盤）

第八条　施設検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。

び次条において「耐震重要施設」という。）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該使用前検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。

［２・３　略］

（地震による損傷の防止）

第九条　使用前検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。

２　前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用前検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

［３・４　略］

（津波による損傷の防止）

第十条　使用前検査対象施設は、その供用中に当該使用前検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

（外部からの衝撃による損傷の防止）

第十一条　使用前検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

２　［略］

３　使用前検査対象施設は、工場等内又はその周辺において想定される当該使用前検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。

（使用前検査対象施設への人の不法な侵入等の防止）

）にあっては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該施設検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。

［２・３　同上］

（地震による損傷の防止）

第九条　施設検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。

２　前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある施設検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

［３・４　同上］

（津波による損傷の防止）

第十条　施設検査対象施設は、その供用中に当該施設検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

（外部からの衝撃による損傷の防止）

第十一条　施設検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

２　［同上］

３　施設検査対象施設は、工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）内又はその周辺において想定される当該施設検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。

（施設検査対象施設への人の不法な侵入等の防止）

第十二条　使用前検査対象施設が設置される工場等には、使用前検査対象施設への人の不法な侵入、使用前検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。

2　使用前検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。

（溢水による損傷の防止）

第十三条　使用前検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

（化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

第十四条　使用前検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

（飛散物による損傷の防止）

第十五条　使用前検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。

（重要度に応じた安全機能の確保）

第十六条　使用前検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。

2　［略］

第十二条　施設検査対象施設が設置される工場等には、施設検査対象施設への人の不法な侵入、施設検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。

2　施設検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。

（溢水による損傷の防止）

第十三条　施設検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

（化学薬品の漏えいによる損傷の防止）

第十四条　施設検査対象施設は、その施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

（飛散物による損傷の防止）

第十五条　施設検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならない。

（重要度に応じた安全機能の確保）

第十六条　施設検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。

2　［同上］

（環境条件を考慮した設計）

第十七条　使用前検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。

（検査等を考慮した設計）

第十八条　使用前検査対象施設は、当該使用前検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。

（使用前検査対象施設の共用）

第十九条　使用前検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、使用前検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。

（誤操作の防止）

第二十条　使用前検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。

２　［略］

（安全避難通路等）

第二十一条　使用前検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

［一～三　略］

（設計評価事故時の放射線障害の防止）

第二十二条　使用前検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。

（監視設備）

（環境条件を考慮した設計）

第十七条　施設検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならない。

（検査等を考慮した設計）

第十八条　施設検査対象施設は、当該施設検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。

（施設検査対象施設の共用）

第十九条　施設検査対象施設は、他の原子力施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、施設検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならない。

（誤操作の防止）

第二十条　施設検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。

２　［同上］

（安全避難通路等）

第二十一条　施設検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

［一～三　同上］

（設計評価事故時の放射線障害の防止）

第二十二条　施設検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。

（監視設備）

第二十六条　使用前検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該使用前検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。 （非常用電源設備） 第二十七条　使用前検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該使用前検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。 （通信連絡設備等） 第二十八条　使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。 2　使用前検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。 3　［略］ （多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止） 第二十九条　使用前検査対象施設は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、当該使用前検査対象施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。	第二十六条　施設検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該施設検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。 （非常用電源設備） 第二十七条　施設検査対象施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他当該施設検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるように、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。 （通信連絡設備等） 第二十八条　施設検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。 2　施設検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。 3　［同上］ （多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止） 第二十九条　施設検査対象施設は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であって、当該施設検査対象施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。